

日本村落の封鎖性と開放性

白 井 二 尚

ま え が き

ベルグソンが封鎖社会と開放社会とを論じて以来、社会の封鎖性と開放性とは諸々の領域に於て屢々論議や究明の対象となり又基礎となつたが、これ等両者は元来共に社会学の主要概念に属し、特に社会の分析解明の出発点乃至根底となるべきものである。社会が封鎖的であり且狭少であるならば、その社会には新たなものが現われ難くて、伝統慣習が支配し、同時に人々は伝統慣習に没入して、ものの意義や価値を問う事なき無批判的即自性が生活態度の基調となる。他方又斯かる社会では、接触交渉の対象は社会の内部のものみに限定されるが故に、内部のものとの接触交渉は頻繁に反復され、従つて内部の成員は相互の接触交渉に媒介されて有無相通じ合い、相互の類似性を高めると共に、この類似性は新奇なもの出現によつて乱される事がないので、内部の等質性がこの社会の一特質となる。而して接触交渉の頻繁であり反復される事は、やがて内部のものを詳密に夫々の具体的個別性を尽して遺漏なく領解把握せしめ、従つてももの觀念を直観的ならしめる。而してこの領解把握従つて又表象觀念の具体的個別的直観性は強い感情情緒を伴い易いが故に、同時に又領解把握されたものの具体的個別性は、それに対応する扱いを与えられ得ると共に、この対応適合は主情性による同情や共感に支持されて、この社会に於ける成員間の相互作用には錯誤や無視すべからざるものの閑却はなくて、微細な点に至るまで適応調和が見られ易い。併し乍らこの社会の以上の如き一連の特質は、社会の封鎖性よりする外界のもの全てに対する無知無関心乃至は蔑視反感敵意と相関的である。他方開放的であり広大な社会では、内外から新たなものが生じ又入り込んで、変動が相次ぎ、人やものの不断の移動の故に、同じ対象との接触交渉は僅少であり一時のものたるに止まる。従つて接触交渉の反復によつて促進される等質性は発達し得ず、移動と変動によつて異質性が支持強化される。新奇なもの別異なものとの接触交渉は、人をもとの対照比較に導き、対象の意義や価値を批判検討する合理的対自性を生活態度の基調たらしめる。更に同一対象との接触交渉が僅少であり一時に止まる事は、人をして夫々の対象にのみあつて他に無き個別性の把握に

まで至らしめず、多数の対象に共通に存在するが故にそれ等の対象と接触を重ねるにつれて自ら意識される普遍性のみを把握するに止まる抽象性を、この社会に於ける対象把握の特質たらしめる。而して斯く抽象的であるが故に空疎な把握には、濃やかな感情情緒は伴い難い。従つて感情情緒の稀薄性乃至欠如、換言すれば非情性が斯かる社会に於ける生活の全てに付き纏う。而して人は対象の個性という自己が把握せざるものは之を閑却無視するの外ないと共に、常住に領解把握している自己の利害損得には不断に顧慮を払い、之に対応致するように行爲するも亦自然の事である。斯くて自利を計るに専らであつて、他者を領解する事なく自己以外は全て無視して顧みざる人間の集りなるこの社会では、成員間の相互作用が調和合致を欠き易い事は明らかである。けれどもこの社会は以上の如き一連の特質を有する反面に、開放性よりして、封鎖的な社会とは異り、外界のものに対して、或程度の関心理解乃至認容親和を有する事も当然であろう。右の概観によつても知られる如く、封鎖性と開放性とは社会の全く対立する二つの類型の根底をなし、極めて重要な意義を有するにも拘らず、両者の社会学的究明が未だ寥々たるは遺憾とすべきである。故に茲に都市と共に社会の基本的構成要素であり且それ自身一つの小社会である村落に就いて、その封鎖性開放性の実態を分析把握せんと試みる事は、必ずしも無意義ではないであろう。而して本稿では対象領域を日本村落に限定し、之の封鎖性開放性を能う限り具体的に分析説明するに努めた。併し乍ら、日本の村落と言つても千差万別であり、しかもそれ等が皆不断に変貌を進めつつある。従つて僅少の村落についての調査研究から日本村落に關して一般的な論述をする事などの不可能なるは勿論の事であり、本稿の如きは遠い将来に可能なるべき一般的論述に対して些かなりとも素材を提供し得れば幸である。

本稿が如何なる意義を有つかは、更に進んで右に述べた村落民の生活の共同と分離、伝統性と変動性以下調和性と不調和性に至る各項目に就いて、本稿との聯関に於て本稿と同様の記述がなされて、初めて明らかになるのであつて、本稿が本稿のみに止まつている限り、本稿の如き考察を試みる事は、無意義な閑事業と見られ易いかも知れない。本稿に続くべき各項目の資料も既に揃つているので、これ等に就いて記述する機会の与えられん事を切に祈念する次第である。本稿は右の如く村落社会に就いての局部的な研究であるが、他方又本稿の扱つている事項の夫々が、何れも広汎且詳細な研究の対象となるものであり、入会地・通婚圏・交換経済の滲透・労働の需給等若干を任意に抽出して見ても、何れも、そのみを専門的に調査研究しても、究明し尽くし難い程複雑多岐な問題領域を形成して居り、又これ等の一つを特に研究している人々があるのであつて、斯かる専門的研究からすれば、本稿の記述の如きはむしろ余りにも包括的であると共に、その扱う事項の夫々に就いて叙するところは余りにも断片的であり粗雑であ

るとの誹りを免れないであろう。この意味に於ては、本稿の如きは扱つてゐる問題に就いての全くの序説であり、将来樹立せらるべき村落社会学の第一歩に過ぎないものである事は、筆者が最もよく意識してゐるところである。

本稿は十数年前村落に就いて論じた拙稿(村落、岩波講座倫理学、第一五冊)に於て封鎖性開放性を扱つたところを増補補充せん事を企図したものである。私は戦時中から日本村落の実態調査に手を染め、戦後は文部省の研究費を得、更にロックフェラー財団の援助によつて、年々若干の村落を京大社会学研究室関係者と共に調査し、これが為に作製した村落調査細目は稿を改める事四回、調査の範囲は右に概観した封鎖・開放から調和・不調和や対外関係に迄及び、調査項目は村落の構造形態の各方面の特殊微細な点にも行き届るに至つた。右記調査細目は社会学専攻の学生の村落調査にも基準として用いられて、多数の報告が寄せられた。本稿はこれ等の報告及び自らが中心となつて行つた実態調査からの資料を中心とし、幾分他の資料で補つて書かれたものである。記載事項の夫々に一々調査の年月日を附記する事は煩を避ける為に省略したが、概ね戦後の調査によつて得た資料によるものであり、然らざるものは戦前の資料による事が自ら察知されるように意を用いた。猶最近の町村合併によつて、町村名が一新されたが、本稿は調査当時の名称をその儘に用いた。これは斯くする事によつて、調査実施の時期が間接に示されるという考えにもよるものである。猶本稿で考察の対象としたのは主として所謂自然村即ち旧村乃至部落であつて、明治二一年の町村制公布までは独立の村となつていたものである。今日の村落生活の究明把握には旧村は勿論今迄の行政村のみならず、更に広い範囲にまで

一 生業と封鎖

四面に海を環らす我が国土の湿度は相当に高く、又国土の全体が温帯に在つて暖流に洗われるので、氣候が温暖であるところから、人は体温維持の為に多くの脂肪分を必要とはしないという事情よりして、我が国では主として植物性の食物が要求される。然るに我が国土の氣候は一般に農産物の育成に好箇の条件を提供し、就中稲の挿秧期が梅雨期に当り、稲の最も水を必要とする時に之を十分に供給すると共に、その發育期から開花期に亘つて高温多湿であり、成熟期・收穫期に雨量が少く、曇りなき大空から日照を十分供給され、大氣がよく乾燥して居る事は、我国土を收穫量の特に優れた水稻の栽培に極めて好適せる土地たらしめる事情

亘つて調査研究される事の必要なるは言うまでもないが、斯かる広範囲の実証的研究は費用・人員その他の点で、我國では未だ殆どなされてゐない実状にあるので、斯かる望ましい研究の爲の素地を用意する意味に於ては、本稿の如きも猶多少の意義はあるであろうと思惟する次第である。資料の源となつた調査報告は頗る多いので、これ等の報告を寄せられた京大及び大谷大学の社会学専攻学生その他の人々の姓名を一々列挙する事は略するが、調査や報告作製に刻苦努力されたこれ等の諸君に対し、茲に深甚なる敬意と謝意とを表す。本稿に用いられた資料は勿論猶膨大な量に達し、又論述すべくして遂に触れなかつた事項も多々あるが、余りに冗長になる事を恐れ、一先づ、封鎖・開放の部は本稿の形に纏める事にした。私の日本村落の実態調査は未だ予定を終了するに至らないので、本稿の記述は村落の種類や所在の地域等の点から見、組織的体系的でないという欠点をもつてゐる。地図写真等も当然収録すべきであるが、予定された枚数を遙かに超過したので、遺憾乍らこれ等は全て省略せざるを得なかつた。猶本稿の大方は三年前に書かれたものであるが、文学部五十周年記念論文集の刊行その他の事情により印刷が遅れたのであつて、最近の資料を十分に収録し難かつたのは、この事情及び紙数の制限によるが、後日改めて増補訂正せん事を期してゐる。

により、我が国民の主食物は古来米であり、副食物にも亦農産物が頗る多い。斯くて我が国は有史以前から水稻農業を主とし、可耕地にして水利を欠き又は湿度・日光等の不足する為に水稻耕作の困難な所にのみ、雑穀を耕作して今に至つた。併し乍ら、稲の品種改良が重ねられ、水利開発等によつて水田が増加するにつれて、国民の嗜好も亦米に集中して雑穀を駆逐し、今や米の収穫額は他の農産物全体のそれにもまさるに至つた。寒気が凜烈ならず又長期にも亘らない我国に於ては、食料としての獣肉への要求少く、又衣類の為に獣毛獣皮を必要とする事が少いのみならず、羊毛採取に必要な乾燥せる氣候を欠如するの不便ある上に、雑草の繁茂する為に牧草に富む原野台地が乏しく、更に一戸当りの耕地面積が極度に狭小なる事よりして、我が国の農業労働が世界に比類なく集約的であつて、畜力の利用が少なかつた事情等によつて、古来牧畜は我国には発達を見なかつた。此の点に於て我が国は牧畜を中心として発展し来つた歐洲諸民族の国々とは、根本的な差異を有するのである。

中国も亦日本と略々同様の事情にある。太古以来中国社会の中心地域をなしたのは、所謂中夏なる北支平野であり、黄土によつて蔽われている此の平野は多量の降雨の為に山地から流出して沖積された土壌から成る南方の平野と共に歐洲中部の水河によつて表土を削り去られた地味瘦薄な土地よりも遙かに肥沃であるのみならず、雨量の一年の総計に於ては中国と歐洲とは略々等しいけれども、歐洲に於ては各月の雨量が均等に近いに対し、中国のその半ばが夏季に降る事は、中国の夏季の湿度が歐洲のそれに比して遙かに高い事等と相俟つて、中国の風土を牧畜よりも農業に適せしめるが故に(米倉二郎、東亜人文學報、第一卷、第一号、東亞聚落地理序説、一一二—一三頁)、中国は既に殷の頃から農

業を主とし牧畜を従とする經濟段階に入つたと言われる。而して爾米益々農業が支配的となり、歴朝何れも極端なる農本主義を以て一貫して今に至つた。農民は現在なお全人口の約八〇%を占め、牧草地は農地の僅か一、一%に當るに過ぎない(ロッシング・バック著、三輪・加藤共訳、支那農業論、上巻、二九頁)。水稻農業ならずとも、灌漑は一般に収穫を大ならしめるが故に、例えば北支の如き降雨の少い農業地帯にも、灌漑が多く行われるが、此の為には井戸・泉・貯水池・水路等を必要とし、これ等の開墾修理もまた農民を同様に高度に定住的ならしめる。

右の事情よりしても日本村落の大部分に於ける主要生業は農業であり、農耕の行われるべき田畑は不動産の第一位を占めるものであつて、農民は自己の耕地を動かす或いは携え運ぶ事が出来ない。従つて農民が現住地以外の所で農業を営む為には、新たに耕地を獲得しなければならぬが、此の事が容易でない限り、彼等は通常移転を嫌い、高度に定住的なるを特質とするは当然の事である。而して此の農業による人と土地との結合は、東洋の農村に於ては特に緊密である。我国を初め東洋に広く行われる水稻農業は、灌漑の便ある土地即ち高地よりも低地又丘よりも窪地を水田とする為、居住地域も自らその水田に近く且水田開拓を阻げぬ所が望ましい(高台よりも谷又は低窪地とする)等、定着すべき地域の選択を限定し、従つて困難ならしめ、他方又水稻耕作の行われるに適した地味・温度・湿度・湿気等の故に、此の地帯には雑木・雑草の繁茂・根張りも旺盛であつて、樹木鬱蒼と繁り、笹・薄等々が強靱

な根を張り、此等を除去して開墾するには甚大な苦心労力を必要とする。我国に於て如何に雑木雑草の繁殖の激甚なるかは、一旦開墾した土地も之を放置すれば忽ち元の荒蕪地に戻る事によつても窺われる。若干の具体例に就いて見れば、奈良県生駒郡昭和村池沢では、田畑を雑草取り等の手入れを行わずに放置すれば、約一年半で全く荒れ果てると言われ、又同県吉野郡十津川村小原では、戦時中二、三開墾が行われたが、終戦と共にその土地は放置され、一年後には全くの荒蕪地となつたと伝えられる。荒蕪化がこれ程ではない愛媛県越智郡関前村でも、手入れを行わず放置すれば五、六年で荒蕪地となる。斯くも雑木・雑草の力が旺盛な土地では、これ等の植物を開墾の為に除去するのみでも、如何に甚大な労苦を必要とするかは、奈良県生駒郡南生駒村萩原に於て山を一人で二畝許り拓くのに一カ月を要した(昭和二四年)という一事によつても察知されるであろう。この辺では一般に一〇坪開墾するのに五「七」(一人一日の労働を「七」と呼ぶ)かかるから、一反歩は一五〇「七」を要する訳である。兵庫県揖保郡越部村市野保では、現在新しく土地を開墾するには、雑木林或いは竹藪の場合には、一人で一日四坪を開墾するのが普通であると言われている。故に一反を開墾する為には延七五日を要する事になる。

灌漑によつて壤土を得ることの出来ない山畑を開墾しても、その土地の地味が悪ければ、折角の開墾の労が酬いらぬ怖れがある。大阪府南河内郡高向村滝畑の老人の語るところによれば、その老人が覚えてからでも、この村では新しく拓いたと言ふのが殆どない。……土地が悪くて良いものが出来ぬから、拓

いても駄目である。土地を拓くには善正(泉北郡横山村)や日野(高向村)からろくろくわしを雇うた。普通の人の仲々出来る事ではない。……拓きはしたが、畑作が思わしくないので、今は栗や巴且杏を植えているとの事である(宮本常一、河内国滝畑左近熊太翁旧事談、一一一頁)。

これ等の例によつても、水田ならぬ畑の開墾すら普通の者には不可能に近い程の難事であり、しかもその難事業は労徒らに大にして効余りにも小である事が知られるであろう。斯うした開拓事情の予想される所へ、自村を去つて移り住み開拓を企てようとする者の無い事は当然であろう。滋賀県東浅井郡東草野村甲賀も同様の事情にあるので、現在村民が生活した限りの時代内に於ては、新しい開墾が行われた験しが全くなく、誰に聞いても、一反歩の耕地の開墾にどれ位の日時と労力とを要するかという質問に、明瞭な返答は得られないということである。これは此処のみならず諸所で言われる事であるが、此の事は、開墾の行われ得る為には諸々の障碍の少い事が必要条件であり、その条件を備え従つて開墾の容易な土地は、既に久しい以前からなかなか得られず、為に開墾による人間の移動は殆ど無に近かつた事を物語るものである。併し此の甲賀で山間の土地を敢て開墾するならば、一人が一日に一坪の土地を開墾し得るのみであろうとの事であるから、一反歩を開くには延人員三〇〇人を要するであろう。これによつても日本に於ては開墾が如何に難事であるかが分るであろう。これに対し、既往は兎も角も現代では単なる人力以上の力の利用によつて

開墾を容易にし得べきであるとも考えられようが、実際にはそう簡単には片附かない。畜力利用の開墾が望ましいが、それには役畜や農具の整備に資金を多く要する点で困難がある。機械力に依る開墾の場合には、後続する営農能力の有る事が必要であつて、営農を伴わない開墾は荒廢を伴い危険である。現に伯耆大山山麓の開墾に於て、岩伏・逢坂・笠良原地区其他でトラクター開墾を実施していたが、現在では殆ど人力に依つてゐるのも、此の事を証明するものである。斯くの如く我国に於ては如何なる方法によつても開墾が極めて困難な事業であるが故に、開墾による人間の地域的移動は、極めて稀な特殊現象に属したのは自然の事である。但し山村には往々にして焼畑農業が行われ、林を伐つて火をつけて焼き、その跡を耕作し、若干年耕作をした後、又所を替えて別の所を焼くという風にして、耕作地を切替えて移動するのが見られた。例えば奈良県吉野郡大塔村では戦前には多少焼畑農業を行つたが、一ヶ所に小屋がけをして一〇年位は住んで居るのが通例であり四年目位で山へかえす者も少なくなかつた(宮本常一、吉野西奥民俗採訪録、三二七―八頁)。又岩手県の北上山系中の下閉伊郡安家村でも、村の畑面積三四三町中に焼畑は一三〇町あり、之を耕作する戸数は農家総数約二〇〇戸中の半数以上に及んだ。此処では四年間耕作した後六、七年乃至八年休耕して、再び其処を焼いて耕作した(田中館秀三・山口弥一郎、東北地方の経済地理研究、一四五―七頁)。併し斯かる焼畑農業は例外的のものであり、しかも吉野西奥の焼畑の如きも今は止んで了つたのである。現在行われている所でも、焼畑耕作の地域は一定し、耕作はその内部を循環してゐるのであつて、果てしなく耕地や住居を移動させて行くのではないので、焼畑農業を行う者も決して定住性を欠如するのではない。

開墾のみならず水稻農業はなほ地面を水平にして水を入れ、水を引く為に灌漑水路を作り、又所によつては貯水池を設けたり、逆に排水の為の溝渠や水の流入を防ぐ堰堤を築く所もある。その上幾年も灌漑の水によつて有機物質を腐蝕堆積せしめる事を重ねて、肥沃な壤土の成るを俟たねばならず、これらの事情からも亦水田開発には多大の忍苦が必要とされる。関西地方には溜池が各地に多数あり、之は大小種々あつて、夫々構築の為の労働量を異にするが、上記の奈良県萩原に就いて見れば、溜池の作られたのは大昔の事でよく判らないが、一つの池を作るのには二〇軒から毎日人が出て二年間かかつたと伝えられる。而して斯かる溜池が同萩原には四箇在るのである。灌漑水路の一例を挙げれば、熊本県飽託郡中緑村の東部に錢塘と呼ぶ堤があるが、これは弘安七年頃構築せるものであつて、錢塘の名称も或いは構築の費用の莫大なりし事によるのではあるまいかとも言われている。史実に徴しても此の築堤工事によつて、錢塘村内約五〇町の荒野が開拓された事は明らかである。而して此の築堤の際、人柱に替えて牛数頭を犠牲にした事が伝えられ、それ等の牛を祭神にしたものと言われる神社があり、その社名は「錢塘神社」と称するが、附近の住

民は皆之を「牛の神様」と呼んでいる。右の如き伝説も手伝い、村民のこの神社に対する尊崇の念は頗る厚く、当社の神田の農事が済まぬ限り、各戸のそれを始める事は決してない程である。斯うした事例によつても灌漑水路の構築が如何に困難なるかが知られるであろう。更に井戸を掘つてそれから用水を得る所もあるが、この掘井戸の場合の一例に就いて見れば、兵庫県越前村市野保には現在部落有の掘井戸が約一五カ所ある。古い井戸は既に無くなり、一五カ所の井戸は最近十余年間に掘られたものである。その掘下げ作業は部落民共同の仕事である。井戸掘には部落の老人中の共戸掘に嘗て従事した経験のある者が指揮者となつて、部落寄合によつて決定された時期にカイチ(垣内)単位に作業員を出して作業する。その場合その費用は全て部落費であるが、用具は全て部落民の持参である。この工事の為に生埋めになつた犠牲者が昭和一五年にあり、その葬式及び追悼は部落全体によつて行われ、犠牲者の墓碑も部落全体によつて建立されている。此の部落共有の掘井戸は部落共有の動力揚水機で揚水し、夫々の田地へ分配するのであるが、斯うして見ると井戸の開鑿や揚水機の購入等々に要する労力及び費用も、決して少なからざる事が知られよう。

灌漑が可能になつても直ちに通常の水田と同様の収穫を挙げ得ぬ事は、上述の如く開拓当初は土壤の肥沃化が不十分であるから当然である。上記滋賀県の甲賀部落にあつては新田が無く、悉く旧田である為、新田・旧田の差別はなく、開墾地が通常耕地となる迄の年数と、雑草取りの手入れを行わずに放置すれば全く荒蕪地になつてしまふまでの年数とに就いての質問に対し、夫々約五年と答える村民が多いが、これは自分達の経験を通じての確実な数字ではない。何故ならば彼等は上述の如く開墾した経験もなく、田畠に雑草を繁茂させて放置する程余分の土地を所有した事もなく、又自己の耕作地を放棄して他地方へ移転した者のあつた事もないからである。上記奈良県生駒郡の池沢では、開墾地が通常耕地となる迄約六年の月日が必要であるとされている。同県萩原でも開墾した水田が普通の畑と同様になるにも、四、五年はかかる。愛媛県の関前村でも開墾地が通常耕地となるのには五、六年を要すると言われ、この年月の経過する迄は僅少の収穫で生計を維持せねばならない。斯うした種々の特別な労苦を払う事なしに耕地を得ることの出来る農業形態をとる農民、例えば平地にのみ小麦耕作の行われる欧州の農民に比して、水田農業を営む農民が自己の耕地を棄てて他の新たな所に移ることの少ないのは明らかである。

以上述べ来たところを綜合して具体的に明らかにする為に、伊予と土佐との境四国背梁山脈の中に位する愛媛県上浮穴郡の山村柳谷村大字西谷に属する茗荷部落に於ける水田開墾に部落民が投じた労苦の考察を次に少しく試みる事とする。如何なる悪条件の下に於ても灌漑の可能性のある限りあらゆる努力を払つて水田耕作を為さんとする日本農民共通の態度は、この茗荷部落に於

ても顯著に現われている。此処では部落を貫く溪谷の底を流れる茗荷川沿いに僅かに存在する低地が切開かれて水田とされ、茗荷川に注ぎ込む谷川から灌漑用水が引かれて、水稲耕作が行われているが、茗荷川の河床は兩岸よりも低くて、此の川から用水を引く事は不可能である。併し周囲の山から茗荷川に注ぎ込む谷川には常時水が流れているので、この部落は灌漑用水には不便はない。水が豊富なので灌漑用水路も大規模なもの無く、谷川に近い田の所有者が各々二、三人づつ共同で谷川から簡単な溝を掘つて水を引入るのであるが、田は谷から近い故、冷い水が入つて稲の成長を妨げると言う不利な事情があるが、これも各自が田の畦に沿つて一端から他端迄若干の幅で水を流す事によつて水温を高めて後稲のある部分に入らしめる「ぬるま」施設で、適温化を計る事によつて解決している。それ故部落民には灌漑用水の心配は全然なく、只谷川から水の引ける範囲内で水田耕作に従事しているのである。此処ではその他の特別な灌漑水路・用水池・堰堤・掘井戸等の施設は全く不必要であり、又水田に至る農道も水田の所有者が任意につけたものが多く、且部落内の受益者が少数なる故、道路の整備修理も施されず、人が踏み固め自然に道となるのに任せられている。従つて茗荷部落では、此等灌漑用水その他の為の諸施設の構築や維持に多大の労力や富を投下した事は無いので、此等の諸施設への執着が部落民の此等諸施設を放棄して部落外に移転する事を抑止するという事はない。併し乍ら、此の地方の新田開発は次のような山国特有の事情によつて田地への執着を強からしめる事多大である。即ち、茗荷部落民は新たな水田の開発を「田作り」乃至「田掘り」と称しているが、これは特別に多大の時間と労苦とを必要とするのである。水田化の対象となる土地は灌漑用水に恵まれ且比較的傾斜の緩い普通畑乃至切替畑であるが、その傾斜面を平にするには、斜面の山の側を田とする為に水平になるように切り取つて、その土砂を谷の側に移す事によつて、田となるべき平な地面を山の側及び谷の側に拡げるのである。此の際平な地面を能う限り広くする為には、田より上の山の側の切り取られた後の部分の傾斜及び田より下の側の土砂を盛り上げた部分の傾斜が、能う限り急角度になる迄切り取り又盛り上げる事を必要とする。併し乍らその傾斜度が余りに垂直に近くなれば、その斜面の土砂が崩潰し易くなり、斜面に草を生い繁らせるのみでは崩潰を防ぎ難くなるは言うまでもない。然るに茗荷部落では此等の斜面が垂直になるまで地面の拡張を極度に押し進めるが、斯くてはこれ等の山及び谷の両方の側の垂直面の崩潰を防ぐ為には、石垣を築造するの外はない。斜面の垂直になる迄に地面を拡張しても、そうする事によつて斜面の崩潰を草の繁茂によつて防ぎ得る程度に止めた場合より以上に得られる田の面積は頗る僅かなものであり、他方此の為の石垣の構築は甚大なる労力を必要とするにも拘らず、敢えて両斜面の垂直になるまで水平の地面を広くせんとするところに、一粒の米をも余分に得んとする日本人の

米への願望が強く現れているのである。石垣の石には谷川や山にある大小様々の石が充てられるが、それは足場の悪い遠い道程を背負つて持運ばれるのである。殆ど全ての水田が斜面に作られる茗荷部落では、大抵の田が石垣を有ち、しかもそれは一間乃至二間の高さに及ぶのであつて、石垣構築の為の労苦の甚大なるは推して知るべしである。その上、傾斜地故にあらゆる地点が水位を異にし、且全体の土地が狹隘なる為、夫々の田の面積は頗る狭く、殆ど全て三畝以下であり、往々にして石垣の面積と大差ない程であるのみならず、此のさなきだに狭い田がその一つの側に沿つて半間に近い幅を以て設けられる「ぬるま」によつて一層狭められるにも拘らず、なお敢えて高い石垣を構築して水田を作つてあるのはむしろ驚くべきであり、斯かるところに水田に対する人々の痛ましい迄の希求願望を見ることが出来る。更に表面を平に切り取られた地面の表土は出来るだけ深く掘返されるが、岩石に突き当つて掘返すのが容易でない。此の事が容易ならぬが故に、水田の開拓を田掘りと称するものと考えられるが、此の掘返しの仕事を完了しても、此処に直ちに水を導入しては水が漏れ易いので、水もちを良くする為に、掘り起された土の下に粘土質の赤土を他から搬入して敷き固め、田全体を一個の赤土の盆の如くにして、その中に先に掘返した土を水平に盛りならすのであつて、此の労も亦多大なるは勿論である。その上谷からの灌漑水路・田の一方の側に添つてのぬるま施設・排水溝渠等を作らねばならぬ。斯くの如く小さな新田一枚を得る為にも並々ならぬ労力を必要とし、しかも右の如くして出来上つた水田も一般並みの収穫を挙げ得る為には、なお数年間水による有機物質の腐敗が重ねられ、これによつて土壌が肥沃化するのを待たねばならないのである。以上茗荷部落について述べた事は決して伊予の山奥のみの事ではなく、全国至る所の山村に見られる事である。斯くの如く見て来れば、部落民は、父祖乃至彼等自身のひとかたならぬ辛苦によつて開拓保持して来た水田が如何に僅かばかりであつても、それに対して渝らぬ強い執着を抱いている所以が明らかになるであろう。此の執着が彼等をその水田のある所に定着せしめるに与つて力ある事は言うを俟たざるところである。

水田のみならず畑作農耕でも、開墾から通常の収穫を挙げ得る畑にする迄には矢張り数年の歳月を要し、その間種々の障碍艱苦を伴う。奈良県大塔村の篠原で、昭和二七年十月から施行された農地法によつて、山林一町五反が開墾地として指定され、約三〇名の者が開墾に従事したが、地理的悪条件の為、収益が挙げらず、二年程で放棄され、再び植林されたが、これも新たな畑作地獲得の容易ならぬ事を示すものである。終戦後各地に開拓入植が行われたが、鳥取県では大山山麓に大規模な開拓が行われた。之に他の小なるものを加えて、同県下の全開拓地の逐年の作付及び収穫面積を対比すれば次の如くである。

年 度	作付面積	收穫面積	收穫歩合
昭和二一年度	一、六九三 _反	一、四二八 _反	八四%
昭和二二年度	三、三五二	二、七八〇	八二%
昭和二三年度	四、五三二	三、八七五	八六%
昭和二四年度	五、七三六	五、四七八	九六%
昭和二五年度	九、七二六	八、四六六	八七%
昭和二六年度	一一、六六二	九、九六一	七九%

右の開拓地の大部分を占める大山開拓地に於ける二六年度主要作物は、陸稻・小麦・大豆・小豆・甘藷・馬鈴藷・西瓜・大根及菜種等であるが、斯かる作物を以てしても、收穫皆無又はそれに近い耕地が少くないのである。これは病虫・早害・風害その他によるところ大であり、雑草の繁茂も亦作物の成育を害し、漸次開墾地の経営遂行上に支障を増大せしめるものである。例えば同地の北麓地区に於て、開拓者は夏季雑草の繁茂には最も手を焼くと言われている。入

植して以来七年を経過して、形の上では漸く一段落つき、政府の開拓助成金も前年度から打切となつた時の実状を見ると、農家の六割迄が未だ生活被援護家庭であり、凡そ人間生活の最低限度であろうと思われる様なものが多く見受けられたと言う。特に二六年度の夏は旱魃の為、命の綱の陸稻が全滅し、又その後一部には山火事の為に類焼等の生じた事もあつたが、現金収入も未だ言うに足らず、細々と食いつないでいる現状であり、斯様な有様であるから、文化生活なども思いも寄らない事が認められるのである。開拓遂行に特に重要な問題となるのは土壤の肥沃化と適作物の選定等であり、開拓地土壤の肥沃化は堆肥・厩肥・緑肥等の自給肥料や、客土・石灰の施用等によるが、土壤の理化学的微生物学的特性を把握し、速かに之を改良肥沃化する事は最も必要で、これ等配意の如何が開拓農地の価値ひいては之が経営成否の鍵とも言われる。併し開拓地全部を一時に改良肥沃化する事は資材・労力等に於て困難であるから、開拓地の特性に応じ、不良環境の下でも比較的好成績を挙げ得る適作物の栽培を行い、一部を速かに肥沃化し、漸次改良面積を拡大すべきである。右の重要問題を解く為、昭和一六年から大山北麓の開墾予定地域の中心西伯郡名和村に、政府が大山原野利用開墾試験地を設け、更に戦後之を拡充して、開拓地営農に関する調査・適作物適品種の選定及び栽培法の試験を進めている。斯くの如く政府からの開拓助成金・生活保護・開拓農事試験研究等々の援助庇護を与えられつつも、開拓開始以来数年後猶且最低生活線を離脱し難いという事実を見逃してはならない。いま全国の終戦以来の入植状況を見ると、最初の三年間は入植者が圧倒的に多く、離脱者は終戦から一年ずれて二一、二年度に多い。二五年末迄の入植戸数は約二〇万户を算えるが、昭和二六年の入植中の戸数は約一三万户であるから、この間の離脱率は約三五%を示す。以上によつて我国に於ける現今の開拓が如何に容易ならぬものなるかが明らかになつたであらう。

農業就中日本の水稻農業は開拓の困難の故に農民をして移転を嫌忌せしめ、現在の耕作地に執着せしめるのみならず、更に既存の耕地に於ける農業の営み自体によつても、また農民の地域的移動を抑制する。即ち一般に農民は耕耘・播種・施肥・除草・灌漑・害虫駆除・刈取等を相次いで此の不動の農耕地に於て行わなければならぬが故に、耕作物を長期間放棄して、任意の時期に遠距離まで居住村落を離れて赴くことも出来ず、為に村民は高度に自己の村落に繋縛されるのである。此の事は、人類が農耕の段階に至つて初めて真に定住的になつたという人類発展史上の大事実によつても、十分に明らかであるが、また農民戦争が農民に有利に進み、正に彼等の勝利の寸前にまで達せる場合にも、刈入れその他の重要な農事の時期が来れば、彼等は皆戦争を放棄して各自の耕地に戻り、為に農民の完き敗北となつた事例の尠からぬ事も、村落民が農業によつて地域的移動を制限される事如何に大なるかを直截に示すものである。

我国では雑草が繁茂し易いので、常に之を除去し、又生じ易い風水害や旱害等を防止する事に力を用い手入れをなすべき必要は、我国の農業に於て特に著しい。しかのみならず我国の農業の零細性よりする集約性は、此の耕地の手入れを益々煩雜にし頻繁にする。特に一粒の穀物でも多く得る事の必要に迫られる貧農が、自己の耕作の集約性を極度に高めるは当然の事である。此の事によつて彼等は殆ど土地に繋縛され、自己の耕地から離れる事が出来ないのである。上記兵庫県市野保に於ける農民の一年間の労働を概観すれば、此処では麦の収穫時は五月下旬から六月上旬であり、麦を刈取つてしまふのが六月一〇日頃で、その後を水田にする為に一〇日間の日数を要し、それから田植えを行う。田植えは七月初迄には殆ど済ませ、田植え後一週間には一番草（最初の田の草取り）、その後は大体八月上旬迄に七回目の田の草取りを行つて、八月上旬に草止めをする。水田の草取りは必ず七回行わねばならない。最も働き盛りの青壮年男子で一日一反の田の草取りが出来る。これを能くする者が此処では一人前の男とされるのである。肥料は田の草取りの間に施し、又その間に堆肥とする雑草の刈取りにも行かねばならない。更にその間に自給用の野菜の栽培を、又一部では煙草栽培を行うというように、九月中旬迄田圃から手を離す事は出来ない。一〇月下旬には稲の刈取りが始まり、一月中旬がその盛りである。次いで一二月二〇日頃迄には麦の播種を済ませねばならない。四月下旬には苗代田作りに掛かるが、その前から絶えず野菜や煙草等の畑作物の世話をしなければならぬ。それにも多大の時間と労力とを要する。斯くの如くにして農民は耕地を離れて外部に出る事が非常に限定されるのである。

次に、山村の林業も亦不動なる山林を対象とする限り、山村民は生業上定住的なるは当然であり、山村の多くは地理的条件によ

つて移動を抑制される事甚大である。山村では農業は女子の手に委ねられ、男子は樹木の伐採・搬出や薪炭製造業等に従事して、家族の生活費を得ている所も少くない。従つて彼等部落民の生活源は山林であると言つても過言ではない。此の生活源たる山林も更に生活の補助的役割を持つ田畑も亦不動であるため、山村民の定住性も高度なものとならざるを得ない。此の事は彼等の一年間の労働時間数を調べても明らかになる。その一例として高知県長岡郡天坪村・同郡西豊永村大砂子・徳島県三好郡池田町・同郡山城谷村川口等土佐と阿波との境界地域の村民の年間労働日数を他村との比較に於て見れば次表の如くである。

地 域	年間労働日数
一、A 天坪村山地部	約三三〇日
B 〃 平地部	〃三〇〇〃
二、大砂子部落	〃三三〇〃
三、川口部落	〃二八〇〃
四、池田町	〃二五〇〃

次にこれ等諸部落に於ける日々の労働と休息及び睡眠との時間を四季別に見れば次表の通りである。

地 域	春		夏		秋		冬	
	労働	休息	労働	休息	労働	休息	労働	休息
一、A 天坪(平地)	一〇時	一四時	一二時	一二時	九時	一五時	八、五時	一五、五時
一、B 〃 (山地)	一二、五	一一、五	一三、〇	一一、〇	一一、五	一二、五	九、〇	一五、〇
二、大砂子	一三、〇	一一、〇	一二、〇	一二、〇	一四、〇	一〇、〇	一〇、五	一三、五
三、川口	一一、〇	一三、〇	一二、〇	一二、〇	一一、〇	一三、〇	九、〇	一五、〇
四、池田	一〇、〇	一四、〇	一〇、〇	一四、〇	一二、〇	一二、〇	一一、〇	一三、〇

両表共大砂子小学校保存の統計によるものであるが、これ等の表によると、同じ様な条件をもつている大砂子部落と天坪村山地部とは同じ様な労働量を示して、非常にその量の大きな事が知られる。池田・川口地方は稍々平地に近い地勢の所であるが、その労働量も前の二部落に比して少なくなつて居り、天坪村平坦部は最も少い。労働量を多く必要とする事は、農民が土地へ束縛される事

が大なる事を意味するものに外ならないであろう。

漁村の住民の大部分は、船及び漁具を以て水中の動植物を採取捕捉する事によつて生計を立てている漁民である。船に乗つて水上を移動する漁民の活動は、漁村の封鎖性を破り、彼等をして村外と接触交渉する機会を多からしめる公算が大である。故に農業林業が村民を土地に緊密に結合させるに反して、漁業は船によつて漁民を移動的ならしめ、彼等をして持主のない海面や河川の何処へでも赴かしめる点よりして、漁村は農村に見るを得ない高度の開放性を有すると一般に見られ易いが、事實は決してそうではない。元来原始産業と呼ばれる水産業に於ては、自然が全く支配的で、之を克服する技術は極めて弱い。これまで漁村が依存していた沿岸漁業は、近年迄我国漁業の枢軸をなし、その生産価額から見ても、全体の約七割を占めていた。沿岸漁業はその漁場を陸地に接近した位置に有ち、沿岸定着性の魚族或いは洄游性の魚族で沿岸に来游するものの採捕を目的とし、漁船は小型であつて、漁撈は陸地を利用する事によつて可能な場合が多い。而して生物学上知られている様に、沿岸は魚族の繁殖生長の為の収蔵所とも言うべく、その種類及び量に於て極めて豊富であるばかりでなく、沿岸での漁撈は技術の点から見ても簡単であり、且漁獲物を迅速容易に市場に搬出して、之を処分するの便宜があるから、漁業は当然先づ沿岸に発達したのであるが、此の沿岸漁業には地付漁場というものがあり、此の地付漁場の漁業権の持主が定まつていて、必ずしも誰でも何処でも欲する儘に自由に漁撈を行つてもよいのではないのである。地付漁場には専用と入会慣行との別があるが、何れにしても、漁区制度は漁民の漁撈地域を制限し、漁村の封鎖性を基礎づけているのである。而して、また漁業に従事する者の数に就いては沿岸漁業従事者が圧倒的に多く、その定義によつても異なるが、遠洋漁業従事者は日本では全漁民の一〇％に満たないかも知れない（檜山義夫、水産学概論、一一四頁）。此の沿岸漁業の中枢をなす地付漁場は、漁村の共有財とも見るべきものであるから、地付漁場への入漁に基づく漁民の定住性は、次の共有財に基づく封鎖性の項に於て改めて考察することとするが、漁民には漁業そのものに根ざす定住性が種々存在する。例えば漁業は青壮年の旺盛な活動力を必要とする。従つて漁家の子弟は義務教育を了れば直ちに漁業に参加して、一六、七才から一人前の待遇を受け、漁獲の分配にも平等に参加するのが普通である。従つて一家の中に働き手がありさえすれば、その活動力は十分に酬いられてその生活は豊かになる。従つて他の職を求める事が比較的尠く、生家の職業をその儘引き継ぎ、又分家しても矢張り漁業に止まる者が非常に多い。又漁業では数人以上の協働を必要とする漁法が多い。青少年時代から斯かる協働に参加し之に慣れ之を得意とする者として育つた者が、成長の後も引続き同じ仕事に従事し続ける傾向のあるは当然であろう。しかも斯かる協働作業は近親の血

縁者が相寄つて営む場合に最も緊密円滑に行われ易いが故に、漁村の子弟は早くから血族と共に漁業に従事し、之を続けて、都市に流出したり近代産業に転換したりして、出生地の外に出ようとはしないのである（小山隆、漁村家族の定着性に就いて、戸田貞三博士還暦祝賀記念論文集、現代社会学の諸問題、二二〇—二三頁）。

二 共有地と封鎖

村落民をしてその村に定住せしめるに与つて力ある因素に村落の共有財があり、之の利用収益はその村を離れては不可能になるが為に、斯かる共有財から受ける恩恵を喪うまいとする者は、その村を去ろうとはしない。我国の上代末期即ち大化改新前後に於ける村落にあつては、当時田畑以外の林野は全部村落の総有地であつた。爾来我国の村落は何程かの山野を共有地としていたのが原則であつた。共有地として田畑のある所、或いは部落内の講中等によつて共同所有されている田畑のある所もあるが、斯かる田畑の共有地は今日では、あつても地積も余り広いものではなく、生活の上に余り重要な意義を有つものではない（鈴木栄太郎、日本農村社会学原理、四〇八頁）。全然共有の山を持たない村落が、海岸や平原に無いでもないが、斯かる村落は多く新田村として頗る近い過去に生れたものであり、又比較的稀な例でもある（右同書、四〇五頁）。山村に共有の山林の多い事は言うまでもないが、漁村も多く共有林等を有つて居る。更に徳川時代には村が所有する土地を「村持」或いは「総村持」等と称した。此等の名称も明治初年迄は依然として各種の文書に現われている。「村持」の土地は徳川時代以来の慣用語を以て言えば、総百姓持・村中持・村中・惣村中・村仲間地・総村持或いは村総地であつて、維新後の新法律語を以て言えば「一村共有」或いは「村民共有」に属する「村所有地」である。現今部落有林野に対する称呼は地方によつて種々様々であり、村山・郷村附人林・字山・見継山・百姓持山・御林・草刈山・稼山・稼場・稼場所・立入場・控山・定受山・差凶山・野山・山野・協力山等々と呼ぶ。此の共有地に入つてその地の産物を利用収益する権利を入会権と言う。大化改新当時の農民に対する班給の目的物が田と畑とだけであつて、山林原野には附近農民の入会勝手たる事を許してあつたのは、既に歴史上周知の事柄であつて、爾来一千余年の間入会地は入会勝手たる事を続け、私人の独占的所有に帰した事はないのが通例であつた。「イリアヒ」の文字や名称も地方によつて、種々雑多であり、入会の外、入相・入合・入逢・入込・立会・立合・入働き・入組・入付場・入稼場・稼入会等とも言われる。此等の名称にある稼・働等の語によつても、村人に対する共有地の経済的重要性は窺われるであろう。入会権の主体は或地区の住民である。其の地区は或いは行政村即

ち現在の自治団体の「村」と一致することがあり、或いはその一部たる字・区乃至部落等に止まる事もあり、或いは数箇村に亘る事もある。尚其の他地区の住民中或資格を備えた者のみが権利者たる場合と然らざる場合とある。又入会権を行使する主体中には特定の部落の住民の外その部落に田畑を所有する為、他村住民でありながら、入会権に関しては住民と同様の権利を認められる所謂入作百姓もある。

今右の如き主体の別による入会の種類の主なものに就いて簡単に説明を加える
なら、先づ第一に村中入会として、徳川時代以来多くの村にはその村民のみが
株を刈り、或いは薪を伐るの権利を有する総村持ちの所謂内山入会が存在した。
此の種の村中入会たる野山は該村の総村共有に属するものである。第二に数村
持入会は、数ヶ村共有の地所へ関係数村が入会する場合を意味する。併し数村入
会の場合に於ても入会場所の行政法上の地籍は、其の中の一村に属するのが通
例である。即ち地元村なるものがそれである。此の地元村は入会地の行政法上の
管轄権を有するものであるから、他の入会村に対して多少の優越的地位と権利
とを有する事がある。斯かる数村持入会を維新後の法制史料では地所共有入会・
地所入会・共有入会・自由入会・同等入会・本入会等と称した。第三に他村持

地入会は、一村民が他村の所有に属する山野に其の村の許諾を得て立入るもの
であつて、毛上入会・生植物入会・稼方入会・稼入会等と呼ばれている。第四
に私有地入会は、一人持又は数人共有の山野に入会稼をする場合である。第五
に官有地入会は、公儀林・地頭林等領主植附けの官有地内へ立入つて、落葉下
草等を入会採取したのを言う。此の入会は維新後にも或地方には継続されてき
た。此の入会は地方によつて種々異り、地頭から村方へ「預」けたものもあり、
毎年の下草錢を村方で「請負」つて入会うものもある。第六に御山は一村がそ
の所有する野山の一部を他村に貸与し、毎年山手米永を納付せしめて、永代に
薪株萱等の毛上を伐採せしめる土地貸借契約で、徳川時代以来永小作の一種と
看做されてきたものである(小野武夫、近代村落の研究、二四頁―二九頁)。

入会地に於て利用収益の対象となるものは、柴・薪・刈敷・肥草・秫・落葉・萱・樹木・栗の実・椎の実・臘の実・材木・稻懸
串・棹・細木・葉草・葛・竹・葭・樹根・草根・木皮・茸・埋木・粘土等々である。共有地を焼畑として利用する所もある。この
場合には樹木を伐つて焼払つたあとに稗・粟・玉蜀黍・蕎麥・麦・大小豆等の穀物を作り、地味が衰えると、その処を放棄してま
た他の山林を焼き、その処をまた畑として利用収益するのである。入会権には特権的入会と債権的入会という法律上二種の異つた
ものがある。一般に入会権は特権的性質を濃厚に有つてゐるが、上記の所有地上に部落民が入会関係を保ち、それに一定の入会料
を支払つてゐる場合は債権的關係に近く、更に期限付入会は、地主と小作人との債権関係と同様であるという意味で債権的だとさ
れる。此等二つの場合は入会権が他人の所有地の上に成立してゐる点で、「土地を有せざる入会権」乃至「地役権に近似する入会
権」等呼ばれる。斯かる種々の別はあるが、入会権の行使は此の権利の主体集団の所屬員には、平等に認められてゐる事を原則と
する。但し茲に言う平等は具体的には等分ではなく、単位たる家族が平等の資格に於て使用収益するといふ事を意味する。奈良県
生駒村萩原にも山一町四反の部落所有の入会地があり、之を萩原惣団と称してゐる。此の萩原惣団は部落の共同所有であつて、
各部落民が単独にその持分を処分し、惣団の分割を請求するの権利を認めてゐるところの所謂「総有」であるが、その土地台帳に

も村民の名が全部書き並べてある。家族の成員数に多少の差異があるが、家族の所有地の広狭や家族の財力の大小等による差別は全く無いので、入会権の行使による各家族の受益には大差なく、貧家も富家も大同小異に止まる。従つて経済力に乏しい貧家にとつての入会権の経済的意義は、特に大である事が認められよう。入会権の平等性は、後年諸所で入会地を部落内各戸に分割して、私有に属せしめた場合にも明瞭に現れている。斯かる場合の土地の分割は各戸平等を原則としたのであり、又分割の際法律上の手続が面倒なるによつて、帳簿上は元々通り部落有の儘としながらも、實際は個人有として置き、定期割換制度の下に用益を行使せるものもあつた。本州西南端山口県の阿武郡嘉年村大字嘉年の通称上野台は、附近四部落が各別に区切つて使用している。各部落は其の採草地の地味地勢を考慮して、それを更に適当に区分し、籤引其の他の方法により部落民に割当てて使用せしめる。而して各部落とも三、四年目毎に割換を行つて、採草上の公平を期している（小野、右同書、八四―五頁）。本州の東北端青森県南津軽郡山形村大川原でも、入会山の割当は抽籤によつて平等に行われる。その分割方法は各家より一人づつ出て、入会山の彼方此方に立ち、向い山から遠見の人が「もつと右」「もつと左」等と指図して、山の幅を平等に定める。自分の家に割当てが決まつたら、早速境界に木印をつけ、自家の所有を明らかにする。現在の割当量は各家平均炭にして三〇〇俵見当で、立木を割当てられている。この割当は毎年春一回行われる。又五、六町歩の草山も右と同様の方法で割当てられ、その処の草は馬草や堆肥に使用されるものであり、秣・堆肥として必要のない場合には、他に転売する事も自由とされている。同様の例は他にも無数に見出される。

愛媛県柳谷村若荷部落の共有林は何時頃から共有となつたかは明らかでないが、兎も角部落内の五三戸共有の林野として、各戸は一戸一株づつの平等な入会権を有つていた。入会山の株を有つている五三戸は夫々オバホドグミ・シロヤマグミ・サブガリグミ・タラグミという四つの組に分れて入会つた。各組は略々二乃至一三名で構成されていた。何れの組に入るかは各人の自由意志で、互いに気の合つた者同志が仲間になつていたようである。入会地の割当は一戸一株の均等分割であつた故、一戸当り平均面積は一五町歩であつた。勿論山地である故、見積面積と実面積とが一致せず、地味・地形の良否もあつて、劃一的には処置し得なかつた事はいうまでもないが、適当に増減を附けて不公平のないように割当られていた様である。此の共有地を若荷では林としてのほか焼畑としても利用した。此処では焼畑を切替畑と呼んでいるが、その切替畑の耕作の概要を記せば、勿論家によつて種々雑多であるが、大略次の如くである。

即ち切替畑を新しく作るのを部落民は「ヤマキリ」と呼んでいるが、この山地の開墾には、立木は普通十月乃至十一月に伐り倒され、大きい材木となる木は取去られ、残りの雑木・灌木・萱草等は伐り倒された儘其の場で乾燥するのを待つて、四月乃至五月に焼払われる。後で此等の焼残り枝を集めて此の地方で「オロヤキ」と呼ばれる二度目の山焼が行われる。次に来るのは焼き払われた土地の「ウナオコシ」即ち開墾であるが、上述の如く山坂で樹木・薄・笹等の根の蔓つているのを除去して土地を堀り返へすのは極めて苛烈な仕事である。伐採から種子蒔きまでの反当り所要労働力を見ると、(一)伐採四乃至一五人役(二)山焼き二乃至一一人役(三)ウナ起シ三乃至五人役計九乃至三一人役である。斯く多量の労働力を投下する事が既に之をなした開墾者を此の土地に繋ぎとめる大なる力となる事が知られよう。斯くて開墾が一応了ると、第一年は先づ稗が蒔かれ、所に依つては玉蜀黍が作られる。第二年度第三年度は玉蜀黍及び大豆・

小豆（大小豆は玉蜀黍の間作にする場合が多い）、粟が作られ、早い所では既に三極が二年目又は第三年目から植付けられる。第四年目・第五年目は引続き前年の食用作物が植栽されることもあるが、多くの場合三極が植付けられ、以後それが数年に亘つて栽培され、時に二〇年間に及ぶこともある。斯うして年数が経過すると、土地の生産力が低下して、三極の成育が思わしくなくなるので、三極栽培は中止される。斯くして三極が止められた畑はその儘に放棄されて、雑草・雑木の生い繁るに任せられ、数年後地味の恢復を待つてまた雑穀・三極等を栽培し、斯うして同一の土地が数年の間隔をおいて耕作されるのであつた。而して各戸は割当られた土地に何を栽培しようとする自由であり、又播種・耕作・施肥・収穫等の時期や方法に関する細かい規定もなかつた。山畑であつたので、田を畠に変えたりする事もなく、そうした事を禁止する規定もなかつた。義務としては切替畑を作っている者は八分一分即ち収穫量八斗に付一斗の地代を出さねばならなかつた。之には収穫時に世話人が各人の割当地の作物の成熟状況の見立てをし、見積り価格を計算し、八分一分即ち全収穫の約一割強を物納又は金納させた。この世話人は一年の任期で、毎年部落民の投票によつて選挙され、共有山の管理・経営・配分・前記の収穫の評価・地代の徴収管理等の共有山に関する一切の業務を処理した。併し大切な割当地の配分は部落民の総意によつて決定され、世話人は部落民の投票によつて毎年改選されるのである。故に往々他地方に見るが如き有力者が世話役になつて私利を貪り私腹を肥すという事も全然なく、専ら収穫時の見立てが主な仕事という全くの名譽職的な役割であつた。世話人によつて集められた地代は部落費として積立てられた。此の共有山の切替畑に主として植栽される作物は大豆・小豆・稗・黍等であり、これ等の農産物の価格も当時の金で計三〇〇円、一戸当り平均六円弱の収入があつた。これ等農作物の外に部落民の利用収益の対象となつていたものは、自家用燃料や牛の飼料又は肥料とする緑草等であつた。樺・樅・檜等の立木は伐採売却され、売上金は部落民に均等に分配されていたが、その売上げ価格は大したものではなかつた様である。併し共有山の利用収益の状況やそれが部落民の家計に於て占める地位を考慮するならば、その売上げ価格のみを問題とするのは誤りを犯し易いという事は明らかであろう。何故ならば、道路が完備していなかつた故、立木価格も成立し得ない自然的自給自足経済が支配的であつた。當時に於ては、林野の利用形態は直接の使用又は現物収益が大半を占め、貨幣

収益や現金所得は殆ど問題とはならなかつたと共に、他面に於て自家用燃料・飼料用及び肥料用の緑草・家作用材等の現物収益が部落民の零細な農家経済に對して持つ意義は頗る大なるものであつたからである。全部落の共有山の耕地化即ち農作物の植栽に就いても同様の事が言える。共有山の地所自身が山の頂上に近い所に位置し、地形・地味共に劣悪な土地であつたので、多くの収穫を期待する事は元々無理であり、且又當時は部落の戸数も少く、私有地たる普通畑の一戸当り面積は現在より相当広かつたから、共有山の大規模な耕地化の必要もなかつたのであるが、それでもなお此の土地の耕作が困難且激烈な労働を要求するにも拘らず、此の共有山の切替畑から彼等の自給食糧の絶対量の不足分を補充しなければならなかつた部落民にとつては、此の僅かな補充の有つ意義は極めて重大であつたという事実よりして、此の共有山は部落民の生活に必須不可欠のものであつたと見られる。加うるに共有山の利用収益の代償たる地代が、彼等の部落共同性の象徴たる部落の諸行事の費用に当てられ、部落常会費に積立てられていたという事は、此の共有山が彼等部落民の共同生活に對して有つ意義を大ならしめていたと共に、部落民の零細な家計からの部落費という貨幣支出を幾分なりとも縮減したであろう事は確かである。

斯様に部落民の家計を潤しつつ均分的な惣村持山という形で統いて来た共有山もやがて消滅する時が来た。併し前記の如く封建的身分的な支配体制を欠如し、略々等質的な社会構成を有つていた此の部落では、他の地方の共有地崩壊の事情に往々見られる如き、一部の経済的乃至政治的に有力な支配者達が、自己の持つ卓越した力を利用して、入会山の諸慣行を無視破壊し、株や持分の兼併乃至私有化を計り、不平等乃至独占的な個人持地を成立たしめるが如き過程を通じてその崩壊消滅を導く様な事はあり得ず、此の部落の共有山の崩壊は先づ明治三八年共有地整理に関する県令に依つて、外部の指示の下に遂行され、共有地八〇町歩の内四〇町歩余りが個人所有に平等に分割されて、各戸は一戸当り平均八町歩の山林を所有する事になつたのである。

入会地の利用収益の内容は上記の如く種々雑多であるが、その中心となるのは一般に緑肥及び牛馬の飼料を得る事や、薪炭を得る事であつた。

「私共村方の儀は往古より右御林下草永相納秣刈敷等に入会刈取仕御田地養育仕候。……御林下草而已にて御田地、肥料等仕候村方に有之候へば……」

其上追々生出木仕自然と秣場相減難弥増、往々御田地養い難様にも可相成哉と村々一同相罷在候間……」(小野、右同書、一三二頁)。

右の文書は自給緑肥によつて、農業経営を為しつつあつた入会村々の農民にとつては、秣場の多少は村の興廃にも関する重大問題であつた事を物語るものである。農家に人造肥料が普及した今日でも、その費用が嵩み、且土地に十分に肥培力を有たせる為には、或程度の野生緑肥を使用する必要のある事が、近来痛感されて来た。化学肥料の皆無であつた往昔、農家経済に於ける肥料供給源としての入会地の意義の如何に大なりしかは、自ら明らかである。肥料は小枝や雑草を直接田の土の下に踏み込んで腐らせ(右の刈敷とは之を云う)、又は堆肥とする外、草木を焼いて灰とし、その加里分を肥料とする事もあつた。諏訪湖の西岸長野県諏訪郡湊村小坂殿先部落では、全水田耕作者が一斉に毎年五月初旬に次旬の田植えに備えて水田に踏み込む「刈り敷き」を共有林に刈りに行く。部落で予定した期間のうちならば誰が幾日如何程刈つてもよい事になつている。この「刈り敷き」を刈りに行くのを此処では「山の口」と呼んでいる。山口県青海島田ノ浦部落は、藩政時代に現在の荒神様の立つている地域一帯約三町を草刈山にし、農耕従事者の共有財として藩から貸与されていた。当時肥料が無かつたので、全農民が同山に道をつけ、草を焼いて灰を採つたり草を堆肥としたりした。滋賀県伊香郡丹生村大字奥川並では、今日猶肥料としては殆ど専ら草を用い、大体に於て各々の田に附属する或いはそれに近い私有の草地から草を刈り取つて踏み込む。勿論共有地の草は任意に取つてもよい。又農家は労力補給と有機肥料採取の為、家畜を飼養している。この家畜飼料の大部分は山野に自生する雑草であるが、往昔之を畦畔にのみ仰ぐことは困難であつたので、多くは部落有林野に仰がねばならなかつた。今日に於ても昔日と敢えて異らぬのであるが、山間僻地には同様の所が尠くないのである。

農家はまた炊事・採暖の為に薪炭を必要とする故、農家の経営には林野がなければならぬ。殊に辛うじて僅少の耕地を所有し又は小作する中小農民が豊富な林野を所有する筈はなく、彼等が唯一の頼みとするところは部落有の林野である。此の点からも部落有林野は日本農民の大部分を占める小農民の生活資源の重要なものである(小野、右同書、九三頁)。奈良県の萩原でも、村の者は皆共有山へ行つて薪を採る。だから村民は燃料を外から購入するという事は全然ない。一時薪の少い時には、密かに共有山から薪を採つ

て他に売り捌いた者もあつた程である。耕地に乏しい山村では炭を自家用としてよりは、販売の為に製造し、木炭製造を唯一の生計の道としてしている場合も少くないが、斯かる場合の村民は製炭の原料を村有の入会山から仰ぐ所が多い。例えば滋賀県の奥川並の大抵の家は私有林を持つているが、その総計は五〇町にも充たず、之に対し共有林の面積は五〇〇町歩を超えると云う。その面積を村人に尋ねても誰一人明瞭な答を与えてくれる者はない。「誰もまだ測つた事がないから」とか、「余りにも広すぎてそう簡単には判らない」とか言うだけである。この炭山の山林は売却の対象となり、此の収入によつて区の全ての費用を賄い、部落民各戸の負担を軽減せんとするものである。広大なる共有林の炭材売却による部落の収入の尠少なからざるは明らかであり、従つて又之による部落民の受益も大なるべきを思えば、斯かる利益を棄てて離村せんとする部落民の生計も察知するに難くないのである。而して更にこの奥川並で興味ある事は、此の炭山売却の相手となり得る者が、此の部落の成員に限られているという事である。即ち当部落の居住民に限りその山林を買受けて炭を焼き得るのであつて、此処の部落民でなければ何人と雖も之を買受ける事は出来ないものである。此の制限によつても共有林の共有性と当部落の封鎖性とが高められている。此処では部落民は共有林を総山と呼び、それが二大別されて、一は単なる総山、他は総山の分割地である。一般にどちらも総山と呼ぶが、後者は之を特に「分ヶ山」と呼ぶ。前者は更に「炭山」と「薪山」とに二分される。炭山の木は製炭のための売買の対象となり、此の売上げを区の費用に当てる為、之の村民による自由利用は許されないが、薪山は村人の誰が幾人此処へ入つて何をどれだけ伐つても自由である。そしてその利用収益の対象となり得るものは薪と柴とで、之は全て自家用である。之に反して後者即ち分ヶ山は専ら製炭の対象となり、之を以て村人はその生計の大部分を支えている。従つてその収益の殆ど全てが売却され、その代償によつて日常の生活を営んでいるのであるから、自家用たる前者に比して後者は村人にとつて絶大なる価値を有し、之を離れては此処に於ける生活は不可能と云うも過言ではないと共に、之あるによつて村人の生活は安定していると言えるのである。

岐阜県美濃市洲原下河原部落の共有林も亦、薪採取・樹木売却代による共同事業費の支出・剰余金の分配等の恩恵を部落民に与えている。共有林の面積は九二町歩である。これを部落民は現在山林合資会社なる法人組織で共有しているが、社員は六〇名（戸主のみ）で、戦前迄は新分家は加入を認められていなかったが、戦後は分家でも三年以上部落に居住するものにはこれが認められている。併し部落民との間に親・兄弟の関係にない外来者は何年居住するも加入出来ない。共有林は大部分薪山であつて、毎年九月一日の入札によつて競売される。薪木山は一〇年に一回伐採出来るものとして、毎年競売に附されるのは全体の十分の一程で、

更にこれを細分し、各区劃を割と呼び、之に一の割・二の割……等々名称をつけ、社員一名につき二割迄購入する事が出来る。社員はこれによつて一年分の薪木を確保している。共有林の収入は部落費や林道・村道の新設・修理その他公共の事業（神社・公会堂の維持費・水田用水路の経費等）に当てられるが、共有林の維持は植林・下芝の手入を共同で行い、右の支出の残余金は配当として加入員に分配する。斯くの如く種々の恩恵を与える共有林は部落民に無限の郷土愛と共同性を感じせしめている。併し乍らこれ等一切の恩恵を受け得ない外来者にとつては当部落は極めて住み難い所であるから、部落内で共有林会社に参加してないのは二戸に過ぎず、此の二戸も部落民と遠い血縁関係にあつて入村したものである。これ以外に転出入は殆ど無く、部落人口は戦前戦後を通じて殆ど変化がない。茲に示される強い封鎖性と等質性も、共有林に負うところ尠少でない事が想像されるであらう。

神奈川県愛甲郡煤ヶ谷村の共有林の場合を見れば、共有者たる村民は、村に地代を払つて山を管理しつつその山の樹を炭に焼く者や木材の伐採を行う者に共有林の樹木を売り、その利益を平等に分けて来た。併し此の共有者はあくまで昔からの在村者全部に限られて居り、新たに増加した分家や他村から入つて来た家々は、入会仲間に入することは出来ぬ。勿論此の権利を他人に売つたり譲つたりする事は固く禁じられていたのであり、又本村から他地域へ転出した場合は没収され、その分は他の共有者に平等に分けられたのである。併し内々売る者も現れ、現在では二二八口となり、而も一人で幾口分も持つている者（其の最高は五口との事である）も出来て、この共有関係はやや崩れてはいるが、その原則は変わらない。共有林の樹木の中雑木類は村人が買つて薪炭を製造し、杉或いは樅のような大きな樹は近在の材木商が買った。この売上高から雑費を差引き、その残りを口に応じて分けるのである。共有者は年二回の配当を受けるが、大正一〇年当時一口当り一〇〇円位が配当された事もあり、これが一番配当の多かつた時であらうと言われる。併し此の様なり方は変更されて、村有財産にされるべきであると近年は考えられている。隣の宮ヶ瀬村ではその村有林一、三三四町七反余は古くから村有財産となつていて、村会議員が管理している。そして現在の全戸数一八二戸のうち古い家八七戸のみが特に貯蓄会と称するものを作り、村有林のうちから約一〇〇町のみを年二八円で借り受けて経営している。この方は仲間の間での権利の譲渡は行われるが、この仲間以外への売り渡しは出来ぬことになつている。斯かる共有林の経営に関しては、隣の玉川村でも煤ヶ谷村と殆ど同様のやり方を執つて居り、小鮎村ではその共有林を各部落で分けて、部落共有林として居る。何れにしても農家にとつては無視すべからざる額の配当乃至収益があるのであつて、共有林による生活の支持の意義は蓋し大なるものがある。

特殊な石材・草等々が収益の対象とされている場合にも、その採取を生業又はそのの一部とする者が少ない部落があり、其処に於ける入会権の意義の大なるも亦明らかである。更に屋根その他の材料の採取の如き特殊の場合を見ても、そうした材料の価格に伐らせないが、斯く保護している立木は火災の為家を失つた村民の建築資材として無償で提供されるのである。又他所から木を売つてくれと云つて来た場合、皆で相談して売る事もあるが、その代金は各戸に平等に分配する。長崎県五島岐宿村二本桶でも同様であつて、新築する場合には用材は一切郷有林中から任意に伐り出してよい事になつてゐる。又五島玉之浦町大宝では建築の用材は、僅少な山税を郷に支払うことによつて自由に伐り出すことが出来る（久保・橋浦、五島民俗図誌、四六三―四頁）。斯かる物を無償で提供する入会地が、農家経済の安定性に寄与するところ些少ではないのである。以上述べ来たところからも、入会地が部落内に於ける中・小農の経済生活に必要な欠くべからざるものである事は明らかであり、入会地の処分問題は正に部落にとつて死活の問題（小野、前掲書、八七頁）とされるのも故なき事ではない。従つて入会地に就いて如何なる変更が加えられても、入会権の保持者達に対して深刻な衝動を与えるのは当然である。上述の如く愛媛県柳谷村茗荷部落の共有地は、明治三八年にオバホドヤマが個人有地に分割された後、猶残余三六〇町歩が共有地として存続し、一戸当りの平均面積は七町歩であつたが、この残余の部分も明治四二年無償で村に提供させられたので、これに対しては部落民が自己の生活の重大なる脅威として激烈な反対をしたのは勿論の事である。こうした反対は当時の村長大久保氏が茗荷を含む大字西谷と多年敵対的關係にあつた柳井川出身者であつたが故に、感情的な問題を交え、更に部落出身の村会議員に対する買取云々の人身攻撃にまで発展していつた。今日もなほ部落民は此の部落共有地の収奪に話が及べば異常な昂奮を示す事も、此の地に対する彼等の依存と執着との如何に強かつたかを明示するのである。併し無知にして封建的盲従の態度を多年馴致され来つた彼等は、所詮「お上の法律」という村当局の説得と政治的圧力との下に屈して、遂に彼等の「クミモチ」を手放すことになつたのである。其際部落民の農業経営上絶対に欠く事の出来ない肥料用の草を採取する山野だけは残されて、直ちに五三人の「クミウチ」に均等に分割され、個人名義に登録されて現在に至つてゐる。而して村有地伐採による収入の百分の一が村の特有林野保護の報酬という名目で部落民に交附されるが、之も部落費に積立てる結果、部落民には一文の収入にもならないとは云え、特殊の場合に村有財産からの収益によつて部落民が支出を免れる事は尠少ではない。例えば学校建築費が村有林や発電所からの収入から出され、直接部落民が煩わされる事なくして済むが如きはこれである。斯かる事情によつて部

落民の生活の窮迫が多少緩和されるところがあるが故に、苛烈な生活条件の下にありつつも部落民は或程度の生活水準を保持し得て、此の地の生活に堪え、敢えて離村他出を欲しないという事もあると見られるのである。

入会を妨害された場合には、妨害する村又は個人と争うに至るは当然であり、右の萩原の惣有地の隣の山を河内（大阪府下）の人が買つて木を伐り初めたが、境界を越えて萩原の共有山の木まで伐り出したので、大騒ぎとなり、二日二晩に亘つて鐘を叩いて人を集め、集会を開いて対策を議し、大変な事であつた。結局木を伐るのに雇われた小平尾（隣部落）の者が仲に入り、境界を誤つていたからというので相手側が詫びを入れ、当時の金で二万円の賠償金を取つて解決し、その解決の後村で祝宴を開いたのであつた。斯うした例によつても知られるように、入会地が侵されれば必ず紛争が生じ、暴力や仲裁人によつても解決がつかぬ場合は裁判沙汰となる。そして入会権を有していた村は上司に訴えて、先規の通りに入会し、入会地からの受益を従前通り確保する事を可能ならしめるよう計らわん事を願ひ出るは当然である。上司の公正な裁判を係争当事者が肯かず、之を不当とする場合には、当事者は更に積極的に抗争するか、又は、昔は消極的に他領に逃散を企てる事もあつた（小野、右同書、一六三頁）。更に入会の目的たる株場の区域が特定村により又上司によつて制限され、或いは他村から密かに刈り取られたりすれば、為にその村民の生活を脅かす事になるから、始終争論を繰返すようになるのである。例えば伊豆半島頸部の中央の田中山に共同で入会つていた村々が、地元村なる田京村に入会を妨害された時に、自分達の従前の入会権の保護を願出たが如きは之であつて、田中山に対する入会村々は、先づ自村民の生活権擁護の為に代官所と争ひ、又入会村中の村々相互間で、又は若干村が親郷田京村に対して、自己の毛上採取地域の広狭に就き、或は採取物の多寡に就いて争うたのである（小野、右同書、一四八―一九頁）。入会地を周る関係部落民の闘争には頗る執念強く長きに亘るものが少くないのも、入会が部落民の生活にとつて重大な意義を有するが故である。

右の如く重大な意義を有する入会が何等かの事情によつて停止されるが如き場合には、その地の住民は生計に窮し、地方的な生活問題として重大化するに至り易いが故に、それ等住民に対して然るべき代償を出すのが当然であろう。旧森林法第二八条に「木竹の伐採を禁止せられたる保安林の所有者又は立木竹の所有者は之に因りて生じたる直接の損害に限り其の補償を求むることを得」といふ条文があつたが如きも、此の道理によるであろう。併し乍ら入会地が何等の補償も与えられずに、官有地即ち国家又は皇室の私有地に編入される等の事情により、一般人民のその土地に於ける利用収益が、絶対に許容されなくなる場合は少くなかつた。併し此の場合その土地から採取されていた物が、部落民の生活の必須の要素になつていたとすれば、彼等の古くからの慣行は到底

一片の法令を以て簡単に改廃し得るわけがない。そこで彼等は法律の禁止を犯してまでも材木の採取の如きを続ける。その結果は無論山林盗伐罪として屢々刑法の問うところとなるのであるが、然るにも拘らず、古来の慣習と生活の必要とは、彼等を驅つてその犯行を繰返させる。そうして都会人は彼等を罵つて盗伐の悪習ありと言うけれども、静かに公平に考えるときは、そう易々と彼等を非難することは出来ない事が悟られよう。成程彼等の為すところは犯罪に違いない。けれども彼等をして已むなく罪を犯さしめるのは国家であり、茲に国家自らも思いを致さねばならない。農村の生活特に其の貧民の生活にとつては、林野その他から採取される天然資源は極めて重要な価値を有する。否、時には絶対的に必要である。此の故に、彼等をして農村の生活を断念せしめるか、又は少くとも彼等をして純然たる賃銀労働者として、貨幣経済を営むに至らしめるだけの覚悟があれば格別、然らざる限り、学者や政治家が空に考えた理論を当て箴めて、彼等から実物採取の権利を奪い去る事は、農村維持に対して極めて危険である（末広巖太郎、農村法律問題、二四―六頁）。

以上縷述した如き重要性を村民に対して有する入会権の行使は、村民が離村する時は不可能となり、入会による生活の支持は消失する。例えば上記愛媛県茗荷部落では他地へ転出する者は共有林の利用収益権を失う事になつていた。又青森県山形村大川原でも、部落を去る者は入会の山林や草山の権利一切を失うのである。大阪府泉南郡孝子村上孝子部落では、村民が離村する時は私有共有の別なく山の権利を捨て、此の権利を外部の者に売ることが如き事は、決して許容されない掟になつてゐる。斯くの如くであるから、一般に離村が此の入会の喪失を償う程の有利な生活条件を保証しない限り、村民が濫りに離村し難い事は明らかであり、入会地なる共有財の存在が村落の封鎖性の一礎石となる事は首肯されるであらう。

農村に於ける入会地と同じく、漁村に於ては地付漁場を考へることが出来る。故に茲で地付漁場とは如何なるものか、此の漁場に入漁するは如何なる人々であり、地付漁場と村人の定住性との関係如何の問題が取り上げられなければならない。寛保元年幕府が従来の仕来りを基礎として取定めた漁獵海川境論にも「磯獵は地付根付次第なり。沖は入会」「村並之獵場は村境を沖江見通し獵場の境たり」等と示されている（徳川禁令考後聚）。地付と沖合との境に就いては全国を通ずる一定の規定はなく、漁業の状態・地勢等により地方地方区々で、或いは海岸からの距離により、数里、一、二里、二〇町、八町以内等を地先海面とし、或いは水深により尋・權立・棹立・段・水底の隠見等を基準として、その範圍を定めていた。斯くの如く縦の境は区々であつたが、大体に於て沿岸より十数町乃至一里位を境とする場合が最も多かつたのではないかと思われる。横の範圍は普通一村の村境であるが、場合に

よると数村乃至数部落に及ぶ事もあつた。これもその地の地理的条件並びに主要漁業の技術的条件に制約される結果であるが、それと共に漁業發達の歴史的条件を無視してはならない。地付漁場が如何にして何時頃形成されたかに就いては、史料欠除の爲具体的に説明することは出来ないが、それが村落の成立と漁業發達の過程に伴い除々に形成されて来て、近世初頭統一的封建社会の成立と共に、一応全国的に確立したものであるという事は、大体に於て推測されるところであるけれども、この時代には漁業は未だ十分に普及せず、沿岸村にして漁業に従事せぬ村は、今日我々が考えるより遙かに多かつたようである。従つて地付漁場の横の範圍も一村限りではなく、他村の地先まで及ぶものが相当多かつた。それが漁業の發達と共に従来漁業を営まぬ村も営むようになり、地付漁場も一村限りを横の範圍とする場合が次第に一般化したのである（山口和雄、日本漁業經濟史研究、四―五頁）。当時漁業に従事せぬ部落は漁村たる「浦方」に対し、「地方」と呼ばれ、地先海面と雖も最寄りの浦方に占有されているのが普通で、肥料用の藻位の採取は出来たが、本格的な漁業は営み得なかつた。従つて徳川時代に於ける漁村とは原則として浦方を云い、浦方はその地付漁場——自村のみならず他村の地先海面に迄及ぶことあり——の使用収益に対し、一定の漁税を封建的支配者に納めて漁業を営んでいたのである。勿論地方部落と雖も次第に漁業を営まんとするは自然の趨勢で、一定の漁税を納める事によつて、地方は地先海面を最寄の浦方から奪取せんとするに至つた。徳川時代に於ける漁場争いの或部分は、斯かる漁場再編成の要求と阻止であり、明治後期旧漁業法の制定される頃までには、大体に於て沿岸村は概ね漁業を営むようになり、一村限りの地先海面漁場制が略々確立するに至るのである。斯くの如く次第に解体したとは言え、徳川時代にはまだ大体に於て浦方・地方の制が存在したと言つてよい（山口右同書、三六―七頁）。

然らば斯かる地元漁場の入漁権は如何なるものであり、その主体は何であろうか。羽原氏は「地元漁場の漁業権の主体は個人持・共同持もあつたが、主として一村又は数村持の入会漁業を最も普遍的の形態——総有形態とする。併し数郡乃至兩藩の入会漁場もあつた。」と述べ（羽原又吉、明治維新时期を中心とする水産業の変遷過程と漁業法との關係並に其の後の推移、社会經濟史学、第八卷、第四号）、原暉三氏も「地付の村又は村々、或いは其処の漁民が地付漁業権の主体であり、漁民の個人持・仲間持もあつたが、一村又は数村の総有が最も普通の形態であつた」とする（原暉三著、日本漁業権制度概論、一五―三九頁）。これは次の如く説明される。即ち土地に比し漁場は海流・潮流・生物の繁殖回游等のため、著しく可変性・流動性に富み且つ相互に密接に聯関している。また漁場の利用は頗る多岐であると共に、土地の如く耕作により異質化することも出来ぬ。斯る特質によつて、少くとも特別の漁撈技術が發達せず或いは単なる採

捕を目的とする限りに於ては、地付漁場を細分し各部分の漁業権を一戸づつが、占有することは甚だ困難であり、又その必要もないと言わねばならぬ。斯くて漁場についてはその自然的特質のため、一見総有以上の段階に進む地盤を欠いているのである（鱈川虎三、水産経済学、一五九頁）。奈良正路氏も、入漁権は一定の水面に対する使用・収益の権利を内容とし、その権利の本質から云えば矢張り入会権であるとし、それは陸上の入会権と酷似しているので、我々は之を入会権の中に包括すべき一種の水上に於ける入会権だと規定し得ると言う（奈良正路、入会権論、二六八―二七〇頁）。

我が国の漁業が特に発達し初めたのは大体足利末期頃からで、爾後徳川時代を通じ更に明治前期に至る迄各地で種々多様な漁業が発達した。この時代を通じて我国の代表的な沿岸網漁業・釣漁業・特殊漁業は一応殆ど出揃い、沖合漁業も或程度発達して、あらゆる魚介藻類が漁獲されるようになった。之を単に規模の上から見ても、小は漁夫一二名を以て営むものから、大は百人余の共同作業を必要とするものまで出現した。かく大規模漁業が比較的早くから発達した為、漁場が土地の如く絶対的意義を有たず、漁具の生産上に占める地位は農具に比し遙かに大であり、漁具の如何により漁場の使用収益の度合にも著しい相違があつた。しかも漁業は言うまでもなく自然条件に左右される事の最も多い産業で、農業や工業の如く必ずしも歴史的段階を追つて一系的な発展を遂げると言う訳にはゆかず、所謂横の相違が縦の発展より更に顕著だつたとさえ言い得る（山口、前掲書、七三頁）。即ち漁業形態の地域的差異が大であつて、早くから大漁業の発達により網主対水手（か）の階級的分化の進んだ浦方も相当あつたし、中世的な隷属関係の下に大漁業を支配的漁業として行つていた浦方もあつたのである。併し少くとも近世初期に於ては所謂標準的な型の浦方が一般的代表的なものであつた事は、大体に於て疑いないところと思われる。この種の浦方に於ける主要構成員は所謂標準的な「本漁師」である。彼等は概ね各戸毎に小漁船と、幾つかの小漁具―網釣具又は雑漁具―を有ち、原則として家族労働を以て四季を通じて地先海面に於て小漁業を営む。彼等は又極く僅かの田畑殊に畑を所有し、妻や老人が耕作に當つて自家用の食料の一部を生産する事が多かつた。これは現代に於ても日本各地の漁村に見られるものである。但し斯くの如きは想定しうる標準的な「本漁師」であつて、実際に於てはこの種の小漁業者は、必ずしも四季を通ずるすべての漁具を所有しているとは限らなかつた。特定期間中他人の船に乗つて「乗代」の配分にあづかつたり、逆に他から一、二名の漁師を雇う事もあつた。又當時はいわし・ぼら・かつを・まぐろの如き浮魚群が屢々沿岸近く襲来し、小漁網を以てしては十分に漁獲されなかつたので、彼等は共同の大網を作つて共同で魚撈に従事することもあつた。併し一ヶ年の主要部分を彼等は自らの漁具・漁船と家族労力を以て小規模漁業を営んでいたのである。

(右同書、三八―九頁)「本漁師」たる此等の浦方は労役・現物又は貨幣の形で、一定の代償を封建的支配者に納める事によつて、初めて地付漁場を使用収益することが出来たとは言え、その使用収益を浦方一同が平等に行つた限り、漁場への入会権が存在した事は確かであり、只海の所有処分権が封建的支配者にあつた点に於て、浦方部落に漁場の総有権がなかつたに止まる。

この地先海面入会権は今日夫々の漁村の通常の漁民一同から成る漁業組合の独占権とされて居る。即ち現今の地先水面専用漁業権は漁村維持の目的の為に、地先漁業組合のみに免許された権利であつて、所謂村中入会の漁場をその区域として、根付磯付漁業を原則としたものであるから、現今の地先水面専用漁業権は、村中入会の一村専用漁場を継承したものであつて、従来の慣行による漁業も、それが地先の海で行われる限り、この漁業権として受け継がれたものが少くない。またこの漁業権の内容である漁業は、免許の方針として主として地先水面に固定する漁業、例えば根付・磯付の漁業であつて、関係漁業者の共同利用に適するものを具体的に選定して免許される。而して此の入会的な入漁権の処分に就いては、入漁関係者の同意がなければ許可されないと規定されていたのであるが、これはまた陸上の入会権と同じように、只一人の反対者があつてもその処分が不成立になる事を物語るものである。即ち沿岸漁業に於ては、遠洋漁業の如くに魚群を追うて漁撈を営むのではないから、漁撈が技術的に可能な場所は著しく制限されている。しかも沿岸の漁村民はこの場所を漁場とし、彼等の生活の地盤としている為に、排他独占的に一定の縄張りの下に漁業を営み来つた事は歴史的事実である。従つて沿岸漁業にとつては漁場は恰も農業に於ける耕地の如き社会的性質を有し、漁業法は一定の水面に於て一定の漁場を独占して漁撈を為し得る権利、即ち漁業権を規定し、之を保護している訳であるが、沿岸漁場の斯かる自然的・社会的な被局限性が、沿岸漁業の生産的舞台を著しく狭くしている事は認めなければならない。而してこの種の浦方にあつては漁具が小規模で大体平均化しているので、漁場の意義がいづれの漁民にとつても比較的大であり、従つてこの入漁権は一旦正しく発生した以上、登記のあるなしに拘らず漁民生活と結びついて、漁民の生活の保障権として尊重されなければならぬものである事は言うまでもない。入漁権が土地収用法又は公有水面埋立法等の為に消滅させられる場合には、入漁権者にも亦その補償の配当要求をする権利が当然生ずる。漁場入会権はその漁民の団体生活と密着している共同生活圏内から、昔ながらの慣行を主体として生れて来たところの本来的な権利である。

地先漁場に於ける収益が漁民の生計に対して大なる意義を有する限り、此の漁場に入漁する権利を村民に嚴重に限定し、村外の者の濫りに入漁するを許さず、入漁を敢えてする者を罰し、又之と抗争するは当然である。又斯かる紛争が訴訟となり、それが長

く続くが如き事も珍しくない。三重県志摩郡答志島の答志部落の漁業はほぼ沿岸漁業であつて、他村の領海にまで出漁することは少い。現在は㊦(まるせ)親方が出さざら網が二艘地先海面の外の伊勢湾へ出漁するのみである。この部落の地先海面では外来者の漁業に従事する者は皆無であり、十余年前地先海面を荒した云々の件で、答志と同じ島の隣部落和具とが争つた事がある。舳舻相含んだ双方の漁船群が沖合で相接して殴り合いをしたとの事であるが、地先海面の境界は濫りに犯すを許されぬものなる事を示す一例である。山口県青海島の通村の漁場の入漁権は同村漁業組合が有し、組合員以外の漁撈を嚴重に禁止している。万一他村の者が侵入して漁撈をなした場合には、事情によつて村対村の紛争を生ずる。但し一本釣の場合には黙認するが、網漁業の侵入が侵入者の村と通村との紛争を生じた事は屢々あつた。就中他郡の者の侵入は黙過されず、往々激しい紛争を起こした。嘗て他村のトロール船が入つて来た事があるが、その際全通村民は大いに激昂し、同船の網を没収すると共に、乗組員を警察に連行した。斯くの如きは地先海面の独占的収益を擁護せんとするところから生ずる村外民の排斥の表れであるが、斯かる封鎖的独占性は地先漁場からの収益が漁民にとつて重大な意義を有するからである。而して斯く重大な意義のある地先海面への入漁の権利も、離村と同時に失われる。右通村に於ても然りであり、他方此の権利を獲得する為には一ケ年以上通村に在住し、漁業組合に加入金を納めなければならず、離村によつて入漁権を喪失した者が帰村した場合でも、全く新たな入村者と同様一ケ年の在住と加入金との二条件を充さなければ、地先海面への入漁は出来ないのである(昭和二四年)。

地先海面への他村民の入漁禁制は漁獲物によつて種々異なる場合がある。即ち或種の漁獲物に限り隣接する若干の村が夫々の地先海面へのそれ等隣接村の者の入漁を許容し合う事が、慣習により又は協定によつて行われる場合がある。これ即ち隣村との漁場入会であるが、斯かる場合にも他村の地先に入漁し得る者は、自己の所属村の地先に入漁し得る者に限られるべきは当然である。上記通村は仙崎町と談合の上、若布・鮑のみに関し、地先の区別をせず自由に何れの地先にも入つて獲得する事を許容する慣習がある。故に若布・鮑に関する限り、通村と仙崎町との間に漁場争いは余り生じない。地先海面の外部は何人も自由に漁撈し得るのが通例であり、従つて此処は特定村民には限られず、あらゆる村の住民の入会地とも言われ得る。併し乍ら斯かる沖合での漁業には特別の舟や漁具が必要な場合が多く、従つてそれは所謂標準的浦方の多く関与せざるところであろう。斯かる浦方には地先海面が専ら経済的重要性を有つが、地先外に出て漁撈を行う漁民にとつても、地先海面からの収入が軽視すべからざる意義を有つ事は明かである。従つて漁民は所属村を離れば、以上述べ来た如き漁場への入会権と、それを基礎として生ずる漁業による収益を喪

失する限り、彼等が所屬村に繫縛され、定住的になるのは当然であろう。斯ういう点からも、小さい舟と小さい漁具で営む沿岸の漁業には、農業に近い性格が見られると言われるのである。

三 外来者の扱いと封鎖

村民にとつて重大な経済的意義を有する入会地からの各戸の収益は、入会う村民の数の増加するにつれて減少する事が不可避免的である。従つて村民は此の減少を好まぬ限り、入会う村民の数の増加を喜ばぬは自然の事であり、従つて入会地の重要性を認知している村では、村民の分家が入会権を得て所謂株入りをする事すら禁止、入会う家の数を一定限度に保たんとする。他方併し乍ら入会地の意義が大ならば大なる程、新分家に対する入会権の拒否という事は、拒否される分家にとつては極めて致命的な打撃である事は云うまでもない。飛弾の有名な白川村の中切等でも、入会地は屋根萱・飼料・肥草・薪材・用材等欠くことの出来ない生活資料獲得の場所であつたが、新分家は容易に共有山に入会う権利を得ることが出来ず、此の事が此処では分家阻止の主要な原因であつた。斯くの如く村内の分家にすら入会権を拒否する程であるから、村外からの移入者が入会地で利用収益するを制限乃至拒否せんとするは当然である。上記滋賀県奥川並の部落民の主業は専ら製炭であつて、その材料なる山林は上述の通り私有もあるが大部分が共有林であるから、この共有林は村人にとつては殆ど唯一と云つてもよい生活手段である。従つて之の減少を部落民が恐れ且防止するのは自然の事となる。それ故全ての共有林・共有財に対する株入りは原則として一切外来者には許されていない。只薪や柴の自家用のみはお情として許されている模様である。離村等によつて割当地を受ける者に欠員の生じた場合でも、部落民の範囲内に於て次男以下の分家による利用を認めるに過ぎず、外来者には厳としてその門を堅く閉している。上記愛媛県茗荷部落の共有地の主体たる五三戸の間では一戸一株の完全に平等な分配形態を採つていたにしても、他部落に対しては、部落の排他独占の利用であつたと共に、内に於ても絶えず増していく分家や外来者に対しては固く門戸を鎖し、株入りの機会は全然存在せず、又外来者や新たに分家した者もそれを当然の事として、殊更に株入りを求めることもなかつた模様である。

海の入会地たる地付海面への入漁も亦外来者には容易に許されない。静岡県賀茂郡南伊豆町妻良^{めら}の戦前の漁業会加入の条件は頗る厳しく、第一に最少限一五年間部落に居住せる者、第二に区費の納入・共同作業への参加等村民としての義務を果し、永住する意志の認められる者、第三に分家の場合も外来者の場合と同じく分家以後一五年間部落内に居住する者、第四に加入者は一世帯一

名に限る等、強い封鎖性を表わす規定が存在していた。嘗ては入漁に対する制限がそれほどもなかつたが、近年濫獲その他の事情から漁獲高が減じた為、村人の漁業による生活の困窮が増した所では、外来者の入漁権の獲得を近頃却つて困難にした例もある。千葉県安房郡千倉町字忽戸（こつと）は一五四戸あるが、その中本戸は一二四戸で、この本戸だけが漁場の総有権を有つていた。本戸になるには、以前は四〇〇円位を出せばよかつたが、ここ一五年間は申込があつても、宅地も家も加名金もあつても、なかなかとり合わぬ。五年なり一〇年しつかり見てからでないと、本戸としての資格を与えない。そして、会議を開かぬと加名は出来ない（柳田国男編、海村生活の研究、四八頁）。

共有地のみならず村の生活資源が全般的に既に人々の収容上飽和度に達して、その現住民のみよりする人口の増加さえ容れ難き状態に達した時以後は、外来者の増加は直ちに村落の生活資源の割当の減少を意味し、従つて村民の生活に対する大なる脅威となる。日本の村落の多くは耕地の限界に早くから達していた。此の故に例えば上記奈良県池沢では昔から外部からの来住は絶対的に禁ぜられた。如何なる理由や事情があつても村内への居住は許されなかつた。此の事は約三〇年前迄続いていた。と云うのは人口の割に土地が狭く、およそ耕作し得る土地は大体耕されており、僅かに開墾の余地が残されている程度であつて、外来者に土地を譲つたり、小作権を譲るといふ事が困難であつたからである。同じく奈良県萩原の如きも、昔から土地が足りなかつたから、開墾出来るような土地は久しい前から残つていなかつた。従つて新田というようなものすらない。畑を開墾する余地はあるが、それも極く僅かである。斯く土地が少いから此処でも疎開入村者にも土地を譲り又は小作権を譲るといふような事は決してない。従つて入村者で農業を営んでいる者はない。斯くの如きは日本村落全般に認められるところであつて、村落の転入者には土地を必要とする通常の農民は少く、土地を耕作せず他の業務に従う者が多い事は必然的であり、移住者には木地屋・木挽・炭焼・大工・其他農林業の手伝いに来て住みつく者、又床屋・鍛冶屋・石屋等の職人、極く僅かに祈禱師等が見える程度である（柳田国男編、山村生活の研究、六一頁）。斯かる事実にも現われているような経済的事情よりしても、村落には外部の者の来住を忌避し排斥せんとする傾向が著しい。

又農耕地の開拓には上述の如き様々の労力が必要なのみならず農山村を居住し得る所又住みよき所とする迄には農道・林道を設け、更に防衛工事として猪垣・野火止・砂防林その他の工作を施す等、祖先以来の甚大なる労力が注がれているのである。一例を湿地帯の排水の為の暗渠設置にとれば、上記兵庫県市野保では水田の二割は二毛作の不可能なフケ田（湿地）であつた。故にそれ

を二毛作田に改造する為に昭和一八年頃暗渠排水が行われ、その工事の為にカイチ（組）の人々によつて一反につき約七日の共同作業が行われた。漁村も亦防波堤・船揚げ場・漁礁の構築即ち築磯による漁場等の共同施設を、主として村民の協力によつて創設し保持する。魚は食物の存在ということゝ關聯を有つてゐるが、場合によると単に習性として、適当な棲息場所であるという事のみで、特に其処に充分な餌があるという事があつてもなくても、特定の場所に集まつて来る事がある。そこで魚の斯うした習性を利用して考案されてゐる漁獲法もいろいろとある。例えば暗い処に入る習性のあるクロダイ・メジナ等には海辺の暗い崖下等がよい漁場になるが、斯うした箇所のない平らな海中に、石・岩・船等を沈めて、適当な棲家を作つてやる事が即ち築磯である。又淡水域で、エビ・フナ等の小魚をとる柴漬という漁法も、栖処を利用したものであるが、同様にして雑木を伐つて湖中に之を漬けて良い漁場を作ること出来る。上記山口県通村の共同施設を見れば、此処には八〇米の防波堤一個と一〇〇米のもの一個とがある。後者は今から六、七〇年前全村民が協力して作つたものである。又同村の各部落毎に船揚げ場があるが、之は夫々の部落の住民が漁閑期を利用して、全員出役して作つたものである。此の場合提供した労力に対する反対給付はなかつた。又通村には漁礁が二ヶ所ある。之は昭和の初め頃漁業会担当の下に駆逐艦の廢艦一隻及び漁船二艘を沈めて作つたものであつて、之を作るには、二日間延人員三〇名が従事した。これ等の艦船を購入する費用も相当多額であつた事は言うまでもない。上記愛媛県関前村でも、立派な防波堤が東西から突出しており、漁船の庇護所を作つてゐるが、此の村の漁区は稀にみる広さを有するにも拘らず、漁礁は僅か一ヶ所あるに過ぎない。之を此処では「イケス」と呼んでゐるが、之も老廢船を沈めて作つたものである。斯うして廢船を以て漁礁を作る費用が以前の金額にして五、六万円に達した例が多いのであるが、斯くの如きも共同施設に対して村人の費すところの些少なからざる事を示すものである。

右の如き累代労力の賜物たる村落の諸施設を、これ等の構築維持に何等協力する事のなかつた外部の者が入村して、任意に利用する事の認容されざるは当然である。従つて仮令外来者の来住を許すとしても、共同施設の受益には種々の制限を附して、之を超える事を許さぬ場合が少くない。例えば往昔新来者が地主から借地しなければならぬ場合には、地主はその入百姓の保証人となり、此の外来者に関する限り一切の責任を村に対して負わなければならず、同時に此の外来者は此の地主兼保証人に対して隸屬的關係に入らねばならなかつた。此の場合身元引受人となる者は寄り親又は草履親・人主・お引き立て・お主さん・旦那さん・親方等と呼ばれ、その家は「ワラジヌギバ」とか「カサヌギバ」等と呼ばれ、外来者はヌレワラジとか寄り子とかナゴ・居留り者・家

子・ケシゴ等と呼ばれることが多い（鈴木栄太郎、前掲書、三九〇―九二頁）。例えば奈良県十津川村内原では、入村のことを「あしあらい」と言い（宮本、吉野西奥民俗採訪録、三八二頁）、河内国滝畑では「ぬれわらち」をぬぐと言った（宮本、左近熊太翁旧事談、一三六頁）。我国では外来者が真の村人となるには三種の手続があつた。一は村入りの承認を得る事であつて、これによつて村寄合いに出席し冠婚葬祭の交際に参加する資格が得られる。此の村入りに当つては酒肴を買つて村人にその披露を行うのが通例であつた。その二には氏子入り等の語で現わされる如き祭時に於ける氏子の資格を得る事であつて、昔は所によつては氏子の資格を得る時には氏子札が出され、戸籍の代用をしたらしい。その一例を示せば次の如くである。

(表)

土佐ノ國長岡郡第廿一区下土居	
村農大家寿吉長男	
四区川戸村土西村三次養子	
川戸村	
宇佐八幡宮氏子	
西 村 信 祭	
天保九戊戌四月十二日生	

(裏)

高知県管下神宮	
西 村 信 祭	
明治三年庚午九月八日	

通常宮詣りの時氏子入りをするので、その時此の氏子札が出されるのであるが、右の札は之を受けた者が養子なるが故に本人の三三才の時に出版されている。

此の資格を得るにも種々の勤めを積み、結局三代を要する場合もある。その三は株入りの慣行であつて、村落の共有権の株を取得する事であり、共有財が豊富な場合には、これの利用収益が村人の生活に余り重要な意義を有たず、斯かる所では金銭又は物品の代償を提供すれば、此の株が与えられるけれども、共有財が潤沢ならぬ村では、上述の如く、株の増加を許さぬ場合も相当多く、斯かる所では欠員の生ずる迄待たなければ株入りは不可能である（柳田、前掲書、六一頁）。此等三種の手続き中一つが同時に他を含む場合もあるが、夫々別に行われ、或いは少くとも別々の意味に解される場合もあり（鈴木、前掲書、四三〇頁）、例えば他の資格は容易に許しても、氏子の仲間に加する資格は容易に与えない場合が極めて多い（右同書、三〇九、三九七頁）。しかも斯く容易に与えられない資格こそ真の村人たる上に必須の要件なるを常とするが故に、往昔外来者が元来の村人と同様の生活を営み得るに至る迄に、如何に容易ならぬ苦痛を嘗めねばならなかつたかは極めて明らかである。

往昔はこの外来者が村の正常な一員としての待遇を受け得るに至るには、数十年その村に住んでその村の生活様式に同化し、又

村のあらゆる施設の維持発展に労力を注ぐことを重ねなければならなかつた。「私共儀……当御村水呑百姓罷在、最早年久舗、私共儀は御村出生に御座候に付、此度御村方相談の上御慈愛を以て御村並人の下組に御入被下置候段、重々忝仕合に奉存候……」の如き書面を出して、漸く人並みの仲間入りが出来たのである。此の証文は甲斐国巨摩郡今福村のもので、文政六年（一八二三年）に認められて居り、「宝曆十三年（一七六三年）三月より村方下組に入置申候、文政六年迄六十一年に成申候」とある如く、六十一年を経て、初めて村並人下組としての待遇を受けるに至つたのである。（小野武夫、日本村落史概説、二二七―二九頁）村落の諸施設は居住及び耕作に対する障碍の多い山村に特に多い事は自然であり、又山村は土地や物資に乏しく、人口の飽和度に達し易い上に、外界との行為様式の差も大なる故、特に山村が外来者を好まず、移入者を拒否せんとするは自然である。従つて山村で正常の村人となるは容易でなく、種々の条件が課せられる場合が多かつたのである。

山村に於ける斯かる条件の具体例を更に若干挙げるならば、上記滋賀県奥川並に、一応は村人であり乍ら「真の村人」とはなり得ない外来者に該当する者として、過去に於ては美濃の炭焼人現在では木樵の杉山（仮名）さんがある。両者共昔から婚姻以外で当部落へ入来り住居を構えんとした極く僅かな人々の例であるが、彼等も矢張り此の地に居つくことは出来なかつたし、又出来ないようである。美濃の炭焼人は僅か四、五年で此処を立ち去り、現在居る杉山さんも自ら多分永くは居ないだろうと言つて居る。彼は一四、五年前に来て五、六年此の部落に居たが、仕事の関係で他部落へ行き、再び戻つて来て今年四年目である（昭和二十七年現在）。その間此の部落の娘を妻とし、子供も有り、此の村の人がその親戚になるにも拘らず、依然として外来者として差別待遇を受けている事には変りがないのである。此処での村人としての資格は「行い」、「お講」、「総寄り」等々の行事への参加にも示されるが、外来者は何れも一切此等の行事に参加出来ないし、又しようとしてもしない。毎月一六日の「お講」（之も氏神を祀る行事）や、それに引続きその席で行われる常会、二月九日、十一月九日の年二回の「山講」（山の神様を祀る行事）或いは不定期の「総寄り」等々には、戸主は村人として之に参加する義務と権利とを有するが、外来者は此の義務も権利もない。「お講」や「山講」は兎も角として、いくら外来者でも村の中に住んで居り、又村仕事の人足にも出るのであるから、種々彼にも関係する事が当然議せられるであろうところの常会や総寄りに迄、その出席が認められないのかと村人に聞けば、「そうだ」と答える。何故かと聞けば、「そう云う事になつて居る」とか、「村の事は村人だけでよい」とか云うのであつて、杉山さんは多年村に住み乍ら飽くまで村人外の人なのである。石川県石川郡鳥越村若原は農村であるが、積雪地帯でもあるから右奥川並と万事が類似している。此の部落にも明治三〇

年頃何処からともなく一軒移住して来た家があつたが、部落民は誰彼と相談する事もなくして無意識の中にも新移住者に耕地を与えず、村付き合いさえもせず、亦移住者にしても遠慮勝ちに生活をしていたが、終に明治三五、六年頃出て行つて了つた。

山村で外来者の転入に何等制限を加えないかに見える所もあるが、それは転入しようとする者が無いので、斯かる制限を設ける必要もないからの事である所が多い。上記滋賀県奥川並では外部からの来住を禁じたという事はその例なく、外来者は只その住居さえ得れば、村内に暮すには誰の許可も必要としないし又しなかつたとの事であるが、村人に言わせれば、「誰がこんな山奥へ来るものか」である。即ち一見何の妨害も排斥も受けず又何ら複雑な手續も要しないで、希望者は誰でも自由に来住出来る様に思われ、従つて此の面のみ見れば極めて開放性を帯びている様にも考えられるが、事實はさに非ず、地理的条件其の他の種々の不便よりして、實際は来住する者が殆ど無いと共に、又そう容易に住居も得られないのである。更に仮令地理的住居的困難を克服して移住したとしても、結局外部からの転入者は先に述べた如く、殆ど永久に此の土地では正常の村人に成れないのであるから、斯ういふ所への移入は全く特別の例外的現象たるに過ぎないのである。此の奥川並に近い東草野村甲賀も亦全く同様であつて、此の部落も外部からの来住を禁じた事もなく、特殊な土地にしか居住を許さなかつたという様な例もないが、今迄誰一人として他村から移入した者が無い。戦時中と雖も全く疎開者がなかつた程である。従つて外来者が地主又は村の上位者に対して如何なる関係に入るか、又それ等の人達を何と呼ぶか、更に一般の村人は外来者を何と呼び如何様に取扱うか、村入り・株入り・氏子入り等は如何なる手続きによるか等々は、村民の考えた事もない事柄に属する。

奈良県十津川村大字小原の部落民も、外来者を特別に蔑視排斥する事はなく、新来者が地主から借地した場合、地主が部落民に対して責任を負うとか、新来者が地主に対し隷属的地位に甘んずるとか言う事はない。これは本部落の如き寒村に移住して来る者は極く稀であり、あればそれは大体自動車運転手・大工・左官の如き特殊技術者であつて、彼等の移入は部落民の日常生活にとつて便利であるから、却つて彼等の部落内に於ける生活に便宜を計つてやるような事さえある。例えば「共有財」の項に於て述べた如く、部落費は字山からの収益によつて賄われ、字山に關係のない新来者からは何も全然徴収しない。そして部落費に依る恩恵は新来者も原住部落民同様に享受し、然も字山に於ける薪用雑木の採取は、彼等に対して移住の当日から無条件に許されているのである。又彼等新来者に対しても日常生活に於て差別をせず交際し、外来者と原住部落民との結婚も通常成立する。併し乍ら部落民の生命とまで言われる字山の共有権は、原則として外来者には与えられない。従つて外来者は、字山の利用収益としては雑木の採

取以外は出来ないわけである。唯原住民の村外転出や死亡の場合、部落會議の許可を得て新来者が字山の株を譲渡される事があり又原住民は其の株を外来者に売却することも出来るが、此の場合と雖も矢張り部落會議の承認を得なければならぬ。部落會議の承認を得た新来者は、その資産状況に依じて金を納め、始めて共有権を取得することが出来る。その金額は部落會議で決定するが、現実的には共有権を売却する原住部落民が居ない為、外来者の株入りは殆ど行われないのである。更にこの傾向は同部落の神社の田の株に於て著しい。田の株を共有するのは九〇戸中五二戸に過ぎず、これ以外の者は結局外来者か分家した者であるが、分家は斯かる貧村に於ては喜ばれないので、大部分は外来者である。田の株の売買は許されてはいるが、売却する人は全然居ない故、外来者は株の購入を希望しても絶対に加入出来ない。明治二二年大水害が原因となつて生じた集團転出による欠員も、他から補充されず、外来者は一名も株仲間には加入し得なかつたと言われる程であるから、株の所有者の部落外転出或いは死亡によつて欠員が生じても、外来者が株を取得出来る望はなく、祭礼その他部落としての諸行事も永久に株を持つ五二戸が取り行い、外来者は一切行事に参加することは出来ない実状にある。ただ神社に参拝したり餅を拾つたりすることは出来る。溜池の使用権も同様である。愛媛県西宇和郡川上村川名津では、溜池の使用権などの株は限定されていて、これはこれ等の施設の建設に参加した家々によつて所有され、後からこの株を取得する為には、金銭・物品等を提供して株入りをしなければならぬ。

雪深い北陸地方も外界との交渉が杜絶え勝ちであるだけに、内外の別が明確に立てられ、外来者に対して差別待遇をする事著しいのは自然の事である。新潟県の西頸城郡上早川村砂場にあつては、外来者にして宗旨の疑わしい者は勿論村民と宗旨を異にする事のみでも、村入り拒否の理由となつた。従つて当時の村入りに際して外来者は先づその身元と共にその宗旨を保証された後ならでは村入りし得なかつたのである。扱てその村入りの手続に就いて見るに、古老の口伝に依れば「極く最近まで外来者は村の素封家又は寺院に「オトナ」(使用人)となつて入り、年を経て主家の斡旋状に依り、村の集会の席に出て挨拶を為し、村人の承認があつて始めて村人としての待遇を受ける。その披露宴は主家としてやり、少々の田地を与えたのである。併し乍ら彼等は終身主家に対しては從属の地位に置かれた事は言う迄もない。使用人としての「オトナ」となつた外来者は、右の如き主家の口添えを以て行われる披露宴と、之を前提にする部落民の承認とが無い間は、仮令主家から独立した者でも、勿論部落民の「村附合い」を得ることとは出来ず、部落民共有なる「村山」に入るを許される事も亦決してなく、その生活には極めて大なる困苦を伴つたのである。

漁村も、島等の土地が限られ且外界との交通の不便な従つて外界と行為様式を異にする所には、同様な事が見られるは当然であ

る。香川県広島村大字立石浦の移入者に関する規定を見るに、明治三〇年正月一七日の定期寄合に於て、他村より新たに転住又は寄留する者は、本浦在籍者にして、本村財産等級自一等至一七等までの負担義務者二名以上の身元引受連署を以て、浦方差入念証の出来得る者の外は、一切拒絶する事と規定され、此の規定は其後現在迄妥当している。漁村にも共有林があり、移入者には之への入会権が制限されるのも自然の事であつて、長崎県岐宿村二本桶では、寄留者郷民としての資格を承認された者は、三ヶ年間に現在積立の共同基金の比率額を分納する事になつてゐるが、斯くして有資格者となつても、住宅を新築する場合には、古くからの居住者は建築用材を一切郷有林中から任意に伐り出してもよい事になつてゐると異り、松林からのみ任意に伐り出してよい事になつてゐる（久保・橋浦、前掲書、四六四頁）。

漁業権の主体が村民から成る漁業協同組合であつて、漁業が村落の共同漁業の形式をとるが如き所に於ては、移入者が此の組合に加入するには組合員の紹介を必要とし、総会に於ての嚴重な許可を得なければならなかつたが、しかも此の事が極めて困難であつて、他の地方から水夫その他に傭われて来た者が、村内に定住する様になつても、組合には加入出来ず、為にそうした者同志が相寄つて別の部落をなして山稼ぎを行つて生活して居たような例もある。三重県鳥羽沖の答志島答志で、漁業権に就いては種々質問しても、明瞭な答を得られなかつたと報告されているが、これは上述の如く生え抜きの答志人のみが漁業権の主体であつて、入村者が漁業に従事する例は皆無であつたらしいところから、明確な取きめの必要がなかつたからであると思われ。而して此の島では答志が最も早く開けたと言われ、和具・桃取は後代の移住者によつて出来た部落らしい。殊に和具は答志に村入り出来ず、為に別に一部落を作つたものと推定される。此の推定の根拠は地先海面は答志に遙かに有利に限定されている事、耕作地又然りであつて、土地の主要部を答志に抑えられ、為に遠い谷間に迄耕地を求めねばならなかつた実状にある事、両部落間には言語の差が認められ、用語のみならずアクセントも相異している両者は、全然別の系統の言語らしく思われ、これは和具の者は答志に入れぬままに、答志の者との接触交渉が乏しかつたので、独自の言語を保つて来たのであらうと思われる事等である。同じく三重県の熊野灘の九鬼の如きも亦外来者が正常の村民となり得ぬ為に、己むなく別の部落を作つた場合の一例である。此処では村落民を地下の人と呼び共同漁業を地下網と称する。村全体が大敷組合を作つてゐるが、外来者は此の組合に入ることは殆ど不可能である。以前伊豆や志摩から水夫に傭入れられて来た者が、結局定住するようになつても、組合に入れぬ為、名古なる別の部落を作つて、出稼ぎを行つて生活をしてゐる。斯くの如く差別待遇が持続せる結果、外来者は結局村民に成り得ず、別の部落をなして独立するに

至つた例は、外来者の現われ易い漁村には屢々見られるところである。更に一例を挙げれば、越前海岸の鮎川浦枝村の清水谷・大丹生浦枝村の白浜の反子（又ベザイとも云う）は明暦年中出雲国居野津から漂着せるのであつて（羽原文吉、越前漁村濶主制度の経済史的考察、社会経済史学第九卷、第八号、二三頁）、坂井郡丹生郡の海岸十数里の間に点々として漁村をなしているが、土地の人の噂によれば彼等の通婚は此等部落内が目立つて多い。彼等はその母村と親方子方關係を結び、封建的主従關係の原則に束縛され、村落共同体の外の新来者として隷属的漁業労働者であつた。彼等は漁獲物の販売から全く隔てられ、財蓄積の余地もなかつた。併し宝永前後からは独立の者が現われ、後独立の部落をなして発展した（右同書、第九卷・第一〇号・四七頁）。斯くの如く外来者が入会漁場への入漁を全面的に拒否されないまでも、地先海面への入会が外来者には通常の村人には見られない種々の制限を課せられている場合は各地に見られる。例えば磯物の解禁即ち口明けの日から三日間は、通常の村民が各戸から一名宛出て採取に従事し、その収益は皆村自体のものとなり、口明けの三日間が済むと、ステウラ（捨浦）になつて、村民なら誰でも採取出来、採取した海藻は各自その採取した家のものとなるが、併し捨浦になつてからも、その第一日目は古くからの村民の家たる「一戸前」の家から各戸一人づつの採取が認められるのみで、新来者の家たる新戸は採取に出ることが出来ず、捨浦の二日目からやつと本当の捨浦になつて、新戸をも含めて誰でも自由に海藻取りに行ける事になるというような所がある。

転入者に対する差別待遇は農村にも亦見られぬ事はない。奈良県北葛城郡陵西村野口西代では、所謂「入り人」は必ず若干の金を納めて村入りをしたが、しかも氏神祭・日待等の年中行事には余り参加しない。此の事は農村に於ても元来の村人と移入者との間の差別感、村入り丈によつて消滅するものではない事を示すものである。同県萩原では現在の疎開者に対し、特別な差別待遇をしたり排斥するような事はなく、なかなか親切にしてやつていて、別に問題の起さるような事はないとの事であるが、斯うした所でも約三〇年前九州から入村した理髪屋は現在二代目に当るが、まだ村の者とは言われないのである。又戦時中の疎開者は村人の親戚縁故の者のみであり、その中の二人は自分の家を村に建てたけれども、これも村人の中には入れられない。兵庫県の市野保でも移入者が本当の意味で移住者と言われなくなるのは、移入者の子供の同部落で生れたのが一人前に成長し、移入して来た両親が死亡してからであつて、移入者の生存中は彼は入村後三〇年四〇年経つても、「あれは曾我井から来た」「あれは小神から来た」という風に言われ、村の会議等でも発言権はあまりない。

千葉県夷隅郡西畑村でも外部から来住を禁止した事も又制限した事も無いが、婚姻によつて来住する者以外には往昔から入村者

は極めて稀であつた。併し今次戦争中に未だ村民が経験した事のない程多数の戦災者・疎開者が東京都や千葉市方面から入村し、血縁を頼つて寄寓したが、昔からの村人達でも寸土を見付けては耕地にしているこの村では、勿論新来者に与えられるような耕地は一坪も残つていない筈がないから、疎開入村者は何れも生活手段を得られず、戦火を免れて血縁者に寄食していた彼等は、当村に永住することが不可能であつたので、終戦後間もなく再び都会に帰つて行つた例が尠くない。戦時中此の村へ来て未だ残留している者は、農耕の土地が与えられない為、生活に窮して、或いは農家の下働きに身を窶し、或いは妾のような身分になつて村人の屈辱に甘んじて、どうか「食うや食わずの暮し」をしている状態である。耕地のみならず他のあらゆる点に於ても残留疎開者は甚しい差別待遇を蒙つている。例えば夷隅川の鮎・鯉は此の村の居住者には最も貴重な副食物として、珍重がられるのであるが、これ等の魚の捕獲に必要とされている漁業組合の鑑札の交付は外来者には拒まれてゐる為、外来者は魚釣りをする事さえも出来ないのである。又外来者は村役場からも土着の村人とは区別された取扱を受けて居り、村民に役場から何等かの知らせをする場合でも、外来者には通知を出さない場合が多かつたから、新来者で別に家屋を構えている者でも、例えば映画にも塩の配給の如きにも役場や村の協同組合の恩恵には与かる事は事実出来難かつたとさえ伝えられている。この村で斯くの如く外来者の取扱いの苛酷であるのは、現今始まつたものではなく、昔から来住者は湿地や山の中腹等の特に不便で不健康な土地だけに居住を許されたのであつたが、その場合でもそうした条件の悪い土地でも、それを来住者に提供して彼を居住させた地主は、来住者の為に村に対して全責任を負ひ、来住者が村人の誹謗を受ける事の無い様に努め、地主が新来者に代つて村税を多く出した例もある。一方、更に地主は新来者の不足する農作物を彼に分け与える例も少なくないが、斯くの如く地主が来住者を庇護する反面では、外来者は地主に対し隷属關係に立ち、地主の「旦那さん」に四季を通じて労力を提供し、庭掃除や植木の手入れ・牛小屋の掃除等の労役を引受けるのである。新来者は借地した地主の家を「お主さん」或いは「おひきたて」と呼ぶが、この「お主さん」乃至「おひき立て」は、新来者に対して絶対的な命令権を握つてをり、「つるべ取り」・「よそ者」・「けしご」を祭や節季や農繁期等には自家の使用人として、彼等に自由に仕事を言いつけるのである。村では本来の村人を「むらうち」と呼び、部落民を「一まき」と呼び、村入りを「むらいらい」「うちいらい」と称するが、この辺では氏子入りは同時に村入りである。而して右の如く隷属者となつて居住する外なき来住者が「うち入り」をする為には、少くとも八〇年を要し、孫の代に至つて漸く村人としての取扱ひを受けるようになり、茲に初めて部落の寄合ひ・祭り・盆踊り・魚釣り等に参加する事の許可を得るのである。「むら入り」「うち入り」の際には村の顔

役や戸長を呼んで酒と肴を出して飲んで貰うか、これ等を戸別に持つて行かねばならない。この風習は今も昔も全く変わらないのである。株入りも亦金銭や物品の代償を提供しても許されないし、欠員が生じた場合でも新たに加わる事は出来ない。上記夷隅川の漁撈には「西畑村漁業組合の証」を携行しておらねばならない。この証明は五年毎に交附されるが、新来者は「三代を経なければ獲れない」のである。此の地に於ける外来者の具体例を挙げるならば、村内では巡査・理髪店の二軒のみが他所者であり、巡査は五〇年位、理髪店は四〇年（今はその子供が開業している）の長年に亘り、村内に居住しているが、未だに一般村人と劃然と差別され、冠婚葬祭の列にも部落の会合にも連なる事は許されないのである。

氏子入りのみに就いて見ても、その容易に許されぬ場合の多い事は右に述べたところにも示されているが、氏神関係の一切の事が村の古くからの居住者によつて独占され、後からの移入者は全く排除拒否されるに近い場合も少なく、斯かる場合これ等の古くからの居住者達が、氏神神事を中心として組織している団体が即ち宮座である。宮座には種々のものがあるが、村に外来者の移入があり、神事加入を希望する場合には、通常座人として一定の資格を具備している者の申請により、年寄が主としてこれを詮衡し、座全体に諮つて決定し、加入料を徴収して入座せしめるといふ手續を踏む。又宮座は存在しなくても、移入者の氏子入りを容易に認めない例は各所に見られる。岐阜県本巣郡席田村加茂は戸数二七戸人口一四一人の小部落であるが、この内氏子は一六戸九五人であり、残りの一一戸四六人は非氏子であつて、これは全部転入者である。これ等氏子ならざる者は、何れもここ一五年間に当部落へ移入して来た者であり、彼等は殆ど村の衆とは附き合ひをしない、故に移入者は村に住んでいても、依然として村から離れた存在である。彼等に対しては村人の方から挨拶をかける事なく、必ず移入者の方から口を切る。若し移入者の方が挨拶をしないで通るなら、村人の方も知らぬ顔をしている。移入者の方も村人の気分を早く呑みこんで、挨拶は必ず彼等の方からするという風である。而してこの部落では非氏子なる身分には種々の差別待遇が結合している。即ち此処の居住者の中氏子のみが、移入者なるの非氏子に対して種々の特権を有しているのであつて、それを列記すれば、第一に氏神加茂神社の境内にある林は氏子の共有林とされて居り、之が伐採に際しては全氏子各家一人づつ共同作業に従事して、夫々分け前を受領した。伐採後の土地を畑としたが、此の畑地は氏子中に分割されて各自の畑となつて居る。第二に糸貫川河原に北方町・席田村・土貴野村の各部落に分割されている共有地があるが、加茂の分を各氏子のみが夫々分割して耕作している。第三に氏子のみが初午に参加することが出来る。初午とは加茂神社の一年の収支決算又部落の一年間の収支計算をする為に、三月初午の日に各氏子の家から二人づつ（主として父と長男）

出て共同飲食する行事であるが、この集りには子供も参加出来、五目飯を振舞われる。この子供達も氏子の子供に限られている。第四に部落東方二町にある墓地は氏子のみが之の使用の権利を有ち、移住者は死者の骨を故郷の墓まで持つて帰らねばならない。福島県伊達郡森江野村大字森山神明部落でも、外来者に氏子資格を与える事は殆どなかつた。

新たに移住して来た者が宮座に加入し、氏神の神事に臨むことの出来るようになる為に踏まねばならぬ手続の一例として、滋賀県愛知郡豊原村小田刈の八幡神社の規定を次に引用すれば、

他字より移住したる人にて神事の座に加入を申出でたる場合の取計いに關する申合

一、他字より移住し字申合規約に照らし完全なる字民となる人が、神事の座に加入方を申出でたる場合は、年寄に於て充分調査協議を経たる上之を認めたる者に限り、四座各座寄をなし、其の半数以上の同意ありたる時は加入せしむる事を得。

二、加入せしむる座の決定は年寄に於て抽籤法により之を定め、一回当籤した

る座は四座一巡する迄抽籤を除外すること。

三、加入者は加入金として一定金額を宮基本財産中へ寄附せしむること、其の金額は最低を金拾円とし、加入者の状態を考え、年寄に於て適宜決定すること。其の他加入する座に対しては御神酒を出すこと。

これは昭和九年四月の申合せである。ここに四座とあるのは巽座・乾座・坤座・艮座であり、この村ではこれ等四座が相寄つて氏神を祀つていたのである。右の規定は最も合理的であり、今日宮座をなすものは大概これと相類する方法によつて、新加入者を迎えている事が考えられる(肥後和男、宮座の研究、一四九—一五〇頁)。

日本の村落には古くから村内の青年全部を成員とするのを原則とする若者組乃至若者連中があつた。若者組の組員となり得る為には、その村に生れ、その村の氏神の本来の氏子であると云う事が常に重要な要件であつて、この生い立ちを有する若者のみがその村の本来の若者組の組員であつた。故に仮令他村又は遠国へ奉公稼ぎ或いは出稼ぎに行つていても、彼等は当然にその出身地の仲間の一員であり、常に自己の属する組の仲間の嚴重な監督と統制との下に立つていたのである。併し乍ら反対にその奉公先或いは出稼ぎ先の村では、彼等は他所者であり、異分子であつたから、その村の若者組には当然加入する資格は無かつたのである。故に自分の生い立ちの村を出て他郷に暮している若者は、出身村の氏神祭や盆踊り等若者組の主要な行事のある際には能う限り帰郷して、其所の行事に参加するのが一般の慣わしであつたが、斯くの如きも亦各地で外来の若者を全く仲間外の者として扱つた事と相関的な現象である。外来の若者を斯うして截然と差別待遇する事を一歩進めると、外来若者との交際を抑制する事に至る。静岡県賀茂郡三浜村東子浦の若者条目の中には奉公人との附合を禁ずる旨の規定があつたが、それは恐らくこの他村よりの奉公人等を指したのであつて、自村内部で生れ育つた奉公人に対してもやはり附合を禁じ、従つてまた仲間入を許可しなかつたわけではなかつた。

うと思われる（大日本聯合青年団、若者制度の研究、二〇四―五頁）。更に一般に外来者は講組に参加する事も容易に認められなかつた。例えば信州地方に多い庚申講に参加するにも一定の制約があつて、他所者新移住者の中々参加せしめないものであつた（東筑摩郡誌別篇、第二、農村信仰誌、一〇四頁）。

右の如く顯著にして長期に亘る差別待遇に甘んじて、猶且つ新たな土地に定住せんとする者は、養子縁組によつて入村する場合を除いては、主として先住地に於て排斥を蒙るといふような居住しにくい事情が生じたか、又は經濟的に転落した貧窮乃至下級民である事が蓋然的である。一例を挙げるならば、岐阜市に近い或部落の某々二名の祖父は、共にその部落の西北約一里半の某村の者であつて、年代の詳細は不明であるが、明治の初め自己の居村で、その原因や実状は不明であるが、村ハチブに逢い、現住部落に逃げて来た者である。それ等兩人は生涯その部落の氏子たる資格を得なかつたが、次の代になつて氏子入りを村の寄合いで認め貰つたのである。当時その一人は移入部落の氏神社の「お守り役」といつて正月・春祭・秋祭等の場合に、神社の掃除・御神穀米の炊事・酒肴の買物等を負わされ、若干の金を心付けとして貰う役となり、一〇年位この役を続けたので、氏子の寄合いで相談した結果、部落で支配的な一族の姓を名乗る事を村人一同から承認され、同時に氏子入りも許されたのである。右の如き事情よりしても村民が彼等を輕視乃至蔑視する態度を執るのを常としたのは当然である。同様の事實は到る所に見出されるのであつて、例えば奈良県の或部落では新來者の大部分は先住部落の「喰いつめ者」や、「村はね者」であつた事實が、差別的卑下感を生ぜしめた原因であろうとされる。又その部落では他府県からの入村者に対して「国者」という差別的呼称を与える慣習が現在尚残つており、之は入夫及び入婦にも適用される。外来者に対する村民の斯かる差別的な態度は外来者に対する各地の村民の称呼が概ね侮蔑的な意味を有する事に明かに表現されている。此の種の称呼としては既述の外来隷屬者たる事を表意する名称の外、豊後あたりではよそ者、肥後では入人・入人、信州では來り者、日向では濡れ草鞋、飛彈ではこんぼだね、下野の南部では渡り者、房州ではわたり者、おたんこ茄子、くに者、よそまき等と言つていたとの事であるが、坊間でよく口の端に上る「あの人はどの馬の骨だか判からぬ」と言う語の意味は、要するに村人が地生えの者を貴び、遠地生れの者を輕蔑する意に外ならないのである（小野、日本村落史概説、二二四頁）。

右の如く酷遇蔑視の対象となる外来者と親しく交る者も亦、外来者の身分に近い低い地位の者と見られ易いが故に、外来者は實際の対象としても忌避されるは当然であり、まして元來の村人と外来者との婚姻が嫌悪乃至排斥されたのは言うを俟たない。上記

の河内滝畑では他所から来た者が此の谷で女をこしらえると、センチ壺に入れてかきまわした。そうして女の方へは若連中が行つて絶交した。これをヘイモンと言つた。さうすると酒を出してあやまつたものであるとの事である(宮本、左近熊太翁旧事談、一七五頁)。兵庫県印南郡阿弥陀村に住んでいる疎開者は殆ど皆村落出身者であつて、同村魚橋では全部が同地出身者である。戦時中村出身者以外の疎開者がなかつたが、此の村に疎開して居住するには、村出身者以外の者にとつては、全てが余りにも不便であつたので、僅かの期間村に居住しただけで再疎開をして行つたとの事である。これは村人が疎開者を排斥する事甚しく、殊に村出身者でない疎開者には此の事が甚しかつたので、彼等は居たたまらずして此処から去らざるを得なかつたのである。千葉県西畑村百餘でも、古くからの村民は外来者である寄寓者・奉公人・年期弟子とは交際を避ける傾向がある。但し外来者であつても「且那のみうち」ならば、村人同様に交際をする。これは一部落が血縁のつながりによつて結ばれているこの土地では当然の事であろう。前記の外来者と対等の交際をするのは他村から来た嫁或いは婿に限られ、嫁や婿であつても土着の者は外来者との交際は避けるのであるが、これは外来者と交際する事によつて、他の村人から「外来者扱い」にされる事を極度に恐れている結果である。

一般に斯かる外来者との結婚は成立しないが、その主なる理由を挙げると、(1)結婚に際しては相手の血統や親戚一同の動静を知悉した上でなければ通常婚姻しない。(2)外来者を嫁或いは婿として迎える時、村人はその嫁や婿と対等の交際を避けるばかりでなく村人の罵倒の対象となり易いから、それを知つている外来者は村人との婚姻を希望しない。(3)外来者と恋愛関係にある事が村人に知られた時、村人は直接之を妨害するか或いは悪い評判を撒いて間接的に妨害する例が尠くない。例えば右記千葉県百餘の古くからの居住民たる青年某が、彼の勤め先である農業組合で識り合つた外来者某女と恋愛関係にあつたが、部落処女会の席上でその問題が採り上げられ、相手の女性某の家系は「チゲエ(氣狂い)」の筋であると言つて罵る者があつた為、その噂が部落内に拡がつて、その婚姻は不成立に終り、その青年は結局部落内の義理の妹と結婚したのであつた。上記香川県広島村立石浦でも、村入り容易でないのみならず、村入後も移入者は社会的経済的に古住と同様な地位に立つことが出来ない。昔から当地に居住を構えている家を此処では古住と言うが、彼等のみが何れかの株に属して株内附合を行い、種々の権利を有つている。移入者は古住の如く株を有しない故、株内附合も行わず、八幡様の御祭に当つても頭屋にも侍人にもならない。年に二度の定期的寄合に於ける座席も下座で、発言権もなく唯坐つていただけである。部落費も古住と同様戦前には月二円を提出する外に、特別会費として年額二〇円を出さねばならなかつた。又明治二五年頃迄は塩飽諸島に属する海面上の漁業に關しては、移入者は鯛網・瀬引・運上うんじょうの配当金を

受ける権利がなかつた。最近は何種々の事情が變つてきたが、この事については後で触れる。

以上の如き酷遇を受けずとも、外来者は既に行為様式の差異の故に奇異に感ぜられ、注目の的となり、うとんぜられ、警戒の対象となり、疑惑の目を向けられ、村民との接触交渉の円滑ならぬが為にも嫌忌・憎悪され易く、更に誤解や衝突も生じ易いが為に敵視排撃され易く、己が故郷に於ては何等経験する事なき安易平安な生活に対する種々の妨碍否定を経験し、不快・不安・哀傷・憂鬱・悲痛・懊惱・憤激を味わねばならない。農民が外来者に対して疑を持つのは、外来者が外来者であるその事の故に外来者に対して必ず生ずる反応である（I. M. Williams: Our Rural Heritage 一九二五年、三頁）。これは外来者が外来者である限り必ず有する村人との差異と村人に対する未知性から生ずるものであり、村内に居を構えんとする新任者のみならず、所用の為村を訪れた者も亦彼に於て感知される差異の度に應じて必ず蒙るものであるが、村落で外来者が単に此の差異故に否定的疎隔的反对的扱いを蒙る事は到る処で経験されるところである。例えば奈良県萩原部落でも疎開者の動静には種々注意の目が注がれ、疎開者は常水で汚い物を洗うが、村人はそんな事はしないから、非常に嫌うという類の事があつて、兎角疎開者の行動が噂や批判の対象となり易い。此の部落でも亦知らない人が来た時には、村人は珍らしがり、子供等はじろじろ眺めたり附いて行つたりするのみならず、大人でも何しに来たのか、何処の家へ行つたのか気にし話題にするのが常である。又兵庫縣美方郡村岡町のような町でさえも、山間に位置し、山陰線の開通によつて現今は此処を通る人もなくなつて、外部との接触が少いので、外来者を大抵初めは珍らしいものとして眺めると言う。漁村も亦同様であつて、北海道の函館に近い西海岸の一漁村檜山郡上ノ国村小砂子部落を調査の為訪れた学生が、この部落に入ると間もなく彼の来着が村中に知れ渡り、村人が諸所に集つてひそかに新来者に注意しつつ彼の事を話し合つて居る様子の中に、一種不穩なものが感ぜられたが、村の指導者に會つて諒解を得、指導者が此の新来者に対しては意を安んずべき旨を一般に伝えたので、事無きを得たと報告され、全く同様の事例が長崎縣五島の調査報告にも記されている。伊勢の答志島でも、戦後はそれ程でもないが、それ迄は便船から見なれぬ人が降りると、その人が家に入るまで又は入つてしまつても、子供達がうろろと附いて来て監視したという。

外部の者の挙措言動に馴れぬ村人は、一般に未知の外来者に対して如何に應待すべきかにも感い苦しむ。特に女性は家の内にあつて家事に従い、公的生活にも関与せぬので、外部の者と接する機会に乏しいが故に、外部の行為様式に親しまず、之を解しない事が多いので、外来者を忌避する態度が著しい。此の事が封鎖性の度に應じて著しいのは当然であり、従つて山村や離れ島では特

に甚しい。愛媛県柳谷村西谷茗荷の辺では未知の者に対する部落民の疑惑と危惧は、表面では、「今日は」と挨拶したり、一寸お辞儀をしたりするにも拘らず、「何しに来たのであろうか」とじろじろ見る態度によく表われている。茗荷の子弟も通学している西谷中学の生徒を対象として、町の人に道で出逢つた時どんな感じがするかを調査して見ると、先づ言語その他の差異が認識され、反感乃至恐怖感等否定的感情の抱かれる場合もあるが、他方斯かる外来者を身なり態度その他の故に美しく感じたり、明朗快活と感じ、何となく立派な人と感ずる傾向が一層強く、更に自己の言語・身なり等の故に恥かしく感ずる者が圧倒的に多い。これ等は全て内外の言語衣服を初め各種の行為様式が都会風に洗練されていない事を物語るものであるが、斯かる差異は此の部落が外界と接触交渉する機会に乏しく、今猶高度の封鎖性を有するが故なるは明らかである。又岩手県の山間部落九戸郡山根村端神の調査に当り、あらゆる調査員に対し、男女夫々若干名宛の回答者の出席を求めたところ、婦人の出席は例外的な一、二名の外は、全く問題にもされなかつたのも、凡そ婦人が外来者の前に出て応待するという事が、此処の人々にとつては考うべからざる事であるからである。又調査員が部落内に分宿したが、調査員の相手となるは男性のみで、婦人は食物を運んで来て直ぐ引退がり、挨拶も全然しない事都会の女中が客に対すると等しく、又はそれ以下である。故に調査員は自分が厄介になつている家に如何なる婦人が居るのか、誰が主婦か娘かも知り得ずして幾日かを過したのであつた。たまたま川端等で家の人らしい婦人に会つて言葉を交しても、相手の言葉は殆ど全く分らない程の純粹の方言であるので、婦人が応待に出ぬのも尤も至極と初めて諒解するという有様であつた。同様の事は離れ小島に於ても経験される。屋久島に調査に行つた人が学校の先生を介して村の目星しい古老を呼びに行つて貰つたが、誰もやつて来なかつたという。それは外来者への遠慮や危惧の念からである(宮本常一、屋久島民俗誌、二頁)。

外来の商人にも特定の金品の供出を強要するという酷遇を与える村もあつた。奈良県大塔村篠原の村の収入となるものにミチアケがある。みちあけとは他から入つて来た商人が篠原で何か商いをして帰るに就いては、必ず幾許かの金を包んで村に納めねばならなかつたが、その事である。金額は商人の心得次第であつたとの事であるが(宮本、吉野西奥、三三九頁)、これは欧州中世の封鎖性のまだ強かつた都市の外来商人に対する扱いに類する。斯うした扱いも商人の入村を抑制するところからであつたであらう事は何人も首肯するであらう。

斯くの如き外来者の否定的扱ひの事例は至る所に見られるが、なおその若干を掲げるならば、信州の乗鞍嶽の麓、南安曇郡安曇村大野川に調査に行つた同郡の地方事務所々在地の学校教師が、或家を訪問して、夜辭して帰る時、村の青年が二、三人道に立止まつてその教師をじろじろ見ていたと記しているが、(信濃、第一巻、二五四頁)これも誰しも村を出入りする他所人が余り無い山村に行つた場合、何しに來た、何をしているのかとじろじろ見られる通則的な現象の一つの場合に過ぎない。同じく長野県の西筑摩郡開田村西野は木曾山中御嶽山の麓の部落であるが、此の辺でも一般的に言つて、外来者に対する部落民の態度は、外来者が未知であればある程極めて警戒的である。これも外来者の來訪が比較的少い為である。此処では外来者に対しては、子供等はこそそこそと物蔭にかくれて覗きみし、なにかと噂し合つてゐる風であり、大人は立ち止つてじろじろと視つめ、見つめてゐる自己自身の態度には全く無関心の様子であるのは、斯く見つめるのを当然とするからであり、又我を忘れて見つめてゐるからでもあるが、時によると外来者の歩いて行くのを青年が辻に立ちどまつて待受け、「ワリヤドコイタル」(汝は何処へ行くのか)と警戒心をもつた表情で尋ねるような事もある。滋賀県の奥川並を訪れた学生の報告にも次のような一節がある。「部落に辿り着いて或納屋の前で自転車に附けた荷物を解いてゐると、山仕事から帰つたばかりの青年が二人棒の様に立つた儘此方を眺めてゐる。駈けつけて來た子供も立ち止つた。その眼はやはり私に向つてゐる。向うの窓から誰かが覗いてゐる。此の部落の凡ゆる視線が私に四方から縛りつけられてゐる様である。私の到來は寸時を経ずして此の部落の隅々まで伝わり、青年や年寄り・おかみさん連中が次から次へと押寄せるといふ風である」これ等はバルザックがその著「農民」に、一九世紀フランスのエーグの莊園に新來者の現れた時の情景を描いてゐる次の情景と軌を一にするものである。即ち「早速もう私の方をじろじろ見ている水車小屋の小僧も勘定に入る。田舎ではどんな場所に居ようと、また近所に誰一人居そうもない時でも、ふちの無い木綿の帽子のかげから二つの眼がちつとこちらを見張つてゐる。百姓は鋤から手を離す。葡萄作りは海老のように曲つた背中を延ばす。山羊や牛や羊の番をしてゐる小娘は柳の木によち登つてスパイのような真似をする。」とあるが、正に何処も同じであつて、斯うした外来者に対する好奇や猜疑の感情・態度は封鎖性の大なる所や時代には共通普遍の現象である。更に近畿地方の例を附け加えれば、

奈良県山辺郡福住村は丹波市町からバスで一時間許り山地に入つた所にあるが或都會の者が行つた時、既にバスに乗り合せたその附近の者は、その外来者に向つて、何処へ行き、誰を、何の為に訪ねるかを事細かに訪ねたとの事であり、其地の出身者が其地に疎開してゐた時も、その人の娘が村を歩く時村人とすれ違つて大部歩いた後返つて見ると、その村人はすれ違つた所に立ち止つて、何時迄もその疎開者を見送つてゐるのが常であつたという。同じく奈良県の昭和村池沢では、嘗て警察の駐在所を設置するか否かを討議したことがあつたが、その時矢張り駐在所を置くといふ身許の知れない他所者が村内に入るとの理由で置かなかつた程であつた。同様の事は四国の漁村に於ても見出される。愛媛県川上村川名津でも外来者が何処そこへ行きたいのだがと村人に道を尋ねると、親類なのか、知り合いか、何処から來たのか等村人の方から問いかけて來る事が多い。又この村では氣に入らぬ外来者―教師・医師・巡査等に対しては、村を出て行つて貰うといふ処置に出るのが例であるとの事である。

外来者が外来者なるが故に村民と行為様式を異にするところから生ずる兩者の間の衝突の一例を千葉粟百鉢の事件にとるならば、此の部落の関某の軒先に一五年前から年弟弟子(奉公人)として住んでいた秋田県の産なるマサドンが、元日の早朝主家の関さんに年賀の挨拶に行つた際、且那と婆さんに打ちのめされ熱湯を背中に浴びせられて「半殺しに逢つた」といふ事件があつた。それは元來この部落では「どんどんさま」(炬のこ)は神聖にして穢すべからざる場所として尊ばれて居り、正方形の囲炉裏の最も上の座の一隅は「祖父の場所」とか「代々のやぐら」とか呼ばれて、且那子供はもとよりいかなる賓客が來ても絶対に座を占める事が出来ず、如何なる寒い日であつても空席になつてゐる食事の際も団欒や憩ひの時でもその場所を跨ぐ事さえ絶対に禁じられてゐるのであるが、その亡き祖父の靈の祀つてある一隅に酒に酔いつぶれた「よそまき」の年弟弟子が大股を払つて「あぐらをかいた」のだから、元且早々且那からは天秤棒で足払いを食ひ、婆さんからは、炬に掛つてゐた薬缶の熱湯を背中にかけられたのも、部落に住む人々にとつては至極当然な事だったのである。更に同じく関家で起つた他の一例を挙げれば、同家の嫁が或夏の夕方亭主に肥柄杓でそれが二つに折れる程殴られた。何故かかる事件が生じたかと言へば、昔からこの部落では竹箒を寝かした儘で置くと、その家の子供が熱病で死ぬといふ迷信が一般に根強く信ぜられて居るのであるが、それを知らなかつた新妻はつい掃

除の半ばに竹箒を寝かせて赤ん坊の世話をしていた時、夫にそれを見付けられたからであつた。この様に外来者はこの村の習慣を知悉せず、一五年も同じ家の内に住み、日常この部落の行為様式を知つていねばならない筈の年期弟子でさえも、幼い時から身に沁み込んだ様式でないものは、ふとした拍子に大切な掟でも忘れたり、外来者である新妻は赤ん坊の喚き声に我を忘れて禁に背くよ

うな事もあるので、これ等新来者が通常の村人の遵守する様式を犯す一挙手一投足が、村人には悉く気に障る事ばかりなのである。斯うした事件から村人は新来者と見れば、自分達の祖先の敵であり、背信者・背徳者であると感じ、彼等を嫌忌し侮蔑し罵倒するというような態度に出るようになる。

以上述べ来た如きが村落に於ける外来者の一般的運命であつたが故に、斯かる苛烈なる運命を負うべき事を知りつつ他村に外来者とならんとする者の尠きは自然であり、此の事によつて村落の成員がその所属村落から離脱する事が抑制されるところ大であつた事も想像するに難くないであろう。外来者に対して現われる村落の封鎖性は又出村者と村民との関係にも種々現われている。その一つは夜逃げ人に対する関係である。借金の返済が如何にしても不可能な場合、居住部落から逃げ去るのが村人に最後に残された手段であつた。債権者も一般村民も此の夜逃げは何等阻止する事はなく、夜逃人の行動を見守るのみであり、債権者が仮令隣の部落に移つたに過ぎなくても、債権者はその債権を放棄してやるのが村の慣習であり、此の慣習を犯して取立てを強行する債権者は却つて村人から軽蔑されるのであつた。例えば奈良県陵西村野口西代では、或者が村人達に多くの借金をしてどうしてもそれを返すことが出来なかつた場合、彼は最後の手段として村人に黙つて荷物を全部纏めて、夜こつそり逃げて行くのである。斯かる場合は債権者もその債権を棄ててしまつて、此の夜ぬけを追うとすることをしない。村人は此の夜ぬけの行動を邪魔することもない。夜逃げは困窮者がその債務を免れる為の手段として自ら表示する破産の宣言に外ならず、村人は強欲者の事を「夜逃者にさえ金取りに行くよな（ような）男」と云つて軽蔑した。此の場合村落の外部に去る事は正常な人としての義務も権利も有たぬ者となる事を意味するのであり、ここに村落の内と外との差に従つて、人としての資格に根本的な差別の設けられている事が表示されているのが知られよう。此の事は、正常の人間関係の支配するのは村内に限られ、村外は全て別の世界とされている事を示すものであり、斯く村の内外が峻別されるのは、村民の生活は村内に封鎖限定されて、外部との接触往来が少い事によるは明らかである。村落民は村外を全く別世界とする事は、往々にして生計の道を村外に求めて村落から一度出た者が、再び出身地に戻つて来た場合にも、甚しい冷遇を与え、容易に一人前の村人として遇しない場合が少くないという事実にも表れる。帰村者に対する此の差別待遇は、一つには嚴重な封鎖性の存続の故に、村人はその生活の惨めなるにも拘らず、離村して遠地に暮すというよな事は考えなくても見ず、稀にこれを敢えてする者があれば、それは村内の生活に堪え得ざる特殊事情に基づく異常な出来事であり、従つて離村

は正常の村人の範疇を脱する者の事とされ、離村した者は村人よりも一段下の者と看做されるの風があるところからの事であろう。雪深く外来者の村入りの手続きの煩雑嚴重である新潟県上早川村砂場では、部落から家を捨てて都市に出た者が再度部落に戻った場合には「モンドリ」と称され、万事に卑下せしめられ差別待遇をされる。今次大戦に依り二、三男で都市に出ていた者の家族が疎開して来、家を建てた者が三名あるが、彼等も部落出身者であるにも拘らず、集会等に於て遠慮しなくてはならぬ地位に置かれた。これ等三者共その住居地は部落内でも不便であり且つ湿地帯の不衛生極まる所しか得られなかつた。現在に於ても猶且つ斯かる酷遇が一度離村して再び復歸した者には与えられる事は注目に値いする。この砂場部落では婚姻に際して嫁婿の如何を問わず、部落外婚の場合には婚入者は直ちに婚家に入らず、一旦その近所に設けられた「ヌゲバ」に入り、其処で親類頭と出迎酒を交し、衣類を整えて始めて婚家に入るのであるが、これは恐らくその昔外来者が村入りに際して村役の斡旋を必要とし、顔繋ぎを必要とした事が変化して伝わつてきた遺形であろうと思われる。往年のモンドリの子弟の若衆組加入の手続は次の如きものであつた。即ち彼は庄屋・百姓頭・善正寺の和尚の諒解を得て、多くは本家の主人に連行されて、本人の家から酒二升本家から一升を持参し、本家が口添えして加入許可を成員に願う。成員は本人に再び村を捨てて他へ出ざる事を誓わせ、頭から定目を聞かせた上仲間入りを許す。その際本家の主人は今後本人が村を捨てて出て行く様な事のなき様監視し、面倒を見るべき事を成員に誓い、何卒宜敷と依頼して帰るのである。斯かる誓いや訓戒も、此の地の住民には離村する事自体が、既に正常の部落民の為すべからざる曲事であるかの如く感ぜられている事を反映している。石川県の某山間部落にも帰村者に対する同様な酷遇がある。終戦直前同部落に帰村した家は二戸ある。両家共明治時代にはその部落に住んでいたが、その後生活の道を村外に求めて京都に在住し、食糧難と疎開との理由で再び生れ故郷に歸つたのであるが、これ等の人々に対する部落民の態度は実に冷酷である。部落の人々は離村して都会に向つた者には、田舎歸りの時にはお土産を配るとか、若衆に寄附をするとかいう事を期待し、この期待が満される限りは喜んで迎へもするが、転出者がまた部落に歸住するとなると、厄介者として白眼視し、田畑は勿論公式の行事即ち祭礼・講会等には村附合さえない有様であるのみならず、斯うした家から死人が出て、部落成員は協同的な意識を有つて葬儀に与かる訳でもなく、親戚さえも厄介者たる扱いをし、その処理に関係しないと云う。これは実質上村八分にも等しい酷遇と言うべきである。此の部落に居を構えていた家が一度金沢方面か京都方面に移転した後は、その家の者が仮令お墓参りに来た場合でも、同等の仲間の部類に属する者とは見られず、村民は彼を全く外来者扱いをして、「此間ヤツコ（乞食のこと）が京都から物貰いに来た」等と悪口を言つて、軽侮の悪意

を表わし、排斥的行為を示す者もある。帰住した者は折角故郷に帰つたにも拘らず、田畑は勿論山林に関する一切の伐採に参与することが出来ないから、必然的に彼等は貧困化し、貧困の故に却つて村附き合いもしないと云う現象が起るのである。

以上種々述べた如く、村落では外来者乃至一度離村してまた帰村した者は酷遇され易いのであるが、村人はまた外来者に対して往々却つて異常な歓待を示すことがある。併しこれとても村落の開放性を示すものではなくて、村落の封鎖性の強いことを物語るものに外ならない。即ち外界から何等の刺戟も齎らされることなき故に平凡単調なる村落生活の無聊に苦しむ村民が、或程度まで素性の知れた外来者に接する時、彼が広い外界の出来事に就いて語るのを聞く事は無上の楽しみであるが故に、此の楽しみを与える者を歓待して、未知の世界の見聞経験を少しでも多く聴かんとするのである。外来者に対して老若男女が注意を集中する滋賀県の奥川並でも、その外来者の素性や入村の趣旨が分かり、警戒の必要は無い事が明らかになると、先づ青年達がその外来者の泊つている所へ話を聞きに訪ねて来る。熊本県の山間の別天地として知られている八代郡五家荘の樺木村等でも、調査に入村した外来者の質問に答えるよりも、むしろ外界の出来事や様子に就いて問う態度に出るとの事である。東北地方に転じて青森県南津軽の山形村大川原を見ても、同様の事が見出される。この部落は他村からの移住を禁じているのであり、従つて上述の如く外来者は教師二人と巡査一人のみであり、他村生れの者で氏子に加入しているのは養子を除いては全く見られず、部落民以外が神事に参加する事も神官を除いては禁じられている程であつて、徹底的に外来者に対して封鎖されている部落の好例であるが、此の部落の入口に次の様な立札が掲げられている。「たとえ見知らぬ人でも道で会つたらいと美しい言葉を交しましょう。」従つて外部から調査に初めて行つた者に対しても、逢う者は皆挨拶をし又何処の家でも昼になると御飯を食べて行きなさいとか、夜泊つて行きなさいとか言つて呉れるという風であり、部落民は一般に人と話をする事が非常に好きで、調査に行つた者と語り合う為に仕事を休むという風であつた。

これ等の事は外来者の拒否排撃とは全く反対の現象であるが、これも結局は彼等部落民が外来者と接触する機会が少いので、日頃無聊に苦しんで居り、外来者から珍らしい話を聞きたがる為であるように考えられるのである。漁村でも亦同様であつて、長崎の五島でも外来者の到来当初は村人は皆嫌忌要心憎悪の態度を示すが、素性が分れば、自宅に招いて歓待して話したり話を聴いたりした上、宿泊させて宿泊料も取らない。又その外来者が泊りに行けなかつた家の者は、何故自分の家には来て泊らぬのかと不満の意を表する程で、外来者が帰る時は多勢の者が港に見送りに来て別れを惜しむのである。

斯うした事情よりする外来者の歓待は、蒼海の沖の離れ小島や、深い雪長い夜の故に一年の半分は人の訪ねることもないような極北の農村等に於て、特に人の感動を誘う如き情景をさえ呈示する事も珍しくない。例えばロシアの冬の村落の如きは、外界との交渉全く絶え、何時も同じ人々のみが常に変りない室内の生活を重ねるの外はないのであるが、斯かる所にたまたま村から村へと彷徨う乞食が一人訪れても、村人の喜びは限りなく、人々の顔は新たな生命を得たかの如くに輝き、祭日の気分が家に溢れ、自分達も衣服を改め、特別の御馳走を出し、自分の寢床を乞食に譲り、枕まで特別のものを与える等、歓待の限りを尽くすと共に、家中が此の外来者の周りに集つて、熱心に彼の話に聴き入り、そんな事があり得ようとは夢にも思わなかつたという感嘆の言葉を連発するのである。そして此の外来者が去つた後は、楽しいお祭の日が過ぎた後のような空虚な淋しさに捉えられると言う (M. Wood: The Stranger 一九三四年、二〇〇—二〇二頁)。同様の淋しさは日本海中の孤島羽後の飛島を訪れた人

の手記にも窺われる。「やつと島の人達の顔を覚えるようになったら、もう帰る日が来た。何だかその事が言い出しにくくて、遂々半日言い淀んだ。炉辺に主人の斎藤吉之助さんと向い合つた時、何かの拍子に口を切つてそう言つた。そしてきつともう一度来ますと言ひ足したが駄目だつた。みんなそう言うが二度と来た例はないと、ふいと立つて次の間に行つたが、ごろつと其処へ寝てしまつた。斎藤さんも亦七二才の老人であつた」(早川孝太郎、羽後飛島図誌、一—二頁)。外界からの人の訪ずれならで、通信の来着さえも村人にとつては大なる事件であり、その関心興味の対象となり、時には昂奮さえも惹起す。南中国の村落から学生が他郷に遊学した場合には、此の学生から村に来る手紙の如きが外からの便りの主なものであり、従つてこれが村のゴシップの論議の題目となる (D. H. Kulp: Country Life in South China 一九二五年、一二五頁)。と云うが如きも、斯かる村落が外界と接触する機会に少いかを物語るものである。

他方又都会人に対して田舎人は都市の優位の故に一種の敬意を抱き、模倣追従せんとする傾向を有するかと思えば、一般外来者に対すると共通の不信・反感を抱く場合もある。千葉県西畑村百鉢辺に就いて見ても、近在の字からの外来者に対する村人の態度と、都会から来住し、又は宿泊する者に対するそれとを比較すれば、村人の態度は後者に余程寛大であると思われる。通常村人は「まちば者」に対し敬意尊重の念強く、通りすがりの都会人に対しても村人は麦藁帽子を脱いで丁寧な「こんちあ、よくまあお出でなすただ」「どけえ行くだべえ！」と慇懃に首を垂れ、家の前まで案内して呉れるのである。若し「まちば者」が部落居住者と血縁に当る事が判れば、特に歓待して呉れ、部落の人々が正月以外には食べた事が無いと言われるねんじん(人参)や、ごんぼ(牛蒡)を携えて近隣の人々が集り、トランプや百人一首等を持ち寄つて、滞在期間中お祭り騒ぎに近いような歓待をして呉れる事が多い。又奈良県南生駒村萩原の者も、都会人に対し敬うような気持を抱く者もあり、町の者はずるく不正な事をするので、よくだまされたと憤慨している者も居るが、斯かる不快な経験のない者は町の者、都会人に敬意を抱いているのである。島根県西部の或地方では、都市から来て村に落着いた者を「オヤカツサン」「オカツサン」と呼び、身分の上の者の如くに扱ふ。これも外来者を特別扱いする点で内外の差を表わすのであり、封鎖性の現われである。滋賀県奥川並でも町や都会の人には何か尊敬的なものを抱いている様である。そして一般に所謂「下へ出る」事や都会へ出る事を非常な出世と見ている。例えば町へ出たり、殊に都会へ

嫁に行つたりする人を見て「あの人は出世した」と云う。兵庫県美方郡村岡町でも都会の者を「都会」と呼び、過去に於ては珍しい者として敬意を抱いた。近来都会との交通が発達するにつれて、現在ではその尊敬の程度は薄れたのは事実乍ら、都会人を侮蔑するような事はない。外なる者を外なるが故に尊敬するのは内外の差が大であるからであろう。村を劣つた所とするは後進者が先進者を尊敬するに近いものである。しかも斯かる地方でも外来者を村の主な役に就かせる事をしないのは、特別の尊敬も亦その対象を眞の村人ならぬ者とする差別から来ているに外ならない事を物語るものであり、従つて斯かる特別扱いも亦村落の封鎖よりする内外の差異から生ずるものに外ならない。

以上外来者に就いて述べて来たところを或程度迄綜合的に示す具体例として愛媛県若荷部落の場合を次に略述して、此の項を終ることとする。若荷部落に於ては可耕地は早くから総て耕作地として開拓・占有され、加うるに此の零細な耕地から産出される生活資源が既に久しい以前から人口収容上飽和度に達して、部落内部からの人口増加さえ容れ難い状態に在つたので、自給自足経済を強制され農業以外に村内に適当な生業の無かつた往昔に於ては、外来者が来住する余地は殆ど無かつた。天保一〇年（一八三九年）以後明治五年迄の三三年間には外部から来住し此の部落に定住するに到つた家は全く無い。天保一〇年の寄目録より古い記録としてあるのは、不完全ながら残存する宝王寺過去帳のみであるが、之に依れば、明治五年に現住して居た二一姓の内、一五姓（四九戸）は天明年間以前に記載されている故、天明に先立つ宝歴（一七五一—一七六二）以前より既に此の部落に居住し、天明年間以後に記載されている五姓五戸（これ等の五姓が過去帳に記載された最初の年号は寛政に二、文化に二、文政に一、大崎姓一戸の記載年号は不明）は宝暦末年・文化・文政の八〇年間に来住したものである。勿論これ等の五戸の中には部落現住者の分家であつて別姓を称した者も有り得るが、仮に之を全部外来者と看做しても、宝暦末年から明治五年までの一〇〇年間に入村して定住したものは僅か五戸に過ぎず、然もこれ等の者は全て文化文政以前に來住していた事になる。此の他に過去帳には一度乃至二度しか名前を記載されていない者が、時代を遡るに従つて数多く存在している。これ等は主として部落居住者の分家であつて一代乃至二代で絶家したか又は他地へ移住したものと考えられるが、併し中には又この部落へ來住し、一代乃至二代で絶家したか又は他村へ移住した者もあつたであろう。

逆に一家を構えず他家に備わっていた者も少からず存した事は、過去帳に持（一）抱（二）地親（三）地主（四）組夫行人（流浪して入村し伍組の使用人となつた者？）（一）、（括弧内は過去帳に記載された数）等の附いている者が記載されている事によつて明らかである。併しこれ等の一代乃至二代で絶家又は転出した者の数も文化文政以後著しく少くなつてゐる故、之に含まれる外来者の数も同様に減少したと看做しても誤りないであろう。斯様に文化文政以後此の部落に來住した者が殆ど無く、その中明治五年迄定住した者は全然無いという事は、既に文化文政時代に此の部落の生活資源が人口収容上飽和度に達して、外来者の來住を許し得なかつた事に依るものと思われる。此の事情は明治以後も続いた事は、明治五年から同三五年迄に移入した家族は全く存しないという事によつて明らかである。

斯様に此の部落は早くから既に人口収容の極限に達し、新入者による人口の増加は直ちに村民の生活に対する脅威となり、その緩和の爲には明治末期以後特に最近の経済生活の変化を俟たねばならなかつたのであるが、それにも拘らず、部落民は外来者の來住を忌避排斥し、種々の差別待遇を課すると言うが如き事は全然無かつた。此の事の理由としては、明治末年迄他村から來住して農業に従事する者が少く、且それ等少数の者の大半は部落民と何等かの血縁關係や親戚關係にある近郷の者であつた事実により、これ等の外来者は部落民と行爲様式に於て類似し、來住以前から部落民と親昵の關係にあつたが故に、部落民をして特に奇異不快不安の感じを抱かせる事はなかつた事、又此の部落には上述の通り灌漑用水溝渠・防風林・堰堤・猪垣等の部落の諸施設は全然無いか乃至は簡単なものがあるに過ぎなかつたので、これ等のものの建設に何等協力貢

献するところのなかつた外来者には、その利用に種々の制限を附するという事も生じ得なかつた事、更に明治末期以後の外来者が、部落民の尊敬羨望の対象たる官吏・教師・商人・製材業者等か或いは部落民の生活に直接関係のない遊芸人・樵夫・炭焼き等であつたので、外来者の来住を忌避排斥し、種々の制限を附して差別待遇をすべき理由も無かつた等の事実が挙げられるのである。明治初年までは故郷を捨てて此の部落に來住した者は「ヌレワラジ」と呼ばれたが、外来者は居住を禁ぜられ、或いは居住は許されても農耕には従事出来ないというが如き事はなかつた。新來者は農業を営む為には地主から土地を借りねばならないが、以前には新來者が地主から借地した場合、新來者は地主に対し身分的隷屬關係に入つた様である。地主は「地親」「地主」と呼ばれ、ヌレワラジに關して或程度責任を負い、ヌレワラジが村の申合せや納税を守らぬ場合には「側からもう貸してやるなど儂が言われるから」とか、「お前はヌレワラジぢやけに××みたいにせにやいかん」とか注意を与えたが、新來者に關しては全責任を負い、新來者の身元引受人となるという程の事はなかつた。新來者の借受けた土地は部落周辺の山畑が多かつたが、これは、地主や部落現住者さえ水田や普通畑の不足に悩み、山畑の耕作によつて漸く生活を維持していた此の部落としては、自然の成行きであつた。又新來者は部落民から殊更に侮蔑的な言葉で呼ばれることもなく、本名で呼ばれるのが普通であつた様である。併し新來者の村入りに關しては、以前には形式的な規定があり、斯かる手續を了えない限り村入りの承認を得られなかつた。即ち新來者は日祭ひまつり（毎年旧正月に開催される伍組の集會）に身元保証人と見られる伍組長に連れられて出席し、組長

四 近隣に對する封鎖

村落は遠隔の地域との間に接触交渉を欠くのみならず近隣村落との間にもそれを欠き、相互に封鎖されている場合が少くない。斯うした隣接村相互の間の分離孤立の問題を更に立入つて考察する事は、村落の封鎖性の解明にとつて無意義ではないであろう。

隣接村落間の離隔乃至對立の關係は今も猶残存する村の慣行・行事・民間伝承の中に、元來は隣接せる村落に對する斯かる關係の表現であつたものの種々存在するところにも表われる。例えば封鎖性の強い村落では今でも隣村の者を加えずに自村民のみで事をする場合が屢々見られる。奈良県吉野郡天川村塩野では神社の前や寺の広場等を集つて力持ち等して遊んだが、斯うした仲間の

から紹介と身元保証をされ、其処に居合せている伍組員一同の満場一致の承認を得る事によつて村入りを認められ、村人としての權利義務を取得した。その際酒一升を持參するのが慣例であつたが、部落民の承認を得る為特に酒宴を開くとか、加入金を支払うとか言う事はなかつた様である。併しこの日祭の集會では新來者の村入りは伍組員によつて反對される事はなく（既定の事実として）承認を得るのが通例であつた。然して部落に居住すれば、一年以内即ち次の日祭に村入りを承認されるのであつて、他地方に見られる如く、一定期間居住して其の部落の生活様式に同化し、部落の諸施設の維持發展に労力を重ね、村落の申合せ等を忠実に守る誠意が承認された後漸く村入りを許されるとか、又村入りに當つて書面の提出を求められたり一定の作法乃至儀式を要求される等の事もなかつた。氏子入りは村入りと同時に承認されるのが通例で、村入りを許された者で氏子入りの出来ない者はなく、又別に氏子入りの儀式を行い、氏子札を受けるといふ事もなく、新來者なるが故に氏神の祭りに参加するのを拒否される事もなかつた。併し明治末年共有山が村財産に統一される迄、五三人の「クミモチ」への株入りは絶対に許されず、金銭や物品の代價の提供を以てしても、欠員の外来者による補充すら認められなかつた事は上記の通りである。而して此の部落に転入した者には既述の如く近隣の部落や町村の出身者が多く、身元素姓も部落民によく知られていた故、斯かる來住者は蔑視や忌避の対象とはならなかつた。又一時此の部落に來住した巡査・教員・商人等は其の身許素姓が明らかではなくとも、その生活様式・知識程度等が部落民一般の水準より高かつたのでむしろ部落民の羨望尊敬の対象となる傾きさえあつたのである。

所へ隣村の若い者は一切入れなかつた（宮本、吉野西奥、一八八頁）。千葉県西の西畑村でも所属する二五の部落の各々が深い谷間や山に隔てられて互に孤立して居り、益踊り・力だめし等の行事でも絶対に他部落と共同にしようとはせず、各部落毎に独自の趣向に従つて為すのは、何か不気味にさえ感ぜられる程である。この様な所では近隣部落からの移入者に対しても種々の差別待遇を与える事は怪しむに足りない。右の奈良県天川村ではおとな組は吉凶に拘らず招き合い、組内の交際は親戚同様であり、ゆひもおとな仲間と組合う事が多かつた。又困つた家を救う心も強く、之を見棄てる様な事はなかつたが（右同書、二四〇頁）、此のおとな組に加入し得る者はその土地に住む生えぬきの男子だけで、他からの入村者には全然その資格がない。又村人で仮に上三村（天川村内の或三部落）の者が五ヶ村（天川村内の特定の五部落）へ行つて住んでも、もうおとなの資格を失うのである。即ちおとな組に加入するのは全く土地と家に附いた権利であつた。但しおとなの家に女のみあつて同村のおとなの家から養子を貰えば、資格は続いたものである（右同書、二三―二四頁）。同じく奈良県の野口部落西代では新来者は仮令隣村から来た者でも、出屋敷・志村屋・上福寺屋等と出身部落名を家の呼び名に冠せられて、村人から差別された。茲で特に注目し値いするのは、斯かる隣部落からの転入者は前述の「国者」よりも上位に而して村人よりは下位に置かれたという事であつて、此の事は外来者の差別待遇には種々の段階があり、その段階の別は外来者の出身地の遠近に対応する事を示すのであるが、これは出身地の距離の大なるにつれて、外来者と村人との差異も亦著しくなる事に基づくのである。隣部落からの入村者が村入りによつて村人同等の権利と義務とを享受しても、なおあらゆる村落生活の部面に亘つて、部落の慣習として、集会の席では末席に又祭の行列には最後尾にという如く、村人の最下位に附く事が礼儀とされる仕来りがあつた。近村からの移入者を斯くの如く差別待遇したのみならず、他からの入婿をも種々酷遇する風が各地にあつた。例えば静岡県田方郡菰山村では他村よりの入婿は年齢に關せず三ヶ年間小若い衆を勤め、それから順次階級を上げる事になつてゐた（大日本聯合青年団、前掲書、一一五頁）。兵庫県市野保では村外から養子に來た者は真に村人としての待遇は受けられない。彼等は移入者と同様村民の會議に於ては発言は相当遠慮しなければならぬ。又発言しても取り上げられない事が多く、「他所から來たくせに出しやばる」「養子で他所から來たのに」云々と言われ、自説を強調した場合には、「他所から來た者に何が判るか」と言われる。故に他村から來た養子は真の村人としての資格を相当減殺されている。併し他村から來た嫁の場合はそれ程ではない。斯くの如く養子として他村に行くには一般に養家先の部落で輕視酷遇に甘ずる事を覚悟しなければならぬから、養子となる事は非常に嫌われるのは当然である。島根県片岡浦でも婿養子には普通に頭年寄（祭の支配をする人）になる資格がない。これ等の事は如

何に自部落と他部落との区別が明確に立てられていたかを物語るものであり、これは各部落の封鎖性が強く、為に部落間に接触交渉が乏しいので、相互の差異も根強く存続している事に基づくのである。

右の如く部落が各々封鎖され相互に没交渉である所では、各部落其他の部落に就いて知るところが少い。例えば京都府南部に位置し交通も相当発達している久世郡佐山村は、村を形成する六個の部落相互の間には相当の距離があり、各々の部落の住民達は特別な用件がない限り容易に他部落へ行く事はない。又その用件も殆どないのが普通である。故に部落民は何れも直接に諸部落の間を往来することなく、他部落の内情に就いては殆ど何も知る機会がないのである。中には何等かの関係によつて他部落の事情に通じている人もあるが、これも程度の問題であり、又極く少数である。滋賀県野州郡野州町久野部も平坦部の農業部落であるが、同じ町他の地区の人々とも交渉が少く、何等の親昵感も有つていない。同町の現在の町長は小篠原部落の大きな酒屋の人なので、久野部にも顔の知られた人であるが、村人は路で会つても挨拶をする事はない。助役に至つては公職にあつて役所に繁く通う者を除く一般村人は殆ど顔も知らぬという有様であり、学校の校長も一般村人には知らぬ人が多い為、PTA役員が路上で会えば挨拶をする位のところである。

部落相互の接触往来が乏しい所では、各部落に夫々の特殊な事情や歴史によつて生じた特殊性を、何れの部落の者も只自部落の立場からのみ解釈評価して、奇妙に感じ不都合と思われるものを全て無意義劣等のものとなし易い。その結果として封鎖的な部落には屢々周囲の他部落を何れも劣等視し、独り自らののみ優秀上位とする傾向のある事がある。此の傾向は封鎖性が一層強い未開社会に於ては一般に更に明確に現われる。未開人は他と接せず他を知らぬ儘に自種族を至上最高とし、世界の中心に位するものとすると共に、他種族を人間以下のものとするが如き、自種族中心主義 (ethnocentrism) を抱くのが常であるが、同様の事が封鎖的な村落にも低い度に於いて認められるのである。例えば滋賀県奥川並の人々は、田戸部落も同じ村の内であるのに、「田戸の者は根生が悪い」と言うが、その反面に「自分達は気が良い」とでも言いたげである。又同県東草野村甲賀部落では、隣部落の者を「曲谷もん」或いは「吉槻もん」等と称している。これは此等の部落の者を甲賀の部落民と區別して呼ぶ程度の呼称方法にしか過ぎないが、山を一つ越した上草野村野瀬の人々を「野瀬トンビ」と呼ぶのは明らかに蔑視を含んでいる。その呼称の原因は彼等野瀬の部落民は男女共気が荒く、性格が粗野であると看做しての事であらうと思われる。更に約一里半以上北の甲津原と甲賀とでは、言語・風俗・習慣の差違が大なる為、甲賀の者は甲津原の者とは接触交渉を有たず、「彼等は賤民に近い」等と称して軽蔑する事

もある。当部落民は自分の部落が東草野村を通じての模範部落であり、部落民相互は親密にして相互扶助の精神に富み、素朴にして質素儉約を旨として居り、他人に対しても一番親切である等と誇つて居り、隣村の曲谷・吉槻の部落は商人並びに外来者が混在する為感化されて、この甲賀部落民より遙かに人が良くない等と言つて居る。

同様の例を更に若干挙げるならば、千葉県百銚でも部落の人々は百銚を呼称して「まぎうち」「むらうち」或いは「おいらが村」と言い、他部落に対しては「しみたれ田代の茶摘みにあ雨さ降る」とか、「萱採り五日、田代まちあ七日」等と言つては、隣部落の茶摘みに毎年雨降りになることを喜び、萱採りに五日間も費し、稲の刈入れ後には七日間も農事を怠る事を罵り、それに引きかえて、百銚の茶摘み日には晴天続きで、萱の収穫作業も部落内の強壯な青年達の手によつて迅速に片附けられる事を自慢するのである。同じく千葉県の佐倉町萩山は他村から萩山の栗飯食いと曾ては呼ばれたと云う事である（福武直、日本農村の社会的性格、一四三頁）。青森県山形村の辺では、部落が夫々孤立封鎖的な生活を続けているので、隣部落の事も互に知らずに過している節が多い。例えば同村大川原部落の重要行事として七月一六日に催される「火流し」は、昔から行われている行事であるが、他部落の者で之を知つているものはあまり無い。他部落から出ている山形村の村長さえ此の行事に就いて何も知つていない程であり、その他大川原で正月の前夜に行われている「フガフガ」の行事も、同部落特有の行事であるが、之を隣接の黒森部落の人々も知らないという有様である。漁村にも亦同様の事が認められる。例えば伊勢の答志島でも、答志部落の人は意外に隣部落和具の事情を知らぬ。自部落のゴシツプのみが興味の対象であるらしい。これは既述の如く和具は答志によつて拒否された外来者が相寄つて作つた部落であり、両部落間の交渉が乏しいからの事である。長崎県五島でも福江の人は富江の人の肋骨が一本足らぬと云い、富江の人は福江の人の肋骨が一本余分にあるのだと云う（久保・橋浦、前掲書、四七九頁）。又奈留島大串と字泊との間でも右同様に肋骨が多い少ないと言つて居る（右同書、四八〇頁）。此の様な他部落の蔑視は又往々にして武士の落人による村の創始の伝説の如きによつて支持強化される事もある。同時に斯かる部落民共有の自尊心も彼等の定住性を強めるものである。例えば平家の落武者と言われる奈良県十津川村小原の部落民は、武家としての誇を持ち、明治維新に際しては一様に士族を賜わり、現在尚それを誇りとして居るのであるが、之に類する例は山間地方に多く見出される。四国の一例を附加するならば、徳島県美馬郡西祖谷村深淵には維尊親王の子孫と称する木地師（まじし）の特殊部落がある。これは一般に言われる特殊部落とは異なるが、此の地方の人達は木地屋部落の者を異人種視し、交際・通婚を嫌い、彼等木地屋部落の人達も亦自分等を他の一般人と違う優越せる特殊な存在として居るのである。

山間等では共に同一行政村に属する部落の相互間にも今日でも猶著しい無関心無智の支配している事は、児童の調査等によつても明らかになる。例えば愛媛県柳谷村西谷中学校の二、三年生に就いて行つた調査に於て、大字西谷中の一区なる茗荷部落の生徒の答を見るに、「最近一年間に柳谷村で起つた大きな出来事を順番に五つ書け」という問に対し、茗荷で起つた出来事（下茗荷四戸の火災・感電死・台風による山崩れ・盗難のみを挙げている者、茗荷部落外で起つた出来事の中、大成のダイナマイト盗難事件・古味（隣接部落）の木工場の火災・県道沿いの桜の植樹をも併せて挙げている者は僅か五名に過ぎず、他部落出身の中学生が書いて居り、前記のものより大きな事件である山火事・トラツクの墜落・バスの開通・発電所の竣工・古味及び小村（古味の隣接部落）の林道の開通・古味での工事人夫の大喧嘩・落出（村役場の所在地）の殺人事件等を挙げている者は全然無く、殊に同じ柳谷村に属する他の大字柳井川に於いて起つた出来事を挙げた者は茗荷部落の中学生には全然無かつた。他部落の者と毎日接触し、他部落の出来事を見聞する機会が多い中学生でさえ、自部落外の出来事を挙げている者が右の如く少数であるという事は、嘗にこれ等中学生のみならず彼等と朝夕生活を共にし、彼等の觀念思考を左右する事大なる部落の大人全般も、他部落・他字・他村の事柄を顧慮関心の外に置いている事を反映するものであると言われよう。此の調査からも察知されるように他部落・他村・他地方の事に就いて知らず、又それ等に対して顧慮関心を有たないという事は、此の附近の何れの部落・大字・村落に就いても認められるところであり、斯うした地区相互の間には共通な利害や之に基づく親和感情や交友関係のある筈はなく、従つてそれ等の地区との間に利害の背反對立が生じた場合には、何れの地区も自利を計り主張するに急で、相手の地区の事情を理解尊重する事なく、之を無視し蹂躪せんとするは自然の事であり、他方その反對関係を緩和すべき同和の要素の欠如の故に、両者の反目抗争は激化し且持続するが常である。例えば茗荷共有山の村有林への統一問題・氏神の合併問題・県道の拡張工事問題・役場支所設置問題・西谷中学の建設問題等々に於て、他字乃至他部落と利害の不一致對立が生じた際、茗荷部落民は他部落乃至他字の利害に顧慮も払わず、専ら自部落の利害を強力に主張して反目抗争し、然もこれ等の敵對斗争は問題が解決して既に久しい現在も猶消滅するに至らず、依然として隣接地区との不和敵視の關係の存続するのが認められるのである。

漁村が屢々隣接農村から蔑視され、両者の間に親交が成り立ち難い事例の少くないのも、両者の生業の相異から相互に諸種の行為様式を異にし、又両者が相寄つて事を共にする場合が殆どないので、差異の減少も見られず、親近感も生じ難い儘に、両者は疎隔分離の關係に立つているが故である。一例を挙げれば、島根県簸川郡北浜村では出東方面の人が浦の者を「浦や浦や」と言つて賤し

める。それで浦の者は「カイタラ！トベホリメア！（百姓）」と言り返す。漁村では男は赤禪、女は短い腰巻だけで裸でいた事も賤視の一因であろうとされる（瀬川清子、ソリコノ事、島根民俗、第二巻、附録）。筑前原島郡野北の漁師は以前は「浜の者浜の者」と呼ばれ賤視されたとの事であり、静岡県駿東郡静浦村江浦も文化的に周田から孤立し、婚姻等も部落内に限られ、外部から特殊部落の如く思われてきたとの事である。漁村と周田の農村との間又一つの漁村内の一部落と他の部落との間にも見られる事のある斯かる深刻な差異と離隔は、屢々特定の村の住民又は部落が遠隔の風俗慣習の全く異なる土地から移転乃至漂着して来た者の子孫であるという事情に基づく。上述の熊野浦の九鬼その他に見られる外来者の差別待遇の如きもその例であるが、有名な能登の輪島町の海士町の漁民が九州の鐘崎から来たと伝えられ、若狭の日向は九州日向から来た者によつて作られた所であると言われるが如きはこれである。以上僅かの例証によつても明らかなる如く、村落はその封鎖性の故に隣接村すら知らずして侮蔑し、又隣接村を蔑視するので、その為益々相互に分離し封鎖されている場合が少くないのである。

相互に分離し没交渉なる隣接村落の間に利害の背反乃至衝突が生ずれば、その間に反目闘争が生じ易いのは自然の事である。例えば渴水時の水争いや出水の折の堤防の崩し合いの如きはこれである。奈良県南生駒村萩原では、上の村と協力して常水の流れを三分し、その一だけを萩原に流す事にしてあるが、油断をするとそれが止められる。斯かる場合には萩原全体が結束して、止めた村に対抗し村中一緒になつて上の村へ抗議に行く。怪我人が出る程ではないが大変な騒ぎである。上述の如く熊本県の中緑村には天明年間開掘された天明新川があり、新村部落は此の川によつてのみ水を供給されている。此の川の水量を管理する大堰が中緑村の東に接する熊本市川尻町の東側にある飽託郡御幸村にあるが、此の堰が渴水時に屢々閉鎖され、為に下流は注水が全く不能になり特に新村の困却は言語に絶する。斯かる事情よりして中緑村と御幸村との間には、早抜毎に水争いが惹起された。又中緑村と西隣の銭塘村との川境にある堰を無闇に開放されると、土地の高低の關係上新村部落及びその北の数部落は水枯れの危険に曝されるので、此等利害相反する上流下流の部落民の間に水喧嘩が反復して行われた。併し昭和七、八年の早抜を最後に以後実力行使はない。喧嘩は鎌・鍬・藁切庖丁・青竹・棒等を各自に持つて押し掛けるという殺伐なものであつて、時には死傷者も出したという。但し衝突に至らず途中で阻止される場合も少くなかつた。

入会地の境を侵された村が侵した村と対抗し争う事も屢々見られる事は上述の通りである。更に又村治上の問題や政党關係が紛糾したり分裂したりして、それが嵩じて血の雨を降らさんばかりの騒動が起る事も珍しくなく、例えば村役場が村の南端にある事

から北部の人達が不便を唱え、もつと中央部に移転すべきであると主張し、それに対して南部の人々は、現在の位置で差支えなく事務を執つて来たものが、何の必要あつてわざわざ費用をかけて移転しなければならぬかと反対したのが近因となり、南北対立して深刻な争いとなつたというが如き類の事例は、古くから各地に見られるところである。而して一度生じた反目闘争は長く不和敵視の關係を残す傾向を有つのであり、此等の村々の成員が相会する場合には、同一村落の所属員が結束協力して他村の所属員に拮抗対立する事も少くない。滋賀県丹生村の上丹生の中学校と小原の小学校分校とで行われる運動会は、村人の最大の楽しみであつて、此の日は朝早くから弁当を用意し、子供のある家も無い家も殆ど村中が出かける。そして自分の部落の子供の応援に大人も無我夢中となり、審判の先生が少しでも機敏を欠いているような事でもあれば、ラインを越えて怒鳴り出るが如き事も稀ではない。これによつて部落内部の一致が強化されると共に、隣部落の住民との対立も亦深刻となつて、部落と部落との感情を尖鋭化したものである。更に此等の外に端午の石合戦・田植時の水争い・洪水の折に行われた土堤の崩し合い・秋に行われた他村と対抗して一年の豊凶を占つた綱引祭や喧嘩祭等の種々の神事は、村と村との關係を決して円滑に導くものではなく(中山太郎、日本若者史、六三頁)。兎角村落相互の喧嘩抗争を惹起し易かつた。斯うした不和敵対は子供の間の喧嘩に屢々見られる。例えば岐阜県席田村や愛媛県川上村川名津は外来者排斥の傾向の強い所であるが、子供達の喧嘩の大きいものは、他村の子供達を相手として生ずると言われる。斯かる事態が他村との往来交渉を益々乏しからしめて、各村落の隣接村落に対する封鎖性を高めるは言うを俟たない。千葉県西畑村は夷隅川いすみの上流に位するので、水の便には恵まれているが、それでも昭和八年の渇水期には西畑村を経て夷隅川の水を引いている老川村との間に水争いが起つたが、この際大人間の仲違いが幼い子供達の間にも波及し、登校する時には毎朝川を挟んで石合戦の応酬をしたり、又帰りには老川村の子供が態々西畑村小学校前の藪に出て来て、登校の際の喧嘩を蒸し返したという事である。其の後両村間には平靜な空気が流れ、現在は当時の不和は消滅しているが、右の事件があつて以来、老川村の人々が西畑村の祭を見に来る事はめつきり少くなり、西畑村の御輿も村境を超えて老川村には行かないようになったのである。

田畑の害虫・害鳥等を村外に追い払う虫追いや鳥追いの行事の如き、また同様にして流行病を自村の境から他村に送り込む厄払いの如きも、村落共同体が自己の利益にのみ専らであつて、隣接村落の利害には全く無関心であり、之に対しては何等の顧慮をも払わなかつた事を物語るものである。斯く隣村が顧慮関心の圏外にあつた事は、村落相互間に接触交渉の乏しかつた事情に基づくものであつて、これによつても村落民は隣村の者とさえも往復する事稀であつて、専ら所屬村落の内部に於てのみ自己の生活を営

んでいた事が明らかである。未知なるものに包蔵される禍害の可能性に対する疑いと惧れが村人によつて抱かれるのは自然である。他国人又は他村人に接した為に、曾て知らなかつた奇病に罹つたという例は全く迷信ばかりではなく、史上の事実としても屢々見出される。そこで外部からの禍害の侵入を塞る意味で村々の入口には塞の神が祭られたり、悪魔除けの齊竹が建てられたりするのである（中山太郎、右同書、六二三頁）。福井県の小浜市に近い三方郡三方町向笠では、部落の祈願寺なる月輪寺の住職が、年の始めに部落に入る道路の部落境の所で祈禱をして、梵字の悪魔除けの札を立てる。兵庫県の山陰道に沿う山間の村岡町でも、神官から厄払いの札を貰つて部落の入口などに立てることが行われる。島根県片岡浦でも高知県大砂子でも同様である。信州と遠州との境の方面に青年衆を「ボウジバン」と呼ぶ所が遺つているが、思うにボウジとは勝示であり、それは熊谷家文書関東御教書にも「便宜使者可_レ被_レ打_三定_二境_一勝_一示_一之状」とあるように、土地の境界を標示するものである（和歌森太郎、中世協同体の研究、八四頁）。青年衆を「ボウジバン」と呼ぶのは、青年衆が村境を固め守り、村境を越えて出入する者を取締る事屢々であつたところから来たのであろう。而して此の事は村の境が常に外に対して嚴重に鎖されていた事を示すものであると見られよう。自部落他部落の別を強調している所では、現今でも部落の境を特に嚴重に守る事が生ずる。これは部落の相互の対立対抗が高まる時であつて、石川県鳥越村若原の如きは村會議員選挙の時には、他部落との対立対抗や他部落に対する自部落の区劃封鎖を烈しく表明する。即ち村會議員候補者を必ず自部落から立ててその当選を期するものも、自部落第一主義を露わにするものであるが、その際投票が他部落に漏れるのを防ぐ為に、部落の入口に警備団を配置し、一々外来者を詰問し、外来者の要件の終るまで、彼の入つている家の前に選挙に関する話をするかどうかを伺い、外来者が部落外に出るまでその背後に付き纏うのであるが、此の事實は正に上述の「ボウジバン」に応ずるものと言ふべく、これは農村社会に於ける独善的封鎖的意識の今も猶存している実例である。

青森県の雪深い山村山形村大川原にも「ギット」と呼ばれる道切りが行われる。之には定期的なるものと臨時に行われるものと二種がある。前者は四月一七日と八月一七日との二回行われるもので、春ギット・秋ギットと呼ばれ、その日は神官を招いて祈禱して貰い、その後神官から各々神札を頂き、これを部落の上・下の入口のとすな（藁で作つた人形）に刺し込んで立てて、部落の安穩を祈り災害の入るのを防がんとするものであり、この際部落民は部落外には絶対に出入れない。若し禁を犯して出ている者があつた場合には、このギットも効なきものとなり、而してこれは単にその本人のみではなくして、部落全体のギットが無効となると考えられ、従つて斯かる者に対しては特別の制裁も存している。即ち禁制に違反した者は単に部落の非難の対象となるばかり

りでなくして、酒五升を買わされ、部落の会合一切に出席する事を差し止められる事となつていたので、部落民はその日は部落外に出ることは出来ない。後者は部落内に疫病が発生した場合に行われるものであり、その際は疫病患者を部落外の病院又は親戚に送り込み、同様に疫病払いの為の共同祈願を行う。部落民の最も恐れるものは火事と飢饉と疫病であると言われていたのであつて、疫病患者は全治するまでは部落内に入れない。斯くの如く当部落のギットには疫病・災害の侵入を未然に防がんとするものと、既にこれ等が部落に発生した場合、之を他に追出さんとするものとの二種が存しているのである。

岐阜県上村横道部落でも、村内に災厄が入らぬ様又災厄が出て行く様に祈願し、村境に注繩や草鞋をぶら下げて置く。時疫の流行とあれば俄かに踊りを催し、藁で拵えた人形に疫神を封じ込み、鐘や大鼓で囃しながら同じく自村の境から他村へ流して遣るのを当然としたが、斯くの如きは全国各地に見られるところであつて、千葉県百鉢には部落の西端に一筋の道路があり、主要な入口となつているが、村人はこの入口を「みつじ」(三つ辻の意)と呼び、麻疹・疱瘡・百日咳等の伝染病の厄払いの為に赤・黄・青の三色の色紙をジグザク型に切り、柊の枝に之を糸で結びつけたものをさん俵(米俵の蓋)に挿して、夜中に之を他人に見付からぬように注意して、前記の「みつじ」に立て掛けて、その上から熱湯を注ぎ、最後に赤飯を供えて、後を振向かずに戻つて来る。此処の害虫や害鳥を村外に追払う虫追いや鳥追いの行事も、川や山に追込むのでなしに、必ず「みつじ」迄追つて行くのであつて、面白い事には、親が泣く子供を叱る時にも、「みつじ引張り出して鬼に食わせてやる」と奴鳴ると、子供も泣き止むのである。これは部落の外は未知の世界であり、人が住むか魔物が住むかも知れぬ別世界であるとする観念の残滓乃至反映とも見られよう。河内瀧畑でも病神を境まで送つて行くと、鉄砲で人形を撃つて後を向かないで皆戻つて来た。高知県西豊永村大砂子では神道の家は神官から、仏教を奉ずる家は東豊永村粟生の寺から御祈願札を貰つて、「稲の虫西へ行け」と云い、鐘を打ち鳴らして田の周囲を廻つてから、部落の西境即ち永淵部落との境迄送つて行く。明確な理由があるのではないが、大砂子の者は永淵部落民と仲が良くなく、永淵の者を若干軽視する傾向がある。国境にある当部落としては、他国である阿波の方が又は部落の無い西北方へ虫を追うのが自然である筈なのに、同じ村内の隣部落に虫を追うのも、上述の如く山間部落等に多く見られる隣接部落に対する蔑視的・排斥的な態度の表われと言われよう。滋賀県奥川並の毎年七月上旬の吉日に行われる「虫送り」行事では、村人は銘々田の虫を捕えて来て之に参加し、お宮に祈禱してお札を受け、神主を先頭に松明をつけて、「田の悪虫送ろうのう」と大声で叫びながら、太鼓を打ち鳴らして虫を下へ送る。そして此の同じ事が三日繰り返されるのであるが、前の二日には此の部落の外れで之を焼き、三日目は

人足を出し、之を纏めて田戸部落との境界迄送る。そうする事によつて虫は全部下の田戸の区域に追払われ、此処にその「御札」を立てれば、悪虫は再び自村に舞戻らない事となる。ところで、三方山に囲まれた此の部落がどうしてわざわざ田戸に向つて虫を追わねばならぬのであろうかと、不思議になる程であるが、土地の人に向つて「田畑のある田戸よりも害を受けない山に向つて追う方が良いではないか」と訊ねれば、「上へ追えば下へ降りる、下へ追えば上らない」と答える。「それでは田戸の人々も同じ様に困るではないか」と言え、他所の事を構う事は要らん」と言い切る。此の言葉からも分るように、隣村に追うのも隣村に禍害を加える為よりも、むしろ自村の禍害を排除する為である。従つて、隣村が遠く山林その他で隔てられている時は、山林へ追う所もあるのである。

以上の如く自村以外のものに対しては無関心であるか、又は敵意を抱いているのを常態とする封鎖的な村落では、一つの村の神も亦その村に対してのみ恩寵を垂れて、他を省みぬのが自然であつて、一視同仁にあらゆる村々の人達を愛護するような神はあり得ざるは怪しむに足りない。それは、封鎖性の甚しい未開の段階乃至古代の民族にあつては、神は何れも特定の一族の神であつて、諸民族を等しく愛する神ではなかつたのと似ている。斯くて村の氏神は、その村人たる氏子のみを守護するに止まると共に、自己の氏子が自己以外の神に帰依する事を嫉み、別の神と結縁する者を罰すると信ぜられた。「神仏の欲と申すは他国より我国、他人より我氏子を御守あるは欲なり」(和歌森太郎、前掲書、九頁)。と言うは即ちこれである。斯く神まで自村他村の別を厳にするとされたのも、各々の村は相互に封鎖疎隔の關係に立ち、何れの村の住民も只管自村の事のみに没頭していた事を雄弁に物語るものである。氏神と氏子との間柄に存する如上の封鎖性・限界性の故に、他郷に出ている者は現住地の村社の神を拝みその地の祭に参与する事なく、故郷の氏神祭には帰郷するを原則とするのが一般の慣わしであつたのである。此の事がまた各村落が外来者の氏子入りを濫りに許さず、祭礼への参加を拒否した理由でもある。斯く見れば外来者の拒否は本来村落が封鎖的で内外の別を重視したところから来ると言われ得ると共に、先に明らかにした如く外来者の拒否酷遇によつて村落の封鎖性は又支持強化されたのであつた。正に因は果となり果は因となつて、村落の封鎖性は存立し続けたのである。

一般に地域社会の封鎖性は、地域的移動の困難であつた古代に遡る程大であり、従つて我が国に於ても古代には村落は互に分立抗争の關係にあつた事が古い記録によつても推知される。例えば日本書紀の神武記に「自ら疆を分ちて用いて相凌轢せしめ」とある(小野、村落史概説、九頁)。中国社会は最近まで古代社会の性格を多分に有つていたが、村落の分立封鎖も中国村落に於ては著

しかつた。警察事務の爲には広い地域を一単位とするが好都合であるとの理由から編成された清朝の保甲制度の一単位は、数ヶ村を包括するを常態としたと推定されるが、警察事務以外の公共事務は保甲制度の中に取り入れられなかつた事は、治安維持以外の保甲制の事は単位より小なる各村落が、夫々独立の立場で処理すべき事が黙許されたに基くと考えられる(清水盛光、支那社会の研究

二三〇—三頁。しかも保甲制度そのものもその実施された地方は多くはなく、此の制度が有名無実を終った地方も少くなかつた (A. H. Smith: Chinese Characteristics 第一三版、二二二頁)。これ此の制度が戸数によつて設けられて、都市郷村の本来の区別を無視せるものであつたと共に、田舎では村落相互の連絡に乏しく、協同も容易ならず、却つて分離排他の風があつたのを無視して、幾つかの村落を併せて一単位とした事等によるところが大であつたであろう。斯うした事情からも知られる如く、支那の村落は村外の者に対して疎隔分離の態度を執り、外界との接触交渉を限定乃至忌避せんとする傾向を有つていた。保甲制度もその地域内に於ける外部の者の去来動靜に特に注意して之を取締つたが、村の指導者も一切の人間の登録簿を保管し、外部から往来する者は全部これを知つて居り、之を嚴重に監視する。又村の個人が著しく重大な活動を企てる場合には、指導者の意見を徴さねばならぬが、その多くは対外的な問題であつた。例えば他村との間の土地の購入又は売却の如きがこれである。外來者

五 自給自足と封鎖

物の地域的移動も村落に於ては極めて限定されて居り、此の点に於ても亦村落は高度の封鎖性を有する。村落民は通常生活の必需品の大部分を自ら生産し、之を外界から仰ぐことが少く、又定定的であつて外界に出ることのない村落民は、自己の欲望を刺戟する外界にある種々のものの存在すら知る機会がないので、外界のものを獲得せんとする意慾に乏しい事は自然である。村落の自給自足の例を上記高知県の山村大砂子にとれば、同地では現在も猶味噌醬油はもとより之に用いる糶も自家で作る。豆腐もまた同様であるから、一里二里の遠方の酒屋・豆腐屋迄行つて来る必要もないのである。他方村内で得られる物を能う限り利用して種々の食料品を作るので、虎杖の漬物があり、村の境を流れる河でとれる川魚で作つた味出し雑魚の如きが用いられる。髪油も自宅の周囲の椿の実から作る。之を作るのは、十一月の下旬から一二月の初めにかけて椿の実の落ちたものを拾い集め、槌で表皮を打ち潰してそれを取去つたものを煎つて渋皮を除き、臼で搗き碎いて蒸し、木綿の袋に入れて搾る。一升の実で二合弱の油が得られる。煎る際強く煎ると油の色が濃くなり、煎り方が不充分なら無色に近い油になる由である。又同地では今も猶機を織り布を染める家も少くなく、その染料も以前は自家で藍を作つて自家製のものを用いた。最近では殆ど見られなくなつたが、以前は専ら楮の

若しくは村外の友人又は親戚でさえ、これを宿泊させ歓待する場合には、指導者の認可を要したのである。斯くの如く古代型社会に多い村落相互の封鎖・排斥乃至凌轢・敵視に表れる村落の封鎖性は、原始乃至未開の段階にある社会に至つて一層顯著である。例えばスマトラのバタック人にとつては見知らぬ人は全て彼等の敵である。従つて他所の者とは直接交渉を避けて、成るだけ他所の者を近づけまいとするのみならず、性来極めて疑い深から同族同志でも信用せず、村と村との間の道普請や架橋等も手をつけることが出来ない。彼等の間では交際が行われていない為、奥地のバタックは多くの生活必需品特に塩の欠乏に悩んでゐると伝えられるが (E. M. Lob: Sumatra, Its History and People 1935 東亜研究所邦訳、上巻、四三頁)。此の同族に対してすら疑い深い性質も恐らくは先天的のものではなく、村落の封鎖性の故に外界との差異が著大であり、他村の者は全て未知であり奇異不気味に感ぜられるところから来る性質であろう。

繊維で織つた「太布^{たふ}」を以て衣類を作つた。太布の糸は厳冬に製する。楮の木を伐つて蒸して皮を剥ぎ取り、その皮を灰汁に浸けて適度に煮る。それから靱糠を振り掛けて軟かになるまで素足で踏み、軟かになつたら谷川へ持ち運んで洗い上げ、その儘放置して二、三日凍らせる。凍つたものを日光に当てて乾かし、乾いたら槌で打つて竹の「こきばし」でこく。こいたものを小さく裂いて撚り合せ、次に水で濡らして糸車にかけてひく。そのひき糸を「かせば」にかけて「かせ」(かな)にする。普通一周り一丈の「かせば」を使う。一反分の糸は「かせば」九〇〇周りの由である。かせにした物を一反分に木灰三升の割で水に入れて、引張つて見て糸が縮まない程度になる迄煮る。それから谷川へ持つて行き、水中に棒を立ててそれに糸を掛けて力一杯引張つてよく伸ばし、絞り上げる。次に糠にまぶして、かせ糸の両端へ桿を通し、重石を縛りつけて干す。すつかり乾燥したら杵へ繰り、織機にかける。織る時は上りをよくする為必ずこんにやくのりをつけてから織る。斯うして出来る太布は丈夫であるが、寒さを防ぐには不適當である。併し此の辺の人は以前はこれのみを身に纏つて四季を過した。夏に麻布の物を着る外は何時も太布を纏つて暮した。数十年前迄は裕というものもなく、冬でも女まで太布の単物を重ねるのみであつた。足袋も昔はなかつた。帯も手拭も太布で作つた。綿を入れた蒲団は昔は上流の家にあつたのみで、普通は太布で作つた袋にボロを詰めた七、八貫の蒲団を着て寝た。綿は香川県から購入し、これによつて綿布の出来たのは数十年前の事である。晴着も以前は太布で作つた新しい着物をもつて之に当てた。蚊帳は紙帳を以て代用とした。二、三〇年前迄は風の如きも自家製であり、その糸まで自宅で作つた。下駄も自家製であり、雨傘も自家製であつて、之を「はりこがさ」と称した。灯火用に上流の家は立て行燈を用いたが、普通の家では「たいまつ」を燃やした。又提灯の代りに乾いた竹を束にしたものに火をつけて持つて歩いた。以上によつても最近までの山村の住民の生活が如何に広い外界の物品を知らず、それを求める事の乏しかつたかが窺われよう。

右大砂子と同様に四国の山間部落である愛媛県柳谷村茗荷に就いて見れば、此処でも自給自足性は日常生活の殆ど全ての必需品を部落内で生産する多角的なものであつた。此の部落に産しない米の代りに経済上頗る不利な玉蜀黍・粟・稗等を常食し、此の地方の風土に不向きな棉花を栽培して衣服を紡ぎ、豆腐・漬物等の副食物、味噌・醤油等の調味料、菓子その他の嗜好品は勿論下駄・草履・ワラジ等の履物、髪油等の小間物品、家具調度品更に住家に至る迄自家又は部落内で生産乃至加工し、又これ等の自家製造に必要な諸道具も各家庭乃至伍組等に一通り揃つていた。今これを特に食物のみに就いて更に稍々詳しく述べるならば、部落内の僅かな水田から取れる米を以てしては到底部落民の主食の需要量を満たし得なかつたので、部落民は玉蜀黍・稗・粟等を常食と

し、米食は冠婚葬祭や病氣の際に限られていた。戦時中配給制度が布かれ、部落民も米の配給を受け、米を食する様になつたが、現在でも猶配給された米を備蓄して、米食を特定の休祭日や冠婚葬祭に限り、各々の耕作地で収穫した雑穀に僅かの白米を混ぜて常食としている(昭和二七年)。部落内の小学生四二人に就いて一日(三回)に食べた主食の種類を調べたその結果を分類すると次の如くなる。

計	雑	穀	米と雑穀の混合食	その他の	他	
	玉蜀黍 稗 麦	四三 四 一七	玉蜀黍と米 稗と米 麦と米	二〇(内推定一五) 六(〇三) 二六(七)	白米 芋 食せず 不明(一回乃至二回のみ記載したもの)	四 一 一 四
六四			五二(内推定二五)		一〇	

即ち自給穀物である雑穀のみを食事する回数は全食事回数一二六の五〇・七%に及んでいる(平均一日二回)。而して米と雑穀を混合して食べた回数五二の中、推定とせる二五は麦御飯・玉蜀黍御飯・稗御飯等と記載しているのを数えたものであるが、これ等の中には雑穀のみを食べたにも拘らず朝飯・昼飯・晩飯等の言葉に拘泥した者もあると思われる故、これ等のものを加えれば雑穀のみを食べた者の数は更に大きくなる。又米と雑穀との混合率は此の調査では窺われなかつたが、雑穀が半分以上の家庭が多いと言われている。米のみを食べた回数は僅か四回に過ぎず、此の中二回は同一家庭に於て食事されたものである。此の地で大規模に耕作される玉蜀黍が最も一般的な主食で、諸々の家で釜の蓋を取つて見せて貰うと大抵黄色である。而して各家庭では食事毎に自家で収穫せる芋類を主食の足しとして食べる。副食物も殆ど自家の耕作地で収穫した農作物を用いている。部落の雑貨店や隣部落の^{おおなる}大成の商店には乾物・缶詰・だし雑魚・焼魚・塩魚・佃煮等が並んでいるが、これ等を買う事は減多に無い。毎食事野菜の汁と香物で済ます事が多い。部落内の小学生四二人に就いて調査した一日(三回)に食べた副食物を分類すると次の如くなる(四月三〇日)。

汁四八、香物一八、梅干四、大根煮メ五、ごぼう煮メ一、芋煮メ三、たか菜一三、魚一、鯛一〇、鶏肉一、牛肉一、豆腐三、おから二、素麺五、味噌一、醬油一、不明(単におかず等と記したもの)九、不食一。

即ち不明四回を除く一二二回の中、外部から購入したと考えられるもの(魚類・肉類・素麺)を食べた延回数は一八回一四・二

％に過ぎず、他は全て自家で栽培せる農作物である。而して殆ど全てが毎食事一汁乃至一菜である事、就中汁乃至漬物だけを副食物とする食事が五四％に及んでいる事は、此の部落の食生活が如何に貧弱なものであるかを明示している。大豆を豊富に収穫するので、豆腐は自家加工されて部落民の食膳に上る事が多い。

山村では家屋の建築にも大抵附近の山林で採取される優秀な檜・杉を用い、一般の家に於ては殆ど皆が屋根も杉皮を用いて居り、これ等資材は自己の山林或いは字山から伐採し来り、部落内垣内の人達の協力に依つて建築されたというような所もある。往昔は大きな材木は河川を利用して村外に出したものであつて、流木として出す便のない山深い村では、それは村内の建築以外には利用の仕様もなきむしろ文字通り無用の長物であり、その価格もあつて無いようなものであつた。奈良県十津川村小原では、日常家具類例えば机・本箱・水屋等の調度品及び燃料用の薪は今でも自足される。十津川流域には藤蔓の繊維から作つた藤衣があつた。藤衣と言へば床しく優雅にも聞えるが、現品は頗る粗く厚く重い厚司の様な物で、目の粗いところから、藤衣という言葉は「間遠に」にかかる枕言葉として用いられる程の物である。これの製造は上述の高知県の大砂子の太布のそれに似ているので、茲には略するが、斯うしたものを作つて着た事のある人が今猶居る事は、山深い所には高度の自足性が近頃まで存在した事を雄弁に物語るものであると言えよう。同じく奈良県乍ら平坦部に近い山村なる高市郡高市村字柏森でも、豆腐や食用油を自家で製造し、四季の山で得られる果物や栗を以て菓子代りとして、正式の菓子は余り用いない。納屋や風呂場の如き簡単な建物の用材は殆ど自給し得るのみならず、相当立派な建築用材も同様であり、子供の玩具の如きも主として木材をもつて自家で作る。同様にして河内の山村でも樽等まで自家製のものを用いた。又学校の出来る前は今ののように帳面というものが容易に買えなかつたので、イロハを手のひらに書いたり、土塀に書いたりしたものである(宮本、滝畑左近熊太翁旧事談、三一、四九頁)。滋賀県丹生村奥川並の部落には商店は一戸も無い。只田戸に農業協同組合出張所があつて、此の販売部で、日用品は大抵入手されるが、それでも田戸迄一里半の山道を出なければならぬ。従つて自然その必要に応じて買に出る事も面倒となり勝ちで、例えば隣寸が切れると誰かに序の時買つて来て貰うまで隣から借りて用を足すという風であつて、斯うして間に合せている期間は相当長引く事も少くない。子供の玩具等に至つては村人の誰かが買つて来る旅行土産以外には殆ど之を見ない。結局それは自家製で補い、紙人形・竹製紙鉄砲・木車位のものである。此処でも山で得られる木の実が種々食用に供せられる。冬には此の部落独特の橡餅搗の音が何処の家からも賑やかに聞えて来る。物を負う為に蒲を材料として作つたビク等も自家製品である。小学校の子供達の多くは映画を知らない。同県東浅井郡東草野

村甲賀でも、菓子等は小麦粉で作る団子や大麦から作るハツタイ粉・ツリンボ（干柿）・カチ栗程度のもので、これ等にしても高級品であり、日常の菓子としては季節の果物が主で、一年中ギンナンやカヤの実を子供達は食べている。又同部落では納屋・風呂場等の建築は部落民で大工を副業とする者が炭焼を休んで引受ける為、簡単な建築は外部の手を借りずに出来る訳である。

岩手県山根村端神は米は一粒もとれぬという山村であつて、其処でとれる麦・粟・稗・蕎麦等の穀物の中稗は特に重要であり、その収穫量も多く、何処の家にも稗を搗く前に薪を焚いて之を乾かす乾燥小屋があるが、此等の穀物を以てしては半年の食生活を支え得るに過ぎない。併し此の部落では残り半年分の食糧を外部から購入する事をせず、山の木の実を食糧に当て、食糧の自給体制をとつて来たのであつた。その木の実の主なものとしては栗・胡桃・シダミ（櫛の実）等がある。これ等は夫々一石二石と各々の家で拾い貯えて食用に供したのである。これ等の中特に重要なのはシダミであつて、此の小粒の団栗は渋味が強く、直ちに食用には供せられないが、之を大鍋に入れ木灰を交ぜて茹で、その湯を棄ててまた更に木灰を交ぜて茹でる。斯ういう事を終日繰り返すと、遂に全く無味無臭になり、色は暗紫色となるが、大豆等よりも柔軟且粘り気のある物となる。之に豆粉その他で適当に味を附けると、十分食うに堪える物が得られるのである。併し団栗を終日茹でる薪の量は莫大であるが、山村の事とて之を得るのは難事ではない。斯くて此の部落では極く近頃迄此のシダミを主要食糧として来たのであり、現在も猶之を食べている家もあるのである。斯うした食糧事情にある端神では馬鈴薯も亦貴重な食糧に属するが、冬の寒いさ中に馬鈴薯の皮を剥いて珠数にし、水に浸して凍らせたものを軒等に吊して乾燥させて置くと、腐敗する事なく隨時食用に供せられるので、何処の家にも此の凍り馬鈴薯の白い珠数が一抱え程も吊されているのが見受けられる。此処では他の地方の物と同種の食物も、此の地で採れる材料を以て作るの、独特の実質を有つ食物が多い。例えば団子も稗で作る、甘酒も大麦で作る、饅頭の餡も粟を以てするの類である。極度に封鎖性の強い所では、外界の様々な美味佳肴に接し、そうした物に馴れ親しむ機会に乏しいので、変つた食物に対する欲望も生じない為、食生活は頗る簡単である。端神でも部落内で得られる材料を以てしても作り得られるような御馳走さえ作ろうともせず、驚くばかりの粗食に甘んじている。酒はよく飲むが終夜の酒宴にも着としては自家製の豆腐を自家製の串に挿し、砂糖も何も入らぬ自家製の味噌を塗つて焼いた田楽に、大根卸と大蒜の卸とを混合した物が添えられるに過ぎない。又此処では大工の心得ある者が多く、かなりの建築は自分でやり、釜や鍋の蓋も自分で作り、唐箕の如きまで自家製の物がある。蓑笠等も此処ではまだと呼んでいしなる科しなの木の皮で作る、物を入れ又は結び付けて脊中に負う脊負い具の如きも皆自家製である。箒等も部落内に之を上手に作る人が

いるので外界から求める必要はないのみならず、之を作る材料となるべき特別の黍は村内で栽培して、自足性を貫いている。蚊取線香も外界から購入する事なく「猿の腰掛」に似て小さく同様に木の幹に生える茸を干した物を以て代用する。之は又山野で仕事をすると、燃え尽きる迄煙を出して虫を防ぐのである。仏前に用いる線香も山で採れる葛の葉を乾かして揉んで粉にした物で代用する。昔は紙は高価なものであつたが、端神の辺では便所の落し紙にも紙を用いずに、山でいくらでも採れる虎杖の茎を干したものを、一尺足らずの長さに切つて、二つに割つて紙の代りに用いる。往時は手習いの為の紙や筆墨の無かつた事も勿論であつて、膳の上に灰をのせ、それに指で字を書いて習字をしたという。これ等の例によつても僻地の山村は如何に自給自足性が強く、村の境を越えて物の出入する事が如何に少いか明らかである。

長野県の平野地方の農村でも今から三〇年程前迄、坐繰り機で繭から糸を採り、屑繭から冬の夜に糸を紬ぎ、冬毎に機を織つた。その頃は着物はもとより、襯衣や足袋脚絆の類も自宅で作り、それ等の型紙が家々にあつた。その後ミシンでこれ等の物を作る家が出来て、足袋屋と称し、その家に依頼して作らせるようになった。草履や草鞋も勿論家で作つた。今でも厳冬には豆腐屋に原料の大豆を提供して豆腐を作らせ、それで家毎に高野豆腐を作つている。又夏には何処の家でも夕顔の皮をむいて干瓢を作る。柿や栗は大抵の家に余る程ある。山国の渋柿は冬に甘くなつて保存に堪え、三月の末迄菓子代りに用いられる。此の地方でも栗を茹でて干した勝栗が翌年の夏迄菓子代りになつた。菓子を買う事も以前は少く、飴を自宅で作つたものであり、又今でも冬には餅を細長く切つて水に浸した後、寒夜に引き揚げて凍らせたものを乾かして作る凍餅を年中菓子代りに用い、四月初旬一ヶ月遅れの雛祭りの頃、餅を搗いて小さく「サイノ目」に切つて干して置いて、年中必要に応じて煎つてアラレを作る。又五月の種籾の残りを煎つたものを「焼き米」と称してその儘食べ、又それを更に粉にして香煎として用いたりする。菜や大根の漬物は勿論味噌漬や奈良漬も自家製であるが、後者に用いる酒の粕だけは購入する。炭も冬になると近くの山に「炭焼き」に行つて、竈無しで野天で雑木を焼いて柔か炭を作る家も少くない。毎年年末頃から山のおちこちに此の炭焼きの煙の上るのが、村人の心に初冬歳晚の感じを深める。火鉢や茶籠筒のような家具もそれに適しそうな木材を、平常注意して除けて置いて、建具屋にそれを提供して作らせることが少くない。大工や屋根屋はもとより瓦屋・桶屋・表具屋等迄村に居るといふ風である。奈良県の農村でも自足性が大であつて、生駒郡の昭和村池沢では納屋や風呂場は今も昔も自家製のものであり、陵西村野口西代でも履物・煙草・濁酒さては建築資材及び

その補修資材まで大部分村民自らの手で作った。兵庫県西部の農村越部村市野保にも豆腐屋があり、内職に箕直しをする者さえ居る。又特技として藁工品（箒等）竹製品（ザル・箕・目籠）を作る者も一人居り、村人はその人にこれ等の物の製作を依頼して用を足している。岩手県岩手郡御明神村は盛岡市の西方四里余りの奥羽山脈の麓に位する農村であるが、此処でも葛の葉が線香の代用品として用いられ、各種の背負い道具や蓑笠の類を自給する事は上記同県の山村端神と同様である。又此処では落し紙に山の湿地に繁茂する羊歯の一種で此の土地では常夏と呼ばれる物とチチコ草の一種とを干して用いる家が少くない。更に此処では各々の家が麻を栽培し、それから糸を績ぎ、麻布を自宅で織り、現今では染めるだけは村外の盛岡市に出して依頼するが、染まつた物をまた自宅で股引に作つて使用する。豆腐も自家製の物である。

漁村も亦同様に自足性を有する。広島県沼隈郡鞆町走島では、つい最近迄西洋人形や野球の道具を有つた子供は無かつた事からも分るように、子供の玩具等も高価な都市の子供の有つていような物はなくて、凧や独楽又は父や兄が作つて与えた船の程度に過ぎない。隣の岡山県小田郡真鍋島村六島でも女の児にも人形すら無く、お雛様を出して代りとする程度に過ぎない。愛媛県関前村でも豆腐を自家製造する。勿論大豆を持つて行けば賃加工する家もある。尚又豆腐と似たものでイギス豆腐（イギス＝天草）と云う物があり、之を客があつたりすると自家で製造する。喜界島の如きは以前は藷の栽培・晝表の製織等全て各戸で行われ、多大の労苦が払われた（岩倉市郎、喜界島年中行事、一頁）。屋久島でも下駄等自分で作った。船は最近多く薩摩の枕崎の方で造つて貰つてゐるが、古くは土地で多く造つたものである。主として漁船を造つたが、時にはイサバ等も手がけた。此の地方では焼酒は最近まで自家製を許されていた。かなり煩瑣な手続きによつて随分多量に醸造し、一年中それを飲むのであつた（宮本常一、屋久島民俗誌、二八、三四、四〇頁）。

右の如き村落の封鎖性が過去に遡る程著しかつた事はいうまでもない。此の事は明治初期の木曾谷の生活を島崎藤村の記した「ふるさと」によつても知られる。その一部を引用すれば次の如くである。

山の中の田舎では近所に玩具を売る店もありません。村の子供は凧なぞ自分で作りました。父さんはまだ幼少ちいさかつたものですから、お家の爺やに手伝つて貰ひまして、造作なく出来る凧を造りました。紙と糸とはお祖母さんが下さる。骨の竹は裏の竹藪から爺やが伐つてくれる。何もかもお家にある物で間に合いました。父さんの幼少の時分にはお銭おしというものを持たせられませんでした

だから、それが癖になつて、お銭は子供のもつものではないと思つていましたし、巾着からお銭を貰つて行つて何か買うのは村の祭礼の時ぐらいのものでした。その代りお庭にある柿や梨などが生たての新しい果物を父さんに御馳走してくれました。祖母さんが朴の葉に包んで下さる熱い握飯の香でも嗅いだ方が、お銭を出して買ったお菓子より余程おいしく思いました。お家の外を歩き廻つても、石垣の所には黄色い木苺の実が生つてゐるし、竹藪のかげ、高い榎木の下には香ばしい、小さな実が落ちていました。村のはずれには「ケンポ梨」という木もあつて、その実を取れば食べられて、甘い味がありました。そればかりでは

ありません。山にある木の葉、田圃にある草の中にも「食べられるからおあがり」と言つてくれるものもありました。お父さんの家ではお茶ばかりでなく、食べる物も着る物も自分のところで造りました。……お祖母さんや伯母さんの髪につける油まで庭の椿の樹の実をしばつて造りました。林にある小梨の皮を取つて来て、黄色い汁で糸まで染めました。父さんの子供の時分には祖母さんが織つて下さる着物を着、爺やの造つてくれた草履をはいて、それで学校へ通いました。祖父さんは学問の人でしたから「千字文」だの「勸学論」だのというものを自分で書いて、それを少年の読本のようにして幼少な時分の父さんに教えてくれました。山の中にあつた父さんのお家では何から何まで手製でした。手習いのお手本から読本まで祖父さんの御手製でした。

以上は信州の山村の事であるが、当時は同じ信州の中部の農村に於ても同様であつた。若き藤村を師とした女性の夫となつた人は、日本アルプスの麓の高原

六 同族戸数と在村年数

人が高度に定住的であり、終生自己の出生の地を守つて之を離れる事稀な所では、血統を共にする者は居住の地域を等しくし、血縁と地縁とは自ら合致する。両者の合致が完全なところでは、村落共同体は即ち氏族社会である。我が国の先史時代に於ては斯くの如き氏族的な村落共同体が一般に存していたとされるが（小野、概説、一九頁）、その後長い年月の間に人の移動混合が行われて、氏族制度は漸次弛緩分解したけれども、出生の地を守つて動かざるを本来とする村落民の多くは、今も猶父祖累代の地を受け継いでいる者であつて、所謂「草分け」なる古い村民は、遠い昔からその村に生活を営み来つた者であり、その歴史は多く時代の雲霧に閉ざされて、一〇〇年乃至一五〇年前の事が分るのみであるが、中には千余年の歴史を語り得る旧家もある（小野武夫、日本村落史考、七七頁）。封鎖性の強い木曾谷の入口馬籠の里で生れた島崎藤村の家は、此の地で代々庄屋をつとめていたばかりでなく、本陣・問屋をも兼ねていた旧家であるが、此の家の始祖は永禄元年（一五五八年）此の地に定住し、藤村の父は一七代に当るので、藤村の兄は一八代になる。藤村の母の実家は更に木曾谷を奥に入つた妻籠の旧本陣の家であつて、此の家は藤村の家の始祖の父が弘治元年（一五五五年）に此の地に定住した時以来続いて来たのである。即ちこれ等両家共に四〇〇年の歴史を語り得る旧家なのである。併し一般には農村家族には四代・五代のものが最も多く、一一代になると極めて少く、一五代のものは一軒もないとされ（戸田

に育ち藤村と同じ年配であつたが、その夫の幼少年時代に就いて右の女性は次のように書いている。即ち、夫の祖母さまは幼い頃の夫の為によく金米糖を買つて置いてくれたが、その時分の農村で子供のおやつにお菓子を用意する家はなかつた。さういう事をするのはそれこそ並外れた贅沢であり、つしまねばならない事であつた（相馬黒光著、穂高高原、六九頁）。又この部落の東端に近い所に水量の豊富な川が一つ流れているが、之が止川と呼ばれたのは、その川が、昔城下から出張つて来る検分の役人を饗応する時のたつた一つの大切な材料とされた川魚を捕る重要な川となつていたので、誰もその川では魚を捕つてはいけない事にされていて、禁断の川だといふので、止川と称ぶ様になつたからであると伝えられる（右同書、三一三頁）。斯くの如きも如何に往昔の農村が外界から物資を入れる事なく、自給自足に苦心したかを物語るものである。

貞三、家族の研究、二七二頁）、その主な原因としては貧困・悪質の病氣等々が挙げられる。これ等の原因は村民の家系の村落からの消失のみならず、村落内の土地の所有権の移動を生ぜしめる事も云うを俟たない。而して斯かる事情は各国共に認められるところであるが、一定の土地と一定の家系との結合が永続しない事は、直ちに村落住民の出入従つて村落の開放を意味するものではない。ドイツに於ても田舎の住民の定住性は土地の相続権と結合して考えられ、現今に於ても同一家族が昔は二〇〇年も同一の屋敷に居住していたという様にも考えられていることが少くないが、斯かる長期に亘つての家族と土地との結合は、此の頃の詳細な研究によつては認められない。即ち土地の所有主は屢々變つてるのである。勿論この変化は土地の値上げ又は値下りと云うが如き事情によるのではなく、負債の為の貧窮 (schlechte Wirtschaft) によるものである。併し乍ら通則的に新たな土地の主は遠方からは来ず、その界限の者であつた (Erich Keyser: Das deutsche Volk: Viertelsschrift für Sozial- u. Wirtschaftsgeschichte 第三五卷、一九三五年、五九一—六〇頁)。これは一五、六世紀頃の事であるが、不在地主が認められる所では土地を買う者に都市人があつても、その土地を實際耕作等に利用するのはその界限の人であろう。ドイツでは今日の農家の只僅かのみが一七世紀迄遡つて今の所有地の主であつた。同じ土地の持主の氏姓が変らずに続くのは、同一の家族が持主として持続する事の証拠とはならず、持主に移動はあつても先の持主と同じ姓の家族が次の持主として移つて来る事も稀ではなかつた。故に農民の屋敷で現今二〇〇年以上同家族の所有なりしものは少い (右同書、六〇—一頁、小田内通敏、日本郷土学、六八—七一頁)。

村落の封鎖性が高度に存在すれば、村落が住民の増加を容れる限りは村民の分家が土地を占居するのが当然であり、氏族は崩解して血統を異にする家族が同一地域に住むようになって、古くから居住している一族の大部分は離村する事なく存続している場合があり、又村民に移動混合があつても、長い年月の間に出来る分家は村落の封鎖故に大抵村内に家屋敷を有つのであり、従つて、村内には古くからの若干の家系に所属する家族が増し、斯くして同祖同姓の同血族が、その所属家族数はさまで多くなくても、村内に幾つもある筈である。従つて村内に所属家族を多数に包括している同族集団の存在する事は、その村落に高度の封鎖性が長期に亘つて確立していた事の証左と見られよう。他方又封鎖性の故に村民の転出転入が乏しければ、古く居を構えた家族が成員の死滅せぬ限り長く村内に居住し続けている筈であり、従つて村内の多数の家族の在村年数が多ければ多い程、その村落の封鎖性は鞏固であつたと言われ得る。故に村内の各同族集団の家族数という空間的側面と、村内各家族の在村年数という過去の時間的側面との両面から、村落の封鎖性を考察する事が、村落の封鎖性の考究にとつては大なる意義を有つのである。

古くから居住している一族が皆分散する事なく、大部分は依然として一団を成している事を推定せしめるものに、宮座の一種な一族座がある。上述の如く古くは氏神は眞の意味に於ける単一族の祀る神であり、その氏族以外の者が祭事に参加する事は、氏人も氏神も齊しく拒否するところであつた。従つて古くから一族が分散せずに氏神祭を営んでいくに足りるだけの成員を擁し、相寄つて居住している所では、その一族のみが一団となつて、外来移入者を交えずに自己の氏の神を祀る事を続けてゆかんと努めるは当然の事であり、斯くして存立するのが即ち一族座である。斯かる一族座の例を挙げれば、京都府相楽郡棚倉村大字綺田の古川座の如きがある。此の宮座は古川姓の者だけ四〇数戸が一座をなしているものである。此の座はその祀る神社の性質から見て極めて古い起源を有すると見られ、一族座の典型的なものであろう。滋賀県滋賀郡小松村大字鵜川の白髯神社の山田講の如きもそれであつて、山田姓五〇余戸から成つている（肥後和男、前掲書、五〇頁）。これ等の宮座は之を結成する同族家族の数の大なる点に於て、各同族がその地に定住していた事久しきに亘るを物語るが、同時に各々の座の神は全く夫々の氏族の神たる性格を有し、夫々の氏族の成員以外がその座に加入する事は考うべからざるところであつて、座としては全く封鎖的性質を示す事に注目すべきである。併し乍ら斯かる一族座の存在は多くはなく、一つの氏族が時代の進むと共に分裂して幾つかの宮座を形成し、その分裂は苗字の相異によつて表現されて、苗字は異にするが元来は同一血縁に属する幾つかの宮座が同一村内に並存するが如き場合も生ずる。大阪府泉北郡大津町北曾根にあつた道井・野井両氏の源座・北島氏の津守座の如き、又滋賀県甲賀郡佐山村嵯峨の南北両座の如きはそれである（右同書、五一―二頁）。

氏神の神事は元来氏族の中心たる宗家の家長によつて司られたのであるが、斯うした氏神と特定の家との古い時期の結合関係は、その特定の家が村を離れずに存続している場合には、喪われずに保持される事もあり得ると共に、逆に斯かる関係の存続はその家の在村年数の多い事、従つて又その村の封鎖性の鞏固であつた事の証左となる。而して今日も猶稀乍ら斯かる関係が所々に見出され得るのであつて、此の事によつても日本村落の封鎖性の強さが明示されると言わねばならない。例えば近江の沙々貴神社では、本佐々木という家があつて、それが古い神主の家であり、沙々貴山君以来の家で、佐々木神主として知られ、明治まで続いたのであつた。又現に奈良県磯城郡上之郷村笠の天満神社の神職松岡氏は、代々此の神社に奉仕しているが、それは「氏人頭」と称せられており、氏人の本宗であると考えられている。それ等こそ所謂神の苗裔として長く神に奉仕したものである。それは年番神主というようなものではなく、世襲的な奉仕者であつたが、これは規模の大きな神社にあつては常に社務があり、それに専任する

ものがなければならぬことから来る必然的なものであつた（右同書、五六六頁）。

岩手県御明神村は近江の多賀神社を奉じて此の地に今から約七五〇年前に定着した木村一族を中心として今に至つたと伝えられるが、村草創の時の木村一族の中核であり、従つて氏神多賀神社の神事を主宰した宗家（当主は木村清氏）が、今日も猶在村するのみならず、依然として神事の一切を掌握している。しかのみならず多賀神社は村の神社であると同時に、宗家木村氏の家の神社でもあるという特異な性格を今も猶保持している。即ち神社と宗家とは相接して位置し、神社の境内に宗家の家屋が在るとも見られ、宗家の屋敷に神社が在るとも見られるが如き地域関係に両者はあるのみならず、神社の宝物は宝剣・兜・画幅等何れも宗家の所有物として、それ等の監理処分は宗家当主の意の儘であり、他方神社の造営維持も亦宗家の担当するところである。宗家は当主の父の代に病氣その他の不幸続きの為に零落し、現在の宗家の衣食住の様相はむしろ貧窮の状を表わし、豪農として此の地方に勢力を張つていた往時の面影は見られないのであるが、併し宗家はこの貧窮の現状を堪え忍びつつも、昭和三年が多賀神社創設七五〇年に当るので、此の年には記念祭を催す計画を立て、その祭迄に神社造営を自力で完遂せん事にあらゆる財産・労力を傾注していた。即ち当主清氏は一時他人の手に渡つた神社境内の土地約三反歩を買い戻し、更に自家の耕地約二反歩を神社に奉納し、その上建築用材として自家の持山から杉材千本を奉納した。その木材の一部は売却されて、代金は造営資金に充てられており、建築用材に当てられる部分も、そのかなり多くが搬出削皮されて、社前に設けられた池の水に浸されていた。社殿は現在のものより一層大きくし、更に広大な社務所も建てる予定であつて、両者共基礎工事は既に完成しているが、総工費は低く見積つても幾百万円を要するとの事である。困苦欠乏の中にあり乍ら宗家当主が、草深い僻村に於ては正に巨額と称すべき経費を要する事業を、独力を以て遂行せんと刻苦碎身しつある所以のものは、此の神社が木村一族の此の地に於ける始祖以来数百年連綿として宗家の屋敷神の社殿であり、その造営・修理その他一切の事を宗家が司つて来たからの事である。当主清氏が「七五〇年祭を期として宗教法人多賀神社を設立し、記念祭以後の神社の所有権は法人に移して、決して自分の私有物とはしない考えである」と語つたところにも、村社多賀神社が同時に木村宗家の屋敷神たる性格を保持している事を明示するものである。併し乍ら、同神社は飽くまで村社であり、村人の尊信最も篤く、村人が挙つて祭礼に参加するのは何れのであるかという問いに対して、村人は異口同音に「それはお多賀様だ」と答える程であるから、村人が多賀神社の造営管理に協力を惜しまぬは当然の事であるが、村人に言わせると、村人は喜んでいくらでも協力しようとするが、木村氏宗家の主人が頑なところがあつて、村人の協力を喜ばぬようなふしがあるので、

社殿の事は宗家の主人に任せた形になつてゐるとの事である。とは云え社殿造営への協力申出では皆無ではなく、茲二、三年の間に村内の特殊有力者から造営資金その他の献納が若干はあつた。けれどもそれとても総工費に対しては微々たるものであつて、造営の主力は専ら木村氏宗家から出ているのである。而して造営の中心資材たる木材・石材等は村内から得られるのであり、茲にも村落の自足性よりする封鎖性がよく窺われるが、これ等資材の採取運搬等も能う限り木村氏宗家の家族員の労力に俟たんとし、資材搬出の為に車馬通行可能な林道（幅員四乃至五米）も昭和二六年度からの同家の人々の労働によつて敷設された。斯うした労働に対する労力奉仕も見られぬ事はないが、これも同家との個人的縁故に基づくもので、例えば嘗て同家の小作人として同家に永く世話になつていて、双方の間に親戚以上の親昵関係のあつた人々が、その或者は一年間も木村家に起居して、労力を提供したという類である。斯くの如く神社関係の一切の事は宗家に委ねられているところから、同神社の祭礼参拝は宗家のみならず村人一般の事でもあるけれども、祭礼の期日の如きも宗家の主人の一存で如何様にも変更され得るのである。以上によつて御明神村の多賀神社の祭神が村の氏神であり乍ら、同時に又村の草分けたる木村氏宗家の屋敷神である実情が明らかになつたであろうが、此の氏神と屋敷神との同一未分の状態が今に至るまで保持されたのも、村民の宗家が村の創草以来数百年の久しきに亘つて村内に定着し不動であつた事実によるものであり、此の事実は宗家のみならず他の多くの家も同様に定着し不動であつた事を物語るものに外ならず、此の事は此の村の封鎖性が如何に強靱不変であつたかを明示するものであるとするのも、決して過言ではないであろう。（昭和二八年調査、猶昭和三十一年に予定されていた七五〇周年記念祭は都合によつて延期された由である。）

右の如き氏神関係の事実によつても示される村落の封鎖性を、よりの確に推知する為に、村内の同族と之に属する戸数及び村内家族の在村年数を調査した若干の報告を試みに次に掲げて見度いと思ふ。同族か否かを姓の異同によつて推定するの不当なるは言うまでもないが、之を第一の手掛りとしつつ他の手段によつて能う限り補正するは当を失するものではあるまい。斯かる補正が十分不確かであるを免れぬとしても、少くとも明治初年に同族に近い親縁関係で結ばれていた家族集団が爾来分散せず共存している事は、現今の同姓家族の存在から認定される訳である。又家族の在村年数や世代数も、資料に乏しい田舎の事とて、古老の言その他によつて推定するの外はない場合もあるが、大略の事を察知せしめるといふ意義はあるであろう。

先づ通常の農村の一例として、熊本市に接する中緑村の全戸に就いて、同族が離れず集合して居住する状況を、同姓戸数と各同族の居住地区とによつて調査した結果は次の如くである。

都市近郊の農村であり乍ら今日も猶右の如く大なる同族集団が数多く存在するのは、日本の農村の住民の地域的移動が頗る少い事を明示するものと言うべきであろう。又此の村にある家の此の村に於ける居住期間の長短を各家の創設以来の世代数により、江中島・新村両小字に就いて調査すれば次の如くである。調査は、系図及び古老の言による外資料なく、系図の備わるものが少ない為、慶応以前の事は的確には知り難いのは己むを得ない。調査家族の数は新村二戸・江中島一八戸計三九戸である。一代の家は明治年間の分家一戸・大正年間の分家一戸計二戸、二代の家は明治以後の分家四戸・文久年間の分家一戸、三代は明治以後の分家五戸・文久年間の分家二戸、四代は全て慶応以前一四戸、但し系図の完備せるものは一戸もない。只一戸に於ては先祖と称せられる人物の位牌が見出されたが、之によればその人の死亡年が慶応二年と記されており、従つてそれより二五年前をその家の創設の年とすれば天保年間の中頃となる。五代は八戸あるも系図その他は無く、古老の言によるのみ。六代には該当家族がない。七代は新村に一戸ある。此の家の系図は完備していて、代々の戸主の死亡年月日が記入されているが、之によれば初代は天明初期の人物と思われる。新村の東及び南側を流れる天明新川は天明五年に完成されたものであり、新村は其の後他地区からの移入民によつて作られた部落であるから、右の系図の記載は史実とよく対照し、誤りないものと認められる。天明年間に新村に移つたとすれば、此の家は爾来約一七〇年間同一地に定住している事になる。九代は江中島の江崎・田上の両本家であつて、系図の示すところによれば、両家共宝永年間の創設にかかり、現在迄二五〇年余を経ている。他の小字にも三代乃至五代という家が多いようであるとの事である。併し五代より前の事は分明し難いので、より古い家もあつたのではないかとも想われる。

次に大阪・京都・奈良等の大都市に近接し、更に多くの小さな町に囲まれた奈良県高市郡金橋村雲梯では、近時居住者の移動が増大しているが、猶幾世代も重ねた家が少くない。不明不確実なるものについては、長年区長を勤めた某大地主その他の古老の推定を得て作り得た表が次のものである。(疎開者を含む)

世代	戸数	百分比
1代	13	11.3
2代	23	19.9
3代	47	40.5
4代	16	13.8
5代	12	10.3
6代以上	5	4.3
計	116	100

兵庫県市野保の全戸数五四戸の各家の世代数を村人に質問しても、分家・移住者(二戸)は判るが、他は全く判らない程古くから此処に定住している。しかも各戸の住所は昔から変つておらず、部落内での移転は余り行われていない。彼等は多く祖先伝来の屋敷地に居を占めて、耕地を確固として保持して生活を

営んでいる。故に他に此の村に於けると略々同等の収入がある所があつても、村人は移転しようという気持は起さない。村人は「祖先からの田畑・家・墓を離れる事は出来ぬ」と言い、土地を離れる事を嫌う。が併し二男以下は村内に屋敷や耕地を得られる望みが無いので、そういう所があれば移転を希望している。

更に関東地方の農村の一例を挙げるならば、栃木県河内郡上河内村上田は宇都宮市の北方約四里の、関東平野の北部に位する純農村であるが、此の部落の草分けに関する確かな資料は無く、村人の云うところも不一致であるから、明確な事は不明である。屢々上組一七軒・下組一二軒が本家筋と称せられているが、この二九軒は、壬申戸籍記載の計三五戸から、その後移出した五戸、及び壬申後に分家した一戸を除いたものと一致する。壬申当時の三五戸から現在の八二戸までの変遷を見ると(昭和三年八月現在)

(イ) 壬申以降外部に転出したもの五戸、(ロ) 壬申以降上田に來住したもの二四戸、(ハ) 壬申以降存続する家の直系二九戸、(ニ) 壬申以降(イ)から分家したもの二七戸となる。この外に猶右の期間に外部から來住して再び外部に出たものと、壬申以降分家して離村したものがあるが、これ等は右の何れにも含まれていない。これ等の中前者は一、二の小学校教員のみであり、後者も多くは個人で出稼ぎに他出し、行先地で一家を構えて分家するに至つた場合が多く、上田内で分家して後転出するに至つたものは極めて例外的な場合に過ぎない。従つて、家を単位とすれば、右(イ)乃至(ニ)に明治以降の殆ど全ての変動が含まれていると見て差支えないのである。そこで(イ)以下について順次分析を試みる事とする。(イ) 壬申以降外部に転出した五戸は多く明治中期に離村した。明治維新に伴う政治的経済的或いは社会的變動が漸くこの時期に上田を訪れ、これがこれ等の家の没落離村を促したものと思われる。(ロ) 壬申以降転入した家は全部で二四戸である。これを(1) 上田に戸籍を有するものと、(2) 上田に戸籍を有しないものに分ければ、(1) は一一戸あり、それ等は概ね、壬申当時在村した家の転出以後に、之と交替に移入した観がある。これによつて明治後期から漸く上田が安定し広大化に向つた事が推定され得る。併し、転入者は戦後に特に多い。而して此の時期の転入者は一戸を除外例として他は全て(2)の戸籍を有しない來住者であり、之は一二戸である。以上(1)(2)の外来者の中、農業に主として従事しているのは、戸籍を有する者八戸、戸籍を有しない者二戸であり、合計一〇戸に過ぎない。その中には常雇として入村し、満期後上田に居着いた者若干がある。これ等一〇戸の他は大工・自転車屋・雜貨商・上田内の水流を利用して設けられたエボナイト工場関係者・外部への通勤者等であり、多様な職業に従事している。これ等の家は來住者であるだけに上田定住の期間はまだ短く、三代に亘るものは一戸、二代に亘るもの四戸、一代のもの一八戸となる。これ等の來住者が上田の全戸数に対して占める割合は約三四%に達している。次に(ハ)

壬申以後存在し続けた家と、(二)それから分家した家とを併せて考察すれば、(ハ)及び(ニ)は全体として五八戸となる。そして、この五八戸は一七姓に分れている。この一七姓の壬申当時から存続する家の数は三一戸であり、これから現在の五八戸となつたのであつて、かなりの部落内分家の創設が認められる。壬申当時の同姓が真の同族であるか否かを明らかにするのは困難であるが、此の事を念頭に置きつつ、同一系統に属する事の明確な家族のみ併せて一系として数え乍ら、同姓ごとに壬申戸籍を起点として同姓戸数をまとめればA表の如くである。

A 表

姓 別	系 統	壬申戸数	現在戸数
福 島	3	4	10
池 田	3	3	9
鈴 木	2	4	6
恩 田	4	4	6
村 上	2	2	5
篠 原	2	2	5
高 瀬	2	2	3
齊 藤	1	1	2
藤 江	1	1	2
田 崎	1	1	2
北 見	1	1	2
小 林	1	1	1
柿 沼	1	1	1
中 山	1	1	1
平 石	1	1	1
亀 田	1	1	1
飯 塚	1	1	1
計	28	31	58

この表によれば五戸以上を有する同姓群の戸数は計四一であり、それ以外の合計一七戸の約二倍半を占める。次に現在在住する全家族の在村世代数を調査した結果はB表となる。壬申以後の入村家族でも三世代を重ねたものについては、それが移入家族なる事を現在では大抵の村人は知らない有様である。

転じて山村の一例として、高知県の大砂子部落に就いて見るならば、此の部落は南北朝時代に創始されたものであつて、部落の中央にある氏神の新田神社の棟

B 表

世 代 別	非 来 住 家 族	壬申以後の来住家族	計
1	16	19	35
2	13	4	17
3	3	1	4
4	8		8
5以上	18		18
計	58	24	82

札によれば、応永九年(一四二〇年)一月十五日に桜井資友が此の神社を建立したのである。右桜井氏は主新田義貞に従つて尊氏と戦い、義貞が越前藤島に戦歿するや、義貞の弟義助に従つて伊予に走つたが、興国元年(一三四〇年)義助卒し、足利氏の将細川頼春南海を平定するに及び、資友は隠退して大砂子に至り、応永九年一社を建て、主君義貞・義助の霊を祀り、部落を開いたのが本部落の創めであると言われる。

その時落ち来つた七家の将が資友であり、現在「中」^{なか}なる屋号を有する中西重晴氏は資友から二一代目に当る事は、同家に伝わる系図の示すところであり、又同家には義貞・義助が着用したという公卿用らしい靴二組が代々伝わっている。(その中一組は先年

某地の博覧会に陳列の際紛失)又新田神社には専門家の鑑定によると南北朝時代の物らしいという絵画が残っている。又「中」なる屋号を有する中西家は、屋号の示すように部落の略々中央に位置し、急峻な山腹故屋敷は広くはないが、他家に比してはゆとりある地面を占め、敷地の南隅には小さな祠があつて、屋敷神を祀つてある。他の七家は屋号を杉の平・平野・桑平・田之本・西浦・鍛冶屋敷・ヤスバカと称し、何れも屋号の示すが如き恵まれた地形の所に屋敷を構えている。西豊永村の神官であり郷土史家である西村自登氏によれば、桜井資友外落人達がこの地に辿り着いたのは尾根伝いによるのであり、従つて初め此の地に居住を定めた頃は山の上手の方に部落があつた。現在シロトコ・花園・ハカンドウナル等の地名を有する所が部落の上方部に残っているが、これ等の地を観察するに、「シロトコ」には城址らしいものが残存し、「花園」には地ならしの跡があつて、耕地であつた形跡が認められる。又この村では今でも墓の事を「ハカンドウサマ」と言つていて、「ハカン」は「墓の」で、「どう」は堂であり、墓堂様が訛つて「ハカンドウサマ」になつたものである。「ナル」は稍々平坦な傾斜の緩い(これをなると云う言ひ方は此の村以外でも広く用いられるところである)所を意味する。従つてはかんどうなるは墓堂のあつた傾斜の緩い窪地という意味である。この「ハカンドウナル」には墓らしいものが残存している。村は全体として吉野川の峡谷を見下ろす山の中腹に位置しているが、往昔は、谷底の川岸は住居どころか通行の為の道路すら設け難いのが通例であつたので、村の創始者達は山腹に居を定め、且隠遁の身なるが故に、外敵に備える必要上からも見晴しが利くと共に、外界から隔絶した此の場所を以つて自分達の村としたものと考えられる。以上によつて本部落の起源が今から約五七〇年前であり、当時から今に至るまで続いた家が少くとも七戸有る事が認められる。此等の草分け七家には分家が出来、それ等の分家は本家を中心とする同族結合をなしている筈であるが、如何であろうか?いま本部落の姓と各姓を有する家の数とを掲げれば次の如くである(昭和二四年四月現在)。中西二九、小笠原一四、北村七、豊永六、門田六、高倉四、石川三、大館二、飯田二、吉松一、長瀬一、材木一、京石一、笠岡一、都築一、桑名一、上村一、岡崎一計八二戸。右のように草分け七家特に中西家と姓を同じくする家が多い。併し草分以外にも同姓家族の多い同族もないではない。この部落では同族集団を「いちまき」と称しているが、各いちまきの中心はそのいちまきの本家に置かれていず、「中」即ち中西重晴家に置かれており、祭祠もそれぞれのいちまきが自己の神を祀ることなく、部落全体の祭神たる新田神社の神を祭るのである。以上によつて本部落は創始当時の家々の家系が存続し、同族相寄つて今に至つたことが知られるのである。

同じく四国の山間部落なる愛媛県茗荷部落に居住する全世帯の姓を同姓別に分類して、同姓戸数五戸以上のものの姓及び戸数を

挙げれば次の如くである(昭和二六年四月現在)。藤岡一三、高橋七、竹内六、三好六、山内五、山本五、即ち六姓四二戸で、全戸数八四戸の五割に当る。更に三戸以上四戸迄の同姓戸数二二戸を加えれば、六四戸となり、三戸以上の同姓の合計が全戸数中占める割合は七割六分一厘に達する。これ等一三姓の本家は全て明治五年以前から本部落に居住していたものであつて、他方明治五年以後に來住定着せる家は一一戸であるが、これ等の中二戸ある一姓以外は全て一戸宛である。明治五年以前から居住していながら分家はなくて現在一戸のみなるは三姓だけである。これ等の事實は、本部落では分家は容易でなく、従つて稀であるが、稀に生ずる分家は部落の封鎖性の故に部落内に居を構えた事よりして、三戸以上の同姓の戸数が右の如く多くなつた事を物語り、これは本部落が高度の封鎖性を保持した事をよく表明するものであると言ふべきであらう。但し右の同姓の家が何等かの血縁的同族結合關係を有つていたと速断すべき積極的根拠は無く、明治初年の称姓の際何等の血縁的關係も無かつたにも拘らず、同姓を称したものが同姓各戸中にはあるかも知れないし、逆に血縁關係が在つたにも拘らず別姓を称したものが他姓を称する各戸の中に在る事も考えられるが、これについての詳細な考察は省略するとして、姓を同じくする家の殆ど全てが同一伍組内に在り、更に天保一〇年寄目録に於ける各家軒の記載順序を見ても、明治初年に同姓を称している各戸が同一伍組内に在る限り、それ等が並べて記載されている事等から、これ等同姓を称する各戸は天保一〇年以前に於て何等かの血縁的本・分家關係に在つた事が推察される。次に各戸の当部落在住の年数に就いて見るに、土地の人々の伝えるところに依れば、現在の部落民の草分けは、戦に敗れて此の部落に落ちのび、上茗荷に居を定めて農耕に従事する様になつた九左衛六兵衛と彼の七五人の家来であると言われているが、それが何時頃の事かは明らかでなく、又それを裏付ける文献や資料も無い。九左衛六兵衛は現在の竹内徳馬の本家竹内鶴松(現存せず)の祖先であり、又九左衛六兵衛と同行した三人の将の内二人の子孫はその後絶えたが、一人は現在の稲田政之の祖先であり、稲田家には茶を入れてもしみない(釉薬にひびが入らぬ)茶碗が祖先伝来の宝物として秘藏されていると伝えられる。

此の部落には僅かに天保一〇年の寄目録が一冊残存しているのみで、それ以前の検地帳や宗門改人別帳の如きが存在しない為に、天保以前の居住者人名と現存の家とを結合して、現在の家の系統を明らかにする事によつて、現住各戸の存続年数や世代数を文献資料に依拠して過去数百年前に遡つて調べることが出来ない。又宝王寺の宝曆以後の過去帳も単に戸主の姓名を羅列するのみで、世代数の記載は無く、中には明らかに書落している箇所や、欠損している部分等もあつて、資料として利用するには完全なものではないが、此の限られた資料の範囲内で、出来る限り現存している各戸の此の部落に於ける居住年数や家系の長さを推定すれ

ば次の通りである。即ち、天保一〇年（一八三九年）の寄目録に記載されている戸数は五五戸であるが、此の五五戸の中現在迄存続するもの三五戸、現在迄に絶家乃至は他地に転住せるもの二〇戸（内此の部落に本籍の在るもの七戸）である。従つて昭和二六年現在此の部落に居住する八四戸中三五戸即ち四一・六％が一〇年以前から此の部落に居住していた事になる。天保一〇年に現住していた此の五五戸が天保以前の何時頃から此の部落に居住したかは明らかでないが、宝王寺の過去帳にこれ等五五戸各戸の戸主の姓名が最初に記載された年号は次の如くである。宝曆（一七五二—一六三年）三戸、明和（一七六四—一七七年）一六戸、安永（一七七二—一八〇年）八戸、天明（一七八一—一八八年）三戸、寛政（一七八九—一八〇〇年）七戸、享和（一八〇一—一八三年）二戸、文化（一八〇四—一八〇七年）六戸、文政（一八一八—一八二九年）二戸、天保（一八三〇—一八四三年）二戸、不明七戸で、此の過去帳には宝曆年間には僅か三戸記載されているに過ぎない事から推察して、記載は宝曆末年から始められたと思われる。一世代を二五年間として、二五年の間には家族成員から最少一人の死亡者を出すとすれば、宝曆末年から天明末年迄に過去帳に姓名が記載されている三〇戸は、既に宝曆以前より此の部落に居住していたと推定しても大過ないであろう。不明七戸中宝曆以前より居住して居たものを加えれば、右の三〇という数は更に大きくなる。不明七戸を除く残りの一八戸は明和以後天保一〇年迄の七五年間に分家乃至他地より来住したものと推察される。宝曆以前から居た者や宝曆から天保一〇年迄の間に分家乃至来住した者の実数は、此の天保一〇年寄目録に記載されている五戸よりも更に多かつた事は、過去帳にも前記五五戸以外の姓名が相当数記載されている事実から推察されるが、これ等の者の家は一乃至二代存続して絶家したか或いは他地へ転出したものと思われる。此の宝曆から天保一〇年迄存続した三〇戸中現在迄存続して居る家は一九戸である（不明七戸中三戸が現住している故、此の三戸の中に宝曆以前に此の部落に居住していたものがあれば、此の数は更に多くなる）。天保一〇年から明治五年迄の三三年間には移入家族が全くなく、一戸が絶家し一戸が分家している。此の分家した一戸は現住していない。明治五年以後に分家乃至来住した家族の中、現在迄引続いて居住しているものは四九戸であるが、此の四九戸の分家乃至移住年代別戸数は次頁のA表の如くである。

以上を要約して現住八四戸の各々が此の部落に居住している年数並びに世代数—一世代は二五年とす—を表示すればB表の如くなる。此の表の如く茗荷部落民の定住性は極めて強く、八世代以上居住する世帯は一九（二二・六％）ある。これらの世帯は宝曆以前に創設され、今日迄実に二〇〇年以上の在村年数を有している。之に次いで古い世帯は一六あるが、これ等の世帯は均しく天

A 表

年 代	分家	来住
明治5年~35年	0	
明治 大正 36年 ~ 15年	12戸	3戸
昭和2年~同26年	23ヶ	7ヶ
不 詳	1ヶ	3ヶ
計	36戸	13戸

B 表

世 代 数	戸 数	百分比
8 世 代 以 上	19	22.6
5世代~7世代	16	19.0
4世代	0	0
3 〳	0	0
2 〳	15	17.9
1 〳	30	35.7
不 詳	4	4.8
計	84	100.0

かに存在している。

三重との県境に近い滋賀の山間部落政所まんどころの住民は、氏神社たる八幡神社の宮座加入者であつて所謂「ハエヌキ」と称せられる一人前の村人の一一〇戸と、僧侶二世帯・来住者二三世帯とから成つている。「ハエヌキ」一一〇戸の姓と各姓の戸数とを表にすれば次頁のA表の如くである（昭和二八年八月現在）。これ等の同姓家族の中には血統をも同じくするところの村人であると看做し難いものも種々存在する。斯かる同血族に非るものを単独の部に入れ、本家或いは分家と認められているものを纏めてその戸数

保年間（今から一二〇余年前）の創設である。以上三五世帯が爾後増減する事なく明治末期迄持続している。明治末期前後に於ては前表に示した如く、部落内分家及び外来者の居住現象が見られ、その結果が二世代及び一世代の居住世帯となつて現われているのである。

京都府亀岡の西方の山間地帯に位する船井郡東本梅村赤熊では、総戸数六五戸の中、日下部姓を名乗る家が三六戸あり、総戸数の実に五五％に相当している（昭和二七年七月現在）。残る他の二九戸の中一七戸は中川姓を有つものによつて占められ、更に七戸は高向の姓を名乗つている。これ等とは別に夫々別個の姓をもつものは僅かに五戸を数えるに過ぎない。これは何れもごく最近来村した非農家ばかりである。日下部一族は遠く室町の昔に但馬の国赤壁から出で、永住の地を此処に選んだものの子孫である。中川氏の当部落に来住したのはこれより遙かに遅れ、今から三二〇余年前本村に東南で隣接する南桑地方から此地に入つたものである。高向氏の来村はこれら両者より更に遅れている。日下部一族は本部落に居住して以来余りに年久しいので、総本家と確認されている家はない。

只二、三が僅かこれを自称するに過ぎない。中川一族には総本家が明ら

A 表

川居	桜木	村田	森崎	吉村	白木	小椋	姓
六	六	六	八	九	一六	一八	戸数
川上	馬越	中溝	林	高橋	川島	左近	姓
二	三	三	三	四	四	五	戸数
山本	吉沢	徳田	奥野	酒井	島田	栃木	姓
一	一	二	二	二	二	二	戸数
計		上溝	小杉	上田	梅山	村井	姓
一一〇		一	一	一	一	一	戸数

を示せばB表の通りである。

B		表本	
三一	四〇	家分	家孫分家単
	七		独
	三二		計
	一一〇		

次に同じく「ハエヌキ」の各戸に就いてその居住世代数を見る為に、資料を寺院の過去帳及び戸籍簿から蒐集し、四代以上に亘るものは過去帳記載の最も古い年度を基礎とし

三代以下のものは主として戸籍により、又年令二五才に達した時を以て分家の時とすると共に、一世代を二五年として計算すればC表が得られる。

C表によつて明らかなる如く、政所の村民一一〇戸の中五世代(一〇〇年以上)に亘つて其の居住の地を同じくしている村民は六二戸、五六・三%と其の半数を占めているのである。

C 表

	本家	分家	孫分家	単独	計	百分比
一世代		8	2		10	9.1
二世代		11	3	2	16	14.5
三々		6	2	1	9	8.3
四々	1	6		6	13	11.8
五々	7	7		7	21	19.1
五世代以上	23	2		16	41	37.2
総数	31	40	7	32	110	100.0

同じく滋賀県東草野村甲賀も亦山村であるが、此の村の諸部落の同族集団の戸数を調べた結果は次の如くである(昭和二四年現在)。山崎六戸・中川五戸・北山・平山・高橋・田中各三戸、二戸は北川・西川・源・今川であり、一戸は一四ある。甲賀部落から南へ曲谷・吉槻・上板並・下板並の小部落が並んでいるが、曲谷では世一^{よち}一六戸、水長五戸、鳩代四戸、姉川・善那・世代各三戸、二戸は石崎・木曾で一戸は七である。吉槻では早川一五戸、五次一四戸、中川九戸、清水・吉原各六戸、宇野五戸、立沢・鍵屋各四戸、三戸は佐野・北川・荒川・井上・赤田・山崎で、二戸は滝本・吉田・姉川、一戸は九である。上板並部落では室谷二八戸、伊賀並二六戸、古田九戸、草野七戸、清水六戸、中島・甲斐沼各三戸、二戸は鈴木・中野・長谷・池田であり、一戸は一である。下板並では長谷一四戸、草野九戸、高木五戸、筒井四戸、高月三戸、橋本・沢井各二戸、一戸は四である。即ち曲谷では「世一」という姓が圧倒的多数で一六戸を占め、一姓だけで全部落戸数四五戸の中三五%を占め、約三分の一である。更に甲賀から南へ順次に見ると、吉槻でも全部落戸数九六戸に対して、早川・五次の二姓が夫々一五戸・一四戸であつて、これ等の合計二九戸を以て全戸数の三〇%即ち約三分の一を占める。更に上板並に下板並の全戸数四三戸に対する長谷・草野二姓の合計三二

戸は全く部落全戸数の半数以上を同姓の家同志で占めている訳である。因みに
当甲賀部落では同姓の呼称なるものはないのであるが、曲谷板並では株なる語

を以て之に当てている。

更に中部日本の例を加えれば、長野県の西北端北安曇郡北小谷村の新潟県に接する大綱部落は、天正六年（一五七八年）に甲斐の武田氏の領有最北端の守りの地として、武田氏が封ぜられ、国境を監視し先住民を支配しつつ自らも農業を営んで土着するに至つたのであると伝えられ、又一説には此の地の武田家は信玄の子で伊那の高遠城主であつた五郎の子が武田家が敗れた際乳人や家臣を従えて隠れ住み、此処に落ち着いたものとも言われるが、甲斐からの移入者の家系は今に至るまで伝わり、武田ビシ紋章入りの種々な武器や家具等が保存されており、先年恵林寺に於て信玄忌の営まれた際には、山梨県在住の武田某家と共に正式に招待されている事も、口伝や系図の確かな事を支持するものである。斯かる由緒のある武田家は佐野坂以北同郡五ヶ村切つての名家として糸魚川辺迄知られ、村の中心的家柄をなしている。此の外先住者の家系もあり、夫々分家と共に同族結合をなしている。只此処では同祖の同族が必ずしも姓を一にしていけないのであるが、同族の結合組織は姓の異同に拘わる事なく、血統に基づいてなされている。各同族の戸数を本家を代表として掲げれば次の如くである。武田豊一〇戸・武田星輝一四戸・武田八万人八戸・諸角嘉平次八戸・大和田正雄四戸・原佐忠四戸・竹田福次二戸・清水元二戸、他に屋号上州・向西・上の三戸が同族組織外にある。当部落には明治一一年の火災以前の家の配置図があるが、之と現在の家の配置図とを比較すれば、明治一一年以前からこの調査の行われた昭和二六年迄存続する家が四〇戸あり、明治一一年以後の家が一五戸となる。此の一五戸の中には戦後疎開によつて入つた家もある。明治一一年以前から今日迄は八〇数年になるから、一世代二五年とすれば三代以上の家が約七三%を占める事になる。その中上記同族集団の本家たる武田三家及び諸角・竹田の本家は、何れも甲斐からの移入民の本家として、天正六年以来約三八〇年続く家柄であり、先住民たる原・大和田・清水の三同族の本家も亦右の年数以上も存続したと見られ得るが故に、此の部落の諸家の存続年数は山村民の定住性の如何に高いかを示す好例とされよう。

積雪によつて外界から鎖され易い雪国の村落には、居住年数の多い家が多数

あるのは自然の事であり、右大綱部落も積雪地帯に属するが、同部落から隔たる事遠からぬ新潟県上早川村砂場に就いて見るに、一世代を二五年とし計算す

れば、現在の八一戸中一〇世代以上の家六三戸・七世代三戸・四世代八戸・三世代三戸・一世代四戸となつている（昭和二六年七月現在）。更に同様な積雪地帯で日本の東北の果てなる青森県山形村大川原の部落全家族五三戸の同族関

係及び世代数に就いての調査の結果を掲げれば次頁のA表の通りである（昭和

二六年八月現在）。

A 表

戸主姓名	世代数	戸主姓名	世代数
佐藤喜兵衛	11以上	高橋久治郎	11以上
〃幸一郎	8	〃久一郎	11
〃東作	7	〃武四郎	8
〃留作	7	〃定徳	7
〃市	6	〃又市	7
〃完之助	6	〃良雄	7
〃孫一	6	〃富太郎	5
〃治三郎	5	〃太吉	5
〃正美	5	〃多兵衛	4
〃茂雄	5	〃与太郎	4
〃秀太郎	5	〃茂太郎	4
〃正雄	5	〃君弥	4
〃作之助	4	〃良吉	3
〃藤太	4	〃三之助	3
〃粕造	4	〃重太郎	2
〃豊一	3	〃与太郎	1
〃勝太郎	3	〃久吉	1
〃栄太郎	2	〃多次郎	1
〃竜太郎	2	武蔵竜之助	3
〃喜一	1	〃竹五郎	3
〃たけ	1	〃良造	2
〃弥吉	1	〃良道	2
〃多一郎	1	〃与作	1
〃兼次郎	1	外来家族 3	

B 表

戸数	世代数
九	一代
五	二代
六	三代
七	四代
八	五代
三	六代
四	七代
三	八代
	九代
	十代
三	以上
五一	計

これによれば三世以上の家族が七〇・八%である

小山隆氏が昭和二三年二月に宮城県本吉郡唐桑村落合区の八六世帯中回答を寄せたもの六五と、新潟県三島郡出雲崎町の漁家五八八世帯から任意抽出せるもの九七とに就いて行つた調査によつて、各地区に始祖以来定住している世帯の割合を見ればC表の如くである。

C 表

地区	居住期間					計	百分比
	一世代	二世代	三世代	四世代以上			
唐桑	一三	八	三	三六	六〇・九二・三		
出雲崎	二六	一三	一六	三二	八七・八九・七		

(小山隆、漁村家族の定着性に就いて、戸田貞三博士還暦祝賀論文集、現代社会学の諸問題、二〇八頁)

外来家族三というのは教員二・営林署員一であるが、これ等は何れも耕地や共有材の利用の恩恵にも与らず、又氏子にも加入していない一時の滞在者であつて、定住する性質の者ではないと共に、その数も余りに僅かなので、部落の家族の考察からは除外しても差支えないであろう。これ等を除外すれば全部落が佐藤姓二四戸高橋姓一九戸武蔵姓五戸の三姓のみから成るのであつて、この事は如何に僻地の山村の住民に地域的移動の乏しいかを呈示するものと見られよう。更に同部落の同一世代数の家の数を纏めて表にすれば、B表の如くである。一世代二五年として推算したものであつて、正確なものとは言えないが大體の概要は把握出来るであろう。

之によれば、出雲崎は世代の新しい家族が比較的多いが、外部からの転入世帯は両地区共一〇%前後であつて、約九〇%は土着の世帯である事が知られ、両地区居住民の定住性が多く、従つてまた両地区の封鎖性の高い事が知られる。

静岡県賀茂郡南伊豆町妻良部落は伊豆半島の西南隅の漁村であるが、現住世帯総数一六九であり、これの全部に就いて始祖以来定住している世帯の割合を見ればA表の如くである(昭和三二年六月現在)。

これに対し外来世帯総数三二であり、これの妻良在住世代数はB表の如くである。

A 表

一世代	二世代	三世代	四世代以上	計
一六	三	二	一〇四	一二五

B 表

一世代	二世代	三世代
二二	八	二

以上の外不明の世帯九がある。これは明治一〇年の戸籍簿に記載されている世帯の直系ではないが、その後何年に入村乃至分家したかが分明せざるものである。これを除いて明らかに始祖以来定住している世帯は七割強であつて、此の地区の封鎖性は高くはないようであるが、これは、妻良が江戸時代以来明治三〇年頃の汽船の発達する迄、関西地方と東京との中間に位する風待ち港として、常に多数の寄港船を受け入れ、外部との接触交渉多く、外来者との親しみを多年重ねて来たという特殊事情によるところが少なく、更にその後汽船の発達によつて寄港する帆船が無くなつて、経済的に衰退した為に、流失者乃至廃絶する世帯が発生せざるを得なかつたという事情によるところも多い。併し乍ら外来世帯も当地に入村以来定住して二代三代を重ねたものも一〇に達し、他方不明世帯も、それ等の入村乃至分家の事情を古老さへ記憶していない程、早期に既に存在せるものである事は確かであるから、三世代以上在村せるものである蓋然性が高いと見られよう。斯く見れば、現戸主の代に入村せる世帯数は二二となり、その全世帯に対する割合は一三%であつて、さまざま多いとは言えないのである。

漁村の特殊な場合として、湖水の中の島の漁村に就いて見るに、滋賀県蒲生郡島村沖の島は東海道本線近江八幡駅からバスで二十分の所にある長命寺棧橋で発動機船に乗り、北々西に行くこと約四〇分の所の琵琶湖上に浮在している小島である。交通機関としては一日一回の便船があるのみで、島外へ出るにも一日では往復不可能な不便な土地である。限られた専有漁場によつて生活を営んでいるこの島の同姓家族数及び世代数を見れば次の通りである。昭和二十七年現在で全世帯数一五〇の中、西居二三・小川二三・久田一七・奥村一三・茶谷一一・中村八・富田八・北五・井上五・森田四・南三・北村三・中島三・宮本

二・中谷二・川居二であり、川島・遠藤・木下・角田・三宅・喜多・川端・後藤・中川・細川・長門・日等等は各々一である。他に学校職員五世帯がある。此の島の戸籍も壬申以前の資料が乏しいので、壬申以前の家族構成は不明であるが、壬申戸籍当時在村せる家族総数五七につき在村世代数をみれば(一世代を二五年とする)、三世代六戸・四世代三〇戸・五世代一七戸・六世代四戸である。これによれば調査当時の世帯は全て三世代以上の在村年数をもつて居る事が分り、本島民の定着性の度合の高い事が明瞭となる。壬申以来定住していた家族からその後島外に分家して行つたもの一二、壬申以後この島に移入しその後又島外

に出たものが五で、現在は本家五七・分家八五であるから、各家の子孫は右の如く極く僅かの分家が島外に出たのみで、大部分が島内に住んでいる。本家は全部此処に住んでいる事実も島民の定着性を端的に示しているものと云えよう。狭小な漁場で年毎の漁獲減少と資材高の故に経済的にも相当苦しみながらも、本島の住民が猶斯くの如く高度の定着性を有しているのは、此の島の地理的位置・外部との距離・交通機関の不便等にその大なる原因があるであろう（光川晴之、琵琶湖沖の島の通婚関係、社会福祉評論、第三号、一九五二年、二四頁以下）。

最後に山間の町の場合は如何であるかを見る為に、兵庫県美方郡村岡町の同姓家族数を掲げることとする。此の町は昔の山陰道に臨み町の中央を幅員二乃至三間の国道一八号線が通つてゐるが、四方を山に囲まれ、汽車は山陰線八鹿駅へ三二料、バスで二時間、同線香住駅へ二八料、バスで一時間半の位置に在り、バスは一日二往復のみで、それも季節によつて杜絶える故、往時は山陰道の一駅として栄え、人の出入も多く、物資の集散地であつたというが、その後鉄道から遠い田舎の町となつて、封鎖性の度が高まつた為に、繁榮の要件を失ひ、天恵も乏しく、戸口も漸減の傾向にあるという。此処でも同姓の同族を「まき」と称している。斯かる人の移動の少い田舎町にも村落と同様に所屬家族数の大なる「まき」の多かるべき事が推測されるが、その実態は次の通りである。先づ二〇戸以上を包括する姓には中村七六戸、山本三九戸、藤岡三八戸、西村二七戸、岡田二六戸、古家二五戸の六姓がある。此等のみで既に二三一戸を算する。次に一〇戸台の姓について見れば、坂本一七戸、前田・石井各一六戸、岸本・上田各一五戸、伊藤・文堂各一四戸、石原・伊沢・穴田各一〇戸の一〇姓がある。これ等を併せれば一三三戸となる。更に九戸以下を列挙すれば次の通りである。九戸は無く、八戸は藤田・田村・西垣・小谷・徳山・田路の六まき、七戸

同族の集合定住に表れる村落の封鎖性はまた、村落の家族には一般に家名なるものがある事にも表れる。村民が父祖累代同一の村落に住み、同一の土地やその他の家財を保持して行く事よりして、村落では各戸の家産が個々の世代を超えて存続し、家産と共に家特有の行為様式たる家風乃至家の精神も亦同様に存続する。従つて斯く世代や個人の交替を超え、之を貫いて存続する物及び精神を併せ保有する主体としての家が、人間の定住性の大なる所では超個人的實在性を有する実体たるの性格を帯びるに至ると

は大田・上坂の二まき、六戸は今井・小倉・井口・福井・輪違・長戸・福住・徳の八まき、五戸は松岡・今岡・上池・西尾・中島・野口・家現の七まき、四戸は黒野・福田・東・山根・山田・阿瀬・田輪の七まき、三戸は本山・下中・上治・森井・平井・石井・木谷・久我田・吉川・島田・大林の一一まき、二戸は前村・木村・田野・藤岡・今後・田淵・東垣・谷岡・竹尾・松井・池口・太田垣・平木・松村の一四まき、一戸は七一、即ち一〇戸以上の同族のみで全戸数六八三の過半数三六二を占めて居り、同族をなす単一家族は全戸数の一割強に過ぎない実状は、古くからある田舎町でも山間のものは住民の移動離散の乏しい事を示すものである。二〇戸以上のまきは一地区に集中せず、全町に亘つて居り、却つて五戸乃至一〇戸のまきは一部落内に集合している率が高い。一姓の家には外部から移入したものが多いは当然の事であろう。此の村岡町の各家の此の地に於て重ねた世代数を一世代二五年として算え、各世代数毎にその数だけ世代を重ねた家の数を挙げると次の如くである。

戸数	世代
一四六	一世代
一六九	二世代
二五三	三世代
二二八	四世代
九八	五世代
六八	六世代
四二	七世代
三八	八世代
八四	以上
二	計

これによれば三世代以上の家は五二七戸であつて、全体の約六二・六%に達する。明確な資料に乏しい調査の故、右の分類は正確なものとは言い難く、大体のところを示唆するものと見なければならぬ。

共に、此の実体が人間の意識に明確に上るのは自然の事である。従つて村民にあつては、生きてゐる個々の人間を超えて幾代も続いて行く「家」というものが強く意識されている。此の事が極めて明確に現れるのは村落に於て一般に見出される「いえな」（屋号）と呼ばれるものに於てである。明治三年九月一九日までには一般に村民は苗字（姓）を使うことを許されていなかった。各個人は勘助とか六兵衛とかいうような名前しか有つていなかった。ところが此の外に夫々の個人がどの「家」に属するのかわからなくにするために、「いえな」というものがあつた。「いえな」はカミとかシモとかナカとか或いはオオヤとかインキヨとか新宅とか或いはまた鍛冶屋油屋とかいうように、家の位置・家格・職業等によるものや、その外いろいろなものがあつた。今日では苗字のない人間はいないが、多くの村落では今でも戸籍簿に書いてある苗字を使わないで、昔ながらの「いえな」を使つてゐる。即ちある個人を指す場合には必ず「いえな」を使つて、「カミの息子」とか「シモの嫁」とか「インキヨの兄」とかいうように個人を彼が属する「家」との結合に於て指示しつつ話すのである。上記高知県の大砂子部落の草分け七家の屋号の如きが家名の一例であるが、全部落で草分け七家のみならずあらゆる家が夫々独特の屋号を有つてゐる事は勿論である。中国地方一帯にも未だ屋号というものが非常に重要視され、且生きてゐる。例えば島根県片岡浦でも屋号が尊ばれて、標札は全て屋号の方があげてある。これは各々の家が累代村内に定住してゐる事の表現であると共に、屋号によらないと家の区別が出来難い程同姓が多くなるまで、同一の所で分家が重ねられた事を物語るものであつて、家号は村落の封鎖性を時間的・空間的両面に於て明示するものと言ふべきである。村落の全戸が夫々家号を有ち日常専らその家号で呼ばれてゐる例は、滋賀県東草野村・福井県三方町向笠等其の他枚挙するに暇のない程である。また斯く封鎖性の鞏固な村では家長は代々同じ名（例えば六兵衛）を使つたのであつて、前の家長が死んだり隠居したりすると、その跡を継いだ者が「襲名」をするのが常であつた。即ち斯うした村では、個人の名も実は個人の名でなく、家の名であつたのである。前記大砂子部落でも以前は襲名が行われた。例えば豊永マキの本家の系図を見ても同名が何人もある。斯くの如き襲名の具体例をこれ以上挙げる必要はないであらう。

中国に於ては村落民の定住性は一層大である。従つて中国には現代も一村が同一の姓から成る同族村落が少くない。斯かる同族村落の成員たる資格は血縁と運命との共同である。外部から同族村落に入り込む者は主として商人であるが、此処にあつては血縁なしに居住する商人は村落の眞の部分ではない。彼等は祭を見物してもよいが、之に参加することは出来ない。又斯かる外来者は村

落の如何なる強制にも服さず、政治体制にも加入しない（前掲書、三一頁、一二二頁）。一村の悉く又は大部分が同姓である村落は特に南中国に多い。此の事は南中国の水田農業が特に人を定住的ならしめる事、又北中国には外敵の侵入その他の災禍多く、住民が移動を余儀なくせしめられる事が屢々あつた等の事情によるであらう。

広東省では聚族して居住する農民は少なく、全体の八割以上を占めている。例えば恵陽県では過半数の村落が皆一姓で占められ、潮安県の農村も殆ど半数が然りて、一村中に他姓の者が住む場合には、多く地域を異にし聚族して住んでいる。また広西省でも例えば藤県では大村(六、七〇戸)が三割を占めるが、皆聚族しており、小村(四、五戸より一〇余戸)も亦聚族しているもの多く、間々雜居するものも多くは姻親關係に因る。江西や福建でも同姓の聚居は清朝学者も既に指摘しているところである。但し中国と雖も現代に於ては全体としては雜姓共住の村落が支配的と考えられる(天野元之助、支那農村雜記、一四九—一五〇頁)。

江蘇省の一例を挙げれば、吳江縣震沢区開弦弓では族の平均的大きさは約八家である。そして族の構成は村をこえることは殆どない(費孝通著、仙波泰雄・塩谷安夫訳、支那の農民生活、一一—一三頁)。中国全般に農民の移動性の小なる事に対しては、国家の無為と之に聯関する農村自治の発達が根本的な規定因素をなしている(此の両因素に就いては東亞人文學報、第一卷、第三号、拙稿参照)。

朝鮮に於ても今猶一部落が同本同姓の一族若しくはその關係者のみを以て構成され、或いは同族戸数が部落の大部分を占めて居る所謂同族部落が甚だ多い。

同族集団大小調(昭和八年現在)

	三〇世帯未満	三〇世帯以上 五〇世帯未満	五〇世帯以上 七〇世帯未満	七〇世帯以上 一〇〇世帯未満	一〇〇世帯以上 一五〇世帯未満	一五〇世帯以上 二〇〇世帯未満	二〇〇世帯以上	計
実数	六、八〇三	四、九四六	一、七〇五	八二〇	二八三	七九	三六	一四、六七二
百分比	四六・四	三三・七	一一・六	五・六	二・〇	〇・五	〇・二	一〇〇

全朝鮮中で同族集団の多数に上る郡の多い地方は全羅南道・慶尙北道・慶尙南道等であるが、その他の諸道にも一郡内に同族集団の極めて多数に及んでいるものが尠くない(二五九頁)。同族部落の分布は、耕地が多く、二毛作が行われ、氣候が酷寒ならざると共に、人口密度の高い聚落の発達せる南鮮地方に濃密である(三〇五頁)。

のである。中国の同族部落に就いては種々記述され、従つて広く知られているが、朝鮮の同族集団に就いては余り知られてはいないので、いま之に就いて特に研究した善生永助氏の「朝鮮の姓氏と同族部落」によつて、朝鮮の同族部落に一瞥を投ずれば次の如くである。

同族部落と云つても現在は一部落が全部同族のみを以て構成されているものは僅少で、概ね小數又は多数の同族外家族が隣接又は介在して居る。而してその同族外の家族中には他の同族集団に属するものがある場合もあり、各姓が雜居している場合もある(二三—三四頁)。朝鮮には村落構成の単位たる部落が約七〇、〇〇〇あり、その中に約一五、〇〇〇の血縁団体若しくはそれを中心とする同族部落が存在し、同族部落は大家族制度の存在と共に、朝鮮の社会組織上に於ける一大特異現象に属し、日本内地は勿論中国にも、斯くの如く大なる割合を同族部落が占めている例はないのである(二四—二五頁)。

臨時國勢調査課の同族集団状況調査に依り、一四、六七二の同族集団に就いて同族集団戸数を七階級に分けて調査した結果、左の如き数字及び比率が現れている。この同族集団調べは部落の形態・構成等に拘りなく、同一部落又は同一邑面内の數部落に亘つて多数集団せる同族世帯数を挙げたのであるから、比較的小集団が多い。

何故朝鮮特に南鮮に斯く同族部落が多いのであろうか？善生氏は次の如く言う。特に地方村落に於て同族部落が多数に構成されている主なる理由は、新羅・高麗・李朝を通じ、權貴の徒及び地方豪民が多数の奴婢を使役して農耕家事に従事させ、地方行政及び自治の權限が、事実上地方の豪族の手にあつた事は、彼等の勢力を益々強大ならしめ、以て同族部落の發展を容易ならしめた事

が第一である(二六七―八頁)。而して同族部落民の職業を調査したところに拠ると、殆ど全部が農業である。此の事は、家族が各地に定着し、分家を繁延せしめて同族部落をなしたのは、アジア的農業が日・中その他の人民を定住せしめたと同じ事情によるところ大なるを察知せしめるものである。同族部落にはその経済状態よりして(一)地主及び自作農の多い部落もあり、(二)また小作農の多い部落もあるが(一八二頁)、農業による定住性が同族部落の主因である事は確かであろう。交通の不便であつた事に加えて、生活程度の低い結果、同族間の自給自足経営の高度に進められていた事も亦、小規模の同族集団生活を持続せしめるに貢献するところ尠少でなかつたであろう(一七六頁)。

他方概して市街地や鉄道沿線又は沿道村落の如き比較的交通の便利な地方には同族部落の少い事も(一八七頁)、同族部落が人間の定住性・社会の封鎖性の表現なる事を明示するものである。朝鮮の同族部落を今日迄存続せしめた因素を善生氏は上記の外なお種々列記しているが、それ等は概ね上記の因素及び国家が無為放任に近い態度を執つて来た事と結合し、これによつて支持されて同族部落を強化し得たと認められるものである。即ち朝鮮には原始社会の部落政治の形態が長く残存した事が、同族部落存続の一つの因素とされるが、斯かる政治形態の残存し得たのも、農業や地勢等による人間の定住性によると見られ、儒教思想たる同姓不婚の行われる以前には、各地に血族結婚制度が存在して、同族集団を大ならしめたのも同様であり(一七三頁)、同族間に於ける相互扶助の觀念の徹底せる上に原始共產思想が残存した事も(一七四頁)、国家の統治機能の不十分と人間の定住とに帰せられるであろう。外国からの帰化族が賜田等によつて子孫を地方に繁栄せしめ得て同族部落を成したのも、彼等が農業その他の因素によつて定着せしめられたからであろう。儒教を国教とし、文廟・祠宇・書院・郷校・書堂等を中心と同族集団が大となつたのも(一七四―五頁)、農業その他の因素による定住性によつて家族精神同族精神が発達したが故に、儒教が国教となり得た事に基づくであろう。朋党・学派の争いが激烈を極め、勢い同族が一致団結を鞏固ならしめたのは(一七五頁)、国家機能の不十分の故に同族相寄つて自守自衛を計らざるを得なかつたからであり、悪政と党争の故に名族士林等が地方に定着帰農し、一門の繁栄を見たが(一七五頁)、斯かる一門が離散しなかつたのは上記の諸因素によるであろう。自然の災害

多く苛歛誅求の大なりし結果、契・郷村・社倉法等の同族救済施設の行き届いた事(一七五頁)も亦、国家の救済少なく、却つて抑圧のあつたのに対する自守自衛に外ならない。

同族部落成立の沿革を調べて見ると、遠く三国時代から継続しているものもあり、或いは新羅時代或いは高麗時代に当時の名族が一地方に定着し、その子孫が漸次繁殖増加して部落の発達を見た如きものもある(一五四頁)。

併しながら長い年代の間には天災地変の影響もあり、殊に旱害・水害の多い上に、政治上禍乱常なき朝鮮に於ては、部落の盛衰と位置の変動は頻々と行われたものらしく、従つて同族部落の歴史には比較的新しい李朝時代に於て成立したものが多い事は言うまでもない(一五四―五頁)。昭和五年中に各道に調査して、両班・儒生等の定着せる著名なる同族部落一、六八五部落に就いて調査したところに拠ると、その部落発生の年代別は左の表の如くなつてゐる。古いものが大多数を占め、一〇〇年未満の比較的新しい同族部落の少い事は、洵に興味ある問題である。

著名同族部落発生年代表

五〇〇年以上	二〇七
三五〇〇年以上	六四六
一三〇〇年以上	三五一
一〇〇年未満	二三
不明	四五八
計	一、六八五

またその存続年数幾百年に及ぶ古い同族部落の同族戸数と非同族戸数とを見れば、次の如くである。

發生年代の古い同族部落

道	部落の發生年	以来の部族數	姓氏	同族戸数	同族外
京畿道	815年		興海崔	41戸	15戸
全羅南道	750〃		利川除	97〃	86〃
咸鏡南道	700〃		寧海朴	90〃	14〃
平安北道	高麗時代		安東金	260〃	130〃
平安南道	600年		延安車	230〃	150〃
慶尚南道	600〃		商山金	150〃	61〃
平安北道	500〃		竹山朴	260〃	35〃
忠清南道	500〃		狹安林	193〃	15〃
全羅北道	500〃		南原揚	170〃	10〃
平安南道	500〃		羅州林	150〃	10〃
咸鏡南道	500〃		慶州金	170〃	30〃
平安北道	400〃		〃	150〃	10〃
〃	400〃		延安車	178〃	51〃

右によつても古い同族がある事によつて封鎖性の持続した事の推知される部落は、大抵同族の戸数の割合も大なる事が明らかに知られる。

七 生業と開放

以上によつて日本村落は、その成員が極めて定住的であり、又人が村落を出入する事の少い点に於て、高度の封鎖性を有する事は明らかになつたが、村落の封鎖性は決して絶対的なものではない事は勿論である。否むしる村落は古来僅少ながら開放性を兼有するを原則とした。併し乍ら此の村落の開放性は種々の制約によつて限定されていて、決して無制限のものではなかつた。故に之

同一家系の在村年数が多ければ、その家系の居宅にも古いものが存在する筈であるが、朝鮮の同族部落の民家には居住家族が定住して久しきに及ぶに依じて、建築年代の古いもの、構造の宏大なるものが到る所にあり、中には純朝鮮式の古建築として保存して然るべき代表的なものも決して尠くない(二一〇六頁)。勿論民家の建築物としての寿命にも或る限度があるが、朝鮮の同族部落中に三〇〇年乃至五〇〇年以上の建築が多いのは注目すべきことであつて、斯かる古い民家を通じて部落の歴史・同族の地位勢力・古い時代の生活程度を窺う事が出来る(二〇七頁)。両班資産家の多い部落では大きな家構えの瓦葺のものが多く、概して宗家を中心として部落が発展しているのを例とする(二〇七頁)。同族部落はとりわけ民家の配置が密集して居るのを特色とする(二〇七―八頁)。

部落の封鎖性の顕著な朝鮮と雖も、部落は必ずしも永久に一族のみによつて占拠されるものではなくて、時代の経過に伴い、初めに占拠していた同族が他姓の圧迫を受けた為か、或いは他により良い土地を求めてか、その地を去り、他姓が代つて之に拠り部落を成しているものも少なくない。例えば大田郡懷徳面宋村里は白氏が多数居住していた為、白達村と迄称せられた所であつたが、高麗末期恩津宋氏の祖先宋愉と称する者が此の地に居住して以来、其の子孫繁昌し、現に宋村の名称を有して居る。また燕岐郡東面松竜里は高麗末期から李朝にかけて、楊・金・張三姓から成る部落であつたが、其の後楊・金二氏は繁昌せず、張氏の子孫のみ繁昌して、現在結城張氏九戸四七〇名の張村部落を構成している(二七六頁)。

を限定的開放と呼ぶことが出来るであろう。開放性の点よりして村民の生業の特質上先づ注目し値するは、舟によつて思う所へ往来出来ると思われる漁村であるが、先に述べた如く大部分の漁村は漁撈を地先海面で行つていたのであつて、此の点に既に一つの限定がある。けれども此の区域の外は多くの場合入漁が何人にも自由に認められていたのであるが、地先外の魚類の生棲に適した所・廻游する所はほぼ定まつていて、何処にでも漁があるのでないという事は漁民の常識である。従つて地先外の漁民の活動は此の漁のある特定地域に限定され、しかもそれは村から遠からぬ範囲にあるものに限られるという事は、遠距離への多人数の出漁には装備その他に大なる資本を要する為通常の漁村には不可能である点から明らかである。斯くて通常の漁村の漁業は地付漁場を主とし、之にその外の特定沿岸漁場が加わるに止まるのである。併し乍ら地先海面と雖も漁獲量の少いものにあつては村外の者の入漁が黙認されるのが通例であり、又特殊の漁撈に限り近隣の幾つかの漁村が相互に自村の地先への自由な入漁を認容し合うような場合もあつて、漁民が自村の地先以外に出る可能性が多分に存し、又事実種々の事情から遠く出漁する者もあつたのである。例えば伊勢湾一帯の協定によつて、三重県・愛知県に亘り、釣と底を曳かぬ網ならば、何処で漁撈してもよいということになつていた。即ち数村持の入会制が一定の種類の漁撈にはあるのである。併しこれ等の場合漁獲量が少いものとか特殊の漁撈とかに限られるところに、重要な限定が存する事を見逃してはならない。

漁民の中には家族が舟に住み、主に漁業行商・船舶運送業等に従事し、年中海上を彼方此方と漂泊しつゝ暮しているものがある。これ即ち家船であるが、家船の民が一定の土地に住家を構え、相寄つて村落をなしても、其処には六畳一間位の小家に老人や小学生のみを残して、漁撈に堪える壮年の者は配偶者・幼児と共に、依然として漂泊の生活を続け、益と正月とに自己の村落に帰るのみであるが如き場合には（瀬川清千、漁村に関する覚書、年報社会学、第七輯、二〇〇頁、吉田敬市、日本に於ける家船的聚落の調査、東亜人文学報、第一巻、第一号、一八三頁）、村落が開放されていると言うよりも、村落の存在そのものが疑われる程である。併し乍ら家船生活者の聚落の如きは全くの例外であつて、之によつて漁村一般の開放性を云々するべからざるは言うをまたない事は何人も認めるであらう。

右の家船の者は最も原始的な鉾突・釣に巧みであり、近頃は網漁をするとの事であるが、彼等の漁法を以てしては、漁場の障りになる程の漁にもならぬので、何処で漁撈しても黙認されるが故に、思う儘に漂浪し続けるのである。同様に小規模な釣その他ならば、影響も小さく取締も困難故、何処に入漁しても認容され、従つて斯かる古くからの漁法を専らにしている者は、何処の海

にも出入御免となつている場合が少くなかつた。漁村を訪ねて古い漁法を尋ねると、概して一本釣とか小網等を挙げることからして、古い時代の漁民は此の様な漁法で生活したと思われる。然らば彼等が漁をするのも決して現在の如き或一定の漁場によることなく、自ら良い所を求めて東西に舟を進めたと考えられる。尾道市吉和町は全世帯四八〇の内約一三〇が家船生活者であるが、此処では一本釣に従事する者が甚だ多く、その他延縄によるヒラメ漁撈が盛である。此の地の漁船は約四八〇隻であるが、内三八〇隻は発動機船である。従つて出漁区域も漸次拡大せられ、長崎県平戸の生月島辺から南は鹿児島県志布志湾・油津方面まで、又大分県佐伯湾・国東半島方面へも釣や延縄に遠征し、山口県室積・日本海の舞鶴や土佐高知・朝鮮の済州島辺までも及ぶと云う。これに使用する漁船は最大三〇尺以内幅六尺内外の小舟に六馬力位の発動機を備えたものである（右同書、一八五―六頁）。紀州の雑賀崎は「天下御免の一本釣」である。彼等は自らのさげ舟を自由に何処へも向けることが出来る。以前は比較的近い所に限られていたらしいが、魚が少くなつて来たので、今では東の方は伊豆・三崎・房州辺まで、西南方は瀬戸内海は勿論、四国海岸・九州一円までも出漁する。但し正月や盆或いは五月や九月の氏神祭には何処へ行つても必ず帰村せねばならないことになつているが、その間五〇日も六〇日もお構いなしで出掛ける。伊豆の仁科では今は鰹釣や鯖釣や鯖延縄であるが、五〇年以上前には一本釣であつて、各方面に出漁した。一月三、四日の祭を終えるとすぐ熊野に出発した。先づ鳥羽へ行き、それから勝浦・太地浦へ行つた。そして二月頃帰国した。出漁の間は陸に宿をとり、宿は魚を売捌いて呉れたり、米その他何でも一切仕入れて呉れた。斯かる宿には土佐その他から来た船も一杯投宿していた。宿では又「ひめ」（遊女）の周旋をしてくれ、「ひめ」になるのは土地の女で、之が居る為船方も錢を残して帰らない。「ひめ」は家の妻の様なものであり、全くの世話女房で四ヶ月近くも一緒に暮している。斯かる例は各地に多い。定置漁法の大謀網や大敷網或いは地曳網の時代にも此の種の漁民の移動性は減じなかつた。右の如きも漁村としてはむしろ例外に属するものであるが、未だ動力付漁船が漁村に姿を現わさず、天然の湊以外には漁港施設も何等見るところ無かつた地元漁業最盛期の明治時代に於ても、漁業者にして地元漁業以外の広い職場に活躍する者は決して尠くなかつた様である。殊に我国の南北に横たはる二大漁場即ち北海道を中心とするその沿海区域と肥前老岐対島五島より朝鮮に亘る海域とには、各地の漁船及び漁業労働者が集中した。明治二四年の事情を調査した農商務省編の水産事項特別調査書に依ると、当時北海道には既に北陸及び東北地方の漁船労働者が多数入り込み、出漁船約一、〇〇〇隻、出稼労働者数七一、〇〇〇人に達していた。（七一、〇〇〇は後年のそれに比し如何にも巨大に過ぎる数字であるが、此の中には漁業移住の形を取つた漁業者及びその家族等をも加算しているかと一応推定さ

れる)。また長崎県には他県よりの出漁船約三、五〇〇隻、出稼労働者二二、〇〇〇人程を算えた事が判る(柳田国男篇、海村生活の研究、一〇四頁)。

斯くの如く海上遠く出漁する漁民の中には、上記の如く出漁先で雇傭労働者となり、又はその土地の女と馴染み、或いは生活の好条件の備わる等の事情により、その土地に落着く者も生じた。越中五箇庄の赤州やその附近の漁村では、相当以前から三陸まで出漁し、遂に定住する者が出来て、此の地の富山県人会は極めて盛会である。三陸沿岸の吉田村でも古くから出漁者を行先地に從つて気仙衆・マエカタ・仙台衆等と呼んで、沿岸各地に出稼ぎした。上記能地の部落民が壬申戸籍によれば、瀬戸内海を囲む四県一二郡約三〇ヶ村に移住散在して居る例や(瀬川、前掲書、二二頁)、福岡県宗像郡岬村字鐘崎という古い海女の村から移住民が、山口県の大津郡向津具村の大浦、更に進んで石川県の輪島にまで及んでいる例、さては志摩の海女が明治時代にも、北海道利尻島や礼文島或いは隠岐を足だまりとして朝鮮に到つている例等、何れも古い時代の海人部の人達を想わせるものである(右同書、二二―二五頁)。近年発動機船が用いられるに到り、益々相互の交渉圏が拡大され、九州の南端から北海道までに同一村の漁民が順次移動して行くという例さえある。例えば熊野灘の宿田曾村は春は鹿児島山の山川方面を根拠地として、魚群が季節につれて移動するを追つて四―六月頃は紀州辺に来、北は三陸方面迄赴く。而して今や遠く海外特に南洋方面まで赴くものさえ見られるに到つた。斯く各地に出漁し、その先々に定着する者が生ずれば、此の者を媒介として、此の者の故郷と現住地との間に種々の交渉が増加する事は自然であり、両村落の開放性が一層大となるのは必然の事である。又特に現代資本主義の齎らした大なる資本力と機械力とを有ち、都市或いは之に次ぐ大きい町を根拠地とする遠洋漁業及び近海漁業に於ては、漁撈の場所が無限に広大であり、また不定であると
言い得るであらう。

併しながら無制限に開放されている漁村は少数の特例に過ぎず、最も普通に存在する漁村の漁撈の場所は地付漁場及び沿岸の特定の漁場に限られるのである。此の事実によつても、農村と程度は異るとしても漁村の開放も通例限定されている事は上述の通りである。漁村の此の限定的開放の具体的な一例を広島県加茂郡三津町(以前の三津村)の漁業区域に就いて見るに、三津湾内より東西南五里の海上が此の町の漁場である。それ以外にも鑑札の許可を得ていれほどの方面に出漁しても差支えないのであるが、それは時期により又職によつての遠方出漁の場合である。大抵は五里内外を主として毎日朝出て晩帰り、晩出て朝帰るといふ日帰り漁業がなされる。他村の地先水面にある漁場で漁業する事もあるが、此の場合にはアジロ金を支払っている。之はその漁業組合に

納めるのである（進藤松司、安芸三津漁民手記、八一―二頁）。即ち他村の地付漁場に入漁出来ぬ事はないが、それは一定の届出手続を履んでからの事であつて、茲に一つの制約があるのである。斯くの如く出漁は場所や時期に於て種々の限定の下にあるが、海上に於ける村民の活動の範囲は農村に比して遙かに広い事は否めない。

今から数十年前にも漁場の制限は明確に存在した。その一斑を示すものとして明治一九年に広島県に布達せられた漁業慣行令乙第二三号を略記すると、従来の慣行に依て捕魚採藻の業をなすものは、其県内に於てすると県外に出するを問はず、其慣行を取調、県内のものは来る六月一五日限り、県外のもの七月三―一日限り、別紙書式に準し届出すへし。但期限内に届出さるものは慣行なきものと看做す。又届出たる慣行の内県内のもは、官員派遣実地調査せしめ、県外のもは、其地方庁へ打合をなすことあるへし。此時に当り実地相違するものは、亦慣行なきものと看做し、其届書は却下す。右布達す。

明治十九年四月二十八日

広島県令 千田 貞 暁

書式 凡例

- 一、一己専業ノ漁場ハ其町村ノ同業者三名以上連署スヘシ。
 - 一、入会漁場ハ関係町村毎ニ漁民総代三名以上連署スヘシ。但県外ノモノハ連署セシムルヲ要セスト雖モ、入会ノ証拠物件ハ可成詳細ニ記入スヘシ。
 - 一、県外ニ属スルモノ、地名ハ、県名国名ヲ記入スヘシ。
 - 一、採藻場モ漁場ノ様式ニ倣フベシ。
- 漁場 慣行 届
- 一、何漁場 反別凡何程 一己専業又ハ何町村外何ヶ町村入会
- 四 至 境界

更に喜界島の漁業に就いて見ても、漁場の一定している事が認められる。某部落には沖合×里の処にクワナーという漁場があり、クワナーを中心にナーダ・アカバミ・ハミシ等の漁場がある。ハミシは×里位の一番遠い処にあり、果報処(Hafu-don)と言われる。大魚の棲む処で、天気の良い日に壮健な者が乗組んだ糸満船でなければ行くことが出来ないと云う。各部落共夫々最寄の漁場があるが、総て入組になつている。新らしく発見される漁場もあり、かかる「当て」は極秘にされるが、不思議に直ぐ他船に感づかれて了うと言う。秘密の「当て」を探知して漁をする事を「当てを盗む」と言うが、盗まれても文句は言はない事になつている

- 東ハ何郡区何町村字何鼻ヨリ何所字何島ニ見通、凡何千何百間
- 西ハ何郡区何町村字何所ヨリ何所何暗礁へ見通、凡何千何百何拾間南ハ何所
- 何暗礁標ヨリ何所何岩ニ見通又ハ何礁標ニ見通或ハ何ノ方 位見通、
- 何千何百何十間
- 北ハ何郡何町村字何所ヨリ何町村何々海岸通り何郡区何町村字何所マテ何千
- 何百何十間ノ海岸限リ或ハ海岸ヲ離ル、何十間ノ所ヲ以テ境界トス或ハ段落
- 限リ
- 獲魚ノ種数並季節
- 鯛ハ何月何日頃ヨリ 何月何日頃マデ
- 鱒ハ何月何日頃ヨリ 何月何日頃マデ
- 何魚ハ何月ヨリ 何月マデ
- 入会慣行アル町村名並ニ網数戸数
- 鯛網ハ何ノ何年頃ヨリ何郡区何町村何ノ某網何年頃ヨリ何ノ某、網合何ヶ網
- 何釣ハ何ノ何年頃ヨリ何郡区何町村ヨリ何ノ某外幾名何所某外幾名合何ヶ町村
- 何百何十名、但為メニ米金若シクハ物品ヲ支弁スル慣行アレハ記スヘシ。
- 鱒網ハ同上
- 又他県ヨリ入会慣行アルモノハ前項ニ準ジテ記スヘシ（右同書、一三四頁）。

(岩倉市郎、喜界島漁業民俗、五一―二頁)。これによつても広大な海の何処でも漁が行われるのではない事が知られる。以上の諸例によつて漁撈の場所は必ずしも無限に広大ではなく、不定でもなく、漁業も海上に於て如何に地域的に限定されているかが知られるであろう。しかも斯うした漁場に於て漁民の接触交渉の対象となるのは、海の潮と特定の魚族とのみであつて、同一漁場に他村の漁民が時を同じくして入漁するが如きは極めて稀の事に属する。故に漁民が地先外の漁場に往来するとしても、村外の社会に接する事は殆ど無いのであつて、従つて此の種の出漁は漁民の物理的空間を拡大するけれども、社会的開放には殆ど影響しないのである。故に地先外に於ける漁業による漁村の開放は極めて限定されたものであると言わねばならないのである。

漁村の右の如き開放性は漁業に基づく特殊なものであるが、通常の農村・山村等に於ても村民の生業の営まれる場所が、村外に迄及ぶ場合は少くない。村民の耕作地乃至所有地が他村にあり、又他村民が村内の土地を所有乃至耕作する事は何処にもある事であり、更に共有乃至個人所有の山林は、往々にして隣接村落を越えた遠距離にある場合もある。併しながら斯かる土地は僅かであり、且又一定している点に於て、農村の開放性は漁村の漁撈の場所が広大であるのとは異り、一段と高度の限定性を有する事は明らかである。岡山県苫田郡香々美南村では、現在見られぬが、嘗ては隣村にも耕地を有つていて、自分も勿論行つて耕作はするが、不断は隣村民に依頼して耕作していた人があつた。又同県阿哲郡上刑部村にも数十年前には某富豪がその全盛期に隣接村に自分の山林を所有していた。併し斯かる村外の所有地は極めて僅かであり、現在は殆ど例外的なものである。農地改革は山林の解放には手をつけなかつたので、現今も猶巨大な山持ちが存在するが、山林は漁場程に毎年多数の村民が出掛ける場所ではなく、出掛けても其処で他村の者と接触する事は尠いので、斯かる山持ちの存在が直ちに山村の開放とはならない。山村の村有林の外部に国有林が在つて、之は地付海面の外部の海面が自由な漁場であると同様、何人にも或程度の利用収益が認められ、又払下げその他の方法で一定の地区が、特定の村落に開放される事も少くないが、これとても限られた特殊地区の事に止まる。併し或村の山林が伐採時期に達すると、斫伐専門の者が山林の多い他の地方から入り込む事はある。屋久島のような偏在する所にさえも、最近では山林斫伐の為に、紀伊土佐の人達が沢山入り込み、国有林は殆ど此の人々によつて伐られていく。併し乍らこれ等の外来者は山小屋に居るので、村人との交渉は少く、従つて此の種の入村者による開放は、殆ど無に等しい程限定されたものである(宮本常一、屋久島民俗誌、七八頁)。併し乍ら伐採された木材の搬出は昔は主として河川を利用して行われ、木材を流し得る水運の便のある河川の上流に在る山林地帯は、木材を媒介として下流地方と早くから交渉を有ち、それだけ開放された。徳島県那賀木頭村の如きはその例であつて、此の地方には早

くから米と雑穀との混合食が普及していたのも、この地方に藩政時代から藩有林があり、その木材が那賀川を利用して出されたので、下流の米作地方との交流が可成り多かつた事に起因するであろう。

八 売買と開放

村落はその成員が主として生産業に従事する点に於て都市から区別されるものであり、その生産業の多くは日常生活の必需品を生産する多角的なものであるが、併し乍ら如何なる村落と雖も必需品の一切を自給し得る程自足的ではなく、従つて必需品の一部は之を外界に仰がねばならない。村落に入る物資の主なるものは、村民の生業に必要な道具の一部の外、衣食の資料その他種々雑多である。物資の不足は耕地の少い山村や島岬等に於て著しい。他方村内生産物の一部は余剰となり、之を村外に出す事は村外から必需品を得るべき費用獲得の上からも、必ず見られるべき現象である。此等物資の出入は之を運ぶ人間の出入と共に、開放性を村落構造の基本的要素たらしめるのである。けれども此の開放性も亦決して無限定的なものではなく、出入する物資の種類及び数量、又出入の時期及び度数、更に之を運ぶ人や、之が得られ乃至運ばれて行く場所等が何れも略々一定している。此の点に於て通常の村落の売買による開放性も亦限定的開放性であり、都市がそれに輻輳する交通路の及ぶ全地域の人及び物の自由なる出入集散の場所として、無限定的なる開放性を有するとは根本的に相違するのである。いま村落の購買に於ける開放性の限定的な例を挙げるならば、山形県の山形盆地村山平野の辺では近くの町から正月用品を一括して購入するのを正月迎えと云う。正月が近づくと村ではどここの家でも町へ正月迎えに出かけた。仏壇に供える仏花・子供達の足袋・下駄や着に砂糖・下男下女の褌や腰巻までしたたか竹籠たがらに買入れて、それを背負つて帰る。子供達は、村の端の石橋の上に集つて、正月迎えに行つた親達の帰りを待つていた（結城哀草果、村里生活記、六二頁）。これもこの「買い物」が稀な出来事故、子供達にとつては特別に重大な事柄であるからであり、茲に又この辺の物の購売が限定されたものなる事も窺われるのである。岡山県香々美南村では、村外で物資を購入するのは隣村大野村の寺本という町に於てする。農閑期に津山市迄娯楽を求めて行き、その序に物品を入手して帰る事のある外は、殆ど右の寺本町で用を足すので、香々美南村の人が町へ行つて来ると云えば、寺本町へ行つて来る事を意味する。津山市迄行けば寺本で購入するより遙かに良質且安価な品物が入手出来る可能性があつても、寺本で用を済ませて満足している。斯く寺本のみで用を足しているので、香々美南村の人々と寺本の人々とは相識の間柄にあり、従つて本人の所持の金が不足した場合は、次の機会に渡す事を約

して帰ることが出来、物品の取り換えも自由に出来るのである。又商店の自転車を借りて品物を持ち帰るが如き者もある。他方寺本の商店側も香々美南村の人々の事をよく熟知して居り、薬屋は誰々は胃腸が弱いとか、誰々は今何の病で寝込んでいるとか知つて居り、酒屋は何処の誰はよく酒を飲むとか飲まぬとか知つて居る。これ等の事は全て農村の購買先が一定している事を物語るものに外ならない。兵庫県越部村市野保の人々の村外での買物に就いて見ても、やはり一年中で最も重要な物、就中道具類や衣料品特に下着・綿布・糸等の類を買う時は、歳末・初市・盆前である。乾物は行商人から買う方が多い。龍野町・新宮町で買物をする時でも、龍野町迄一里半であり、新宮町迄二〇町であるから、勿論日帰りですが、昔からの馴染みの商店で買い、他の店では余り買わない様である。この様に買いつけの店は略々一定しているのであり、従つて商店側でも顧客の家の事情をよく知つて居る事は、右の岡山県寺本町の商店の場合と同様である。熊本県東南部球磨盆地の須恵村にも類似の買物が見られる。即ち盆と正月には近くの町なる多良木及び免田に、今も此の地方には雇われている下男下女に与える物や、嫁や親戚又子供に与える衣類を戸主又はその妻が買いに行くのである。

山間の僻村に最も不足するものは米塩であるが、これとても車も通ぜざる險路を上下して泊りがけで買出しに行くが如き場合には、月に一回乃至二回牛馬を曳き又は背負具を脊にして出掛けるのであつて、その回数と時期とは略々一定し、又購入する場所も大抵一定して居り、その距離は多く日帰りの出来るか又は險路の故に一泊を要する程度であつて、三里から八里位が最も多く、一〇里以上の所は最も遠い限度である（柳田国男編、山村生活の研究、四三頁）。岡山県上刑部村君山は山地に在り、その買出先は刑部町であつて、往復四里の旅程である。従つて老人や子供の買出しは殆ど不可能である。故に誰かが町即ち刑部町迄用事で行くとなると、その人に組内の者は自分の欲する物品を依頼して買つて来て貰うのである。依頼者の多い時には、持ち帰る物品も相当量になるので、通常買出し人は帰る時には君山部落に枕木の搬出に來る荷馬車に乗せて貰つて帰る。此の買出しは一日がかりの難事であり、時には日帰りが困難で一泊するとの事である。奈良県十津川村小原に於ては、主食の生産高が僅少なる為、一匹の豚一羽の鶏も飼育されず、従つて肉類及び鶏卵等は一切外部から供給を仰がねばならない。屋根瓦・風呂釜等も外部から購入せねばならない事は言うまでもない。青森県山形村大川原の如く雪深く冬の長い山間部落でも、險路を遠く踏破して重い物資を運ぶ労苦が大なるところから、生活必需品入手の為の外界との往来も、その回数が極度に少くされているのは自然の事であつて、今日でも猶此の部落は交通の便が開けず、又村人は誰も仕事に追われている為、個人々々が必要に応じて自由に町へ出て買物をしたり、又は急病人が

出た場合医者を迎えに行つたりする事は困難なので、一週間交代で二人づつの若人を使い番とし、この二人に専らこれ等外界との交渉を受持たせる事になつてゐるのである。これは人員に於ける開放の高度の限定の一例である。漁村も農山村と同様に主な買物の時期や場所は一定してゐる。例えば島根県の漁村片句浦では、盆正月に必要なものを買に行く事を「シマイニ出ル」と言う。此の時期には松江で市が立つ。盆の市は七月一〇日一日に行われる。この市へ片句の人々は皆出掛けて行つた。北海道の西南部檜山郡泊村伏木戸も部落内に店が無いので、早急に必要なものは近隣相互に借り合つて間に合わせたり、又は隣部落に買に行くか近所の人が買に行く際に頼んで買つて貰つたり、更には何かの用事で江差町迄出向く際に予め購入して来て置く。正月とか盆とかには、衣類等を売りに来る旅商人もあるが、大体は江差町に出て行つて買入れて来る。斯くの如く封鎖性の大きな僻村が物資の不足の故に却つて外界からの諸種の物資を購入しなければならぬ訳であるが、併し斯かる僻村の住民は上述の如く欲望も頗る限定され、質素簡朴の生活に甘んずるが故に、高度の自給自足性によつて、物資購入による開放は大いに抑制限定される事を見逃してはならない。

右によつても明らかになく、一般に日用品・呉服物等は村内に店舗のない所では、盆や暮乃至市の開かれる特殊の祭礼の日等に、近くの町や祭礼の場所で購入することが多いが、これ等以外の村民が自給し得ざる必要品は、村外から定期的に入り込む外来者によつて補給されるのである。それは例えば小間物屋や飴売等の如き定期的に来るが、その回数非常に限定されている者や、一年一度の薬屋や漆器屋の類から、数年に一度廻つて来る箴売・箕直し・鑄掛屋等であつて、この外万歳・神楽・大黒舞・巫女・三味に合せて歌を唄つて施しを受けて歩く替女等も村外から稀に村を訪れる者として挙げられるが、右の如きは何れもその来る時期も人も一定してゐるのを常とする。遊芸人の一例として替女の場合を挙げれば、栃木県上河内村上田に嘗ては越後の蒲原郡辺から旅芸人が二名乃至三名ずつ組を作つて来往するのを常とした。大体秋の収穫を終えた後から翌年の二月或いは三月頃までの農閑期の間である。物貰いと同じようなものであつて、上田内の農家に一泊或いは二泊し、やつて来た日に宣伝して廻つて、その夜又は翌日宿としてゐる家を借りて「ごぜ」と称する一種の歌を三味線に合わせて歌い、その代償として小銭或いは穀類を貰つたのであつた。これはずつと以前からあつたようであるが、何時頃から来初めたか老人でも明らかには知つてゐない。年間同様な組が五組位訪ねて来たが、大正末期から昭和初期にかけて減少し始め、やがて日華事変が生じた頃から来なくなつた。他に娯楽の少なかつた当時の事として、彼女達が去つた後も彼女達が歌つた「ごぜ」がよく流行したものであるという。これは替女による開放の影響である。替

女はまた彼女達の故郷や彼女達が廻つて歩いた土地の風俗慣習その他に就いても、上田の人々に語り、これによつても上田の人々の外界に関する知識が増したであろう。けれども年に若干組来るのみの瞽女によつて上田に齎らされる精神財が頗る限られたものであつた事は想像に難くないであろう。

交通不便な山村には右に挙げたような種類の人間の入る事さえ極めて稀であつた。例えば吉野の大塔村等には遊芸人など殆ど来なかつた。殊に篠原部落等には絶対に来る事はないと云つてもよかつた。それは北から川瀬峠を越えても西から高野辻を越えても、皆千米内外の峠を越えねばならなかつたからである(宮本、吉野西奥、三三〇頁)。前記十津川村小原では、近時(昭和二六年頃)巡回映画が月平均一回(人員四、五名)演芸(主に浪曲語り)は年平均二回五条方面から来る。斯ういう時には六〇名程収容出来る天理教々会堂を上映或いは上演場所に当て、部落民は勿論、近接部落たる武蔵・湯ノ原・小森等の人々も連日の労働に疲れた体を会場に現わすのであつて、此の事も此の辺では此の種の娯楽の機会が他に無い事を物語るものである。岡山県上刑部村君山も行商人は殆ど皆無に近く、稀に車も通じない嶮路を上下してやつて来た行商人は、部落民にとつては日頃会う事もない外来者であり、彼の持参する品物は唯一の外界の産物であるから、斯かる行商人を部落民が歓待する事著しく、品物も忽ち売り切れて了うという調子である。勿論斯かる行商人は一定して居り、彼の素性も一般に知れ渡つてゐる。二、三年前に斯かる行商人の某と此の部落の娘との婚姻が成立したという事実も、行商人が一定し、熟知されてゐる事を物語るものである。最近はこの部落にも月平均二人程決つた行商人が一と一五両日来るようになった由である。滋賀県東草野村甲賀では、鮮魚と云えば子供がこの村の姉川で採る川魚の類に過ぎず、貧家は殆ど海産物を食べないが、一般家庭にあつても経済事情よりして三日に一度位、長浜方面から来る魚屋を通じて海の物を食べる程度である。此の魚屋は一日一度は必ず来るが、約五里の山道を来るので、自然自転車の荷物も限られ、少量を運び込むに過ぎず、雨天には村民は全く魚を買う事を断念しなければならぬ。肉を食べる事は平素は全くなく、祭の際や特別の珍客のある時以外には肉は決して用いない。斯うした特殊な時には長浜に出掛ける若者等に依頼して肉を購入するのである。右によつても明らかな如く、此の部落では副食物は平時は野菜の漬物煮物に限るといふ全く切りつめた生活がなされており、ここに表われる自足性が此の部落の物資購入による開放性を抑制するところ多大である。特殊な品を商う行商人や旅芸人も此の部落には殆ど出入せず、年に一度訪れる芸人は一つ手前の部落なる吉槻迄しか来ず、商人は来ても更に奥に位する甲津原で宿をとる為、外来者が当部落に一時的に宿泊する事も、今迄に一度もない訳である。上記南津軽の山形村大川原では、支出の最も大なるも

のは酒代であると言われている如く、村人に取つて酒は生活必需品となつている。山間には濁酒乃至酒の自家醸造を行う所もないではないと言われるが、大川原は山峡の事として耕地が狭小で、且つ積雪地帯なる為、酒の自家醸造をする程の穀物の余裕はなく、多くの家は約二里距つている築館の背負い子が持つて来る地酒を購入している。併し乍ら斯かる商売人の入村は極めて特殊なものなる事は言うまでもなく、此の外の商売人の入り込む事は殆ど無い。斯うした当部落民の売買によつて生ずる交渉の地域範囲は、最も遠いものでも五里を出でず、而してその地域の特徴と見られるのは、その範囲の形状が部落を中心とした五里の円形ではなく、部落を流れる中野川が合流する浅瀬・石川に沿うた一つの帯の形をなしている事である。

平坦部の農村には入村者の種類も数も山村より多い。併しこれ等の者も大抵一定した人々である点に、彼等による開放の限定性が認められる。岡山県香々美南村沢田は町に近い農村であるが、行商人が終戦後頓に増加し、月平均三、四〇人位が出入する。此の中同一人で月二、三回現われるものもあるので、月二〇人足らずの者が出入すると見られる。これ等の者は一定しているので、彼等と部落民とは信頼し合い、部落民が買うのはこれ等一定の商人からに限られ、新たに初めて紹介もなしに入村した行商人からは、その品物が如何に良質でも、又安価でも、誰もそれを買おうとはせぬ事は、此の部落の行商人による開放の限定性を示すものである。兵庫県市野保に出入する行商人で昔から来ている者は、富山の薬売り・魚屋・下駄屋・乾物屋等であるが、薬売りは一年春秋二回来る事になつている。これ等の薬売りは同じ会社から来て居り、村には薬売りが来れば泊める家が六軒位ある。村人は自家の二三代前の事ならば、薬売りに聞けばよく判ると云つている程であるのも、入村する薬売りが長年に亘つて一定している事を物語るものである。魚屋は約三里南の漁港室津から来る。下駄屋・乾物屋は不定期に来る。行商人の物を買う時季は盆・正月・氏神祭前が主であり、乾物は冬前に多く買う。従つて衣料品・食料品等の行商人も主に農閑期・歳末・盆・祭礼を狙つて来る季節的な入村者である。最近は多くの行商人が入村するが、村人は一般にやはり昔から顔なじみの商人から買うようであり、これは「信用出来るから」との理由に基づくのである。新しい商人からは余り買わないので、新しい行商人は次第に少くなり、又次から次へ變つて行く。併し新しい行商人も長期に亘つて来村して信頼を得れば、村の行商人として固定してくる。斯くて行商人は村落の開放性を齎す要素となり乍ら、彼等による開放がなほ限定的なものであり、無限定なものではない事が知られる。又此の村は薪を一年に三万貫位産し、その内の幾分かは隣部落に住む仲買人に売るが、その外村民は荷車に積載して新宮町或は龍野町へ売出しにも行く。ところでそれを買う町の家も略々一定しているのであつて、薪の売却による開放も此の点で限定されているのである。而し

てその様にして売った金で帰村する時に日用品を買って帰るのが通例であり、之によつて部落の境を越えて若干の物の移動が生ずるのである。又商人以外の定期的に来る者には鑄掛屋・研屋・鋸目立屋・傘修繕屋等がある。京都府東本梅村赤熊に来る行商人の人数も顔ぶれも略々一定していて、数年以上の馴染が多いと言う。従つて新しい商人がこれに割り込むような余地は今日でも稀である。村民の方でも馴染の行商人が訪れて来る日に対応して買物の計画を立てている場合が多い。それ故本部落に関する限り、新しい顧客を獲得することに非常な困難を伴う事は、体験者の述懐するところであつて、未知の行商人は所謂「門前払い」を喰わされるのが通例である。此の事實は本部落に出入する行商人が如何に限定されており、従つて彼等の出入による開放が如何に限定的開放であるかを端的に物語るものである。離れ島のような封鎖性の強い所にも若干の特殊な者が巡つて来る事はある。例えば薩南の海上に位する屋久島の如きにさえ虚無僧は時々来た。そういう者には物を呉れてやり、大抵適当な家で無賃で泊めてやつた。そういう家は主として村の世話役をしている者の家であつた。猿廻し・人形あやつりも四国から来た。無論これ等の人達は明治になつてから来初めたのである(岩倉市郎、前掲書、七八頁)。

物品購入の費用には販売の収入を当てるのが自然であり、従つて購買の時と所とは同時に販売の時と所とである場合が多い。即ち村内の生産物を販売に赴いて之を売却し又は之と交換して、必要物品を入手するを常とする村が多く、斯かる村にとつては販売による開放性は購買によるそれに殆ど改変を加えるものではない。農村が売り出す物の中最も一般的であり、又重要であるのは米であろう。米は之を生産した村民が自家の消費量を差引いた残余を売り出すのみとは限らないのであつて、良米の産地で村民の収穫した米の中、米らしい形のした米はすべて中央へ売出して、逆にポロ自動車が村に運んで来る外米(南京米)に地米の屑米を交ぜて食つている(結城哀草集、前掲書、六九頁)というような所も少くなく、斯かる村は米を旋つて幾重にも開放されるのである。農村では又鶏卵・柿・栗等の果実その他の副産物を売るが、これ等の物を買出しに来る商人も特定の者に限られているのが通例である。繭その他の特殊産物の販売に於ても、村民の直接交渉する購入者は、毎年来るので村の事情に明いる一定した者、更には村の出身者なる場合が多く、茲にも村落の開放性の限定が高度に存する事を認めなければならない。往々にして特殊な村落が特殊な物を生産し、之を村外に販売する例外的な場合もあるが、斯かる場合にも売りに出る人の数や行先等は略々一定しているのが常である。奈良県金橋村雲梯では売薬の商人として二名が、農閑期を利用して四国・和歌山・三重方面に出掛ける。これ等の行商人は大体二、三ヶ月家をあけるが、彼等の売り歩く先は一定しているのである。

きから始まる。九州の北部から本土の西端にかけて広く婦人が生魚を売り歩く事を「シガ」と言う(柳田国男、日本民俗学研究、一四八頁)。これは漁家の婦人達が町へ売りに出て、彼女等の小遣錢ともした事から起つていのではないかと思われる。斯かる日帰りの「シガ」から生魚・干魚等を持つて数日泊りで之を売りに出掛ける漁家の寡婦や、鰹節等を頭にいただいて長く各地を旅行する婦人達は、九州その他で少なからず今日も見かけるところである。瀬戸内海各地にも、大原女の如く頭上に魚桶をいただき、島々や沿岸町村を行商する女が少くないが、これ等は専漁者の家族である。又斯かる魚売りから発足して、後には大々の反物・瀬戸物等の女行商村として活躍した所もある。生魚の朝売り等は漁村の封鎖性を破り開放性に向う可能性を有つものであるが、之に従事するのは漁師の妻であり、生魚を持つてその鮮度の高いうちに女の歩きまわれる地域・距離には自ら限界がある。まして、漁村の背後の地形に依つては、峻しい山道を越えて頭にかべつて(頭上運搬して)行かねばならないが、斯かる場合の彼女等が往復し得る場所が頗る限られていた事は明らかである。それ故朝売り式商法に依る漁村の開放性も、商売の地域が一定し且その広さが制限されて居る点よりして、明らかに限定されたものである。生魚の朝売りの例を鹿児島串木野町本浦島平にとると、之に従事するのは漁師の妻女であり、漁船が夕方出漁して翌朝早く帰る場合には、これ等の女達は漁獲物を天秤棒に担いで平坦地を我先きにと急ぎ足に農業部落・商業部落に持つて行く。大体顧客は一定した馴染みである場合と、早いが勝ちという場合とがあるが、何れにしてもこれ等の朝売りの女の出かける距離は三里以上を超える事は殆どない。松山市郊外松前町は本来家船的聚落であつたが、現在は純家船生活者はなく、全部陸に家を構えている。有名なオタタは本町の漁民が魚類・煮干類を桶又は筥に入れ、頭上にのせて行商するもので、本来の生業たるオタタ行商は数百年来の歴史を有するものの如く、三、四〇年前迄は貧富の差無く、一度は行商を行わぬ者は嫁入りの資格なしとまで言はれた程であつた。結婚後も勿論行商は彼等の天職であるが、彼等が出稼ぐのは松山市及びその近郊に止まつていた(吉田敬市、前掲書、一八八頁)。

右のような漁師の妻達は穀物を得る為に海産物を売りに出るのであるから、彼等は自分達が持つて出る海産物を一旦貨幣に換え、その金を以て更に穀物を購入するよりも、自己持参の海産物を直ちに穀物と換える方が簡単であつて都合がよいので、彼等は行く先々で古風な物々交換という形を保持して現代に及んでいる場合が多い。而して斯うした漁村からの行商は各人の顧客が一定していて、互にその地盤を荒さぬ事を内規としてゐる所も少くない。従つて此の種の漁村の行商婦人がその娘を嫁にやる際には、娘に自己の顧客をどれだけつけてやるかという事が、婚姻の大切な条件になるとさえ言われる程である。上記の徳島県阿部村の婦人

行商達は夫々先祖代々続いた顧客が決まつていて、之を彼等は「コメビツ」と呼んでいた。斯くの如く漁村の物売りと顧客との間が固定的で親密である場合には、右の物々交換もその都度現物を交換する事なく、漁村側からの現物の提供は貸し売りの形を執り、農村の取り入れの後に農作物の支払いを受けるという慣習も成立する。徳島県阿部村・山口県向津具村大浦・山形県飛鳥等は、此の貸売りを大規模に行う漁村の例であるが、何れも農村から集めて帰る米穀は莫大な量に達するのである。併し乍ら、斯くの如き開放性を有するのは漁村としては特例に属する事は言うまでもないのであつて、通常の漁村の開放性が或程度の限定の下にある事は、先に記したところによつて認められるであらう。

九 労働の需給と開放

物資の需給による村落の開放と並んで、労働の需給による開放も亦考察されるべきである。但し村落が外部から補給を仰ぐを必要とする労務は、極めて限定された特殊業務に止まる。田植・養蚕等の為に一時村外の人を雇い入れる事は早くから到る所にあつた。耕地の少い山村や漁村の者が農村への手助けに雇はれる風は屢々見られるところである。而して農村に雇われる人を出す山村や漁村は、雇う農村から頗る遠隔の地に位する場合も少くない。併しながらこの場合でも被傭者の出身地や人数は略々一定しているのが通例である。例えば京都府宇治市白川部落には、毎年北陸方面から出稼ぎといった形で、一月頃から翌年四月頃まで向うの農閑期を利用して、農業の手伝いに来る者があるが、この三年程毎年同じ者が二人来ているのである。熊本市に近い中緑村には農繁期に村内へ出稼ぎに来る者は多い。殊に田植え時に多く、農家戸数二〇〇戸の中、大半の家はそれ等を雇傭する。この村外からの農事手伝い人は殆ど皆広く各地に出稼ぎをするので有名な県下天草郡の住民であり、亦附近の町村から来る者も若干あるが、これは何れも縁故関係者である。収穫時の被傭人員の数は麦稲共に田植えの時に比べては遙かに少いが、その出身地は概ね田植え時に準ずる。田植えの所要日数は約一週間、収穫時は一〇日間程であるが、外来被傭者の延人員は田植え時一、九〇〇名、収穫時一、〇〇〇名であつて、彼等は総てその期間中、農家に起居し雇傭主の家族と食事を共にする。

関東地方の農村が労働力補給の為外部から人を迎え入れる実情を、栃木県上河内村上田部落（うわた）に就いて見れば、同部落は純農村で、その現住戸数は明治四〇年四七戸、大正一五年六一戸、昭和五年五七戸、同三一年八二戸であるが、此の部落は、一戸当り耕地面積が広く、他方背後に東北の寒村地帯を控えているので、かなり以前から東北地方からの年期奉公人が多数入つて来ていた。

これを置いていた家として挙げられるのは二六戸であるが、これ等は何れも中位の家であつて、上田では中以上の家々が殆ど常雇を抱えていた事になる。然も一戸一人とは限らず、二人或いは三人も置いていた家もかなりあつた。性別に見ると常雇として雇われる者は男女共あり、何れも未婚の者に限られていた。しかし若干女子の方が多く、大体男四分に対し女六分位の割合であつたと云われる。これ等は一〇年契約で雇われ、多くは雇傭主の各家庭で農業に従事したが、やがて一〇年間の年期が明けると親許に戻される事になつており、特に面倒を見て分家させてやるとか、或いは嫁入させるとかいう事はなかつたものの如くである。但し、こうした常雇に備われた事が機縁となつて、現在上田に定住するに至つた者は三人ある。彼等は年期明けの後、一旦は東京その他に出て、戦時中或いは戦後疎開して再び上田に来て、元の傭主を頼つて帰農し、小作農として生活していたが、農地改革で小作地の開放を受け、そのまま農業を続けて今日に至つてゐる。さて、このような常雇も、昭和に入るや資本主義の発達によつて若者が工場に吸収された事によつて、漸次減少するに至つた。併し猶一〇年頃まではかなり存続していたようであるが、それ以降戦時体制に入るや急激に減少し、太平洋戦争の始まる頃には殆ど存在しなくなつたのである。戦後若干常雇に近いものが復活したが、それは過去のものとは異なる特殊な形に於てであり、その数も四人に過ぎない。斯うして常雇は減少し、その意義も小さくなつてゐるが、これに代つて漸次数的に増大し、大きな意義を占めるに至つたものは次の臨時雇である。これは農繁期、主として五月の田植え時の季節雇であつた。一年間に上田へ入つて来る人員は延べ四〇〇名乃至五〇〇名と計算されている。彼等は大抵八名乃至九名程度で組を組んで入つて来るのであつて、田植え期間中一農家当り二日乃至三日間組単位で雇われ、順次それ等の家の田植えを片付けて、次の農家へ廻つて行くのである。彼等がどの地方からやつて来るかについて見れば、大抵近隣部落からであつて、東芦沼・西芦沼、現在では中里・冬室・金田・小倉等の諸部落から夫々一〇名程度の組が一組ずつ位来ており、昭和三一年度に於ては現在宇都宮市内に属する下台新田の八名程度の新たな組が右に加わつた。

村落には農耕以外の業務の為に村外から人を入れる事も若干ある。奈良県昭和村池沢では屋根を葺く人を他から呼び寄せて葺いて貰つてゐる。同部落には更に奉公人・炊事婦・子守その他の雇人が外部から入れられる事もないではない。此の種の者が外部から入る場合には、彼等は外来者として上述の如く村人に不安・疑惑・好奇心等を抱かしめ易いのは当然であり、物議の対象になり易いので、これ等の者を雇い入れるに際しては、雇い主は部落又は五人組等の主なる人々の承諾を得るを必要とする慣例のある所も少くない。斯く各人が肆意的に被使用人を雇い入れ得ざる点に於て、これ等外来被使用人の出入は明確な限定の下にあるという

べきである。滋賀県東草野村甲賀には現在では斯かる使用人は居ないが、斯かる種類の者を雇い入れる場合には、特に誰の承認も要するという訳ではなかつたけれども、一応区長に届出る事は必要であるとされていた。これなども村外からの雇い入れが雇い主一個の勝手にのみ属する事ではなかつた事を示唆するものと見られよう。

既に生業に關して触れた如く、山村には伐木・製材・材木搬出・製炭等々の林業の為に外部から人を雇い入れる場合が屢々ある。例えば奈良県十津川村では伐採並びに筏流しの季節には、隣部落である武蔵・小森の人々と共同作業をする。隣村大塔村篠原の国有林の伐採には木曾や四国の者も入り込む。併し乍ら斯かる業務は主として村民の居住地から離れた山間や溪谷で営まれるが故に、此の種の外来者と一般村民との接触交渉は頗る限定され、従つて山林業に於ける村外者の雇い入れは、その村の開放に対して大なる意義を有たぬのが通例である。

漁村が外部から補給を仰ぐを必要とする労務者としては、船大工・魚見・船頭・海女等があるが、斯かる労務者を外部から入れる漁村の一例として、宮崎県の東北部にある島之浦等があり、又網修理専門の職人が季節的に来る事も、例えば鹿児島県串木野町島平に於て見られる。島根県の片句浦では網子は土地の人も居るが、足らぬ時は相当距つている東方海岸の村々即ち千酌・野波・御津あたりからも雇い、同様に西方の秋鹿・大野・伊野あたりの人も網子として来る事が多かつた。又越中からも来た。越中の人は漁上手で船長になつた。遠くから来る人は網元が便宜を求めて雇うのである。網子の働く期限は一網（一漁期）大体一〇〇日間であるが、網をおろすまでに先づ四〇日間準備をしなければならぬ。なかなか手をとるものであつた。その他漁村の極く近隣の農村の者が、地曳網の曳子として砂浜の上で協力した場合が少くなかつたし、近年に於ける定置漁業の普及は漁村附近の者に漁業参加を促したところ甚だ大であつた。斯くして漁村以外の者の漁業参加の路は、漸く拡大して行く傾向のある事が認められる（桜田勝徳、漁人、八頁）。斯くの如き例は単に山陰や南九州のみでなく、日本各地の漁村に見られる現象である事は言うまでもない。上述の如く我国に於ても漁業の興隆は古い事ではなく、それ以後漁法が種々変化発達を重ねたが、新漁法を採用せんとする村では、その方法を既に用いて効果を挙げている土地の者を迎え、彼等と共に出漁して彼等の指導の下に共に漁撈に従事する事によつて、新方法を習得するのであつた。茲に村人と外来者との間に密接な接触が続けられるのみならず、斯かる事情で来村した他地方の者が、その儘新来の土地に居着く事も珍しくなく、これによつて漁村に外来分子の増す事もあつたのである。和歌山県東牟婁郡宇久井村でも大敷（漁網）を始めるに際し、土地の人は皆経験がない為に、土地の漁師を雇入れて来たが、現在でも二号大敷組合の船長と舸子数名は高

知県の人である。静岡県賀茂郡南伊豆町妻良でも、外来者中に定置網従業者があるが、その中には大謀網を当部落に導入した高知県の人々も含まれている。又外来者中水産加工者一名は三重県志摩郡から来て、当地で初めて水産加工を行なった人であり、外部より入村せる外来者が、新しい業種を導入した事例として注目すべきものである。更に海女作業導入の為漁業組合に備われて三重県志摩郡から入村した海女達の中、当部落の若者と結婚して定住するに至つた者が甚だ多く、一三名に達するが、この中現在でも海女を業とする者が一〇名ある。

村落を離れて労務の提供に他地方に出る者の多いのは、自村内に於ては労働が不要であり、又は之を営む事能わざる特殊事情のある村落に止まる。此の労働の需給は即ち出稼ぎであり、多く一定の季節に行われる。例えば積雪や寒気の為に屋外の労働が冬季不可能となる地方では、労働の一年中の分配に均整がとれず、農閑期に他地方に出て賃労働に服する慣習が生ずる。屋根屋・杜氏・藍コナシ等は斯かる出稼ぎの例である。越後地方の青年達は冬になると打連れて信州その他隣国地方に屋根葺として稼ぎに来るので、「越後屋根屋と燕の鳥は春に來りて秋帰る」という俗謡さえあり、又越後地方の青年が冬期米搗き男として磐城地方に行き、湯屋の三助として江戸にも出稼ぎ、此の間小銭を溜めて春期国許に帰り、そして出先で見聞した土産話は村の文化を彩る糧となつたのである（小野、日本村落史概説、三三三―三五頁）。石川県鳥越村若原は僅かに二五戸、寺院を除いては全て農業を主とする部落であり乍ら、農業のみに頼ることが出来ない零細農家が大部分である為、農業以外に何等かの業務を兼ねて収入の道を講じなければならぬ事情にあるから、勢い土方・炭焼等の仕事にも従い、又出稼ぎ等もするのである。此の部落では青年は小学校を卒業すると、直ぐに都会へ奉公人として行く傾向がある。即ち彼等は一〇月下旬から三月下旬までの冬の農閑期を利用して、京阪地方に男は風呂屋・ウドン屋に、又女子は風呂屋の番台等に勤めて、農繁期になると帰村するという一定期間の季節出稼ぎをするのである。此の出稼ぎは、家庭に特別の事情のない限り結婚期まで続き、出稼ぎ者は京都で鳥越同志会を結成し（昭和初年）、年一回鳥越の村長・校長を招待して、鳥越村出稼ぎ者の結束と親睦とを計ると共に、毎年先輩が適当な出稼ぎ場所を見出して、その次の年来る人々の世話をする役割を果たしたのであつた。青年は長男・次男の別なく、一度は関西へ出稼ぎに行かねばならぬと云う考えを持つている程なので、男子三〇才以上の者で京都・大阪方面に一度も行かぬ人は只一名だけである（昭和二六年）。

併し乍ら右の如き出稼ぎによる開放は何れかと言えば特殊な地方の現象であつて、平坦部の通常の農村では出稼ぎはむしろ例外の事に属する。岡山県香々美南村には、嘗て出稼ぎをする者が一、二あつたが、それ等の者は現在は転出して村に居らず、現今出稼

ぎは全く見られない。同県上刑部村は山村で、生活が困難な所故若干の出稼ぎがある。それを表示すれば次の如くである。

行先地	男	女	日数	時期	仕事の種類	持ち帰るもの
同郡他村	一		六日	不定	大工	金
同郡他村		一	一四〇	六月末	田植	金及び畳表
他府村		一	一〇	六月末	田植	金
他府町	一		三ヶ月	不定	大工	金

には冬期近くの龍野に醬油醸造の蔵人として通勤する者が三人あり、夏季七月頃に大阪方面へ素麵製造の職人として出稼ぎする者が二名ある。此等出稼ぎによる開放も人数時期等に於て限定されている。

山間の高冷地と平坦地とは作物の生育の時季や期間を異にするので、農閑農繁の日取りにもずれがあるが、耕地が狭く従つて収入の乏しい山間部の住民が、平坦部の経営規模のまさる農家の人手を要する時に、臨時雇いになつて稼ぎに出るのは当然であり、諸方に見られるところである。奈良県添上郡大柳生村大字阪原は山間部落であり、平坦地に於けるよりも植付が早く、毎年六月六日の節句から六月二二日の夏至までの間に完了するので、部落内成年男子の半数近くは、それよりも植付の遅い大和原の農村へ約一週間の出稼ぎに出る。行先は奈良市南郊外の大安寺・辰市・東市の諸村であり、田植えを手伝う相手方の農家も各人に於て大体一定している。逆に又北国の春が遅く冬の早い高冷地では、田植えを急がなければ稲が十分に実らぬので、斯うした山間部には、田植えを遅くしても稲が十分実る平坦部の村々から田植え仕事の手伝いに入り込む事も少くない。例えば雪溶けの早い富山県の平坦部から農家の女子が雪溶けの遅い従つて田植えを急がなくてはならぬ越後の上早川村地方へ集団で出稼ぎに来る。これをこの辺ではシヨウタメ即ち早乙女と呼ぶ。シヨウタメは多くは五月の下旬から六月にかけて来る。同村砂場部落のみに毎年八五名程来る。又馬引は刈入れが済み、山の頂が白雪に覆われる頃、一人で五―六頭の馬を引き、馬子歌を唄い乍らやつて来て、注文の家があればそこに冬期間馬を飼育して貰い肥料を得させ、春の早乙女より一足先に馬を連れ戻しに来る。斯うした入村者は農家の直接の援助者であり、外来者ではあるが、毎年決つた者が来る為、村人は彼等に対して親密感を覚え、彼等の来るのを好意と感謝とを以て迎えるのである。同様の事は前記石川県の若原にもあつた。明治初年頃正月一五日を若原では、耕作面積の大なる農家は

「サツキ日」と称して、里から馬方男一人・馬添一人・田植女五人・アザ(畦)塗り男一人を其年の田植えに雇う事を予約して、彼等を招待し、暮の二九日に飾つた「サラツクワ」を此の日降し、繭玉と一緒に細かにほぐし小豆粥に入れたもの、一名「タアコダキ」(田の子焚き)を振舞うのであつた。併し乍ら此の行事は八反歩以上の耕作農家に限られていたので、大正年間に入つて農家が零細化するにつれて衰頽し、農地改革後は逆に石川郡の早場米地区に耕作稲刈りに出稼ぎする現況である。山村からは山仕事乃至林業労働に就くべく出稼ぎする者もあるのは勿論であるが、斯うした出稼ぎ者の数はさまで多くはないようである。封鎖性の強い熊本県の別天地五家荘の樅木村は戸数七二戸であるが、外界に出稼ぎする人々が、毎年五、六名に上る。主としてこれ等の人々は冬の農閑期を利用して、熊本県砥用ともちや三角更みすみに大分方面に行き、一、二ヶ月で帰つて来るが、彼等の従事する仕事は伐採・トロ押し・川流し等である。

漁村から労務の提供に他地方に出る者の多い例として、先にも述べた如く漁閑期に丁度農繁期にある背後農村への手伝いや都会への女中・女給・酒酌女等がある。島根県片句浦では女の人達が米を得る為に、秋の取入時分になると近くの法吉・佐太村の方へ収穫の手伝いに行く者が多かつた。頼みに来なくてもこちらから出かけて行くのである。大抵一五日位居たものである。また蚕の頃にも行く事があつた。蚕の四齡頃から出かけて行つて、蚕の上簇が済むと後は桑畑の世話までして戻つたので調法がられた。広島県三津の漁撈者は、冬期海が荒れて漁業不振の時期には、酒倉に酒造従業者として出稼ぎをした(進藤、前掲書、二二九頁)のも、此の例として挙げることが出来る。此の外漁村からはその土地の漁閑期に他の地方の漁業労働者に雇われて行く場合もある。此の事は斯かる労働者を入村せしめる漁村のある事によつても知られるが、斯く村外から出稼ぎ漁撈者を迎える村が又或時期には自村の者を外に出す例もある。例えば上記島根県片句浦の男子は相当に他所へ出稼ぎ漁に行く風がある。五〇年も前に九州の甌島おしきの方へ行つた。又北は隠岐あたりまで出かけたのであつた。伊勢鳥羽沖の答志では、村の開放は男子が村外へ出漁することによつて齎あらされるものよりも、海女の出稼ぎによるものの方が大きな力を有つていられると言われる。此処では漁獲の上らぬ時は伊豆・土佐・紀伊方面に海女達が出稼ぎに行く。この場合は被傭者として行くのであつて、此の慣習は昔からのものである。行先も定まつていようである。近年は村の景気が良い為行く人がない。この種の出稼ぎは長期に亘り、半年乃至一年位に及ぶのであつた。此の外都会地に女中その他に出る者もある。これ等の出村者が帰村する機会には旧正月か旧六月の八幡祭と盆とである。半年出稼ぎの人達は旧正月にはどういふ理由があるにせよ帰村せねばならぬ事になつてゐる。隠岐島島前西の島町三度みたばでは船員になつて外国通いの船に

乗り組む者も尠くなく、印度・埃及等の寄港地の事情に通じている者さえある。

海に臨み乍ら漁業の旺にならぬ村には男子の長期出稼ぎが少くない。これは背後に山が迫っていて耕地の少い島の村等に特に多く、瀬戸内海等には到る所に見出されるが、僅かな農地の耕作は女性に任せ、男性は都会に出稼ぎして、出先から家族に送金し、盆正月には帰村するのが通例である。香川県塩飽諸島の広島村立石浦の如きも、明治以後は船大工其他として特に阪神方面に出稼ぎに出で、島に残るのは老幼婦女或いは不具等の為体の事情の許さぬ者のみであり、出稼ぎに出た者の帰村するのは盆と正月に殆ど決まつていた。

以上の如く村落には種々の出稼ぎ者があるが、これ等の者は出稼ぎ中に郷里に通信や物品を送り、又持ち帰るのである。上記島根県片句浦では遠洋漁業に行つてゐる者以外は、盆正月には必ず戻つて来たものである。盆には遠洋漁業者も帰る事が多い。従つて盆正月には村は大変賑わうのである。篤信者の多い北陸地方では、講会が出稼ぎ者の帰郷の大切な場合の一つになつてゐる。例えば石川県鳥越村若原に於ても講会の開かれる時は出稼ぎ者も強制的に帰村させるのが慣わしである。東北地方の太平洋岸に近い岩手県気仙郡小友村の村外居住者の帰郷率を年間の回数別に考察すれば次の表を得る。

回数	帰郷者				計	率 %
	世帯主	長子	次三男	女子		
全く帰郷しない		一	三	〇	四	一〇・八%
一回		一	三	〇	四	一〇・八%
二回		七	一〇	一	一八	四八・六%
二回以上	二	二	四	二	一〇	二七・六%
毎月		〇	〇	一	一	二・八%
計	二	一一	二〇	四	三七	一〇〇・〇%

次に帰郷した者が村内に滞在する日数が多ければ多い程、村内居住者との接触も多くなり、従つてそれだけ多く村外で人のする事なす事が村民に伝えられる事になるが、右小友村の帰郷者の滞在日数を帰郷回数別に従つて調査した結果次頁のA表が得られた。

A 表

滞在日数	帰郷回数				計
	年に一回	二回	三回以上	毎月	
一―二	〇	〇	〇	一	一
三―五	〇	一	四	〇	五
六―七	〇	二	二	〇	四
八―一〇	二	七	三	〇	一二
一一―一五	一	八	一	〇	一〇
一六―二〇	一	〇	〇	〇	一
計	四	一八	一〇	一	三三

これによれば、滞在日数の多い者は帰郷回数が少く、帰郷回数が多い者は一回の滞在日数が少い事が知られる。即ち比較的長く滞在する者は、年一回及び二回帰郷する者に多く、一回のみ帰郷する者は全部八日以上滞在日数をもつて

いる。又二回帰郷する者では一八人中一五人までが、八日以上二〇日以内滞在している。これに対して三回以上又は毎月帰郷する者にあつては、八日以内しか滞在しない者が多くなつてゐる。又全体を七日以内と八日以上の一つに分けてみると、七日以内の者は三三人中一〇人で、三〇・三％に当り、八日以上滞在する者は二三人で六九・七％即ち約七割の者が八日以上滞在する事が分る。これによると帰郷者の村内滞在の延日数は相当に多くなり、これらの帰郷者を媒介として村民が外界のものに接する可能性が、東北地方の僻村にもかなりある事が知られるのである。帰郷して一〇日以上も滞在する事は、帰郷者の出先に於ける業務に支障を生じ易くはないかと懸念され、その日数が多きに過ぎる感もあるが、京阪・奈良の中間に位する京都府佐山村下津屋の出村者の盆に於ける帰郷に就

出村者から残留家族に来る手紙の数

B 表

郵便数	出村者数	同上百分比
月に三通来るもの	二	五・四
月に一通来るもの	一九	五一・四
二ヶ月に一通来るもの	一〇	二七・〇
三ヶ月に一通来るもの	三	八・一
全く来ないもの	一	二・七
不明	二	五・四
計	三七	一〇〇・〇

いて見ても、普通は一週間乃至一〇日間滞在するのであつて、帰郷者を部落民は「ヤブイリサン」と称して丁寧に取り扱ひ、お互に他所の話又は部落の出来事を語り合う。此の時期は部落に於ても極めて和やかな又賑わしい時となつてゐるのである。此の例よりしても往來の意に任せぬ僻村に稀に帰郷した者が、一〇日以上滞在するのはむしろ自然の事と見られよう。村民と出村者との手紙の往復回数を再び右の小友村に就いて調査すれば、B表及び次頁のA表の如くである。

B 表

性別		男		女		計	
地域							
県	八丈島	1		0		1	
	京浜地区	47		21		68	
	埼玉	2	57	0	22	2	79
	千葉	2	(69.5%)	0	(34.9%)	2	(54.5%)
	阪神地方	3		0		3	
	名古屋	2		0		2	
	豊橋	0		1		1	
外	静岡	3		2		5	
	沼津	4		5		9	
	三島	3		2		5	
	伊東	3	15	10	28	13	43
	熱海	0	(18.3%)	4	(44.4%)	4	(29.7%)
	清水	0		3		3	
	焼津	1		0		1	
	浜松	0		1		1	
	富士	1		0		1	
	網代	0		1		1	
郡	熱川	0		1		1	
	下河津	0		1		1	
	上河津	1	9	0	10	1	19
	下田	6	(11%)	7	(15.9%)	13	(13.1%)
	松崎	1		1		2	
内	田子	1		0		1	
	下賀茂	1	1	3	3	4	4
町内		(1.0%)		(4%)		(28%)	
計		82 (100%)		63 (100%)		145 (100%)	

全体として半数以上が県外であり、県内及び郡内が僅少であるが、これ等の地域内に大都市は全然無いということから当然首肯される。

行先地の遠近に男女の差のあることが、かなりの明確な傾向として認められる。即ち、男子では約七〇%が県外であり、而もその大半が京浜工業地帯に集まっているが、女子では寧ろ伊東・熱海・沼津等の県内諸都市の方

A 表

郵便数	残留家族数	同上百分比
月に三通出すもの	二	六・三
月に一通出すもの	八	二五・〇
二ヶ月に一通出すもの	一〇	三一・二
三ヶ月に一通出すもの	五	一五・六
全く出さないもの	二	六・三
不明	五	一五・六
計	三二	一〇〇・〇

残留家族より出村者に出す郵便数

即ち殆ど全ての者が三ヶ月以内に一度以上の通信の往復をしているのである。

伊豆半島の漁村妻良の出稼ぎ者中、一時的な季節的出稼ぎ者を除き、一年以上行先地に居住し特定の職業に就いている者の数は、昭和三二年七月一日現在で、一四五名であり、その内訳は男子八二名、女子六三名である。これは、現在住居村人口の二〇・一%、在村稼働人口の三九%に当る。(ここでは稼働人口を新制中学卒業の満一五才より六五才未満の者とした)。従つて出稼ぎ者を含めた総人口の一七%、同じく出稼ぎ者を含めた総稼働人口の二八%に当る。ここで計上した数は、既に部落外に独立した一世帯を構成し、在村時の家族の一員としての地位を失っている者は、除外して得たものである。従つてここでいう出稼ぎ者数というのは当然のことながら離村者総数とは異なり、それより遙かに少数である。これ等出稼ぎ者の行先地及び職種はB表の通りである。

B 表

年 令	実 数	%
10 ~ 14	0	0
15 ~ 19	23	34
20 ~ 24	21	31
25 ~ 29	13	19
30 ~ 34	3	4
35 ~ 39	3	4
40 ~ 44	2	3
45 ~ 49	1	1
50 ~ 54	0	0
55 ~ 59	1	1
60 ~ 65	1	1
計	68	100

第一に、離村者中他所で独立した一世帯を構成している者を除外し世帯を構成するに至らざる者のみを算えた為に、壮年以上の者の数が大幅に減っている。

次に当部落の出稼ぎ者の年齢を抽出サンプル六八に就いて見れば、若年層が圧倒的に多い。即ち次表が示す様に、全体の六五%が二五才未満であるが、斯

くの如く若年層に出稼ぎ者の集中しているのは、次の二つの点に因由する。即ち

A 表

職 種	男	女	計
農 業	1	0	1
工 員	33 (40.2%)	3	36
技 師	1	0	1
工 場 経 営	4	0	1
印 刷 業	1	0	1
養 蚕 女 工	0	1	4
商 店 主	5	0	5
商 店 員	14 (17.1%)	13 (20.6%)	27
理 髪 美 容	2	2	4
写 真 業	1	0	1
喫 茶 店 員	0	2	2
マツサージ師	0	1	1
裁 縫 手 芸	1	3	4
事 務 員	1	3	4
会 社 員	1	0	1
船 員	3	0	3
運 転 手	3	0	3
バ ス 車 掌	0	6	6
看 護 婦	0	2	2
旅 館 女 中	0	7	7
女 中	0	17 (27.0%)	17
大 工	9	0	9
土 工	1	0	1
不 定	1	0	1
D. K	0	3	3
計	82 (100%)	63 (100%)	145

が、県外より多くなっている。この差は男女により就業職種が異なる事と聯関する。A表は男女別の出稼ぎ職種を示すが、男子では工員が圧倒的に多く、商店員がこれに次ぐ事が認められる。女子では女中が最も多く、これと旅館女中とを

合せるならば四〇%近くになる。即ち男子では工員、女子では女中が圧倒的に多い出稼ぎ職種であり、これが行先地の遠近差を賣すものである事が判明する。

C 表
離村年次別出稼ぎ者数

	戸主	一男	二男	三男	妻	子女	計	%
大正 4~	8	0	1	1	0	0	2	29
" 9~	13	0	0	0	0	0	0	0
" 昭和 14~	4	1	0	1	0	0	2	29
昭和 " 5~	9	0	0	1	0	0	1	1.5
" 10~	14	0	0	1	0	0	1	1.5
" 15~	19	0	0	1	0	0	1	1.5
" 20~	24	0	3	4	0	1	8	11.8
" 25~	29	1	2	1	0	13	27	39.7
" 30~		0	6	1	1	13	26	38.2
計		2	12	26	1	27	68	100

第二に、出稼ぎ者の激増を見たのが、終戦後のことに属する。第一の原因で若年層の比率が多くなつたのは当然であるが、現出稼ぎ者の離村年次を見ると、C表に見るように、殆ど全てが戦後であり、(八九・七%)就中、昭和三〇年以降に激増している。

次に出稼ぎ者の離村時の年齢を調査すればA表の如くである。

年 令	実数(%)
14才未満	4 (5.9)
15 ~ 19	48(70.6)
20 ~ 24	14(20.7)
25 ~ 29	0 (0)
30 ~ 34	0 (0)
35 ~ 39	1 (1.4)
40 ~	1 (1.4)
計	68(100.0)

この表によれば当部落の出稼ぎ者が、殆ど二〇才未満で離村する事が知られる。

これは現在では新制中学の卒業と同時に、直ちに離村する者が多いからで、一五才未満で離村する者が若

千含まれているのは、新学制施行以前の小学校卒業業者である。更に進んで出稼者と部落民との間の交渉状況を見る為に、出稼ぎ者の帰村回数、帰村時の滞在日数を抽出サンプルに就いて調査した結果はB表の通りである。

この表の如く概してその交渉頻度は低いと見られる。即ち離村以来年に一度も帰村していない者は、サンプル数で一六名という数を示し、最も多いの是一年間二回帰村し、各々三日間ずつ滞在するという者八名・一二%である。併し年間帰村回数のみから言えば、一年一回帰村するのみの者が最高であり一九名二八%、三回以上の者になると、著しく減少する。これを以つてすれば、出稼ぎ者が村に出入する頻度は、可成り低いと断じ得るのであり、出稼ぎ者の数が多いという事実のみをもつて、直ちに当部落の開放性の大なる事を主張するには、相当な危険が存在する事を知らなければならぬ。

とはいえ、出稼ぎ者が帰村した際、部落内に滞在する日数は、三日間が最も多いとしても、一週間というのも可成りあり、大部分は盆・祭・正月等、村人相互が頻繁に接触交渉を重ねる時期に当たつてゐるので、帰郷者の影響も決して僅少に過ぎぬと速断することも出来ないのである。特に当地では、出稼ぎ者であつても、若衆組の一員としての地位を喪失して居らず、彼等は若衆組の会合にも在村者と同様に発言する権利が認められ、帰郷の際たまたま祭その他の部落行事に青年団が奉仕活動をなす機会があれば、彼等帰郷者は当然の事としてそれに参加するのであるから、帰郷者と在村者との間には頻繁な接触交渉が僅かの間にも重ねられる事がある。

B 表

帰村回数 年間の滞在日数	無し	1回以下	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	10回以上	D・K	計
	0	16			1										
1 日				1	1							1	1		4
2 日		1	2			1		1					2		7
3 日		1	5	8	2		1								17
4 日		2	2										1		5
5 日			3	2											5
6 日			1												1
7 日		2	5	1											8
8 日															0
9 日															0
10 日			1												1
D・K														3	3
計	16	6	19	13	3	1	1	1	0	0	0	1	4	3	68
%	23.5	8.8	27.9	19.1	4.4	1.5	1.5	1.5	0	0	0	1.5	5.9	4.4	100.0

最後に、通信による出稼ぎ者と部落民との間接的な交渉をみると、次頁で見られる如く、当地の出稼ぎ者は一般に筆不精であり、この面の交渉は比較的少いということが出来る。

一、年間通信回数

通信数	人数	百分比
0回	15	22
1~2回	12	18
3~5	13	19
6~9	4	6
10~14	12	18
15~19	1	1
20~29	3	4
30~40	2	3
40回以上	4	6
D. K	2	3
計	68	100

二、年間小包送付回数

小包回数	人数	百分比
0	44	65
1	4	6
2	10	15
3	2	3
4	3	4
5	2	3
12	1	1
D. K	2	3
計	68	100

一〇 信仰と開放

以上述べ来つた如き経済的理由による開放の外に、なお信仰の故にする旅行による村人の移動従つて開放もある。村内生活の休閑期を利用して聖地を巡礼する為に、村民が相携えて旅に出る事は、歐洲に於ても一般に見られるところであるが、此の外村内の生活に特殊の関係ある神への祈願参拝は、定期的に或いは必要の生ずるに依じて、我国の如何なる村落に於ても行われるところである。上記岡山県香々美南村でも、現在は行われないが、最近まで四年に一度の割合で近隣の霊場を巡礼する行事があつた。農閑期に村民の有志のみが一団となつて二泊三日程の旅程で巡回した。同様に同県の山村上刑部村にも、戦前迄は金比羅巡りと称し、四国を巡礼する行事があつた。之も村内生活の休閑期を利用し、毎年一回春秋の何れかに有志が相携えて一泊二日の旅程で出掛けるのが通例であつた。兵庫県の市野保にも信仰旅行として伊勢詣りがある。これは、昭和初年迄伊勢講があり、今の青年団に当る若衆組が三、四年に一回団体で旅行していたのである。それには全村の人が見送り出迎えをやり、又氏神への報告や絵馬奉納もや

三、年間送金回数

送金回数	人数	百分比
0	56	82
1	2	3
2	5	7
7	1	1
12	3	4
D. K	1	1
計	68	100

右のように交通が一年平均一回に及ばぬ者、即ち殆ど交通無き者が二二%に及び、大体月一回に及ばぬ者を合すると六五%に達する。小包送付回数及び送金回数となると、その頻度は一層低くなり、殆ど斯うした交渉を有せざる者が夫々六五%、八二%と大部分を占めている。従つて当部落の出稼ぎは、部落内家族に対する積極的経済援助の役割りを担うものではなく、消極的に過剰人口の排除として「口減らし」の意義を有つものが多く、最初から郷里との連帯を切斷して自己の独立を目指して離村する者が大部分であると見て支障ないのである。従つてこれ等出稼ぎ者による部落の開放は案外に少いのである。

つていた。けれども小学校の伊勢旅行が始まつてからは、若衆の参詣はなくなつた。奈良県昭和村池沢では一年に一回、村民全部が団体で奈良の春日神社に御詣りに出掛ける。時期はその年の米の収穫の終つた後である。更に春日神社の清掃が村人にあてがわれ、その順番に当つた人は清掃に出掛けるが、この神社の神主から金が支払われ、清掃は春夏秋冬の四回五、六人で行く。

滋賀県野州町久野部でも宗教旅行が毎年必ず行われる。善光寺詣り・金剛峯寺詣りがそれである。善光寺詣りは通常四月に行われ、三日乃至四日を費す。信濃の善光寺は久野部にある円光寺の本山に当り、「善光寺詣り」をせぬ者は、死後蓮花台の廻りを三回棺を担いで廻つて貰わねば魂が宙に迷うと言われ、子供が二〇才位になる頃には、誰も先づ善光寺詣りをするので、此の年頃を越えて生存している人には、この参詣を済ませていない者はない。度を重ねて行く人も多く、行く場合は都合の良い者同志が集つて参詣をする。先に通常四月と記したが、五年に一度本山で「在家授戒会」が行われ、その月に行く人も多から中三年置いて、本山で「在家結縁灌頂会」が勤められるが、これ等が夫々九月乃至一〇月に行われる為、此の月に行く人も多い。昭和二二年はたまたま「在家結縁灌頂会」のお勤めのある年に当つていたので、二四人という多人数が組んで参詣をしている。此の宗教旅行の外に上述の「金剛峯寺詣り」がある。これは毎年八月に行われ、二〇才迄の男子が「郡金行」と称する野州郡の団体に加わつて参詣する。此の信仰旅行は通常三日二泊である。此の旅行には女子の参加は無いが、これは周知の如く高野山には女人禁制があつたからである。同じく滋賀県の東草野村甲賀の人々も信仰心厚く、善光寺・東本願寺・多賀神社等に参詣する。同県の多賀神社は比較的距離にあるので、日帰りが多く、善光寺・東本願寺は一生に一度詣るのであつて、二、三日乃至一週間から一〇日位遊覧を兼ねて旅行し、手土産としてその地の名物である珠数・各種の香等を持ち帰る。右の甲賀に近い奥川並にも此の部落だけの信仰旅行が毎年春と秋との二回、各二人づつ順番に廻つて来る。年が明け雪の溶けた三月、一年の最初の仕事にかかる前に、順番によつて定められた代表二人がその年の火の御祈禱に京詣りと称して愛宕山に参拝する。又秋には九月一四日豊年を祈禱して、同じくこれも順番によつて定まつた代表二人が伊勢詣りをする。

盛岡市の西方奥羽山脈の麓なる御明神村の西南端、南・滝沢両部落にも信仰の為にする旅行がある。先づ挙げられるべきは盛岡市の志和稻荷神社詣りであつて、参詣の日は旧暦二月の初午の日が最良とされているが、その外二の午三の午の日も吉日として出掛ける者があり、九月二九日には「九日餅」と称して前夜搗いた餅その他のお供えを持つてまた参拝する。要するに田植えの前と収穫の前とに参拝するのである。参拝する時には殆ど各戸から一名宛出て団体を組み或いは銘々で行く。更に隣郡紫波郡水分村にも

志和神社があり、之も祭神はお稻荷様である。此の神社も日帰りは可能であるが、之には毎年二月の初午に二、三人が参拝する程度である。更に東北約十里の巻堀村にあるコンセイ神社は万病に御利益があると云われ、特に妊娠に対して御利益があるとされている、両部落からも相当の参詣人がある。右の外は隣村の馬の神を祀る駒形神社に詣るくらいのもので、県外への信仰旅行としては、伊勢詣りに部落で最も裕福な者が稀に出掛ける程度である。

信仰による村落の開放は村人の村外への移動によるものが主であるが、稀には村外の人々が村内に参詣礼拝の為に集る事による場合もないではない。特殊な社寺や教会が村内にあり、その御利益が信ぜられて、遠近の人々を吸引する例は諸所に見られる。特異な一例を挙げれば、滋賀県滋賀郡和邇村和邇中部落には、日本全国に九十万の信徒を有つと言われる御嶽教の滋賀県分教会が存している。此部落内には二軒の信者があるのみであるが、此の教会で月一回定期的に滋賀県全体の信徒の為に礼拝が行われ、その度毎に五百坪余の敷地面積を有する此の教会の清掃その他の為に部落の二戸はもとより、数十人もの部落外の信徒が教会に泊込み、種々奉仕するのである。更に年に二回（四月・一二月）の大礼拝の時は、信徒以外の部落民にも招待が出され、近隣在住者は誘い合せて此の大祭の礼拝に出席するのである。斯うした度々の礼拝の度毎に部落民と外部から集る信者との間に直接間接の接触があり、之が此の部落の開放に若干の影響のある事は察せられるであろう。

漁村に於ても信仰に基づく村人の移動は勿論何処でも見られる事であるが、一例を挙げるならば、広島県御調郡の因島に附属する重井村の細島には信仰旅行として「大師参り」がある。「新四国」とも言つて略式の四国遍路で、因島一八ヶ所を四国に擬えて作つたものである。此の遍路は四月末行われ、三日位の時日を要する。これは相当に有名で、四月ともなれば、近隣近郷より大勢の人々が遍路姿も美しく、赤色桃色水色のモスの手拭・手被い・裾よけで、ちりんちりんと鈴を鳴して通る姿は、見る者に春の訪れを告げるのである。同じ細部落で次に挙げられるものは、伊予の石槌神社参りである。これも女人禁制で男子のみ参詣するのであるが、七月五日頃から約一週間の予定で行く。遠地にある神社・仏閣で特に崇拜しているわけでもないが、農閑期を利用して半ば参拝半ば遊覧の意味で一度は行く所に大山祇神社（愛媛県大三島）・厳島神社・琴平神社等がある。又稀に伊勢神宮や高野山へ参拝する人もある。そして土産に買つて帰るものは、何れも何処の土産は何々という様に大体定つている。一般に漁村は独特の移動機関として船を有つているので、多く之によつて幾人かが組を成して、かなり遠方迄祈願参拝に出掛けるのであつて、同県三津の漁民も右と同じ大山祇神社・厳島神社・琴平神社や伊予今治の和霊神社・三津から一里半の柏島等に祈願参拝をするが、何れも船

で往復する。

以上は主として遠距離移動の場合であるが、隣接村落との間の近距離移動は種々雑多である。寺や教会の定期的又は臨時の行事に、近隣の村民が集まるのは東西を問わず同様である。特に我が国に於ては同一村落の住民の宗派が種々相異し、各宗派の寺は幾村かに一つあるのみである場合が極めて多いので、各々の寺には諸々の村落の住民が集ると共に、同一僧侶が諸々の村落に出入する。斯くて寺院は村落の近接地域への開放を促進すること多く、為に寺院は寧ろ村落の地域的社会的構造を混乱せしめ、毀損する傾向さえあると言われる（鈴木栄太郎、前掲書、三二二頁）。我国の神社は通例一村に一社宛あつて、神事に直接参加協同するのは村民のみである点よりして、氏神社は村落の結束を強化すると言われるが、祭儀の中心をなす神官は、神社に一人いるのではなく、数部落乃至若干村に一名居るに過ぎぬ場合が多く、諸部落に出入する神官を介して他部落との間接の接触が生じ得るが、更に神社の祭礼特に之に伴う種々の催しに対しては、近隣の村民が多数集つて来るので、村落の開放はこれによつても促進されるは明らかである。斯うした祭礼神事・角力・芝居其他いろいろな催し物を行う時には、互いに必ず隣村の若者組に案内状を發した所が少なくなく、案内を受けた若者組では見舞或いは取持と称して若干の纏頭（はな）を贈ることを常としていた。そして案内を受けて他村に見物に出かける時には、必ず団体を組んで行くか、或いは代表を派遣するかして、決して個人個人では行かなかつたらしい（大日本聯合青年団、前掲書、二六一頁）。又往々にして幾つかの部落が一つの神社を共同にしている場合や、各部落が夫々氏神社を有ち乍ら、更にその上に共同の大きな神社を有つている場合もある。斯かる場合にはその共同の神社を旋つてこれ等の部落間の接触交渉が幾重にも重ねられ、これによつてこれ等の部落が相互に開放される事は明らかである。若干の例を挙げるならば、広島県安佐郡飯室村の村社は古市部落にあるが、氏子としては飯室の全村民を擁している。村民は自部落の氏神社の氏子でもあり、同時に又村社の氏子でもあるわけであつて、二重の氏子となつていたのである。又山陰の漁村島根県の片句浦のあたり六ヶ村は佐太神社の総氏子で、此の神社の祭の時には各村の人々が挙つて参拝し、中々の賑いであつた。更に寺院による同様の開放の具体例に就いて見ると、兵庫県市野保の部落内には檀家を有する寺院はなく、全戸が他村の寺院に所屬している。従つて寺院の行事には他村の人達が集つている所に行つて加わるのであり、又寺院の経営には他村からの檀家総代と合同で協議する。故に寺院関係の事柄に於ては何時も他村の人々と接触があるのである。他方僧侶が市野保で説教を行う場合にも、部落外の僧侶を迎えるの外はないのであるが、斯かる場合としては薬師講が四月八日の花祭に僧侶を招いて説教を聴くのが挙げられ、更に真宗門徒は報恩講を各々自家で営

み、村外から招いた僧侶の法話を家族及び親戚近隣の人々と共に聴くのである。次に当部落では氏神である市野保八幡も当部落をも含む五ヶ部落を氏子とし、その経営及び祭礼は各部落から選出する宮総代によつて、協議の上運営され、祭礼は他部落の者も皆集つてする五ヶ部落共同の行事となつてゐる。又同県赤穂郡有年村では三月下旬に永代経を、又一二月下旬に報恩講を各三日宛開く。何れも寺では容僧を招いて説教をして貰うが、他村からわざわざ聴きに來る参詣者も少なく、なかなか賑かである。瀬戸内海の島の村なる愛媛県関前村には天理教の布教師一人・神主二人がいる。彼等は一人四、五回宛呉・今治の両市及び近くの岩城島などへ説教に廻り、帰村後よく講筵を開いて、説教後の雑談に色々他村の事情を紹介する。又広島・愛媛両県の他村からも時々説教師が來て講筵を開く。その際老若男女を問わず信心深い村民は多数出席して説教を楽しむのである。

滋賀県の山村甲賀部落内の主な社寺関係の行事としては、三月末に三日間行われる永代経会の集りがあるが、此の時には近接部落なる甲津原・曲谷・吉槻から、更に稀には吉槻の南なる板置等からも人々が集り、本堂は人で一杯になる程であつて、会衆は約三〇〇人に達する。これに比べて部落内の氏神祭や、九月中に随時決定される宗教の説教の催される日は、さほど賑わない。永代経の行事が他部落で催される際には、甲賀の者も勿論出向いて行く。甲賀には神官は居らず、氏神祭・新築・改築・造作等の祓い事の際には伊吹村の神官を招くのであるが、神官は部落民と特に語り合う事もないので、部落民に村外事情を知らせる点では僧侶程の影響はないのである。更に五里程離れた長浜市の八幡神社の祭礼と夏の本願寺別院の法要にも、部落民が老若男女を問わず、大勢出掛ける。部落民にとつては此の長浜行きは一年を通じて最も楽しい日となるのである。此の別院では七月三日から一五日迄夏法要が行われ、一月二一日から同二八日迄報恩講が行われる。昭和二五年には右報恩講が繰上げられて、一〇月一三日から同一八日迄行われたが、甲賀からは二、三〇人が参詣した。

北陸地方は信仰心が篤く仏教行事の旺なのを以て有名であるが、斯かる行事に幾つかの村の住民が集り、又散ずる事によつて、村境を越えての人々の動きが大規模に生ずる。福井県三方郡三方町（旧八村）の冥加講（北方法中）は同町佐古部落の常德寺・田名部落の安養寺・同町十村部落の蓮生寺及び真行寺の四ヶ寺が交代で当番を勤め、年一回（一〇月上旬）講会を催す。二日間に亘つて法座を開き、右四ヶ寺の同行が参詣する。参詣者は約三百人に及び、右三部落の善男善女の間種々の接触が重ねられるのである。又同じく福井県坂井郡春江町境・為国・中筋の三部落に跨る増信講は毎月一回民家で講会を催し、法座を開く日は当番の家で決定する。講会は二日間に亘り、右三部落からの参詣者は約二百人に達する。此の講は明治三〇年頃三部落間に水利の争い

があり、和解の一途として組織されたものである。新潟県西部なる上早川村砂場では「若い衆講の酒盛り」なる行事が催され、江戸時代末期から明治中葉にかけては、二月一三日から五日間行われ、本宿・下宿・酒場・仕出場の四戸を借用して之に当てた。宿は本部落の寺院善正寺の本堂にも当り、此の寺の住職の説教場であり、又読経の場でもある。下宿は他から布教師を迎えて説教が行われ、布教師の寢所にも当てられる。「若い衆の酒盛り」は、此の部落に於ける年中の最大行事であると共に、部落民にとつて最も楽しい期間でもある。参詣人は善正寺檀徒を主体とし、北山・土倉・湯之河内・新田・大平から集り、本宿・下宿の両説教所は溢れるばかりで、特に酒場・仕出場には大勢の者が集つて鯨飲馬食の楽しみを尽し乍ら、酌取娘の品定めに余念が無く、部落内は終日酔客の慢歩場と化すと言われた。砂場の周囲の各村落共に「オザ」と称して砂場の若い衆講に於ける「酒盛り」と同様な行事があり、各部落の成員は他部落の「酒盛り」或いは「オザ」に出席し、之を通じて友交関係にあり、密接な接触交渉が諸部落間に行われていたのである。土倉は一月二〇日から五日間、湯之河内は二月二七日から五日間、北山は三月七日から五日間「オザ」が行われた。此の間に砂場の「若い衆講の酒盛り」が入つて、土倉部落を皮切りに三月まで各部落の若者達はその大部分を飲み歩いたのである。そして相互にその期間中顔出しせぬ時は「付き合い知らず」として蔑視されたのである。このような幾つかの部落に跨る講は石川県・富山県等に頗る多いが、他の地方にも少くない。更に一例を挙げれば、福岡県築上郡下城井村及び上城井村の大宇寒田・櫟原・上本庄・下本庄・伝法寺・松丸・上深野・下深野・袈裟丸・下香楽・安武・赤幡・別府・船谷・築城・八津田・宇留津・高塚の一八部落が相寄つて一四日講を形成している。これ等部落間の最遠距離は五里もあるが、此の広い範囲から集る参詣者は主として男の老年者であつた。米は各自が持参し、講の当番の部落婦人会員が賄をする。毎月一四日の昼食後より午後一時頃まで法座があり、夕食は参詣者が共同でとり、遠隔の部落の者は当夜御座の家に宿泊する。

併し乍ら右の如きは篤信の地方に見られる特殊な開放であつて、宗教に対しては関心の薄い地方も少くなく、他方又交通不便な僻村で村内に寺院の無い所は、特別の際のみに遠方から僧を招くに止まり、外部との宗教的接触交渉の極めて乏しい所も無いではない。上記滋賀県の甲賀部落に近い奥川並の如きも、葬儀其の他の重い行事には七里隔てられた東浅井郡速水村字八日市の僧を招く。又住民中二〇戸は二里半離れた下の菅並に在る洞寿院の門徒であるから、これ亦外部から僧を迎えねばならないが、斯うした遠方から僧を迎える事は容易ではないので、多くの事は僧侶無しで済ますという事になるのは自然である。他方又日本人は特殊な山嶽に神が在しますと信じ、山頂に社祠を建てて、その山へ登山してその社祠に詣でる事が少くない。斯うした信仰登山による人

の移動によつて、村落の開放が促進される事も諸方に見られるところである。木曾の御嶽山・四国の石槌山・出羽の月山等々がこれであるが、七月一日にお山開きになる石槌山は愛媛県関前村から一五里もあるが、同村から一泊で一二、三名の人がお詣りに行く。それ等の人々はその際各地からの登山者と接し、見聞を広くして帰るので、これも村の開放に或程度の意義を有つようである。而して村民も一生に一度はきつと石槌詣りをするを願つていたのである。

一一 娯楽及び医事と開放

各村共通の休閑期に於ける大人や子供の種々の娯楽に於ても、隣接村と共同に之を行うものが多く、これ等が村落間の接触親和を促進するところ尠くない。此の事は山村等の平素高度の封鎖の故に単調無聊の著しい所に於ては特に顕著である。滋賀県東北部の山間部落の居住者は、何か近隣部落に催し物のある日には、全部落を挙げてそこへ赴く。隣部落の中学校に運動会があるというような場合には、役場の上役の人々も業務をそこそこに切り上げて、酒を飲んで運動会を参観し、協同組合や郵便局も女事務員が一人残されているのみで、他は皆見物に行つてゐるという始末であるが、運動会の行われる当の部落内では、勿論身分を問わず僧侶から屋根師迄運動会に赴いて、校庭以外には部落内には人影を見ずという有様である。又同地方の甲賀部落に昭和一九年に外界と結ぶ唯一の道路たる甲津原柏原線が開通してから、隣りの吉槻部落迄名古屋から年に一度大抵盆に一〇人位の人員を以て組織する劇団がやつて来て三日間滞在して興業するが、その時も甲賀は全部落を挙げて出掛けるのである。斯くの如く稀に行われる近くの興業物には部落中が出掛けるのも、到る所に見られる開放の機会である。平坦部の農村には交通の便が発達しているので、娯楽の機会が種々あるから、運動会に諸々の部落から集る人々の割合は山村程ではないが、それでも相当の人が学校に出掛けるのであつて、栃木県上河内村上田について見るも、小学校中学校の学芸会や運動会には、子供を有つ家庭では何れの場合にも一家から二名位の割合で出かけるようである。運動会は秋、学芸会は冬と夫々年に一度ずつであり、老人・婦人・若い者が多いという。なお一二月三日即ち勤労感謝の日を利用し、羽黒・絹島両村の合併後、絹島小学校を会場として行われるに至つた農産物の品評会を農業祭と称し、当日青年団、婦人会の運動会も同時に行うが、農繁期であるにも拘わらず、かなりの参加者と観覧者がある。昭和三〇年度には上田からは青年団員十数名、婦人会員約六〇名程度が参加した。中学校生徒も全員がこれに参加したのである。

盆踊りの如き行事が村落の内外に人々を移動させる事も少くない。奈良県の十津川村小原では、「大番^{おおばん}」と称する八月二五日の

夜は、近隣部落から青年達が自家製酒を持参して本部落民と交り、夜が明ける迄徹夜で踊り、翌日は業を休む。此の一番は各部落毎に異つた日を定め、相互に他部落の一番に参加する故、部落間の接触もこの盆踊りの行われる時期が最大であると共に、盆前後に部落を出入りする行商人或いは部落民が多い為、盆踊りは本部落の開放に役立つ事多なるものがあると言わねばならない。斯くの如きは各地の村落に見出されるところであつて、特に娯楽に乏しい山村等も、この時ばかりは日頃の強い封鎖性を破つて、他部落他村に往来する事が多い。岩手県の北上山系中の山村山根村端神の青年達も同様に隣村まで盆踊りに出掛けるのが例である。山村は谷底を流れる川に橋が無い為に、対岸の直ぐ目の前の部落に往くにも、一里以上も川上又は川下の橋のある所まで上るか又は下るかして橋を渡つて、再び同じ距離を下るか又は上るかしなければ川向うの部落に達しられぬので、平素は川を隔てた両部落間の接触がなく、相互に鎖されているが、盆踊りの時には、上下二里以上の夜道を遠しとせず、提灯をかざして対岸の踊り場まで赴き、夜を徹して両部落民が踊り合い語り合うという所も尠くない。木曾山中の王瀧川に沿う村々の盆踊り等はその好例である。

平坦部の農村でも盆踊りは過去に於て部落に対して開放的に作用した。長野県北安曇郡会染村滝沢の如きも、往時は盆踊りに部落から部落へ、村から村へと一晚の内に二、三里遠方迄出張したものである。盆踊りが近時益々その開放作用を發揮する傾きさえ見られる所もある。例えば栃木県上河内村上田では、盆踊りは嘗ては部落単位で行われ、盆に来往する近親の人々が、行つた先の踊りを見に行く程度であつたが、戦後の新しい傾向として、豊年踊りと称して青年団主催の下に、小学校の校庭等を利用して全村的な規模でこれを行うことがある。此の際には浦島太郎・塩原多助・佐倉宗五郎・熊谷直実等に変装して参加者が踊り、審査員を設けてその変装に賞を与えたりすることが行われる。昭和三一年度にも盆踊りが小倉小学校で行われた。各部落からかなりの参加者や観覧者があり盛大であつた。愛媛県の今治近郊の農村でも、盆前後一ヶ月位、方々の村の青年達がお互いに一つの村のお宮の境内の盆踊りに順次に参加し合う。又今治の五月の祭にも近郊の農村青年が、獅子廻しに参加する。又此の地方の関前村は海に囲まれた島の村なので、冬期を除いて今治その他近郊の釣り好きの人が、二、三遙々やつて来て、築港や磯辺で釣つているが、これ等の人々は村民と殆ど接触せず、人数も殖えることも減ることもないので、この種の外来者は村の開放には何等関係はない。

北海道では部落間の距離が比較的長く、相互の往来は容易でないが、娯楽に乏しい土地柄なので、一つの部落に娯楽の催しがあれば、周囲の部落から演技や見物に参加する者が多く、従つて娯楽による開放が相当に認められる。旭川市から東南約一五軒上川盆地の中央部大雪山の西麓なる東川村に属する北七線の沢及び中の沢（通常六線の沢と呼ばれる）は、両側を山に囲まれ山添いに

長く延びている沢即ち谷合いの共同体的色彩の濃い部落であるが、盆踊り・部落民演芸会・映画等の娯楽は頗る盛であり、これ等には老人も女子供も全て参加して、部落総出で、共に楽しみ喜びを分かち合うのであるが、然もこれ等の娯楽も現在では他部落からの多数の参加者があり、部落独自の娯楽という域を超えて、その規模も参加範囲も拡大されつつある。又これ等の行事が漸次村立第五小学校を中心に行われるようになって来たが、第五小学校へ通う子供はこの二つの沢の他に、この二つの沢の子供と同じ位の人数があり、更に中学校は東川村全体で一つに集中されている為、現在では中学校から二里以上の距離の地域の子供も、自転車或いは徒歩で此の中学校へ通学しているという事情から、学校を媒介としての部落相互の結び付きが増して、部落単位の娯楽行事が併合され画一化される傾向になつてきたわけである。他部落との交流の一端として、演芸会等に於ける他部落からの特別参加なども多くなつて来たし、又自分の部落から他部落へ出かける機会も多いのである。いま試みに青年会主催の娯楽の年間開催の時期及び回数表を掲げればA表の通りである。

A 表

種類	時期				計
	春	夏	秋	冬	
映画会	一	一	一		三
演芸会		一	一		二
盆踊り		三			三

これ等映画会・演芸会・盆踊り等の開催回数は終戦後一定しており、その場所・開催日等も慣習的に定まつている。但し映画会の一、二回は青年会主催でなるものもある。猶スポーツ・演芸等に於ける他部落との交流の回数はB表の通りである。

他部落或いは他分会からも、こちらから参加した事のお返しとして、こちらの催しに参加してくれるから、斯かる催しを媒介としての部落間の接触交渉は相当の回数に達するのである。

病気の治療や病後の保養乃至繁忙期の後の慰勞の為に、村人が村外の斯かる目的に添う人や場所を訪れ、その出先で其処に集る人々と接して見聞を広くして

B 表

種類	年	ス ポ ー ツ		回数	演 芸 (歌・踊り 芝居等)
		内 容	回 数		
昭和二六年		村内陸上大会	一		二
〃 二七〃		村内陸上大会		(春秋) 二	三
〃 二八〃		第三分会との対抗相撲 村内陸上大会	二		五
〃 二九〃		村内陸上大会 対抗相撲	三		六

帰る事によつて、村内に新しい知識や報導の齎らされる事は、昔から何処にもあつた。特に無医村の住民は村外の医師の許に通わざるを得なかつたし、医師の居る村には村外から患者やその家族が出入した。愛媛県関前村には医師が岡村島に二人、小大島に一

人居り、小大島の内科医は曾て国立松山病院の副院長をしていたことがあり、評判が良く、近村及び時には広島県大崎下島の辺からも患者が来る。他方関係村から今治市へ鍼や灸をして貰う為に、中年婦人や老人達がよく行く。更に毎年春季に四、五人裕福な家庭の人々が別府温泉へ湯治に行く。斯うした保養の為に村外に出る事も昔からあり、特に老人等が僅かながら行つて来るのが慣例である。上記北海道の東川村北七線の沢及び中の沢等にはこれがある。此等の湯治も年寄りに多い。一二月或いは二月三月の農閑期に出掛ける。滞在期間はかなり長く二週間乃至一箇月にも及ぶが、一年に四乃至六人が一組となつて、二組乃至三組が出掛ける。行先は道内の各温泉であるが、地理的に近い場所程多く、費用の点からも最も安上りの東川村内にある松山温泉に出かけるのが数の上では一番多い。併し大雪山麓では他にも諸々の温泉がある。若い人達の行く場合は少いが、年寄りには湯治は楽しみの一つであり、そこで永年の労苦をいやすわけである。茲に見られるような医療関係の開放も山深く孤立する山村や陸路の発達せぬ漁村には今も猶欠如する。中部山嶽地方乗鞍岳の麓なる長野県安曇村大野川には医者が居らず、梓川峡谷の入口なるいねこ稲核から月に一度位上つて来る。岩手県山根村端神の如きは村役場の所在地しもとく戸鎖から一里余りも距つており、下戸鎖に医者が居るが、老齡の故に端神迄来診を求められず、為に病人も医師の診療を受けぬ場合が多い。病人が死亡すると、死亡届を作製する為に死骸を車に載せて役場迄運び出して、検死を受けるという有様であり、往年は此の事もなく近隣若干名を証人とする事によつて死亡届も作られ、部落内に居らぬ僧侶を外部から招く事もなしに、葬儀を済ませる場合も少くなかつたのである。北海道の西南端檜山郡上ノ国村小砂子部落の如きも、病人を医師の診療を乞う為に船で遠方迄運ぶのは、自宅で能う限りの手を尽して、しかも如何ともし難い程病勢の悪化した時であり、従つて斯かる病人は医師の許に運ばれる途中で死亡する場合が多いと言われる。此の事は更に運び出すに至らずして死する者も少くない事を示唆するものと知られよう。熊本県五家荘の山村樅木村も亦、五家荘の他の村と同じく無医村であつて、死亡診断書はともち砥用町の医師から受けると報告されているのも、医師との交渉が診療よりも死亡診断書の受領を主内容とする事を想わしめるものがあり、医療の故の村外への往復が斯かる村では極度に乏しい事が知られるであらう。

一二 通婚と開放

近接村落に向つての開放に於て、特殊な且重要な位置を占めるのは通婚である。山中に孤立し又は断崖に囲まれて、隣村との交通不便な山村や漁村、遠国から漂着せるが故に周囲の村落民から嫌忌蔑視される人々の成す村落、又何等かの理由によつて隣村と

不和の間柄にある村落等に於ては、今も内婚制が存立し、中には同一祖先より出たる氏族なりとの信念を有するものさえある。更に或一つの神社の氏子集団は、いづれも地域的に限られたものであり、その範囲を無制限に拡張得るものとはなっていないし、且その地域的限定を保守しようとする要求が、氏神にあるかのように信ずる事からも、その氏子の範囲を確保し封鎖せんとする態度が生ずる。これが他の町村へ嫁に行くと、氏神なり産土神なりが、氏子の減少を惜んで忌まれるという伝承などとなつて、素朴な所に部落内婚が守られているのも見られる。東京の池袋のあたりにさえも、先頃までそういう信念があつて、他の氏子区域に嫁をやることを厭うて来たそうである（和歌森、前掲書、五頁）。これ等種々の事情から成立する内婚制は「部落の娘は部落の青年へ」なる言葉となつて現われ、此の言葉は嚴重に遵守されるのである（小野、日本村落史概説、二二三―二四頁）。

河内国瀧畑では大抵血族結婚をする。他所へ嫁にやつたり又他所から貰う事は少い。だから村内は親戚が極めて多い（宮本、左近熊田翁旧事談、一九二頁）。昔この村は瀧畑三六士と言つて、姓はなかつたが、士分であつて、狭山藩から扶持を貰つていた所であり、他の村より一段高いと考へていたので、他所者と通婚する事はなかつた。従つて村内が殆ど親戚になり、叔父姪夫婦・従兄妹夫婦というのは非常に多かつた。それが明治二二年憲法が布かれてから、血族結婚が排斥されるようになり、他村から貰う者が殖えた（右同書、一九四頁）。奈良県十津川村小原も他村から殊に都会の子女を嫁に迎える様な事はない。これは何等特定の慣習に依るからではなく、十津川村民の労働量が大きであり、これに反して生活水準が余りに低い為に、他村或いは都会出身の子女は村に入つても生活し難いからに過ぎない。生活水準の低さを示す一例として、婚姻に関する此の地方独特の慣習がある。それは結局部落民が貧農ばかりである理由によるが、結納金の代りに酒一升を赤い樽に入れて持参するのであり、これを「樽入れ」と称している。部落民も俗に「酒一升で嫁を貰う」と言い、近年本部落の開放の結果、都会風に結納金を持つて行く者があつても、之を返す家が多い。これは返しても別に失礼と思わぬからであり、相互に貧困な生計を思いやつてこの慣習が生じたものである。此のような内婚の習俗の現われとして、村落の青年又は少女が他村の青年男女と通じた場合の制裁に關して、種々の報告があるが、茲には省略する。内婚制の成立している所では、その制度に反して結ばれた婚姻によつて、村外から入婚する者に対して特別の条件を課し又は種々の醜遇を与える習わしのあるのも当然の事であり、これによつて斯かる所への入婚が嫌忌され、外婚が抑制される結果となり、通婚による開放が阻止されるのであつた。そうした条件の一例としては、婚入者部落には一定の食品を提供すべき義務があると規定せるものがあり、それが今日に於てもなお実行されている所がある。例えば大阪府南河内郡志紀村弓削の弓削神

社の宮座は、入婚者は足洗料として一円五〇銭乃至五円を宮座に提供せねばならぬとされていた。

併し乍ら右の如き部落内婚制は勿論例外であつて、村内の通婚は一部に止まり、近隣村落との通婚が大部分を占めるのが通例である。此の点に於て村落は本来開放的であるが、同時にまた此の開放性は限定されたる開放性であつて、通婚の行われるのは大抵村落の中心から一里半乃至三里の半径を以て描いた円の内部に限られて居る。但し此の通婚圏の形は、夫々の村落の外部の政治的区劃や地形更に交通路等によつて、種々の規定を受け、それが円形をなすに非ざる事は言う迄もない。けれども通婚圏と呼び得る四、五里四方の地区が何処にも存在し（鈴木榮太郎、前掲書、五〇九頁）、その内部の村落民の通婚はその約八〇％が此の地区内に於て行われるのである。これによつて村落の通婚従つて又通婚に基づく村落の開放が明らかに一つの限定の下にある事が認められるであらう。いまこの通婚の限定を各種村落に就いて瞥見すれば、滋賀県の山村東草野村甲賀は一層山奥なる甲津原とは婚姻する事はない。又上述の如く、山を隔てた同村大字野瀬の部落民を気性が荒いという理由から軽蔑している故、野瀬とは勿論通婚は行われていない。此の甲賀には総戸数四六戸中部落外から嫁を迎えた夫婦が三組ある。此の部落外婚も全て同じ東草野村の他の字との間に行われたものに過ぎず、他郡から嫁を迎えるが如き例外は決して生じないのである。斯くの如く通婚の限られている甲賀には隣村との間の交際も稀であつて、吉凶禍福に対する慶弔すら殆ど無く、共同作業や相互扶助も見られないとの事である。但し僧侶の家族のみは決して一般村民と通婚せず、専ら寺同志で婚姻を結ぶので、その通婚圏は広大になるのである。石川県の山間の農村鳥越村若原の現存せる部落成員の婚姻状態を見ると、一里以内の婚姻率は全体の八四％を占めている。三重県伊賀盆地の農村神戸村の婚姻状況を現戸籍によつて調査整理して見ると（昭和二二年現在）、正式に届出のあつた件数が七五件で、同村内の家の間で行われたものが八件、同郡他村との間で行われたものが四八件、同県他郡との間で行われたものが一一件、他府県との間に行われたものが八件であつて、村内婚は少いが、約七五％が同郡内で行われて居り、残余の二五％中にも同村出身者で婚姻の時に他郡・他府県に寄留して居るものがある事実を考慮すれば、同村の通婚圏が大略同郡内に限られて居る事が察せられる。

兵庫県の農村市野保でも、村民が嫁に行き又来る時には、少し遠方であると「遠方では何か事が起つた時連絡に行くのに不便だから」と云う理由で断り、又余り遠方であれば「遠い所の人は分らない（家柄・人情・血統）から」と云う理由で躊躇する。仲介人となる人も、大体親戚か近隣町村の知人であるから、いきおいその接触範囲が限定されるのである。雪深い為に半年近く移動の抑制される北陸の福井県三方郡三方町向笠部落では、草分けの六人百姓が仲良くやる為に部落内同志の者が結婚を取り結ぶ事を約

束し合つたという伝説がある。亦事実昔から結婚の相手には素姓の知れた部落内の者を選ぶのを良しとし、部落外部の者は余り良く言われなかつたと言う事である。現在でも向笠の老人は部落内婚を主張する者が比較的多い。この理由として挙げられる事は土地の者同志の結婚であれば、祭の時などに招く必要がなく、亦盆や年末の挨拶や子供の生れた時の祝儀等が簡単で済み、経費など軽少で済むというのである。

盛岡市の西方に位する雫石盆地の御明神村なる南・滝沢兩部落の明治五年から昭和二七年迄の婚姻件数を見れば、南部落の部落内婚八・同外婚一二であつて、兩者の百分比は六・六六及び九三・三四であり、滝沢部落は部落内婚八・同外婚一二四であつて、兩者の百分比は六・〇六及び九三・九四である。即ち兩部落共部落外婚が圧倒的に多いのであるが、これは主として兩部落が昭和二七年現在三三戸及び二六戸の小部落であつて、部落内に於て適当な配遇者を見出す事が困難なる可能性の大であるのであるが、部落外婚の地理的分布を検討すれば次の表が得られる。

	南	滝沢
村内他部落	51 45.54%	65 52.42%
隣接三町村	46 41.07%	43 34.68%
盛岡	3 2.68%	3 2.42%
郡内他町村	1 0.89%	1 0.80%
県内他町村	6 5.36%	9 7.26%
県外	5 4.46%	3 2.42%
計	112 100.00%	124 100.00%

これによれば、兩部落共村内他部落との通婚件数が最も多く、隣接三町村が之に次ぎ以下県内他町村・県外・盛岡・郡内他町村の順となつてゐる。今村内他部落及び隣接三町村との間の通婚件数を合計

すれば、南部落にあつては九七件八六・六一％・滝沢部落にあつては一〇八件八七・一〇％となり、兩部落の通婚大部分は兩部落の周辺の狭小なる地域に集中してゐる事が知られるのである。

鹿児島県薩摩郡甕島の漁村瀬々野浦及び燃島は地理的条件にも依るが、約九〇％が部落内婚である。此の甕島の例によつても明らかに示されるように、漁村は一般に部落内婚が頗る高率である。関口・森藤両氏が島根半島中部の漁村六部落・農村一部落・半農半漁村二部落計一九部落に於ける明治初年から昭和一六年迄の全婚姻件数七、一〇六件の通婚地域を、自村落内・隣接諸村落その他の県内・松江市・県外に分類した結果によれば、例外なしに村落外婚は農村に、村落内婚は漁村に多く、半農半漁村はその中間にあつた（関口武・森藤勝元、島根半島中部諸部落に於ける村落通婚圏の問題、地理学評論、第一九卷、第八号、五頁）。

漁村に特に村内婚の多い理由として両氏が挙げてゐるのは、次の如き諸事情である。一、地勢上の制約、これ等の漁村は何れも島根半島の日本海に面する急斜面に僅かばかりの地を求め、些かの舟掛りを唯一の頼りにして、夫々一塊の聚落を形成している。それ故背後の地方から必然的に急峻な山坂によつて遮られてゐるといふ地理的事情の故に、陸地内部の村落との交通は頗る不便であつて、自ら孤立せざるを得なかつた(同、六頁)。二、生業に基づく生活環境の差異、漁村は生業に基づく生産活動の場面を海に有しているに對し、農村は陸地を唯一の頼りとし、これに専ら依存しているので、両者は全く相異した生活環境にある(同、六頁)。三、漁業様式の差異、農村相互間には広汎な共通性が存するに反し、漁村は一口に漁村と称しても、夫々の集団の歴史や伝統を異にし、生活様式・生活手段に著しい差異がある。即ち漁村は同じく漁村でも千差万別である(同、九頁)。四、女性の占める役割の差異、漁村に於ける婦人の担当する仕事は農耕・磯物採集・魚の行商等であるが、これ等の仕事の量は相互に連関しており、農耕地や磯物が多ければ行商の時間的余裕は少く、従つて行商は行われ難い。魚の行商の多い漁村は余剰労働力の存在を意味する。而して漁村の一戸当りの耕地面積は村によつて種々相異し、磯物もその量や繁殖の場所、採集の条件等も亦村毎に異り易い。斯様にして漁村では婦人の担当する役割が自然村によつて相異する(同、九頁)。以上の諸理由により、漁村は決して漁村という一語から想像されるが如き簡單なるものでは決してなく、漁村毎に集団的色彩が特殊化されており、各村落間の差異は顯著である為、通婚は自村落に限定され易く、婚姻件数の六五―七〇%は自村落内の通婚である(同、一六頁)。これに對し農村は自村落内婚甚だ少く、一五―三〇%内外であつて、大部分は周囲の諸村落との間に行われている。その理由としては次の如く五点があげられる。即ち(一)農民は生産の場を土地に有している事、従つてその位置は当然耕作

居住に便利な平地に形成される事となり、村落相互の往来は容易であつて、漁村に於けるが如き地形による制約に基づく位置の隔絶は起り難い(同、一一頁)。(二)生産技術の類同性、農民の生産技術は、その対象が単一(主として米作)であるため一様であり、漁村間に於ける程村落相互の差異は著しくない(同、一一頁)。(三)男女担当業務の共通性、農村にあつては、女子は男子と同様農耕に従事するので、漁村に於けるが如き女子の特殊な担当業務はなく、従つて女性の仕事の相違による通婚の障碍は農村に於ては生じ難い(同、一一頁)。(四)共有財産の欠如、漁村の地先海面の如き共有の財産なく、各自の所有土地の耕作は、殆ど夫々の家を中心として営まれ、漁村に比して村人の共同労働が少い(同、一二頁)。(五)上下の甚大な差異、漁村では共同労働が多いので、貧富の差異が小さいが、これに反して農村では親方・地主・小作等の貧富の差異が大であり、上層は特に婚姻に格式を重んずる(同、一二頁)。以上の諸理由が、明治維新以来村落を単位とした古い村落有機体の解体を促進した。これに對し漁村では上記の諸条件が障碍となつて、此の氣運が阻止され、従つて村落有機体の崩壊は農村より遅れるに至つた。尚注目すべきは、村落有機体の崩壊が急速に進捗した農村にあつては、その通婚は殆ど近隣諸村落にその大半を負つてゐるという事である(同、一三頁)。半農半漁村は兩者の性格を併有するが故に、通婚圏も兩者の中間に位するのは勿論である。以上両氏の所論は略々正鵠を得てゐると言われよう。農村にも入会林野その他の共有財はあるが、それに於ける村人の生活の共同は地先海面に於けるその程多くはない事は認められるであろう。併し乍ら以上の外にも猶附加されるべき事情は種々あるであろう。例えば上述の如く、漁村に對しては漁民を劣等視する先入感が農村に浸透しているので、漁村との縁組は嫌悪され勝ちであつた事の如きも、その一つである。

島根半島中部の漁村に於ける部落内婚は、関口・森勝両氏の作成せる通婚表によると、平均六七・一%を示している。これに對して、近隣農村諸部落(一里以内)との間には平均九・九%の通婚しか見られず、松江市との間にも僅かに五・一%があるにすぎない。けれども右の如き漁村の近隣村との通婚の少い傾向は、漁村の遠隔地域との通婚を助長する有力なる一因となる事は見逃せない。即ち此の地方の農村に於ては隣接部落四三・七%、近距離部落二六・二%に次いで部落内婚が多く、二二・二%であり、然

前浜新田の通婚

距離別	期間別 実数と百分比	明治	〃	〃	大正	昭和	計
		一〇—二四	二五—三九	四〇—一〇	一一—一〇	一二—二六	
三里以内	自字内	8	14	6	10	14	52
	%	13.1	18.9	8.7	10.8	10.1	11.9
一里以内	実数	36	37	38	50	78	239
	%	59.0	51.1	54.0	54.6	55.2	54.8
一里—三里	実数	11	14	14	16	24	79
	%	18.0	18.9	20.3	17.2	18.2	18.1
計	実数	55	65	58	76	116	370
	%	90.1	88.9	83.0	82.6	83.5	84.8
三里～五里	実数	3	5	2	1	7	18
	%	5.0	5.7	2.9	1.1	5.0	4.2
五里～一〇里	実数	2	2	6	8	11	29
	%	3.3	2.7	8.7	8.7	7.9	6.6
一〇里以上	実数	1	2	4	7	5	19
	%	1.6	2.7	5.4	7.6	3.6	4.4
計	実数	61	74	70	92	139	436
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

伏見屋外新田の通婚

距離別	期間別 実数と百分比	明治	〃	〃	大正	昭和	計
		一〇—二四	二五—三九	四〇—一〇	一一—一〇	一二—二六	
三里以内	自字内	0	4	5	0	0	9
	%	0	10.8	12.5	0	0	5.6
一里以内	実数	19	23	20	14	13	89
	%	61.4	32.2	50.0	66.7	41.9	55.7
一里—三里	実数	9	2	6	4	7	28
	%	28.9	5.4	15.0	19.1	22.6	17.5
計	実数	28	29	31	18	20	126
	%	90.3	78.4	77.5	85.8	64.5	78.8
三里～五里	実数	1	2	1	0	3	7
	%	3.2	5.4	2.5	0	9.7	4.4
五里～一〇里	実数	2	2	2	0	3	9
	%	6.5	5.4	5.0	0	9.7	5.6
一〇里以上	実数	0	4	6	3	5	18
	%	0	10.8	15.0	14.2	16.1	11.2
計	実数	31	37	40	21	31	160
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

も特筆すべきは、県外が僅か二・四％の通婚を有するに過ぎないけれども、漁村に於てはこれと反対に、県外との通婚は農村のそれより多く、八・四％を示しているのである。斯かる現象は、漁村にあつては県外進出者が農村に比し多数である傾きのある事に基づくと思われる。凡そ漁村に於ては、生活の場が海上であり、板子一枚下は地獄式の絶えざる危険を有するので、漁人の気質は自ら勇敢であり、彼等の進取の気象は旺盛である。加うるに農村の収穫物と異なり、漁村では漁獲物の予測が立ち難く、漁閑期・不漁期等には生活の脅威を感じる場合が稀ではない。しかも漁民は農民に比して土地への固着性が弱い。斯くて必然的に漁民人口の遠隔地域への流出が多くなるのである。此の傾向が農村よりも強い事が、両種村落に於ける県外通婚件数の差異となつて現われたのである。

一般に部落内婚は時と共に漸減の傾向を示すと共に通婚地区の範囲が除々に拡大して行く傾向が看取されても其変化たるや微々たるものであり、部落と都市との中間地帯との通婚の率は大体に於て固定して居ると言われ得る。いま開放度の高い郊外村なる愛知県碧南市前浜新田及び伏見屋外新田の両地区の通婚件数を各地域からの距離の差に従つて分類せる表を掲げれば次の通りである。

右の両表によつて、総じて自字内通婚数の少く、且それが又年と共に漸減している事が知られる。一里以内は断然他を引き離して多数を占め、六〇%附近を示し、時代の推移と共にこれが遠距離へと分散していく傾向にあり、一里から三里迄には特殊例を除いて二〇%前後を示している。而して何れも三里以内が圧倒的に多い。これによつて現在碧南市内に含まれる各町村及び矢作川を距てた幡豆郡平坂・西尾等を含む大きな三里以内の範囲の通婚圏が形成されている事が明示される。又五里から一〇里迄の婚姻に於て新田六%前後を占め、外新田一〇%前後であつて、外新田は一〇里以外に於てより多くの通婚がなされている事を知るのである。即ち同地では明治一〇年以後に於て急速に五里から一〇里迄及び一〇里以外の通婚が増加を示している。両新田を比較対照的に見てゆくならば、外新田に比して、自字内通婚が減少して一〇里以外通婚が増加しているという点に特色がある。斯うして特色を生んだ外新田そのものの特殊事情としては、自字の自給性に基づく封鎖性が新田に比して少い事、外新田はその位置よりして交通の便に富み、外界との接触面が大であるという二点が挙げられる。又各時期を通じ隣接町村との通婚即ち一里以内婚が多く、平均五八%前後を示している事は、これ等の町村の住民の所有耕作する土地が交錯して居り、生活必需物資の購入に於ても隣接町村間の交渉が繁い事等から頷かれると思われる。

此の様な三里以内の固定的通婚圏の外部との間に行われる通婚は、此の圏外にある都市に出稼ぎその他の為転出せる者によつて行われるものや、又漁村にあつては、出漁先の宿に滞在中親しくなつた女を妻とするが如き場合と、村落民中最も上層に位する家が、外部の同等の家との間に行うものとの何れかに属するものが多い。此の事は村民の直接乃至間接に接触交渉を有つのが右の固定範囲内に限られ、此の範囲の外の家に就いても人に就いても知る事少いと共に、此の範囲内に於て適当な配遇者を見出し得る事、また通婚した家族の間には種々の交渉が続けられるを常とするが、斯かる交渉も右の圏内に於ては容易であるが、これの外部との間には容易でなくなるが故に、特に勝る条件のない限り此の通婚圏の外と縁組する必要があるにもよる事は、上記兵庫県市野保の部落民が遠方婚を忌避する理由からも察知される。ただ上層に位する家は同様な身分乃至家柄で婚期にある子供を有つている家が、此の圏内には充分に存在しない為に、配遇を此の圏の外に求めるを必要とする場合があつて、此の範囲の外にその通婚圏が出るのであろう。

右の如き村落の通婚の基底をなす地域の一定せる範囲は、我が国村落にのみ見られるものではなく、中国の中部にても養蚕業を中心とする数ヶ村の通婚圏

があり、之も略々三里以内である (Hsiao Tung Fei: Peasant Life in China

一九三九年、五二頁)。又北支那に於ても、日本の三里以内の圏内に於て全通婚の約八〇%は行われると云う(池田義祐、農邨通婚考、大谷学報、第二二卷、第三号、九九頁)。印度に於ても奥地では隔りを共にする村々がまた婚姻を

共にするとうり (D. Sanderson : The Rural Community 一九三二年、三五六頁)。欧州に於ても例えばポーランドの如きには、現今も猶村内婚を原則とする農村が見られる。斯くの如く通婚が狭い一定の地域に限定される事は、人間の移動に対する政治的制限や、交通の障碍の多かつた古い時代に於て、特に著しかった事は言うまでもない。中世欧州に於ては、地域を異にする農民を

結合する交通の紐帯は何等存在しなかつたので、殆どあらゆる村々の農民は独自の人種となつたが、斯くて生ぜしめられた夫々の型を隣接民と混合することはなかつた (O. Bauer : Die Nationalitäten und der Sozialdemokratie 一九二四年、三七頁)。

田舎では姻戚間の交際は通常三代間頻繁に行われ、三代を過ぎると往来接触は次第に回数を減少するが、三代の間は婚姻によつて結ばれた家族の間には、冠婚葬祭はもとより不時の災禍や祝賀等に於ける訪問から、経済的扶助等に及ぶ極めて親密なる交りが続けられ、特に結婚によつて生家を去つた者及びその子供は、生家との距離の小なる限り、正月・節句・彼岸・盆その他事ある毎に生家を訪れる。その折に婚家と実家との間に贈答が行われ、訪れた者は日帰りの場合もあるが、若干日滞在する場合もあつて、両家及び夫々の周囲の家との間の接触が種々生じ、それだけ両地区が相互に向つて開かれるのである。奈良県昭和村池沢では婚出者が実家に帰るのは年に五、六回である。即ち結婚が若し年末に行われたとすれば、二月に一回・春に一回・お盆・祭・正月等各一回程里に帰るのである。大抵の場合は夫婦同伴で帰る。帰る時は必ず土産物を持つて帰る。子供が親の実家にお客に行くのも年に五、六回程度である。泊つて近所の子供と友達になることもある。時としては近所の子供が又次に訪ねて来るのを待つている場合もあつて、非常に仲がよく、その子供達が大きくなつてもやはり湊する事なく友達で、村祭に客に來た時等も太鼓を担いでくれと言つて來ることもある程で、相互の交りは頗る濃やかである。広島県安佐郡飯室村でも所謂「里帰り」が婚姻後相当年数の経つた後迄行われる。昭和二年一ヶ年に於ける里帰りの回数調査の結果は次の通りである。即ち一回八人・二回一八人・三回七人・四回五人・五回一六人・六回五人・七回一人・八回一人・九回一人・一〇回七人・一一回一人・一二回一人・一三回一人・一四回一人。これを平均すれば一人当り年に四・七回となるのである。熊本市外の中緑村でも嫁した婦人が実家に帰るのは、村内婚村外婚の別なく正月・三月及び五月節句・盆・一〇月祭礼等年に四、五回である。その際は夫婦同伴で訪れる事が多く、別に特定の土産物という程の物も無く、又殆ど宿泊する事もなくて日帰りする方が多い。遠距離に縁附いて居る者は大体盆・正月位に二・三日泊りで帰つて來る様である。栃木県上河内村上田の姻戚との交りも略々同様である。即ち結婚後間もない間は近い所で一年間に四、五回遠い所で二、三回程度嫁が実家へ歸つて來る。この回数は年を経るに従つて減少して行くが、歸らなくなるといふことはなく、少くとも一年に一回程度は歸つてゐる。歸るのは正月・盆・節句・氏神の祭日等であり、嫁に來て暫くは婿の親・兄弟或いは婿自身が送つて行く。滞在す

る期間は大体二泊三日程度であり、三泊・四泊となると叱言を言われ、弁解を必要とする事になる。子供が親の実家に親について行くのは、年齢によつて異なるが、幼児は母親が実家へ行く度毎について行く。小学校へ通い始めると、学校の休日の都合等もあつて、大体年に二回程度となる。従つて盆正月等が多くなる。近距離の場合には度々来る上に滞在日数が多くなるので、近所の子供達とも馴れて遊ぶが、遠くの場合は来る回数も少く、また滞在期間も短い為に、馴れない場合もある。

中国に於ても同様に、婚姻は男家と女家並にその親族同志を結び附ける紐帯であつて、極端に男系親を尊ぶ中国にあつても、男家と女家との関係が家族関係に色々な影響を及ぼす。子供が出生すれば女家は子供にとつては母家となり、親密な関係の結ばれる事は、他の社会と変りはない。古代ロオマに於ては一旦嫁して他家の者となり、その家の祖先神を礼拝するに至つた者と実家との間の親族関係は断ち切られたと言うが、斯くの如きは父権を絶対的ならしめたロオマの特殊事情に基づく例外的現象である。斯くの如く通婚は之を行う家族間の交際に於て人及び物が村落を出入する事を持続的ならしめるものであり、此の通婚に村落外との間に行われるものが少なからず存在する限りに於て、村落は通婚による開放を自己の構成要素とすると言わなければならない。上述の如く村の上層の通婚の範囲は他層のそれよりも広いのが通例であるが、同様の事は村民の交際の範囲に就いても認められる。交際の地域的広さ乃至交際圏は慶弔に往来する人々の地域的分布の測定等によつて知られ得るが、富山県西礪波郡植生村植生で、昔十村という大庄屋の如き職を勤めていた家の葬儀に参加した人々の居住地域を見るに、村外からの香典持参者は一〇九人であるに對して、村内の者が僅か一四人である。而して香典を出す範囲が、自作農たる高持百姓以上にのみ限られている事は、彼等の身分層までがその経済的能力を有するに止まつた事を物語るものであつて、この地では頭振りと呼ばれる小作人は、慶弔の正式な交際さえ普通には出来なかつた事を思わしめると共に、下層民の交際範囲の狭かつた事をも推定せしめるのである。同県婦負郡神保村千里に就いて見るも、地主の間でも三〇町歩を所有していた某氏等は、近隣村落は勿論県内各所に知己を有ち、他村にも勢力を及ぼして、接触交渉の地域的範囲は頗る広かつた事が知られる。

一三 行政機構及び教育と開放

以上によつて村落は高度の封鎖性を有する反面に、また或程度の開放性をも併せ有する事、而して此の開放性は無限定なるものではなくして、その度に於て又交渉の及ぶ地域に於て一定の限定の下にあるものなる事を明かにしたが、斯くの如き封鎖を基調と

して限定的開放を伴う村落の構造は、現代に至つて大なる改変を蒙り、村落を出入する人及び物はその量に於て増大し、質に於て複雑を加え、移動範囲に於て広大となり、封鎖性に対して附随的なりし限定的開放は、今やその被限定性を大いに減じ、封鎖に対する従属的地位から並位対立の地位に上り来つた。此の村落構造を根底から改変せんとする開放性を促進支持する因素は種々雑多であるが、その一は政治的変動であつて、近代国家の發展に伴う国家機能によつて、人間の移動が急激に増大した。封建制度の崩解と共に転住及び転職の自由が認められ、交通に対する封建的障碍は撤去され、貨幣制度は全国的に統一されて、人間の国内に於ける移動は容易且安全となつた。更に国民皆兵の制度によつて、壮丁は何れも封鎖的村落の圏外に出て、若干年を暮す事が義務となり、教育の統一によつて、外来者との接触交渉も言語その他の点に於て容易となると共に、高等教育機関の発達につれて、村落を離れて遠く都会に遊学する者も現れるに至つた。他方国家行政の地域的組織としての町村地区の設定によつて、従来村落として最高度の生活の共同と統一性とを有していた部落乃至大字を、町村なるより大なる統一体内に編入し、此の町村の住民をしてあらゆる生活の領域に於て協同せしめ、町村の各種団体に町村の住民をして齊しく構成員として参加せしめるに至つて、町村地区が今や村民の拡大された生活地域となり、各町村全体の事柄や村民に共通なる利害と関心とが著しく増大し来つた。

小中学校乃至青年学校の管区が行政町村を単位としている事によつて、此の行政区劃としての村落内の人間の移動交渉を、極めて頻繁密接なものとした一事によつても、町村制の影響は十分に明らかである。同一小中学校に就いて見るも、学童のみならず、入学式・卒業式・運動会・学芸会・父兄参観日・PTA会合・各種講演会等々に於て父兄お互の接触交渉も少くない。又同一学校に於て六年乃至九年間共に教育を受け、友達として親しく交つた者が、各部落の構成員となつていたのであるから、卒業の後も彼等の間に所属部落を越えての交渉の続くのは当然の事である。又行政村が行政上一つの単位をなしているところから村会・民生委員会・婦人会・消防団・農業協同組合等々が、夫々村役場に本部を置き、各部落を連絡し、夫々の協議会や総会その他の催しに際しては、各部落から関係者が全て役場や学校乃至事務所等に参集し、行事を共にするのみならず、屢々茶菓や酒肴をも共にするのであつて、これ等全ての会合や行事は、自然村としての部落を同村内の他の部落に向つて開放するところあるは言うまでもない。最近教育の改新に伴つて設けられた新制中学校は、行政村若干の合同経営のものが多く、更に高等学校も準義務制のものと呼ばせられるが、数ヶ村を単位とするものが多い。此等の学校への通学距離は大となり、自転車・バス・通学列車等を利用する必要に迫られる。岡山県の農村香々美南村から津山市の高等学校迄二里以上の道のりがあり、徒歩通学者は皆無で、自転車通学八〇%・バス

通学二〇％である。斯くの如く通学圏の拡大する事は、同一学校に集まる他の町村との交渉の増大と並行し易く、生徒や卒業せる青年が、自村と他の町村と接触交渉を増進せしめる媒介をなし易いのは自然である。最近流行のスポーツの如きも、一村単位の競技は殆ど見られなくなり、村対抗郡対抗のものが主であり、各村の青少年が挙つて競技場に参集し、他村との接触は頗る多い。又小中学校の運動会には他村の小中学校を招待し、招待を受けた学校は多数の生徒を連れて参加する。同様にして或学校で催される講演会の如きにも、周囲の数ヶ村から聴講者が集る。此の様な開放の傾向は娯楽の方面にも行き亘つて、岡山県苫田郡等では碁や将棋等の村対抗の競技さえ行われるという。斯うして村民の生活空間が村外にまで拡大されるにつれて、此の拡大された空間の利害が、自己の利害と合致し易くなるので、此の空間にある他村への関心・同情も自ら深まり、一村の災害や特殊事業例こば架橋の如きに対し、周囲の他村から金品や労力の援助が提供される事が多くなつて来た。上記岡山県香々美南村の昭和二三年の災害には、村外から多大の金品の援助があり、又同村は隣村大野村の橋の修理改善に相当多数の人夫を動員して協力したが如きはその一例である。福井県向笠部落には小学校の分校があるが、中学の三ヶ年は義務教育とされるに至り、三方町に三方中学校が設立され、向笠の児童はこの三方中学に通う事になつて、現在（昭和三〇年一月）四一名（内男子二三名、女子一八名）の生徒が通学している。これ等の生徒の内約五〇％は自転車で通学している。この事實は向笠部落の封鎖性・開放性にとつて極めて重要な意味を有つものと考えられる。即ち向笠の子供達は戦後の新教育制度によつて、三方の中学に入るようになった事により、隣接せる村落から通学して来る生徒と交渉関係を有つに至つたのであり、これによつて、向笠の開放性は一段と高まる要因が作られたと云えよう。又三方には定時制の高校がある。現在、向笠からこの高校に通学している生徒の数は五名（男子二名・女子三名）である。この学校は週に四日が出校日であり、農繁期には休校する。亦小浜市にある若狭高校に通学している生徒は二一名（男子七名・女子四名）である。この外小浜水産高校に一名通学している。これ等新制高校への通学も戦後の事でもあり、通学生の数も戦前の中学生の数より多いのであるが、彼等も矢張り向笠部落の社会構造や村人の行為様式に可成りの影響を与えている。例えば、高校への通学生の増大とこの地の青年団との関係に就いて次のような声も聞かれた、「青年団の活動には区（部落）の大切な行事と密接な関係のあるものがある。例えば区の共有林の境界の見廻りは青年団が行うのであるが、若い人達は青年団の斯うした活動に従事する間に区の色々な事柄について具体的に知り、又いろいろの訓練を受ける。つまり、区の青年団の活動は一種の教育的機能を果している。けれども最近若い人々に高校への通学者や通勤者が増加して、勉強する必要があるとか、忙しいとかの理由の下に青年団

の会合に出来ないようになった事は歎わしい」云々。

次に山村に眼を転ずれば、滋賀県の山間部落甲賀の小学生は、一年生から四年生迄は北隣の曲谷にある分教場に通い、五・六年生は南隣の吉槻に通学する。併し冬期は積雪の為吉槻迄の往復が困難であり、五、六年生も冬期だけ曲谷分教場に収容される。此の分教場に居る先生は二名で、冬季には此の二名が一年から六年迄の生徒を教えるのである。中学校は吉槻にあるが、之が東草野村全体の中学生を収容している。此の中学校への甲賀からの通学生は二三名である。新制高校は虎姫にあるが、下宿する必要があり、通常の部落民の子弟で高校に入学する者は無い。只寺院の子女が入学しているのみである。斯くの如く現在でも山村の教育による開放はなお大なる限定の下にある。小学生の転出入が絶無であるのも、此の部落の封鎖性の大きな事を示すものであり、戦時中唯一人の疎開者もなかつた事とよく対応合致する。

村落を含むより広い行政単位即ち郡府県・国家等の機能が増加し整備されるにつれて、これ等村落と上級官庁との交渉に於て、村落を出入する人及び物が増大する。例えば巡査・教師等が交替し乍ら或期間づつ村内に在住する事によつて、村民は自分等とは出身職業を異にする特殊な外来者との接触交渉を常任的に有つ事になる。諸種の技術員が村内に派遣される事によつても同様であり、農事の改良・新作物の栽培・蚕の飼育等々に関して、此の種の事は各地に屢々ある。兵庫県の農村有年村では煙草の栽培の技術的指導が厳格に行われ、専売局から指導員が派遣されて、耕作者は専らその指図に従う間に、両者の間に種々接触が重ねられる。社会教育その他に於ける上級官庁からの働き掛けによつても、新たなものが村内に齎らされる事が少くない。青森県の山村山形村大川原の如く一年の半分は雪の下に冬籠りをしている東北地方の僻村にも、地方事務所から派遣されるナトコ映画の会は、年に五乃至六回農閑期に開催されている事は既に指示したところである。その際映画と一語に時事問題その他に関する社会教育の為の講演等が行われる事もある。但しナトコ映画が来る様になつたのも、昭和二五年からであり、それ以前に於ては此処に外部から来る催物は全く無かつたのであつて、この事は社会教育等による村落の開放が、近年僻地の山村にまで行き亘りつつある事を物語るものと見られよう。同様の事は九州の漁村に於ても認められる。例えば宮崎県東臼杵郡南浦村嶋野浦でも延岡市の中学校に入学しているものがあり、漁業会は漁業に関する講習会を開いて講師を外部から招き、之によつて機関士の免状を得た者も幾人もいる。又女子の為に啓発的な講座の開かれる事もある。同県の東南端都井村宮之浦となると、水産業や農事に関する研究会はあつても、外部から講師を招くには至らないが、村の社会教育課の時々催す映画会には部落民は挙つて見物に行くのである。

一四 交通・通信の発達と開放

「西洋のあらゆる部分に於て、実に西洋文明がその影響を感じしめつつある所は何処に於ても、技術文化特に輸送と通信の手段に於て増大しつつある機械化が、田舎の地域集団の生態学的状況に根本的な変化を生ぜしめた。社会関係の比較的安定した状態及び経済的・社会的・文化的自主性から、農村共同体は村落間・地方間の接触及び相互依存の高度に変動し易い状況に投げ込まれた。此の状況に於てそれは工業・生産・商取引及び都市生活様式によつて、高度に支配される大規模社会の一部分になつた」と言われるが、(P. A. Munch: *The Peasant in Norway, A Study in Class and Culture, The British Journal of Sociology* 第五卷、第一号、六三頁)、斯くの如きは西洋のみの事ではなく、我国に於ても明瞭に認められるところであつて、近代に於ける我国の交通々信の技術及び機関の発達、村人をして隣村落やかなり遠い都市に迄、売買・娯楽・教養等々に出向くことを容易にし、産業技術の発達による村落民の労働時間の短縮と相俟つて、村落の開放に対して根本的な促進を与えるので、此の事の実態を各地の村落に就いて一瞥する事とする。先づ道路の改善を見るならば、都市に近い平野を走る国道県道等には頗る完備されたものが少くない。奈良県金橋村雲梯では「旧道」と称する幅八尺の道路が、村の中央を東南に彎曲しながら走り、大正二年に完成された幅二間の県道が村を鍵型に囲んでいる。これ等の道路はトラック・三輪車・荷車等が自由に通過出来る。此の道を以前にはバスが通つていたが、電車・自転車等の発達に押されて乗る人が減り、終に廃止になつた。丁度矩形に交叉した四本の電車線路の中心に此の村は位し、一〇町乃至一五町の距離に電車線路が走つていたので、部落外との交通は非常に便利である。兵庫県の市野保に於ける道路の状態を見ても、部落内を東西に通る道が最も広く従つて又重要な役を有つて居る。これを村民は中道なかつちと言つており、幅は約二米の村道である。此の中道は小型自動車を通れる位の道路である。之以外の部落内の道路は全て部落道で、皆此の中道を中軸として居り、中道の北と南に同じく東西に通ずる二本の道が走り、共に村の屋敷地より東方を南北に走る村道と交錯し、更に東に行つて南の道は隣部落段之上に通じ、北側の道は東から北に転じて新宮町に通ずる。此の二本の道路は道幅約一米五〇糎程である。村内の他の道は家と家との間を通り、何れも道幅約一米である。部落内の道路で砂利を敷いて補装してあるものはない。

右の市野保の例によつても知られるように、平坦部の農村でも道路の整備は未だ頗る不十分であるが、併し全国到る所に道路の新設・拡張は進められつつあつて、辛うじて人馬の通い得るのみであつた山間地帯にも漸次車輛運搬の便が開けつつある。奥羽地

方の北上山系内の端部部落の如きは、村役場の在る下戸鎖迄約一里半の間には人家も無い山奥に孤立しているが、昭和八年の道路拡張によつて部落の中央迄トラックの乗入れが可能となると共に、木炭の搬出が容易になり、爾来製炭業が勃興して、部落の中枢産業となるに至つた。滋賀県神崎郡永源寺村政所まんどころにとつて現在最も重要な交通路は、西南方愛知川えちに沿つて通ずる道路である。此の道路は大正中期以後、従来の狭隘な道路を発電所の開設或いは又木材の搬出等の必要に應ずる為に拡張したものであるが、其の拡張の目的或いは意図が何れに在つたにもせよ、此の道路の拡張が政所に齎した影響は見逃されてはならない。即ち此の道路によつて政所は外界に開放され、物資の移出入が増加した事が、政所に物心両面に亘つて大なる変化を与えつつあるのである。此の政所の例によつても知られる如く、山村の道路の発達は電源開発によつて生じ、木材の搬出によつて支持強化される場合が頗る多い。奈良県大塔村篠原は十津川の支流舟の川の上流海拔約六〇〇米の山間部落であるが、往時は主として一一五五米の川瀬峠を越え、和田を経て下市に三日を費して往復していた。四里の距離にある阪本にダム工事の為に索道が通ずるに及んで、阪本との往来が多くなつたが、それが為には海拔一一〇六米の高野辻を越えねばならなかつた。次いで昭和の初期に約二里の距離にある和田にトラックが通うに至つて、再び川瀬峠を越えて和田との間を幅員二米の道路によつて往来した。昭和七年以来ダム工事の為辻堂にトラックが通う様になり、再び高野辻を経て辻堂に出る道が主として利用されることになつた。昭和一二年頃になると、水力発電の水の取入口を篠原に建設する為に、篠原までダム資材を運搬するトラックの入り込む必要が生じたので、大正一一、三年頃、十津川に沿う宇井迄開通した巾二米の村道が、宇治川電気株式会社によつて改修され、爾来此の道路が主要道路として利用されて居り、之は昭和二四年七月七日に県道（篠原―五条線）に移管された。此の道路は更に部落の対岸を通つて山中の「なめら」に至る八軒の林道に連なり、木材搬出及び一般交通に重要な役割を果している。現在此の道路は道幅三米の砂利道或は無舗装路であつて、大型トラックが辛うじて通行出来るが、すれ違ふ事は特別の地点以外では不可能である。又曲折が頗る甚しく、見通しのきかぬ場所も多くあるが、上下は著しくなく、勾配は篠原（五八〇米）から隣部落惣谷（六二〇米）へ向つて少々上りとなり、惣谷まで自転車で往三〇分、復二〇分である。雨期の泥濘の程度はそれ程甚しくはない様であるが、崖崩れの可能性のある箇所はある。

更に一例を四国脊梁山脈の北側に位する愛媛県柳谷村の茗荷にとれば、松山・高知を結ぶ国道二三号線通称土佐街道の開通したのは明治二三年である。此の国道に臨む落出は柳谷村の役場の所在地であるが、此処で面河川に合流する黒川の急流に着目した伊

予電鉄によつて、黒川第一発電所が落出に隣接する川前部落に建設されたのは、明治四三年であり、此の時落出から黒川沿いに西谷方面に連絡していた二尺幅の道路が発電所迄拡張補強された。此の道路を一部として大正五年に落出から右脊梁山脈の南側に在る隣県隣村の檜原村ゆずはらに黒川沿いに通ずる県道檜原線が完成したが、此の県道は幅員六尺に過ぎず、しかも茗荷の聚落から十余町の南方を通るものであつて、茗荷は当初極めて狭い林道によつて此の県道に連絡されていた。大正一一年及び同一二年に黒川第二第三発電所が建設されたが、此の際にも県道が修理補強されたのは勿論である。昭和三年に更に黒川第四、第五発電所が建設されるに當つて、県道の一二尺幅への拡張工事がなされ、昭和一八年に至つて茗荷を県道に結ぶ林道が部落中央から県道迄約一八町拡張された。之が現在の茗荷新道であつて、之によつて茗荷迄荷馬車・牛車は勿論トラック迄通うことになつたのである。此の新道に続き聚落の果てから茗荷の一部である帛地きじ迄の三軒の道路木地線は、牛馬が荷をつけて辛うじて通り得る程度のものであり、帛地から隣村弘形村くまやう豊久・河口に出て土佐街道に連絡する迄の間の林道は、一四〇〇米以上の高い峯を越え、幾度か上下蛇行しつゝ八軒の距離を行かねばならない。従つて此の山道は牛馬も通り得ず、精々焼畠耕作者が利用するのみであつて、国道との連絡には殆ど全く利用されない。斯くの如く道路状況は僻地になる程未発達であり、山村には今も猶車馬を通ぜぬ所も少くないのである。

漁村も亦近時道路の改修が進みつつある。宮崎県都井村宮之浦の如きも部落の人々は陸の孤島と自称しているが、福島市から役場所在地なる都井を経て蘇鉄の自生地として有名な都井岬に通ずる観光道路が戦後の観光熱の抬頭に伴つて建設され、之に宮之浦は一本の道路によつて結ばれ、此の道路は宮之浦からは直ちに背後の峠にかかるので、急激に蛇行し且傾斜が激しいが、部落にとつては最も重要な道路であるから、時々道普請が行われ、車馬の交通は自由である。同時に長さ一四〇米の墜道による隣りの本城村との最短距離の道路建設工事も進行中である（昭和二六年現在）。

伊豆半島の西南隅の漁村妻良から下田・松崎を結ぶ県道に下賀茂で達する旧道は、幅約一米の山道で、概して峯伝いであり、二〇〇米以上の高き所もあつて、急傾斜を上下する険坂が多く、荷車・馬車の通行も不可能であつた。他方北方の隣接村子浦に達する道路も亦標高八〇乃至一二〇米の地点を通る幅員一米の細径であり、坂を上下せねばならなかつたので、「妻良の七坂子浦の八坂、西洋普請で崩したい」という俗謡があつて、今に伝えられている。妻良から南豆の中心都市なる下田町迄一八・五軒であるが、此処に達するのに凡そ六時間を要し、一日で往復する事は不可能であつた。明治三四年に標高一〇〇米及び一八〇米の両地点に、長さ約七〇〇米及び七五米の二つの墜道が開鑿されて、翌年下賀茂迄の新道が通じた。此の新道が子浦に延長されたのは、昭和一〇

年に長さ約九〇米及び六〇米の二つの墜道が開通してからの事である。この県道は更に東に延びて下小野で上賀茂・下田に通ずる国道に合する。これ等の新道は幅員五米弱の県道であつて、砂利を敷きつめて雨期の泥濘化を防ぎ、車馬の交通に支障の無い程に整備されているとはいふものの、部落が山地に囲繞された海岸に位置しているので、東南に向うものは、略々直角をなす八ヶ所の曲折を経て標高約一五〇米の地点を越えねばならず、北方は四ヶ所の曲折を経なければならぬ。又新道以外の道路は旧態依然として改まらず、南方吉田部落に通ずる道は、広い所で一間余り、狭い所は一米程の山道であり、最大勾配一五乃至二〇度で、車馬の通行は不可能である。旧三浜村に共に属していた子浦の北の落居・伊浜等に通ずる路も、幅一米程の細径である。

次に乗り物に就いて見れば、明治末期から始まる自転車の普及は大正中期頃から急速に進み、これがまた夫々の村落と隣接町村との接触交渉を躍進的に容易にした。岡山県香々美南村では自転車を各戸一台の割合で所有し、二台以上所有する農家は二〇%ある。五貫迄の物は自転車で運ばれるとの事である。同村の津山方面に連絡するバスは一日三往復であるが(昭和二五年現在)、村民の自動車利用者数を農閑期(四月一日—一八日)農繁期(一〇月二〇日—二月六日)に就いて調査した結果は次の如くである。

農 繁 期		利用者数		農 閑 期		利用者数	
月	日	上り	下り	月	日	上り	下り
10月	20日	6	10	4月	1日	7	18
	21	4	11		2	8	17
	22	7	14		3	14	25
	23	9	13		4	23	34
	24	2	9		5	15	20
	25	3	6		6	4	7
	26	1	7		7	8	14
	27	2	15		8	9	13
	28	1	6		9	7	18
	29	3	4		10	13	25
	30	2	4		11	14	27
	31	1	3		12	2	13
11月	1	2	4		13	6	12
	2	3	2		14	4	17
	3	4	4		15	11	17
	4	2	7		16	8	16
	5	1	3		17	11	15
	6	7	3		18	6	13
計 18 日		60	125	18日		170	321
1 日平均		3	7			9	18

岩手県の北上平野の西に連なる低い山脈と奥羽山脈との間に広がる雫石盆地の西端に位し、水田耕作を主とする御明神村は、盛岡秋田両市を結ぶ秋田街道によつて貫かれ、北と南とに隣接する西山・御所両村に通ずる道路も秋田街道と等しく三米以上の幅員を有する。秋田街道は東北地方に鉄道が開通して以来は利用が減り、奥羽山脈を越える部分は現在廢道と化している。同村の西南端を占める南・滝沢両隣接部落は戸数計五八戸に対し、自転車数計三七、荷馬車計一三、リヤカー計一四であるから(昭

和二八年現在)、自転車は一・五戸に一台、荷車は四・五戸に一台、リヤカーは四・一戸に一台の割合であり、これ等諸車の普及率は低くはない。但し御明神村には昭和二八年には未だバスは通ぜず、又冬季には寒冷な日が続ぎ且降雪量が多くて、三ヶ月余りに亘つて冬籠り生活を余儀なくせしめられるので、その期間は上掲の交通機関も使用不可能になる日が少くないが、斯かる場合には殆ど各戸が有つている馬櫓が運搬機関となる。右両部落共トラックは無いが、これは部落内の道路はトラックを通過せしめるだけの幅員がない事にもよる。併し両地区の西端にトラックが入るので、トラックが必要の際は此の地点迄荷物を搬出してトラックに積み込むのである。

次に山村に就いて見れば、長良川の上流に沿う岐阜県美濃市洲原は、山林が全面積の八割を占めている山村であつて、民家や耕作地は全て長良川沿岸一帯に在るが、本村の南北両端には越美南線美濃洲原駅及び板取口駅があり、又県道四一号、一三六号線が村の道路の基本をなし、県道はバスが一日六往復している。本村と美濃町・岐阜市方面との間は、現今では村内の生産物や消費物資が全てこれ等の県道・鉄道を利用して運ばれるのである。同村の総戸数は五四三であるが、汽車以外の運輸機関の種類及び台数を挙げれば、自転車五四八台・軽二輪四台・トラック四台・オート三輪二台・リヤカー一二台・荷車二七六台である(昭和三〇年現在)。右によつて明らかな如く、峡谷に発達した本村でも自転車は平均一戸当り一台はあるが、これは村民が専業として農業に従事する事が出来ない為、美濃町・関市方面への通勤者が多い事と聯関しているのである。上述の如く奈良県篠原から十津川沿いの国道迄出る県道は上り下りが著しくないので、この道路が大正末期に整備されるに伴つて、三台の自転車が入込み、昭和初期七台、中期一三台と増加して行き現在では四五台を数えている。これは大体三軒に二台の割合である。篠原は十津川の谷から支流「舟の川」を三里遡つた所に位するので、初め木材を出すには舟の川を利用した。川の所々に木材を積み草や苔を詰め泥を塗つて流れを堰き止めて、水を湛え木材を浮べ、堰の中央に出口をあけて水勢を強くして木材を流下させた。これを「管下し」と呼んだ。然るに上述の如く昭和一〇年に宇治川電気株式会社は舟の川の水を他に導いて発電に用いる事に決し、篠原に水の取入口を設けた為に、舟の川による木材の搬出は不可能になつたので、篠原はこれに対する補償金を取り、その金で十津川の岸迄の道路の改修を行つて、昭和一二年にトラックの道路が出来上つたのである。現在篠原の奥で木材会社が伐採搬出を行つて居り、日に五、六台のトラックが三〇石内外の木材を五条方面に搬出している。此の様にトラックが通うようになると、これが重要な交通機関となつて、今では村人はこれに便乗して五条方面へ出かけ、又五条からの帰途も同様にするのである。トラックの運転手と村民とは顔見知りの者が

多く、五条まで便乗するのにバス代程度（二〇〇円前後）の御礼を渡すので、それが相当の額になるところから、篠原へ入込むのを希望する運転手が多いという事である。部落に居住する自家営業の運転手も、村内の商店の商品搬出入・急病人の運搬等に重要な役割を果している。戦後オートバイが使われ始め、相当の機動性を發揮しているが、現在二人の所有者に計三台あるに過ぎない。

篠原よりも一層山奥の奈良県十津川村小原のような所でも、乗合自動車が一日二往復（五条発七時三〇分小原着 一四時三〇分及び九時三〇分発 一六時三〇分着）し、運賃は両地間三二〇円、常時四台が運行している（昭和二五年現在）。この乗合自動車を利用して五条方面から本部落迄来る乗客数は、年平均して一日大体一〇乃至一五名で、盆正月は勿論これ以上に増加する。尚本部落へ配達される端書・手紙・小包・新聞等郵便物は全てこの乗合自動車に依つて運搬される。化粧品・薬品・煙草（部落内売切れの際）副食物（魚・肉類）等日用品は、部落民の個々の家の依頼に依り運転手が五条から購入して来るのである。十津川を本部落から平谷まで上下する河船の中、乗客用プロペラ船は定員三〇名、平谷迄八〇円、一日一往復（小原発は五条発七時三〇分のバスの小原着に連絡する如く大体一四時三〇分前後）であり、唯一隻が就航しているに過ぎず、然も就航時間が昼間である為、定期的乗客は無く、全部臨時乗客である。常に一〇名内外の乗客があり、このプロペラ船の貨物としては、バスに依つて五条方面から送られて来た郵便物があるのみであつて、之が下流の諸部落に配達される為に運ばれるに過ぎない。貨物輸送は五条方面からのトラックの積荷を本部落に於て河船に積み換え、折立・平谷方面へ送るのである。

山村では自転車の乗用の困難な所が多く、従つてその所有数も少いので、自転車・自動車等を以つてする外界との接触を屢々抑制されるという開放の限定を受ける場合は尠くない。岡山県の山村上刑部村は道路橋梁の改善も不十分であり、最も奥なる若山部落は四面山に囲まれ、自動車は勿論、自転車の通行すら困難である。斯かる部落でも全戸数一七戸中自転車を所有する家が九戸であり、その中二戸は二台有しているという程度であつて、此の部落での人の移動は、馬車の通行時にこれに載せて貰う以外は殆ど徒歩である。此の様な状態であるから、上刑部村は林業を主としていても、村内に製材所は無く、伐採した樹木は多く村外の製材所に運ぶのであるが、此の運搬にはトラックは使用されず、木材は全部此の村と刑部町との間を往復する馬車を以つて搬出される。又西越後なる上早川村砂場の如きも、道路の急傾斜が多い為自転車や荷車の使用が少く、特に自転車は新品を購入しても、道路が石だらけでタイヤの破損甚しく、其の補給に事欠く為、他に比して著しく少い。荷車は耕作地が殆ど皆山腹に在る為利用出来ず、

肥料や収穫物の運搬は全部牛馬又は人力に依るのである。

四国の山間部落なる上記柳谷村茗荷近辺の交通運輸機関による人及び物の昭和二七年頃の移動状況を見れば、既述の県道檮原線への茗荷からの出口大成はおおなる県道開通時は人家も何も無い無人の境であつたが、今やバスの駐車場として県道沿いの主要な物資集散地となり、幾軒かの店舗と共に農業協同組合支所・役場支所・中学校等も設けられている。土佐街道に臨み柳谷村の表玄関とも云うべき落出は、一日バス七往復、乗降夫々一五〇名前後であり、此処から分れて大成を越え柳谷村古味迄通ずるバスも、国鉄経営で四〇人乗りであり、一日朝夕二往復、一往復に扱ふ乗客は夫々平均四、五〇名前後である。試みに夏季のバス発着時刻を記せば、落出発・古味着は午前八時半発九時半着及び午後四時発五時着である。同バスの運賃は古味落出間四五円・大成落出間四〇円・落出松山間一九五円・落出高知間一七五円である。斯様に朝夕二回通うに過ぎず、運賃も相当高く、その上修理不十分な狭苦しい車内に詰め込まれ危険な断崖を揺られ乍ら上下しなければならぬので、特別の用事のある者でなければバスを利用して部落外に出向く事はない。大成での乗降者は夫々一日大略五乃至七、八名程度であり、その大部分は発電所関係者である。県道檮原線にはトラックが通い、主として木材や木炭を運搬しているが、人も之に便乗出来る。トラックの荷物の上に乗つて二里半行く事は危険なので、最近では警察が此の便乗を禁じているが、バスのように金もかからず又鬱陶しくもないので、バスの便のない日中はトラックに便乗する者も少くない。運転手も割合に快く乗せて呉れ、運賃も二回乃至五回に一度心づけをやればよいので、斯かる無賃乗客が多い時には一車五、六人、少い時でも一人や二人はある。従つて此のトラック便乗が此の地方の人々の移動に果す役割は少くない。次に物資の輸送状況を見れば、此の県道には伊予合同トラック会社の車が定期便として隔日に松山方面から繊維品食料品その他の日用雑貨品を運んで沿線の各商店に卸して行き、古味に一泊して、戻りに木材を積んで松山に帰る。その商品を茗荷にある唯一の雑貨店が大成で荷受けし、自転車乃至荷車で茗荷へ運ぶのである。高知方面からも定期便のトラックが鮮魚・乾魚・野菜・金物等の日用雑貨を運んで落出迄は隔日に来るが、伊予合同との協定により、県道檮原線には入込まぬようである。此の県道には更に古味や大成に夫々二ヶ所宛ある製材所の材木や沿線各所で集荷した丸太を積んだトラックが通つている。その外発電所関係のトラックも日に三、四台種々の資材を積んで通る。又農協その他のトラックも沿線各部落の農産物——木材・三椏・木炭・大豆・小豆等を運び出し、米穀その他の主食類・日用雑貨品・農器具等を運び込んでいる。

転じて漁村に一瞥を投ずるならば、伊豆半島の西南隅の妻良部落は上記の如く、東西北の三方を山に囲まれていて、平地は殆ど

無いので、交通及び運搬用の車輛類は極めて少い。しかも一戸で二台所有するものが一戸あり、自転車保有戸数は三戸に止まる。オート三輪車二台・オートバイ二台・リヤカー四台・荷車二台に過ぎず(昭和三二年現在)、この事は部落周辺の他部落との往来が現今も猶極度に乏しい事を端的に示すものである。宮崎県都井村宮之浦は三方低い山に囲まれ一方海に面している漁村なので、運輸機関は多くはないが、トラック二台・荷馬車五台・荷車二台・自転車五台がある、トラックは部落内の製材工場の自家用車であり、荷馬車も営業用のものであり、荷車も部落内の瓦製造所の粘土及び製品運搬の為専ら部落内で使用されている。部落の一般の人々の農業上の運搬には専ら馬が使用される。此の为一〇〇戸余りの此の部落に四一頭の馬がある。これは又古くから此の地方が藩の牧場として、馬を飼育して来た事情や、部落が山と海とに囲まれて、部落の人々の生活空間が狭く限定されているという事情によるのである。併し此処にも昭和二六年七月からバスが開設された。朝六時に出て夕方七時に帰る一往復乍ら、役場所在地都井を経て福島町と連絡する。之以外にも都井迄一里の道を歩けば、都井福島間一日六復往のバスに乗ることが出来る。又漁獲物の運搬にはトラックが利用され、一月から五月にかけての鰯の漁期及び六・七・八月の飛魚漁期には、都城・小林両市の魚市場からのトラックの往来が激しい。戦中戦後の魚類の統制の存在した頃には、漁業会の電話報告によつて、各地から主として陸路によつて魚の受取りに来たのである。統制撤廃後は逆に村人が外部の市場に運搬しなければならなくなつたが、これには船が利用され、海路油津・志布志等の近接消費地に運搬する事が多くなつた。近接地と云つても海上七、八里を航海せねばならぬが、近頃は動力船が使用されるようになつて、輸送に容易になつた。いま漁村への動力船の普及を、辺陬の地乍ら宮之浦を例として窺うならば、古くは大正

動力船		無動力船	
動力	隻数	尋数	隻数
25馬力	1	8 尋船	7
7 〳	1	6 〳	12
5 〳	2	5 〳	7
3 〳	8	4 〳	11
2 〳	1	3 〳	4
		2 〳	8
計	13	計	49

一〇年長渡某氏が一〇馬力の漁船型運搬船を建造したのに始まり、その後昭和初年松崎某氏が八馬力漁船で鹿児島県枕崎及び五島方面にシビ釣りをを行い、更に昭和一五年川口某氏が六馬力漁船を同じく一本釣りに使用したのが、戦前に於ける動力船の状態であつて、現在の如く電気着火の動力船が普及したのは戦後の事に属する。現在(昭和二六年)宮之浦に保有している船の種類及び数は上の如くである。漁獲物運搬に用いられるのは専ら五馬力以上の動力船である。海上の運搬は天候によつて阻害される事が時々あるが、それは平均月二、三回であり、特に五、六月はマジ(南西風)八・九・一〇月は西風が強く、波が高くなり、出港を阻まれる事が多く、都井岬

沖合の黄金瀬附近は、潮風の激しい時刻があつて、その時は福島・志布志方面への航行が妨げられる。此の様な不便はあるものの全体的に見れば航行可能の日が多いので、海上から部落外へ自由に往来する可能性は大いに存するのである。
 ちなみに上記宮崎県南浦村島野浦の船の種類別隻数を掲げれば次の如くである（昭和二三年夏現在）。

二級船 <small>（有すの船を関する五噸以上）</small>	
5噸 ~ 10噸	7隻
11噸 ~ 15噸	4噸
16噸 ~ 20噸	3噸
21噸 ~ 30噸	4噸
31噸 ~ 40噸	3噸
41噸 ~ 50噸	1噸
計	22 隻
三級船（五噸以下）	
動力船	97隻
無動力船	156隻
計	253隻
総計	275隻

る。勿論南部に於ても油津・大堂・津・日井津等の大漁業部落（むしろ都市）で、鰹・鮪漁業の盛な所は別である。

上の表によれば動力船は全部の四三％であるが、宮之浦では二一％に過ぎない。この割合は全く両部落の漁業の形態の差によつて生じたものであつて、前者が鰹巾着網や鰹大敷網の如き近接地漁業と共に、鰹一本釣漁業を行う為に海上遠く出漁するに對し、後者は自己の漁業権区の外に出るような漁業が殆ど無い事から来るのであるが、一般的な傾向として宮崎県に於ては南部よりも北部の方が漁船の動力化は進んでいるようである。

戦後漁船の動力化は各地共大いに進んだ。これは濫獲その他の事情によつて、沿岸に於ける高級魚族が減少し、沖合及び遠洋漁業への進出が旺になつた事に由る。但し所や時の特殊性によつて差異があり、一概に言えぬのは勿論である。

るが、大正の初期以来の変化を知る上の参考として、一例を岡山県にとり、漁船動力化の進展状況を動力船各年のトン数の表によつて示せば次の通りである。

年次	5 トン以下	5 トン以上	計
大正 4	0	3	3
5	0	2	2
6	0	4	4
7	0	15	15
8	0	15	15
9	0	18	18
10	0	22	22
11	0	19	19
12	0	20	20
13	0	46	46
14	0	47	47
昭和元	46	14	60
2	91	13	104
3	153	15	168
4	419	9	428
5	625	11	636
6	1032	13	1045
7	1239	15	1254
8	1737	20	1757
9	1888	21	1909
10	1982	24	2006
11	2065	24	2089
12	2234	21	2255
13	2196	5	2201
14	2334	7	2341
15	2359	8	2367
19			2389
20			2221
21			2376
22			2256
23	3342	160	3502
24	3712	155	3867
25	3876	155	4031
26	3729	186	3915
27	3706	170	3876
28	3613	118	3731
29	3580	110	3690
30	3725	82	3807
31	3628	69	3697
32	3556	58	3614

又同県の昭和三二年度の規模別動力漁船数を見れば次の如くである。

トン数	漁船数	百分比
1トン以下	1050	29.0%
1～2.9	2196	60.7%
3～4.9	310	8.6%
5～9	32	0.9%
10～14	11	0.3%
15～19	11	0.3%
20～49	2	0.1%
50～99	2	0.1%
計	3614	100.0%

日本全般に汽車・汽船・電車・自動車等の発達によつて、大量輸送の能力は驚くべく増加した。往昔の駅伝に於ける馬匹や飛脚人夫の輸送能力に比して、今日一列車の有する能力は幾百倍否幾千倍なるやを知らぬ。又運輸の発着と反復とが規則的になり且正確になつた事、並びに安全と快適の加わつた事は、往時の旅行に比して正に雲泥の差である。斯くの如き激甚な交通の進歩は旅の觀念を一変し、憂いもの辛いものとされた旅は今や慰安享樂の好手段として喜ばれるに至つた。「家であれば茶漬にて喰う冷飯も旅にあれば平付けを喰う」等と歌われるのも、此の事を示すものである。往時交通が最も発達し、道路食物等全て他の諸街道に比べて数等優越

していた東海道を明治初期に旅行した者が、現代に於て、東海道を草鞋菅笠で一〇日以上も膝栗毛に鞭打ち、旅館の寒燈に困疲の短夢を貪つた昔と思ひ比べれば、維新以来交通事情の変遷が如何に激甚であつたかに心を打たれ、真に隔世の感なきを得ないであろう。斯うして今や旅行が何等苦勞なく、快適に行われるようになったが、旅行を屢々なす者は地域的移動に馴れて居り、又その機会に富む者で、そうした者は日頃から村内にのみ繫縛されず、村外に出る事の多い者である事は当然であるが、此の種の者が近年大いに増してきたのである。例えば岐阜県席田村でも村人の中、非農家・移住者更には農家の次男・三男で岐阜へ勤務している者等が、出張・慰安旅行等で屢々遠隔の地まで往復するのである。しかも現在では斯かる傾向が次第に増してきたと報告されている。又同村ではこの頃は息子に嫁を取つた老人達は、相携えて信州の善光寺・紀州の高野山・京都の本願寺等に参詣し、和氣漲る中に旅行する事は上記の通りである。奈良県昭和村の池沢の如く青年団が少しづつの積立を行い、一年に一度遠い所に旅行し、それを樂しみとして居る村もある。京都府南部の佐山村の如きは、各戸に一台乃至三台の自転車を常に保有し、極度に之を利用していると共に、伊勢講の輪番に當つた者達が、伊勢神宮に赴く昔からの参拝旅行の外、協同組合の貯金旅行として一泊二日程度の温泉旅行をしたり、又最近ではバス交通の著しい発達によつて、バス会社が貸切りの大型バスを比較的低料金で提供するので、夫々の部落で又各種団体が一つの単位をなして大阪・天津方面へ日帰りのバス旅行をするのが見られ、更に親子旅行と称し、部落が一つの単位となつてバス数台に希望者が便乗し、親子共々に名勝史蹟の日帰り旅行をするという有様である。同様の団体旅行は各地の村落に見られるところである。

都会と村落との間の往復連絡の急激な増大につれて、都市からの物資の購入の便が増大したと共に、都市から各種の商人が買出しや売りつけに入込む事となつた。右のように村人の旅行の多い佐山村の下津屋部落は、京都を奈良と大阪とに結ぶ二つの電鉄の路線の中間に位し、戦時に新たに道路の開設されると共に、部落の交通量は増加し、特に最近数年間に道路の整備が進んで各種の車輛が頻繁に往来する様になつたのであるが、此の事は必然的に下津屋への外部からの出入を多くする結果となつた。特に各種の行商人及びとりわけ八百屋（野菜の仲買人）の出入の激しさは驚くべきものがある。一年を通じて常に部落に出入する八百屋は五、六人を数える。野菜の盛期になれば、一日に五、六台のオートバイや数台のトラックが、野菜搬出に出入するのである。広島県の飯室村の如きも、昭和一二年本村に汽車が開通して以来、村と都市との距離は極めて短縮され、都市に往来する者が急に増したと共に、彼等が都市から持ち帰つたものは逐次村民の視界を広めたのであつた。加うるに戦時には軍需工場へ若者の殆ど全てを送つた事は、村の現金収入を上昇せしめ、その齎した影響は、交通の便のない隣村と比較して、本村全般の生活水準が遙かに高いという事実に現われているのである。斯くの如き交通による村の都市化の著しい事は農村の青年達の娯楽方面にも多大の変化を齎した。即ち以前は盆・秋祭・その他の種々の休養日には、娯楽の為に村内に於ての女人や青年の演芸や映画等が催されていたものであるが、近時は斯うしたのも余り歓迎されず、個人的に都市に遊びに行く者の数が年と共に増加し、加えて協同組合所有のトラックの利用は相当遠距離の日歸りの行楽を可能ならしめ、各種団体は村内で集合しての娯楽よりも、トラックで村外に出ての行楽遊山の方を多くするようになった。同様に大都市に近い奈良県中央部の農村である金橋村雲梯では、昭和二五年頃村に入つて来る商人は主として八木方面から小間物を売る者と、物々交換に来る者であつて、ウドン・ソーメン等の如き食糧品と衣類との交換が一番多かつた。一日に一〇名位来たが、時によるとテントを張つて二、三名一緒に商売することもあつた。此の部落では日用品は近接の町で買えるが、地主の如き有産者は衣類其の他を一度に大量購入する時には、大阪まで出かけて行つて安く求めて来るのである。特に冠婚葬祭用の品の購入の為には大抵大阪まで出かけるのである。

滋賀県の山村東草野村甲賀でも、盆踊りや角力等に同村内の他部落へ出向く事があり、更にこれに次ぐものとして部落合併の雄弁大会・素人演芸会・のど自慢・音楽コンクール・俳句会・野球の部落対抗試合・陸上競技会を開催する事もあるが、特に青年男女が中心となり、一般の村民も加わつて、農業や製炭の講習会・俳句会に力を入れている。猶斯かる会合は主に同村の吉槻部落を中心として行われる為、当甲賀の部落民は隣部落迄赴くのが常である。又青年は誰も月に二、三回自転車を利用して長浜市まで約

五里の道を興行物見物や買物の為に出掛ける。これが為には一日山仕事を休むか、又は一泊せねばならぬのであるが、仲間同志の話に伍して映画その他に就いて応待し得んが為にも、斯く屢々長浜に赴くようになったのは、自転車の普及によるところ大である。とは云え総戸数四六戸中自転車のあるのは一一戸に過ぎず、部落外に部落民の自転車で出るのは一日二、三人に過ぎない。長浜に出掛ける人は近所に必要なものはないかと尋ねて歩き、誰々が長浜に行くという事が分ると、近くの人々は買物その他の要件を依頼する。又部落内の荷車二三台の中、一日平均五、六台が動いている。大型トラックは一日一回隣部落曲谷迄行く程度である。更に又甲賀にも一ヶ月に一度程京都か名古屋に娯楽等の為に出掛ける者もある。併し斯かる者は当部落に於ては余り堅実な頼もしい人間とは看做されないのである。同じく滋賀県の更に北寄りの丹生村奥川並に入る道路の幅員は約一間位であるが、道路は部落の内部まで入込んで居らず、最初の家にかかると同時に消え去っている。内部は曲り曲つた石段の多い道で、到底車は通じないが、此の部落に出入する交通機関による人及び物の移動状況を見るに、先づ自転車は一日二台か三台であり、一台の積載能力七、八貫目である。荷車は一年に約一〇回であり、一回の積載能力一〇〇貫程である。馬車は一日三回、能力一台三五〇貫、オート三輪は一日一五回能力二〇〇貫である。部落から中之郷を経て汽車で外界へ出る者、又はそれによつてこの部落へ入つて来る人の数は一年に計三〇〇人余であり、村人で近くの木之本又は長浜へ出て帰つて来る者がその大部分を占めている。京阪神へ出るのは一年に平均四人乃至五人程度であり、中之郷へ行つて来る者も平均一日一人か二人に止まり、同村内でも上丹生の如きには一日に二人か三人位が行つて来るに過ぎない(昭和二五年現在)。斯うして僻村は現在でも猶交通が頗る限られているのである。本州の東北端津軽の山形村大川原の如き山村でも、昭和六年に道路が開通して以後、比較的交通の便が良くなつた為に、現在一週に二、三回程魚屋が入込んで呼び売をしている。部落民の用いる魚はこの魚屋に全く依存している状態である。

漁村にも亦同様の状況が見られる。例えば瀬戸内海の島の村なる愛媛県関前村のような所へも、年に旅廻りの芝居が七回、楽団が四回も来る。そして劇場は五〇〇人程収容出来るが、全村民の約一割平均四〇〇人位が之を見に行く。そして子供達や青年の一部などは後でもよくその真似をする。それ等楽団の流行歌などは早速翌日から流行することが多い程であつて、斯かる入村楽団から受ける流行歌などの影響は、ラジオの音楽などより力が強いようであるとも言われる。それ等の芸人は主に今治市及びその近辺の村落の者であり、時には旅廻りの者もある。そして彼等の服装や言葉なども幾分村人に感化を残して行くようである。又最近は野球の流行で、隣りの大崎下島の大長中学その他郡下の各中学と野球試合をする。更に当村と隣りの野間村との有志から成る農業

共同研究会があり、三土会と称する。又年に一〇回位当村で密柑の害虫予防・剪定等の講習会があり、近村からの参加者がある。その外野球の試合などで、一二人位の他村の生徒が年に一五、六回位来る。斯くの如きは全て交通通信の発達や村人の生活の向上によつて特に興つて来たものである。又多少とも特異な風景のある所には観光客が訪れ、これに対して観光施設がなされて、外来者の便が計られると共に、外客誘致の為の宣伝が行われ、更に砂浜のある海岸の村には海水浴に来る者等が増し、海水浴場の設備をして村外の者を吸収せんとする努力もなされ、山村への登山者・ハイカーの増加と共に、新しい村落開放の一因子となつて来た。これ等も皆交通の便の躍進の結果である。伊勢の鳥羽沖の答志村答志でも今や村民は自家の持船によつて自由に鳥羽・山田方面と交通出来るのであつて、炭・米等の物資の購入・伊勢参り・芝居見物等の信仰や娯楽の為の集団的な出入による交通量は大である。

マスコミユニケーションの発達は、村落に外界の精神財を齎らす事に於て一大革命を生ぜしめた。岡山県の農村香々美南村沢田では全戸数六四戸中、昭和二五年に新聞を取らぬ家は一軒も無く、二部取る家が約一〇戸ある。勿論新聞は中央新聞・地方新聞等種々である。此の部落で購読する雑誌に就いて見るに、婦人雑誌をとる家一四戸・運動雑誌三戸・平凡三戸計二〇戸で、此の中不定期購読をするもの九戸である。兵庫県市野保は戸数五六戸であるが(昭和二五年現在)、購読する新聞は神戸新聞・朝日新聞・毎日新聞等で総計四七部、雑誌の購読は僅かに七である。福井県の農村向笠部落では全戸数一一五戸中新聞の購読数は一〇〇でその大部分が福井新聞である(昭和三〇年現在)。購読している雑誌の総数は七七冊で、雑誌の種類は家の光六〇・農業技術関係雑誌六・学童用雑誌六・和歌俳句関係のもの三、その他であつて、家の光と農業技術関係雑誌は部落民に読まれていた雑誌総数の約八六%を占めている。これは雑誌それ自体が農村向きに編輯されているという理由にも因るが、部落民が農業関係の外部知識を吸収する事に比較的強い関心を寄せている事にもよるのである。宇都宮市から北方四里に位置する農村栃木県上河内村上田では総戸数八二に対し、新聞の総購読数は八七である。その中二部購読する世帯が十六で、購読していない世帯が一一ある。新聞の種類は朝日七・毎日二八・読売一三・産業経済新聞六・下総新聞一八・日本農業新聞七・その他七である(昭和三二年八月現在)。奥羽山脈の麓の農村岩手県の御明神村滝沢部落となると新聞購読率は遙かに減り、僅かに一三%に過ぎない(昭和二八年四月現在)。

山村なる岡山県君山は昭和二五年に総戸数一七戸であるが、その中新聞を購読する家一一戸、雑誌購読四戸(中二戸は不定期購読)である。奈良県大塔村篠原は全七六世帯に対して新聞購読世帯数は一八であり、その内訳は朝日七・毎日六・産経四・読売二・その他二で計二一部である。一世帯で二部購読もあるが、全世帯に対して新聞購読せる割合は二四%で、新聞一部につき一八人の割合に当

るのである。新聞は郵便配達夫が郵便物と共に持つて来るので、この為普通一日遅れとなり、この事も購読者を少なからしめる一因となつてゐるが、更に貧困な経済状態も購読を少なからず抑制してゐる。新聞普及率の低いに對して、雑誌について見れば、雑誌購読世帯は三四であり、その種類と部数を挙げるならば、少年少女雑誌では中学コース一・冒険王二・少年一・少年画報一・ぼくら一・少女ブック一・漫画王一・中学生一・女学生の友一・少女クラブ二・少女二計一四、婦人雑誌では主婦と生活一・婦人生活一・主婦の友一・若い女性一、婦人公論二計六、文芸娯楽雑誌では平凡一二・文芸春秋五・面白クラブ一・明星二・読切小説五・オール読物一計二六、週刊誌では週刊新潮三・週刊朝日四・週刊産経一・その他一計九、その他の雑誌には若い潮・美術手帖・リーダーズダイジェスト・花見抄・学校経営等各一部である。右の如く雑誌は主として娯楽物・少年少女向のものが多く、これ等は必ずしも月定めで購読してゐるのではなく、町へ行つたついでに買つて来たという場合が多いのである。お互の間に貸借も相当行われてゐる様子であり、雑誌購読者は意外に多く、雑誌によつて世間の動きの一面を知ることゝ可能である。特に「平凡」が多い事が注目され、映画・歌謡曲に對する関心の強い事が窺われる(昭和三三年)。同県十津川小原では九九戸中新聞購読戸数は二三戸で二六%に當る。ここでも購読世帯が僅かであるが、これは大和五条から郵送される為三日も日附より遅れて来るからである(昭和二五年)。滋賀県の甲賀部落は新聞雑誌の購読者が少く、総戸数四六戸中一八戸が購読し三九・一%である。又雑誌購読世帯は一〇戸で二一・七%に過ぎない(同二五年)。雪深く冬の長い南津軽の山形村大川原の如き山村には、中央紙・地方紙を含めた新聞を購読する家の数は全戸数の約半分に過ぎない。購読部数が少く且つ販売店からの距離が遠いので、此処でも新聞は皆郵送される為、二日乃至三日は遅延して到着するのである。陸の孤島と部落民の自称する宮崎県の漁村都井村宮之浦では、新聞を購読する家は全戸数の五七・八九%である(昭和二六年)。又瀬戸内海の広島県走島でも全世帯数一〇一の中、新聞の購読は三世帯に一部の割合である。島根県隠岐島西ノ島町三度は戸数九〇戸の隠岐島前の中でも最も交通不便な漁村であるが、配達が遅延する事その他によつて、新聞購読は二一%・雑誌購読四〇%・書籍購入世帯は一二%である(昭和三二年)。伊豆半島の西南海岸の妻良では、バスも通つて遅配等はないので、新聞購読は全戸八四戸に對し六〇戸七一%の高率で、その種類は朝日一二・毎日三二・読売一四・日経二・その他二で、二部購入が二戸ある(昭和三二年)。右の如く村落に於ける新聞の購読率は低いのみならず、一般に時事的トピックについての関心や理解は頗る乏しい事が、調査によつて明らかになる。即ち或農村では、新聞を読んでゐる村人の八〇乃至九〇%が重要な時事問題について全然知らないと回答し、之に余りよく知らないと回答した者を併せれば、その割合は九七%に達した。又女性の社会

事象に対する関心は意外な程低い事も注目に値する。例えば女性の七〇%強が新聞の政治経済記事に無関心であると報告されているのである(日高六郎、農村に於ける新聞のよまれ方、新聞学評論、第一号、一三七―八頁)。

更にラジオの発明は村民をして無限定的に広い外界と日夜感性的接触を保つを得しめるに至つた。前記岡山県沢田ではラジオを所有する家は六一戸で九五%兵庫県市野保のラジオは二一台で三六%であり、福井県向笠では六九で六五%、主として娯楽番組が好まれる。栃木県上田では、昭和初期に一台ラッパの附いたのを購入した家があるが、戦争中から戦後にかけて続々と普及率が上り、昭和三〇年には殆ど全戸に及んで聴取されるようになった。新聞購読の少い岩手県御明神村滝沢でもラジオは一八世帯五六%が聴取している(昭和二八年)。この部落でも好まれる番組は、部落外の事柄に対する関心よりも、浪曲・万才・漫談・歌謡曲等一日の過労を慰めるに役立つ娯楽の欲求が部落民に比較的強い。これは連日激しい肉体的労働に終始する村落民にとつては一般的に共通せる傾向であると見られる。岡山県の西北の山間部落君山ではラジオを所有する経済的余力に乏しいというよりも、斯かる新たなものを設備するの煩を避け、伝来の生活を続けるという生活態度の故に、之を有たぬ家が大部分である。奈良県篠原ではラジオ聴取世帯六六で、普及率八七%を示している(昭和三三年)。ラジオが普及して行つた過程は、昭和初期に九、中期に三、戦後六六であり、極く最近に急速に普及したのである。ラジオは一日遅れとなる新聞に代つてニュースを早く提供すると共に、単調なる山村に於いて最大の娯楽を与えているのである。此処では村民が如何なる番組を聴くか調査した結果は下表の通りである。

年令・性別 番組	10才以下		11~20		21~30		31~40		41~50		50才以上		計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
ニュース解説 討論会・街頭録 音・将棋	0	0	1	4	2	0	2	1	5	1	3	1	20
ニ ュ ー ス	0	0	2	3	7	8	8	4	12	7	22	6	79
流 行 歌	6	3	8	13	12	11	6	8	4	3	7	6	87
放 送 劇	8	6	20	9	5	10	2	6	6	7	12	8	99
三つの歌・クイズ のど自慢	1	1	5	4	2	7	5	4	5	2	4	2	42
浪 曲	0	0	1	6	2	4	5	10	9	4	22	12	75
万 才・落 語	0	0	2	10	2	5	7	4	2	2	12	4	50
相 撲・野 球	0	0	1	30	2	1	0	1	2	0	1	0	11
天 気 予 報	0	0	1	0	1	1	2	0	2	0	0	0	7
農事ニュース	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0	4
子供の時間 子供向きのもの	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
料理・婦人の時間	0	0	0	0	0	3	0	1	0	0	0	0	4
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	3	0	6
計	16	10	41	52	35	51	38	40	50	26	88	39	486
	26		93		86		78		76		127		

娯楽物についてみると、若い者は主として流行歌・放送劇に、中年及び老人は浪曲、又老若を通じて万才・落語に関心を示している。政治的関心は女子よりも男子の方が、そして若年層より中年老年層の方が大である。又部落民一般はジャズ等の欧米の現代音楽はあまり好まないようである。篠原より一層山奥なる奈良県十津川小原ではラジオは四七戸五二%で、やはり新聞購読者の割合より大である。滋賀県甲賀部落でもラジオは一四軒が聴取し、三軒に一の割合である。雪深い西越後の上早川村砂場でも、戦後の農村景気と時勢の変化で、ラジオの聴取者は激増して昭和二五年には全戸数の五%四二戸を数えるに至った。同じく雪深い南津軽の大川原ではラジオは全戸数の二七%が所有していて、故障で役立たぬのが三あり、実際の利用は二一・五%に過ぎないのである。これは部落内にラジオの修理者が無く、村外へ出た時でなければ修理が出来ないので、故障の儘でいつまでも放置されざるを得ない。斯くの如くこの部落と外界のマスコミユニケーションの度合が低いのであるが、部落の人々はその理由に就いて「労働が過重な為に、新聞を読んだりラジオを聴いたりする暇がなく、又これ等によつて報導される事は、我々の生活に関係がない」と言っているのであつて、彼等にとつては村外の事柄は直接彼等の生活に係する事柄であり、斯かる事柄とは没交渉に暮している彼等は、外界のマスコミユニケーションに対しては関心が薄いのである。宮崎県の漁村宮之浦ではラジオは約二軒に一の割合である。又瀬戸内海の走島では、昭和二四年には二〇世帯に過ぎなかつたが、翌年度には六〇世帯に増加している。日本国内の主な出来事、中国地方を中心としたローカルニュース等は、専らこれの報導によつて知る事が出来るのみならず、ラジオを通じて浪曲・歌謡曲・ドラマ等を聞く事が、島民にとつては大きな慰安になつている。新聞の購読率の低い隠岐島三度部落でも、ラジオは二軒に一の割合で、その普及率は高いのである。その大部分が戦後に入つたものである。静岡県の南伊豆妻良部落では、全八四戸の中六四戸がラジオを所有している（昭和三二年）。此処でも戦後に急激に普及したのであつて、漁村では漁業の好況によつてラジオ所有率が高くなる事も多いが、妻良部落も戦後に四四戸が殖えたのである。

村落を開放する因素の一つとして郵便物の出入についての調査の結果も茲に掲げるべきであるが、紙数その他の都合によつて割愛する。

一五 経済事情の変化と開放

村落開放の主要因素の一として、更に資本主義の発展を挙げなければならない。資本主義的生産は必ず機械による商品の大量生産であつて、斯く大量に生産された商品は、村落民を重要な顧客として之に安価に提供されるが故に、村落の自足性は急速に崩壊

すると共に、従前村落民の副業として存立して、村落内の需要の大部分を充し来つた家内工業は、漸次圧迫駆逐されるのは必然的な成り行である。繊維工業はその典型的な一例として、資本主義が如何に村落民から加工の業務を奪うと共に、又如何に彼等を村落外の工場生産物の顧客に動員するかを明示するものである。斯くて村落民は従前家内に於て製造した自家用品を今は多く購入し、その費用を得る為に自己の本業たる農業・林業・漁業等による生産物を商品化しなければならぬ。しかも村落民が外界から必需品を購入する事は、頻繁に反覆されなければならない。交通の便の大なる大和平原の雲梯には自家製の玩具は見られない。これは近くの町で買うか、村内の店で容易に手に入れる事が出来るからである。同県昭和村池沢は出来た産物を卸すところの市場を有つている。此の市場は此の村から電車で半時間位の所にある町に在り、此の村でよく産出される野菜類や桃が主としてその市場に卸される。琵琶湖の東岸野州町久野部の如きに於ても自家製の玩具が子供に与えられる事は皆無である。福井県の敦賀と小浜間に在る農村向笠でも、第二次大戦を一つの境として、外部との経済的相互依存の關係が急激に増大し、自給自足性は近年とみに目立つて崩壊して来ている。向笠の自給自足性の崩壊は、既に鉄道の開通などの影響の下にかなり早くから除々に進みつつあつたが、特に著しくなつたのは第二次大戦を一契機とする。食物について見ても、豆腐などは戦前にはよく各々の家で作られたのであるが、戦後は三方町から隔日に売りに来るようになったので、大抵購入するようになった。醤油も大きな家などの中には作る家もあるが、五年前から組合の店舗で販売するようになり、その外にも四年前から部落内の或家で売り出すようになったので、買う家とみに増加して来ている。向笠の中流に当る某家の昭和二五年度の家計簿に依れば、菓子に対する出費の多い事が目立つ。子供の菓子に代るような果物は向笠には余りなく、農家の主婦も子供に何か作つてやる暇はないと云つてゐる。農家では今でも、草鞋・藁草履・蓑等を藁仕事として作つてゐるが、ここ二、三年来藁草履の代りにゴム草履を履き、蓑の代りに合羽を買う家も目立つて多くなつて来ている。子供の為の玩具は祭の時に露店で買うか、或は親達が旅行でもした時などに土産として買うのが普通のようにある。けれどもお手玉や人形又竹の鉄砲などは家族や近隣の子供の年長の者が子供に作つてやる。又一〇年前頃迄には蚊除けとして、ねずみさしと呼ばれるもろの木を燻らせて用いていたが、蚊取線香が出廻つて来て一般には用いなくなつた。

村落の自給自足性の崩壊は山村に於ても顕著である。その一例を愛媛県茗荷部落にとれば、以前は棉や麻が栽培され、平常着・作業衣・肌着・足袋・手袋等は全て自家製であり、晴着のみ購入したが併し晴着を持つていない者もあつた様である。然るに現在では、全部行商人や部落の雜貨店や大成・落出の呉服店で購入する。平常使う物は主として行商人から買うが、晴着は久万・松

山までも買いに出かける。帯も平常メめる物は以前は自家で織り、晴着に結ぶ帯は購入していた様であるが、現在では全て買求める。草履・草鞋等の履物は自家で作つて履いていたが、二〇数年以前から地下足袋・靴等を履く様になつて、これ等は何れも部落の雑貨店で買求める。織機も以前は部落の各家庭に備え付けられていたが、繊維製品を外部から購入し、これ等の品物を自家生産する必要がなくなつた後は、機は廃品化され、現在では少数の家庭に残存しているのみで、又その使用法も一部の古老の外は知悉している者も無くなつた。それと共に繊維品の自家生産の原料である麻や棉花等を栽培する者も殆どなくなつた。又各家では大豆を多量に収穫するに拘らず、約半数が味噌醬油を部落の雑貨店で購入している。以前は自家で生産していたこれ等の物も、今は自分の家で作るよりも買つた方が経済的であると部落民は語つている事、右記向笠と同様である。此の部落では菜種を栽培してないので、食用油も購入しなければならないが、併し之を使用する家庭は非常に少いのは主として経済事情によるであろう。髪油は之も以前は自家で作つたものであるが、現在では全部の家庭が部落の雑貨店で購入している。菓子代りの物には豆・餅等を以てせる自家製品を使用し、これは現在まで続いているが、他方又早くから煎餅・金平糖等が購入されて食べられていた。飴・饅頭等は以前は自家では作られなかつたが、戦時中料理講習に出席した部落の主婦達によつて現在自家で作られている。子供の玩具に就いても自家製の物を現在使わせている家は殆どない。玩具は部落の雑貨屋で販売しており、それを購入して子供に与えている。「玩具を作る為に要する時間と労力を費すよりも、店先で売つてゐる玩具を買う方が遙に経済的である」と部落民の或者は言つてゐるし、又商店で売つてゐる玩具でなければ子供達は持つて遊ばない様である。落出や久万・松山等へ行つた時、少し高価な玩具を土産に買つて来て子供に与える者もあるが、一般には部落の雑貨屋で売つてゐる簡単な玩具で遊んでいる。此の様に同部落の日用品必需品の自給自足性は漸次崩壊しつつあり、部落内の雑貨店には外部から齎された日用品が並び、行商人が部落に出入し、大成・落出迄行けば殆ど全ての品物が買い求められるのであつて、只部落民の経済的貧困のみがこれ等の商品の購入を抑制し、自給自足を止むなくせしめてゐるに過ぎない。併し現在では此の自給可能な品物は右の如く非常に減少し、仮令道具や材料を一通り備え付けても、日常必需品を自給して最低生活を維持する事が不可能となつてゐる。此の事は例えば上記の通り織機は仮令備え付けられてゐても、その使用法を知悉してゐない者が多いという様な事実によつても明らかである。又店頭に並べられてゐる体裁の良い商品は絶えず部落民の欲望を刺戟し、之を購入せんとする欲望を生ぜしめ、更にこれ等の商品の安価なる事は経済的採算を無視して製造された自家製品の到底敵する所ではない故、部落民は此等の商品の購入に必要な貨幣獲得の為に、自給農業を棄てて三椏耕

作・炭焼き・日傭労働等に従事し、斯くて日常生活必需品の殆ど総てを部落外に仰ぐ事となつたのである。

併し乍ら山奥の部落では今日も猶商人の入り込む事少く、物貨の移動も限定されている所が少くない。滋賀県奥川並に出入する外来者としては行商人が一〇人程度、税務署員とか其の他突然やつて来る者若干名に過ぎない。それ等商人の内訳を夫々の出所・取扱品・入村回数等によつて示せば次の通りである。

近くから来る者

上丹生の魚屋——月二—三回
 木之本(五里半下)の呉服屋——年二—三回
 金物屋——月二回程
 雑貨屋——月二—三回
 中之郷の陶器屋——年一回
 中之郷のキャンデー屋——夏中に二—三回
 金居原(隣村杉野村)鍔掛屋——年一回

遠くから来る者

武生(福井県)の刃物屋(主として鎌鉈等の山道具)——年一回
 土佐の刃物屋(主として山道具)——年一回
 富山の薬屋——年一回—二回

このような入村者を村人はよく利用している。殊に魚等は大抵売れるそうである。田戸まで出れば農業協同組合出張所があつて、此の販売部で大体の日用品は購入出来るから、村人は主として之を利用する。鍬や鋤等の農器具の修繕は上丹生の鍛冶屋へ持つて行く。又最寄りの駅を経て送る荷物は一年に五〇個程度であり、主な物は漬物・栗・餅等土地の食料品である。又駅経由で入る物は一〇個程度に過ぎない。

資本主義は大量の生産品の頒布を頻繁に行ふことによつて、資本の運転回数を多くせんとするが、それが為には産出する物品に常に改変を加えて、新たなる特質を有する物を提供する事が必要である。茲に新たに於て別異なる物の普及の反覆が生ずる。これ即ち流行に外ならない。流行は今や単に衣服の領域のみに局限されず、あらゆる領域にその支配を及ぼしつつあるが、元来都市をその場所としていた流行が、現代に於ては交通々信の發達に伴い、如何なる僻村にまでも伝わつて行くに至り、元来村落には見られなかつた物的及び精神的財の外界からの流入は、今や村落にも不断に反覆される事が不可避的となつた。斯く外界から流入する財貨を購買する事の不断の反覆は、その購買の費用を調達する必要上、村落生産物の商品化を上昇せしめる事は当然である。更に又村落民を駆つて現物経済から商品経済に、又自給経済から交換経済に赴かしめる他の要因は、国家の租税制度の改革であつて、従来の公租公課の物納制から貨幣納制への轉換は、村落民の貨幣に対する必要従つて村民の貨幣獲得量を大ならしめ、此の事は特

に資本主義発生時代に於て、村落民の換金作物の産出を強化する上に大なる意義を有つた。新税制の強圧なしには資本主義と雖も村落民の自然経済の抵抗を破る事は、容易ではなかつたであろうと言われる。村落民の経済的転換に対して租税の有する重要性は、資本主義の発祥期には止まらない。国家が経済生活の中で占める重要性が次第に加わつて行くにつれて、租税が次第に重化され、村民を過度なる商品生産者たらしめる傾向にある事は言うまでもない。戦争による増税は、意識的に農業生産物の商品化を促す一契機であつた。日清戦争後の所謂戦後経営の名によつて行われた農村の開発は、即ち商品生産への前進であつた。日露戦争や歐洲大戦が我国経済を飛躍的に発展せしめた裏には、常に農業の商品化を伴つてゐる。そしてそれを促す力となつたものの中で、重要なものは租税である（近藤康男、農業経済論、一一―一二頁）。

右の如き変化は交通の不便な山村に於ても早くから現れた。四国山中の茗荷部落の如きでも、初め栽培作物として雑穀が切替畑即ち焼畑の殆ど全部に亘つて植栽されていた。併し玉蜀黍はこの地方特有の風害によつて全滅する年もある事、又それは商品としては採算が困難である事等種々不利な条件もあり、明治二〇年代に土佐から齎された有利な商品作物たる三極に取つて換えられ、今や三極耕作は此の部落の唯一最大の現金収入源となつてゐる。戦時中は食糧増産のため三極畑が雑穀畑に切換えられたが、最近再びそれは三極畑に転換しつつある。昭和二五年土地利用現況調査によれば、切替畑総面積七八町七反の内三極畑は六四町七反で切替畑総面積の八二・二%を占め、食用作物植栽地は一四町で切替畑総面積の一七・八%に過ぎない。而して以前は此の切替畑は六、七年雑穀を後には三極を植栽した後は、樹木を植付けず七年間程荒蕪地にして置いて雑草雑木の生い繁るに任せていた。当時は現在の如く木材搬出の為の道路・索道が完備してゐなかつた為に、立木が商品化せず、加うるに樹木を植栽している山林には税金がかげられたので、荒地として放置し、数年後に地味の回復を待つて、雑穀・三極等を栽培する方が遙かに有利であり、斯くする事によつて同一の土地が数年の間隔を置いて耕作され得たので、切替畑に当てられた土地は現在よりも僅少な面積で足りた様である。併し最近は木材の搬出が、道路の完備・索道の設置等によつて容易となつたので、立木が商品化され、山林所有者は数年間放置して切替畑に戻すよりも、仮令二〇数年かかつて樹木を植栽する方が有利となり、従つて現在では此の部落は樹林に占有される土地が多くなつたので、部落民は焼畑耕作地の不足に悩む現状にあり、急坂も厭わず又住家から遠い所まで切替畑化せんとする努力が見られる。此の辺を視察して廻る人は、如何に急峻な山林地帯でも、全て伐り開かれて耕作地とされるところ、事実を明確に認知せしめられて、感銘を覚えるであらう。又夏の日没後空の彼方に仰がれる山の頂の辺から蝸を防ぐ為の焚火や火繩の煙の上るを望

み、部落民が遙かに高い所で遅くまで働き続けている事を改めて意識せしめられ、山村生活の厳しさに心を打たれるであろう。

猶村落民の生産品の商品化は、生産及び経営上の不断の進歩改善に必要な費用支出の為の貨幣獲得の必要によつても、促進される事は明らかである。農業に就いて之を見れば、金肥の増加・優良種苗・新器具・機械の購入・土地改良及び耕地整理・技術員の招聘等々がこれである。外部社会の進歩に関する指導が、村落にも相次いで入るようになるにつれて、村人も伝統的生活様式に没入して晏如たる態度を保持し難くなり、不断に外界の改善變動に留意するようにならざるを得ない。此の事は先づ特に直接利害関係のある生業に関して明確になる。即ち生業に関して外界から新知識を吸収し、外部社会の進歩に遅れざらんが為の研究會や、之に類するものが村落にも次第に生じ、外界からの書物や人の導入が行われ、これが村落の開放に無視すべからざる役割を演ずるのであるが、更に斯かる外界からの新知識の導入を機縁として、隣接村落の住民間の接触集合の生じ易い事も亦村落の開放を進めるのである。而して此の種の人や物の導入や隣接村民の往来交渉は、都市に近い開放の進んだ村落に於て最も多く見られ易いのが自然の事であろう。熊本市外中緑村では年に三乃至四回農業経営に関する講習會が開催されるが、講師は殆ど県の試験場等から招く模様であり、出席率は概ね良好であつて、大体四、五〇〇名程度は参集するとの事であるが、此の中には隣接村の者も少くない事が察知される。

右の如き村落生産品の商品化の昂進は、従前村民がその生産品の自家消費の残りを市場に出したのと逆転して、今や生産品は市場に送るを本来とし、その残りを自家消費に当てるの態度を執らしめ、更に進んで有利なる商品の生産の為に自家消費品の従来の自家生産を廃棄するに至らしめ易く、これに基づく村落生産業の分業的特殊化乃至偏局化によつて、村落の自給自足性は一層崩壊の度を高めるに至る。此の事は大都市近郊の村落に於て特に著しい。例えば従来米麦等の生産を行つていた村落が之を廃止して、都市に供給すべき野菜・花卉等の栽培にのみ専らになるが如きがこれである。岡山県香々美南村に於ても都市に出す野菜類の栽培に努めている所が点々と見受けられ、一部には又温室果物の生産も旺である。而して交通運輸の發達は今や斯かる村落民の分業的専門化をあらゆる僻地に迄及ぼし、山間の村落に穀物の生産を棄てて養蚕に専らなるものが続出し、或いは一村悉く果樹園経営に移行して、日常の生活必需品の殆ど総てを村外からの供給に俟つが如きも珍しからぬ現象である。山村に却つて右の如き商品生産の傾向の強い事が往々見られる。山村に牛馬車の往来の可能な道路が出来るとつて薪炭の産出が旺になり、更に上述の如くトラックの通行可能な道路も開通すると共に、木材の搬出が容易になり、林産物の村外への販売が増進し、従つて又斯くて上昇する

村民の購買力は、村外から物貨や之を商い又は搬入する人を吸収して、山村の開放が急激に進む事も、近頃各地に見られるところである。又広大な山林を有する山間部落はその山林の一部を村外の者に売つて収入を計り、之を買つた外部の者が入村して炭焼きを行う事も稀ではない。岡山県上刑部村には養牛に専らなる家があり、牛七、八〇頭を所有する某家の如きは、米麦の生産を全て廃し、日常の生活必需品の殆ど一切を購入している。又此の村では枕木の生産に多数農民が従事し、その枕木が常に村外に搬出されているのも、村民の購買力を上昇せしめるに与つて力あるは明らかである。

漁村に於ても既述の如き素朴な婦人行商のような商法が次第に專業化するにつれて、地域的時間的限定を脱して、遠国の到る所に行商を及ぼし、遂に全村全家が此の商業に専ら従事するに至るが如き場合もある。その一例を挙げれば、上記松山市外松前町のオタタは旧来近地行商に限られて来たが、此の近地行商に対して、他に遠地行商がある。近地行商は経済的に見てきまで問題とするに足らぬが、オタタの眞の行商は県外に進出する遠地行商に経済的主要性が見出される。遠地行商は夫婦幼児を伴い、儀助煮（小海老や小魚を煮て、海苔・芥子で味付をし、乾燥したもの、つき出しとして賞美さる）や海苔・鳥賊・鱈等の加工品、密柑・魚類の缶詰等を取扱い、近時これ等製品の原料仕入れから加工に至るまで、稍々組織的な投資経営に發展しているという。遠地行商の範囲は瀬戸内海沿岸は勿論、北は千島・北海道から南は九州・台湾或いは朝鮮・満洲・中国の各地に發展し、昭和一四年末調査によれば其の数は四〇〇名に上つたという。而して旧三月節句後松前を出発し、旧年末迄に行商を終えて帰来する。従つて其の間は学齡兒童は親族其他の家へ預け、月々に送金して其の養育を託した。これ等県外發展の行商を缶詰行商と呼んでいる。之は缶詰に詰めた儀助煮等を最初女子が郷土の風俗たるハンボーに入れ、頭にカベリ、男子は之を担いで行商したという事から起つた名称だとの事である（吉田、前掲書、一八八頁）。同様の例は徳島県阿部・大分県臼杵市外津留・広島県能地・尾道市吉和・熊本県天草郡御所ノ浦島・与市浦等々諸地方に見られる。

右の如き特殊漁村の行商による開放とは異り、漁勢の旺んな漁村には一般により近代的な開放が訪れて来た。即ち各種新漁法の發達・漁船の増加と其の規模の拡充強化・優秀なる漁網の普及・各種漁場の開拓・漁獲物の肥料化乃至食糧化等の科学的知識の發達とその需要度の急増等の諸現象により、漁獲物の商品化が急速に發達し、各種魚問屋・仲買人・行商人・加工業者が、漁村内又は其の近辺都市村落に著しく増加し、漁獲物の販売・購買を通じて、これ等都市村落との人及び物の移動が漸次頻繁化して来たのである。更に茲に於て注目すべきは、漁獲物が生魚として商品化される限り、其の鮮度が販売価格を決定づけるが故に、鮮度を維

持する為に売手と買手・生産地と消費地の間の往來の時間を能う限り短縮する目的で、漁船が交通機関化するという事である。優秀漁場を有する漁村の多くは、背後に懸崖を控え陸上に於ける地理的障壁が大である為に、生魚を陸路で消費地に運搬する事は頗る困難であり、必然的に漁獲物運搬船・漁船・定期連絡船等船舶による海上運送に主として依存せざるを得ないのが、今日の沿岸漁村の現状である。此の海上輸送の進歩によつて漁獲物の商品化が大いに上昇し、これが又漁村の封鎖性を破壊する有力な一因となつたのである。

沿岸漁業の隆昌は反面に自ら濫獲の弊害を生じ、漁場の保護涵養のいとまなく、之を荒廢に帰せしめて、定着性魚族の繁殖を減退せしめ、洄游性魚族の来游を妨げる原因となる事は免れ得ざるところである。茲に於て漁船を堅牢大型にして充分な裝備を施し、十数里の沖合に出、更に数十日或いは数ヶ月の遠洋航海の可能なる漁船を以て漁場を求め魚群を追うに至る。これが即ち沖合漁業或いは近海乃至遠洋漁業である。然るに漁場は農地と違つて集团的に利用するものであるから、その集團の一人或いは一部が漁場の涵養を図つたからといつて、それによる果実を独占し得るものではなく、また集團全部によつて生産力の増加を図つても、漁獲は結局各人の独占した利害を形成するものであるから、漁獲の強行が自ら競争的になり、捕らねば損だと言う考え方になるのは必然の勢であつて、沖合漁場も亦濫獲によつて荒廢せしめられざるを得ない。漁村は交通不便の場所が多く、現代の文化及びその施設に取り残されている状態にあるので、一般に農村等に比して知識の水準も低く、昔ながらの漁業を昔ながらの意識で営んでいる者が尠くなかつたが、然るに沿岸及び沖合漁場が酷漁濫獲の結果荒廢するに至り、交通機関の進歩と資本主義の發達は、何時までも漁村と漁場とをその儘にしては置かない。文化の發達につれて知識も増し、種々の器具も工夫され、造船技術も發達し、漁撈の方法も進歩して、漁場も沿岸から沖合・近海・遠洋に進出し、漁獲物も加工され、遠隔地との物資の交換が行われる様になり、漁村に於ける人及び物の出入の範囲や数量は海上・陸上共に広大になり、封鎖性は次第に転化する様になるのである。斯くて今や「明治三四年漁業法が制定され、之によつて専用漁業權が規定された当時、地先の海の漁場価値は大であり、少くとも之がとるに足らぬものに段々なるだろうと云う事は夢にも考えられていなかつたらしい」（桜田勝徳、漁村、社会学大系、第二卷、一七〇頁）と言われる迄に至つたのである。而して、今日各地の漁村に於て年々腐朽破損する漁船・漁具・漁網等を始め、波止場・氣象報知機・漁獲物処理場等各種漁業施設の全部を、資材・労働力共に村内居住者の手によつて完全に補充修復し得る漁村は、容易に見出され難い。漁勢殷賑な漁村又は漁業地帯の近辺都市には、例外なく大小の造船所があり、漁具・漁網問屋が存在するが、これ等は何れも近辺

の漁村を販売区域としており、漁村民の購売力を前提として経営されているのはいう迄もない。換言すれば、今日の漁村は、自村に於て必要とする漁船・漁具・漁網の全部又は一部を、右の専門業者から購入しており、これ等入手する為に、漁村とそれ等の業者の居住する都市との接触交渉が必然的に重ねられるわけである。

資本主義の發達によつて漁業は次第に資本主義的生産方法を採るようになる。資本主義的漁業は、工船漁業・トロール漁業・大船規模なる遠洋汽船漁業・大規模なる定置漁業及び区劃漁業等であるが、これ等は莫大なる資本を要し、その額は一村の漁民が協力しても支出し難い程のものである。斯くて今や漁村とは無關係に資本と労力との自由な結合による資本主義的漁業が、時と共に大なる勢力を占めつつあり、漁民は彼等の共同所有にかかる漁場を資本家に売り、又漁業資本家に雇傭される限りに於てのみ漁業に関与するに過ぎなくなる。換言すれば漁場・経営・労力共に漁業機構は次第に漁村地縁社会から游離した存在となりつつある。例えば宮崎県都井村宮之浦の鰺大敷網の如きは、二千万円前後の資本を要し、村人に此の額の出資能力の無い場合は、共有の漁場の漁業権を年毎に漁業会社の入札に附し、落札した会社は宮之浦の漁民を雇つて鰺漁を営むが、斯かる漁業形態から更に進めば、漁業会社が各地から漁夫を募集して、遠隔の地で漁業を営むに至るのである。

村落民が村外から供給を仰ぐ物貨の費用の資本主義による増大の結果、その費用は村落生産品の売却のみを以てしては不足になり勝ちであれば、村民は之を村外に於て獲得しなければならぬ。人間の欲望の対象となるものは人に知られている物であり、自己の知らぬ物を得んと欲する人間の存在せざる事は言うを俟たない。人間が種々の物によつて欲望を刺戟される事の前に、人間がその物に就いて知る事がなければならぬ。而して人間が物に就いて知る事は人間がその物と直接又は間接に接触する事を前提とする。村落が封鎖的なる限り、村民は外界の物に接し、それに就いて知り、それを獲得せんとする欲望を抱き、その欲望を遂げてそれを獲得するに至る事はない。従つて村民は在来の物との伝統的な交渉を重ねるのみであり、彼等の生活水準は従来の高さに止まつていて上昇しない。これに反して村落が開放されると、外界のそれまで未知であつた物に接し、それを獲得せんとする欲望を抱き、その欲望を遂げて、それまでは無いに等しかつた物が生活内容に取り入れられて、生活水準の上昇を来すに至る。生活水準の上昇は上昇せる水準の維持に腐心せしめ、その水準の引下げを苦痛にするのが常であるが、その維持はその上昇を生ぜしめた欲望の対象の保持又は反復的獲得を必要とする。此の必要に應ずる為にはその物の代償となるべき貨幣を入手用意する事が必要であり、此の貨幣も村落内部では産出し難いので、村民は村外から入手するの外なく、これが為にも村民は貨幣を求めて村外に出ざるを得

ない。

他方村民への課税が過重ならば、村民は困窮の結果村内に止まつて、従前通りの生活を続ける事が困難となり、出稼ぎ又は他地方への移転を余儀なくされるは明らかである。農民の過重負担を承知の上で全国的に行われた明治六年の地租改正によつて村民に課せられた地租は、地価の百分の三から百分の二・五迄明治一〇年に引下げられたが、遂に百分の一と言う公約は実現しなかつた。此の高率の地租が農村を否応なしに貨幣経済に導き、中小農民殊に小作農を窮乏させ、農民層の分解を促進したのであるが、それに引続く西南戦役の為の紙幣濫発によつて起つた明治一〇年代のインフレーション、それに続くデフレーションは、農村の中堅層以下を極度に混乱せしめ、自家用以外に販売すべき余剰米を殆ど持たぬ自作農民層は、インフレーション期の米価騰貴にもその利益に与り得ず、却つて一般物貨の高騰と地租負担に圧倒され、又彼等は、デフレーション期には、一方では多少販売しつゝあつた農産物の価格が惨落し、他方では地租附加率が高められたり、若干の消費税その他雑種税が新設乃至増徴された為に、極度に窮乏し、彼等の労働力を雇傭してくれる資本主義的農業も興らず、労働の売り手としては都市・鉱山・漁場等へ流れ出る外なく、農村に留まる限り小作人となる外なかつたのである（木下彰、日本農業構造論、第三章）。斯くて窮乏に陥りつつも在村する者には、出稼ぎが不可避的となるのであつた。

村落外での労働が只一定季節の短期に限られて、村外に出た者が再び村内に戻るものは即ち季節的出稼ぎであつて、之によつて村民が村落を出入して、その村落を遠距離に向つて開放する事が進められるは明らかであるが、出稼ぎには一時的季節的なるもの外、更に又長期的持続的なるものがある。若い女性の行儀見習や稼ぎの為の女中奉公・事務員・女給等々の如きは、到る所に見られる長期的出稼ぎである。耕地なき瀬戸内海等の漁業部落は屢々都市に於ける遊女・酒酌女の出身地たる事があつた。一例を上記安芸三津の漁家の娘にとれば、此処では娘の子は早く他に出して、嫁入り前まで女中奉公をさせ、嫁入りの支度を自分がするようににする。他村の漁民の如く女の子を二〇才前後まで沖に使う様な事をしない。自分の家に働く者がなくても二〇才までには村外に出して自活の道を立てさせる。戦前女中奉公する者は娘の中で約三分の一位で、カフェーの女給になる女の方が多くなつた。カフェーの女給をしても、自分の家庭に毎半期に金を送つて、父親の助けをしている者が半数あつた。娘の子は自分の家庭に居る時には着物の縫い方など習う事が出来ないから、女中奉公をしている時に習うのである。女中奉公が済んで戻つたら結婚をする。そして一家の主婦となる。女中奉公中に自分の家で着る普段着は縫うようになつていたのである（進藤、前掲書、一七五―一六頁）。愛媛

県関前村は島の村ではあつても、耕地があるので出稼ぎ者は多くはないが、古くからあつた出稼ぎ者の中、男子は壮年の者が県内温泉郡河野村の酒屋に行くのであり、女は一八、九才から二四、五才までの者が今治市へ出て、主に旅館その他の女中等になつてゐる。

伊勢の答志村でも昔は夏が主ではあつたけれども、年中海女として潜つたというが、今は旧正月から盆の間のみ海中に入り、盆が済むと娘という娘は殆ど出稼ぎに出村するようになった。海女の出稼ぎは古くからの慣例であり、それが近年益々旺になつたので、出村するといつても、本人もその周囲の者もさほどの事件とは思わぬ様子である。一例を挙げれば五〇を越した婆さんが、八月の末に愛知の方へ出かけると言つて、隣家へ汽車の時間表を見に来て、「今夜行きませす」と言うに對して、隣家の人は「そうかな」と言うのみであり、居合せた外来者が「大変ですね、何時頃までですか」と問うと、「娘が行つてますもんでな、ちよつと来年度まで行つて来ませす」と事務的な返事をするという風である。此の婆さんは仕出屋に奉公に行くのである。鹿児島串木野町本浦・小瀬・島平浦等に於ても同様な若い女性の村外転出の風がある。屋久島の如き日本の西南端の封鎖性の強い島でも、現住人口が減少する傾向にあるが、これは島民の出稼ぎ者の多い為である。此の出稼ぎは一家挙つて出て行くという様なものではなく、家々の元氣な者達が出て行くのである。徳川時代以来明治に入つての一般の村落の出稼ぎには、斯くの如く奉公人的な出稼ぎ者が極めて多く、それが戦前漸次移住的な出稼ぎに転じて来たが、此の島では漸く奉公人的出稼ぎの盛行を見つつあり、斯かる出稼ぎは益々盛にならうとしている。但し今日も猶出稼ぎが大した意義を有つに至らぬ所もあるのは勿論である。例えば奈良県の平野の一村落でも、出稼ぎはその数も少く、村に及ぼす影響力というものは考えられない。村を開放してゆく上にもあづかつて力になるという事はあり得ない。

併し乍ら出稼ぎに於て多数の村人が長期に亘つて村外に引出されるのは、主として工場労働者と成る事によつてである。蓋し近代資本主義は機械を設備せる工場に於て生産を行うのであるが、此の生産に従事すべき労働者の主要源泉は村落である。工場は此の源泉からその必要な労働を得る為に、積極的に村落に働きかけて労働者を募集する。しかも機械は小なる体力を以て大なる作業を行うを可能ならしめるが故に、婦女子及び年少の男女も工場労働者として歓迎される。斯くて従前特に村内に封鎖される事著しかつた女性及び年少者が、今や村落を去つて長期に亘り工場労働に従事するに至るのである。岡山県香々美南村の中学校に於ける生徒の将来の希望に関する調査によれば、生徒の約三割は都会の紡績工場への就職を希望している。同県上刑部村の同様の調

査によれば、約一割が同様に紡績工場への就職を希望している（昭和二五年調）。他方村落に於ける生産業の進歩改善は、村落の生産物を増加する事によつて国内人口の増加を進めると共に、村落の生産業に従事するに必要な人員は却つて減少せしめんとする。故に村落に於て増加する人口の中工場労働に適する者が、工場に赴く数が大なるべきは当然である。年々村落を出て遠距離の工場に入り、その中に止まる者と村民との交渉、又斯かる工場労働者の一時的又は決定的な帰村が、村落を外界に向つて開放する上に甚大なる作用を及ぼすは言うを俟たざるところである。上記香々美村から紡績工場に勤めに出た者は、正月の休みや定期的休日には帰村して、土産話に花を咲かせ、又父兄師友も時々工場見学を兼て子弟の消息を窺いに行くが、斯かる村人の地域的移動によつて、村内に種々の物や觀念が村外から齎らされる事のあるは疑いないところである。

猶又交通運輸の発達は、工場の地方分散を可能ならしめ、村落民をして村外に転住する事なく工場に勤務する事を得しめる場合も多い。石川県鳥越村若原の如きは、上述の如く関西の都市への出稼ぎが主であつて、大正時代まで近隣の町へ行く者は無かつたが、その後近くの町に織物工場が出来て、女子の之への進出が目立つて来た。岐阜県席田村の小部落加茂の村外通勤者数を、昭和五年以後五年置きに調べて見るに、昭和五年三人・昭和一〇年同じく三人・同一五年五人・通勤者の殆ど出征した昭和二〇年には二人であつたに対し、同二五年には一三人であつて、戦後圧倒的に増加した事が認められる。奈良県金橋村雲梯の全人口五六〇名中、村外への通勤者は約四〇軒の大坂迄へは男子一〇名女子二名で、主として会社員・官吏・教員である。約三〇軒の高田迄は男子一五名女子二名となつている。又同村には大阪等近くの都市から村内に疎開した儘それ等の都市の住宅難の為、村内に住居を構えてそれ等の都市に通つている者も少くない。同村のこれ等の全ての通勤者は毎日都会の会社や学校で得た新しい知識を村内に持ち帰り、更に雑誌やその他小説本を家庭に持つて帰るなどして、村落を益々開放したのである。兵庫縣市野保でも通勤者は越部村五人・隣町新宮町（二〇町）七人・隣村東栗栖村（一里）一人・龍野町（一・五里）五人・姫路市（六里）三人であり、汽車通勤者以外は全て二里以内の通勤である。此処でも右の雲梯と同様に、毎日村外に往復する学生及び通勤者は、村外の事情に明るく、又新らしい情報を持ち帰るのである。

第二次大戦前に福井県向笠から外部に通勤する者の数は、四、五名程度に過ぎなかつたと言われる。それが現在（昭和三〇年一月）では男女合せて三四名になつている。これは大戦前の約七倍に当る数である。この通勤者の数の増大は、向笠とその近接せる村落や都市との相互の接触交渉が容易且頻繁となつた事の一つの表現に外ならない。これ等三四名の通勤者の地域別・職業別の

詳細は次表の通りである。

職業	場所		田井		西田		河原市		小浜市		敦賀市		職業別計		総計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
商店	1										1		2		2
公務員(土木)	1												1		1
指物大工	2												2		2
役場吏員	2	1							1		1		4	1	5
小学校教員	1				1		1					1	3	1	4
日雇	2										1		3		3
農業協同組合員	6										1		7		7
郵便局員	1	1											1	1	2
製材所員	1		1										2		2
鉄道員	1										2		3		3
農業普及員											1		1		1
東洋紡大工											1		1		1
編物教師												1		1	1
地域別計	18	2	1	0	1	0	1	0	1	0	8	2	30	4	34
総計	20		1		1		1		1		10		34		

程度であつて、部落内の勤め人と云えば此の人だけである。山間の村落で通勤がまだ極めて少ない状態に止まつているのも言うま

この表によれば、全通勤者の内男性は三〇名で、女性は四名であり、村落に於ける地域的移動の男女の差の大なる事が窺われる。亦地域別に通勤先の最も多い所は三方であり、その数は男性十八名・女性二名・計二〇名である。次いで敦賀市が多く、男性八名・女性二名で、計一〇名である。其他の地域例えば小浜市・河原市・西田・田井へは男性のみの通勤者が夫々一名である。これ等の通勤者の中で鉄道を利用する者は殆ど三方まで自転車で行き、その他の地域へ行く人も自転車で通勤しているのであつて、交通手段の発達による開放の昂進が明らかである。而して外部へ通勤する者の中、戸主又は家庭に於ける最年長の男性は一七名である。この一七名の人々は向笠に住みながら、向笠に於ける共同の行事に出席出来ない。例えば講の如きもの(伊勢講・国津講・愛宕講)が平日に催されると、当然通勤者はそれに参加する事が出来ないところから、このような区民全体が参加して行われる伝統的行事に自ら性格の変化が生ずる事にもなるのである。

併し乍ら都市に近くない農村には通勤者が少い所も珍しくない。例えば岩手県の御明神村滝沢部落の如きは、盛岡の西方三里の零石駅からバスも通わぬ二里の所に在るが、村役場の所在地春木場部落にある農業協同組合へ一名通勤している

でもない。例えば奈良県の十津川村小原では、部落外へ通勤する者は「奈良交通」五条—小原間のバス運転手（男三七才）一名のみで、午前七時三〇分発のバスに乗れば其の晩は五条に一泊、翌朝五時発のバスで帰村する。国土の周辺の山村ともなれば、通勤現象は更に稀少になる。即ち青森県の山形村大川原の如きに至つては、今日も猶村外への通勤者は皆無である。僻地の漁村も亦類似の状況にある。伊豆の妻良部落の外部への通勤者も極めて僅少であつて、総計八名に過ぎず、その大部分が小中学校教員である（昭和三二年七月現在）。これ等の人々の勤務先の土地は皆南伊豆町内に限られ、当地と類似した村落であるに過ぎない。それ故彼等が部落内に異質的なものを持ち込み、村落を開放化せしめる作用は極めて乏しいと言える。茲に注目すべきは、当地から此の地方の中心地下田町へ赴く通勤者が一名も存在しない事であり、下田町は現今では衰微せる漁港に過ぎず、同町が妻良の近接都市であり乍ら開放化の動因として働く力は微弱である事が知られる。短距離であり毎日反復される定期的移動である点に於て、通勤と類似する通学の現象も、当地に於ては皆無に等しい。即ち現在のところ部落外への通学者は一名のみであり、旧南中村石井（一〇軒）に所在する下田南高校の分校（定時制）へ通う高校生が一人あるのみである。通学には自転車を用いている。尚当部落にはその他八名の高校生がいるが、何れも通学不可能である為、下宿生活をしている。これ等は下田北高校に在学する者であり、その所在地は下田町蓮台寺部落である。蓮台寺は下田町中心部から約三軒離れた北方に位置する為妻良からの道程は約五里半となる。従つて朝最も早い下田行バスの妻良発が七時五〇分である当部落に於いては、此処まで通学する事は不可能である。但し昭和三一年度から当部落の高校生の為に、通学バスとして早暁のバス（子浦—下田間、子浦発六時三〇分）が運転された。ところが此のバスには乗客が甚だ乏しく、結局四月から翌三二年三月までの一年間の試験的な運行の後、廃止されるに至つた。此の事実等も、当地に於て、村人の近距離移動が今も猶僅少なものである事を物語つている。

他方又、近代の村落には村外から村内への通勤も極めて僅少なからある。これは主として役場・学校等に勤務する近隣村の者である。中には勤務年限中村内に居住する者もあるが、自転車・バス等を利用して通勤する者の割合が大である。熊本市外の中緑村の村内への通勤者に就いて見れば、学校教職員八名・吏員二名計一〇名であつて、これ等一〇名の居住地は隣村及び熊本市である。右記福井県向笠部落には外部から通勤する者が二名ある。これは部落にある小学校分校の教員であつて、一名は男性一名は女性であり、二人共自転車で通勤している。又前記岩手県御明神村滝沢には学校・郵便局・商店・工場・病院等一切無いので、外部から部落に通勤する者は一名もいない。右記奈良県十津川村小原の如き山間部落にも外界から内部に通勤する者が二名ある。何れも学校

教員である。

一六 人口の都市集中と開放

村人の都会への出稼ぎは人間の都市への集中を生ぜしめる重要な因素であるが、同様な因素として更に田舎人の都会への憧れや村落に於ける人口の過剰等種々のものがある。工場はこれまで一般に都市又はその近郊に在るを常とし、従つて工場労働者となる事は、都市住民となる事であるが、更に従前村落内には存在しなかつたが故に、村落民には全く知られなかつた無数の文物が、都市に於て産出されて村落に入り込むに至れば、村民の欲望を多様ならしめ、これ等の新たな欲望を充足する機会に富むと伝えられる都市生活への憧憬を村民に抱かしめずにはおかない。文明の恩沢を受容享受し得る機会・個人的技量を磨くべき機関・個人の才能を発揮すべき条件・人格の自由なる活動発展と社会的上昇との可能性は、都市のみにあり、労働時間は短く賃銀の大なるも亦都市である。これ等の機関を利用しこれ等の機会条件を捉えて向上発展を実現せん事は、都市に出た者の中の大多数にとつては遂に夢想にのみ止まるとしても、村落生活が斯かる夢想的希望だに抱かしめざる事は確かである (F. G. Thomas : The Changing Village 一九三九年、六三頁)。猶又国家や公共団体の社会政策は村落を閉却して都市に厚い傾きが多く、例えば衛生・教育その他の施設も、殆ど全て都会にのみ之を見る事が出来る。然も村落から都市への往復も今や往時の如く艱難を極めるものではなくなつた。斯くて村落民が都市に流入することの多いのも当然なりとしなければならぬ。奈良盆地の雲梯部落に就いて見るも、都会への憧れから女子は進んで都会人と婚姻をせんと望んでいる傾向がある。斯くの如きは決して此の地のみのも事ではない。他方又村落は久しい以前から人口収容力の限界に達していた。封建時代はもとより、生産技術の進歩による生産物の増加や、また荒蕪地の開墾による耕地の増加等によつて生ずる余裕は、多く生活水準の上昇・労働時間の短縮等によつて相殺され、他方家内工業の喪失によつて、村落内に於ける経済的活動の領域は著しく狭隘となつたが故に、村落の収容し得る人口は増加し難い。特に農業は工業その他に比して、その生産力に於て極めて限定された極限があり、古くから集約的な過小経営の形態をとつてきた我が国の農業に於ては、此の事が顕著である。又農産物価格は一般物価の昂騰に比して上昇が遅れ、その下落に於ては先行する傾向ある事は、農業経済学上一般に認められるところである。此の理由によつても農業の人口収容力即ち農家一戸当りの経済力が収容し得る人口には一定の限度があり、それは大体六名であると言われる。斯くの如く村落に於ける生産業は、工業その他に比して拡張の余地が極めて少いが故

に、村落人口に自然増加があれば、人口過剰と之に伴う村落生活の窮乏とを齎す事なくしては、その増加人口の全部を村落に吸収する事は不可能である。人口の自然増加に於ては各国共村落が遙かに都会を凌駕している。然るに都市の人口増加率は村落のそれより頗る高く、村落の人口が殆ど固定して僅かに漸増の傾向が認められるに過ぎないに對し、現代都市人口の増加率は頗る高い。これは自己の増加人口を自己の内に収容し止める事能わざる村落が、その顕著な人口の増加を継続しつつ、余剰人口の総てを都市に不断に注ぎ込むからである。我國都鄙別人口自然増加率を見れば、全国郡部平均が一五・四九%なるに對して、全国都市平均は一〇・〇四%である。他方都市人口は都市の大きに依じて増加率を上昇せしめる。即ち大正九年の人口を一〇〇とし、昭和五年の人口を計出すれば、村落一〇八、地方都市一一四、小都会一二五、中都会一二九、大都会一三九である（林惠海、本邦内地に於ける都鄙別人口増加率、年報社会学、第二輯、三六四―六頁）。斯くの如く人口の自然増加率の低い都市が実際には高い増加率を示すのは、一に村落民の都市への移入によるものなる事は明らかである。

而して村落の余剰人口の主要内容をなすは二、三男以下である。二男以下が家に留まつている場合には、近くの市町村の官庁・会社・工場等に通勤し、或いは職人として生活を立てる事をするが、併し大抵の者はやがて村外に出て生活をする様になるのである。名古屋の工場通勤者に就いて自村に土地を得て定着せんとする意欲を調査せるところに依れば、「田地には供出があり、租税も多くかかるから、田地などほしくない。兄弟の数が少なければ均分相続を言う者もあるが、兄弟の数によることである。田地が広ければ別だが、少しの田地を分配されても何もならぬ。本家が立ちゆかぬようにまでして、田地を遺して貰いたいとは思わない。家族の協議によつて長男だけに相続させようと思う。均分相続の法律規定はもつと将来の人間が問題とするであろう。現在の人間はそういう考え方に未だなつていないから、そういう法律は空文に過ぎない」というのが、各地で得られた答であつた（富田嘉郎、トヨタ自動車工場の農家通勤者が農家農村に与える影響、中小工場情報、第八号、二四頁）。右のような相続に對する態度と之に基づく二男以下の離村の

答		久万玉村	上田
教育をつけて他の職業に就かせる	63%	63%	66%
養子にやる	24%	24%	13%
徒弟や出稼に出す	7%	7%	21%

傾向は、全国各地に認められるところである。家産をどの子に譲り度いと思ふかとの問に對して、長男のみに譲り度いと思ふと答えた者が高松と琴平との中間に位する香川県綾歌郡久万玉村では七〇%、関東平野の北部に位する栃木県上河内村上田では七五%であつた。ところで、家産を長男のみに譲り度いと答えた者に對して、二男以下はどうする積りかとの問に對する答の百分比は上表の通りである。養子にやるのは村外に出す場合も少

くないのであろうし、農業以外の職業に就くのも徒弟となるのも、都市に於てである可能性が大であるから、結局二男以下を離村させる結果となり易く、二男以下の大部分は生れた村から出て都市に移る事によつて、村落の開放に寄与するところ多大なるは明らかである。既に述べた如く、懸崖直ちに海に迫る波打際を僅かに切り開いて聚落をなしているような漁村等には、新たに屋敷を設ける余地さえ無い所が少くなく、斯かる所の余剰人口は皆村外に出るの外はない。島根県片句浦の如きも、村内分家は全く少ない。それは現在以上に家の建てようもなく、土地の分けようも無いからで、二、三男はその為他に郷へ出て行く傾向が強い。山峽の村や古くから開かれた農村にも類似の村が少くない。

斯くして都市に赴いた多数の出村者と、村落に留まり定住して居る者との間には、直接の帰郷により又通信その他の手段によつて、不断の交渉が保たれ、都鄙間の精神財及び物質財の往復が繁くなりまさつて行く事は言うを俟たない。兵庫縣市野保の戸籍面人口は昭和二四年現在四〇〇名であり、同年の在村人口は三二五名であつて、両者の差は七九名である。此の事は村外に出て居を構え生計を立てている者が可成りある事を示すものであるが、これ等の中近年出村した村外居住者の従事している業務及び村内居住者との交渉の具体例を見れば、奉公人として勤めている数は男四人・女二人であり、他に事務員男二人・女一人であり、工員男一人・商店員四人・女中二人である。此の人達は正月と盆・氏神祭礼・年忌法事等に必ず帰村する。尚その外にも時々帰村するので、平均一年に五回位は帰村する事になる。帰村の時には家族への土産物を持つて帰る。便りは大抵月一回はあるそうである。又盆・正月・祭礼等には帰村して近親者や在村の青年男女と一緒に過すから、これ等都市居住の出村者が村民に影響を与える事尠少なからざるは、想像するに難くないであらう。

一七 通婚圏の拡大と開放

以上によつて明らかにされた村落の諸々の面に於ける開放は、村落の通婚にも必然的に影響し、部落外婚の増加、特に交渉の繁くなつた都市との通婚の増加が明らかに認められるようになった。しかも此の事は元來は封鎖性の強い雪国や高冷地・島嶼等に於て屢々著しいのは、斯かる地域が特に経済的發展の余地なく、増加する人口を外部特に都市に流出せしめるの外ない実状によるものである。斯くの如き通婚圏の変動を一、二の例によつて示すならば、新潟県上早川村砂場の婚姻関係の時代的推移は次の如くである。現在の戸主の祖父の結婚期が大体江戸時代末期から明治初年に当るので、此の頃から明治三〇年迄を一期とし、それ以後大

B 表

年代	地域別		婚姻総数		
	部落内婚 実数	%	部落外婚 実数	%	
明治 1 ~ 5	16	72.7	6	27.3	22
〳 6 ~ 10	20	86.9	3	13.1	23
〳 11 ~ 15	16	76.2	5	23.8	21
〳 16 ~ 20	19	82.6	4	17.4	23
〳 21 ~ 25	14	93.3	1	6.7	15
〳 26 ~ 30	17	89.5	2	10.5	19
〳 31 ~ 35	19	82.6	4	17.4	23
〳 36 ~ 40	17	81.0	4	19.0	21
〳 41 ~ 45	15	88.2	2	11.8	17
大正 1 ~ 5	12	80.0	3	20.0	15
〳 6 ~ 10	14	56.0	11	44.0	25
〳 11 ~ 15	19	61.3	12	38.7	31
昭和 1 ~ 5	17	65.4	9	34.6	26
〳 6 ~ 10	13	41.9	18	58.1	31
〳 11 ~ 15	20	51.3	19	48.7	39
〳 16 ~ 20	11	40.7	16	59.3	27
〳 21 ~ 25	31	63.0	18	37.0	49
〳 26 ~ 30	18	34.6	34	65.3	52
計	308	100.0	171	100.0	479

A 表

行政地区別	時期	第一期	第二期	第三期	計
自部落	入	58	43	26	127
	出	(45)	(20)	(11)	(22)
村内他部落	入	18	41	57	116
	出	21	57	61	139
	計	(30)	(48)	(50)	(45)
郡内他村	入	3	9	13	25
	出	11	3	19	33
	計	(11)	(6)	(13)	(10)
県内他郡	入	1	6	7	14
	出	2	15	8	25
	計	(2)	(10)	(7)	(7)
他府県	入	2	8	2	12
	出	13	25	41	79
	計	(12)	(16)	(19)	(16)
計	自部落	58	43	26	127
	入	24	64	79	167
	出	47	100	129	276
	計	(100)	(100)	(100)	(100)
		129	207	234	570

正一五年迄を二期、それ以後を三期とし婚姻圏を自部落・村内他部落・郡内他村・他府県として、調査の結果を整理すればA表が得られる。

此の表によれば、大体次の事が認められるのである。即ち自部落の婚姻は第一期にあつては断然他を圧している。而して全期を通じては自部落の婚姻が漸次減少しつつある。村内他部落との婚姻が著しく増加して来ている。郡内他村、県内他郡との婚姻は全期を通じて少い。三期に至り他府県との婚姻が増加し、特に出て行く者が著しく増加している。

今でも老人達は部落内婚を良しとしている福井県の向笠でも、部落内婚及び外婚の件数を戸籍簿によつて年代別に集計し、その際戸籍に於いて不明の分は個別調査によつて明らかにした結果はB表である。

但し此の際戸籍上では外婚になつていても、実際は既に前代から村外に居住していても、外部で結婚したような者の場合はそれを削除した。又部落内婚の場合には二人で

一件をなすに対して、外婚の場合は一人で一件となるという差があるが、然るにも拘らず大正初期までは殆ど全ての年代を通じて、部落内婚が八〇%以上を占めているのは、此の頃迄の同部落の通婚による開放が頗る限定されていた事を雄弁に物語るものである。然るに大正六年—一〇年期から部落外婚の件数が急に増大し、爾来略々同様又はより以上の割合を示している。これは大正六年に敦賀から三方町を経て西進する小浜線が開通した時期に当る事と関連しているものであつて、これによつて鉄道に媒介されて外界との接触交渉が増加するにつれて、その接触交渉の及ぶ方面に通婚圏が拡大されて行く事が明瞭に認められる。昭和一六年—二〇年期には婚姻実数が非常に少いのは、この時期に当る戦争の影響によるものと考えられる。この反動として次の昭和二一年—二五年期には前期の総数のほぼ倍近くになつてゐる。これは戦後の都市の生活難から人口が集中した事、引揚者・復員者が多く、これ等の人々の都市居住も困難であつた事等によるであらう。昭和二六年—三〇年期には再び外婚の数が急増しているが、これは当部落と都市や近接村落との間の交渉が頻繁になつて来た事を反映してゐるのではないかと想像される。

通婚圏拡大の特殊な因素として村落民の社会層間の上下の移動も顧慮に値しよう。広島県飯宝村等では成金的に富裕になつた家でも、その家柄が悪ければ、現在に於ても近隣村のよき家柄からは嫁はとらず、大抵の場合遠隔の都市から嫁をとる様であると言われるが、村落の封鎖性の強い限り、村民の生業は伝統的なものに限られ、昔ながらの業務に一樣に従つてゐる村民の中から成金の現れる蓋然性はないであらう。開放によつて特別な事業に手を出す者も生じ、その中に成功する者も出来て、それが遠距離婚を結ぶ様になるのである。他方又右の様な特別な事業に失敗して零落する名家も現われ、之が又遠方の成上りの家から婚姻を求められて、村落の開放を進める事になるのである。更に通婚圏の拡大は村外からの入婚者に対する村人の差別待遇の減少と相関的であるのは言うまでもない。近年は入婚者に対する各種の特殊扱いも減弱乃至消失の傾向を示しているが、此の傾向が村外婚の忌避を減弱せしめるは当然の事である。例えば上記大阪府志紀村弓削の養子の足洗料一元五〇銭乃至五円というが如きは、大阪府中河内郡布施町大字森河内の八幡神社の宮座が蔵する正徳三年一二月の定書に銀三七〇匁とあるものに比し、かなり軽少であり、斯く輕少なのは今日一般の傾向であるが、この事は封鎖的な宮座の社会的意義が低下した事を有力な原因とする。それと共に過去に遡るに従つて村落そのものの封鎖的精神が強くなる傾向があつた事にも基づくであらう。それが現代に於ては益々開放的になりつつあり、それに伴つて養子の宮座への入座に関する奉納金も次第に輕減される傾向を示しているのであると思われる。婚姻に見られる如き変化は当然他の交際にも認められるが、殊に戦後は交際を中心が家の関係よりも個人の関係に移りつつある様に感ぜられ、

此の事は慶弔の際その他の訪問者に個人的知己の多い事によつて裏書される。此の傾向は特に工場に出ている青年の間に顕著である。又彼等にあつては日常の娯楽上の交際に於ても、隣接町村の者との往来が多くなつて来ているのであつて、今や村外の工場等に通う子弟を多く有つ家の層の交際範囲が大いに拡大されて来たのである。

A 表

通婚距離別実数と百分比					
地区別	年次 実数と百分比	明治	大正	昭和	計
		五—三一	三—一二 大正	九—二六 昭和	
自字内	実数	6	8	11	27
	%	32	17	7	15
自字外	実数	12	32	53	115
	%	63	68	60	63
二里—五里	実数	1	7	13	24
	%	5	15	15	13
五里以上	実数	0	0	4	16
	%	0	0	14	9
計	実数	19	47	89	182
	%	100	100	100	100

B 表

地区別	年次 実数と百分比	明治	大正	昭和	計
		三—六—一 大正	一—二—七 昭和	八—二六	
自部落	実数	6	3	11	20
	%	15	12	12	13
他部落	実数	1	2	6	9
	%	25	8	7	6
郡内村	実数	28	16	52	96
	%	70	64	55	60
郡外他村	実数	5	3	12	20
	%	12,5	12	12	12
都内市	実数	0	0	2	2
	%	0	0	2	1
他府郡	実数	0	0	3	3
	%	0	0	3	2
他府市	実数	0	1	8	9
	%	0	4	9	6
計	実数	40	25	94	159
	%	100	100	100	100

村落の通婚圏の拡大、遠方婚の具体例の若干を更に掲げるならば、兵庫県農村市野保部落等の明治初期以来の通婚件数を戸籍簿によつて調査し、部落からの距離別に分類すれば上のA表を得る。又これを行政地区別に分類すれば、B表の如くである。これ等の表によつて部落内婚が時と共に漸減している事的一端が見られるであろう。なお此の部落では部落内婚よりも寧ろ自字外二里以内の通婚が半数以上を占め、現在では部落内婚より郡内他村との通婚が多く、近隣村からの通婚が大部分を占めている事が知られるが、これは既に碧南市の郊外部落に於て認められたところと軌を一にするものである。他府県の郡市との遠距離婚が昭和八年頃から現れて来たのは、此の部落近くを走る鉄道即ち姫路—新宮線が昭和七年に開通した事に基づく事は明らかであり、交通の発達による通婚圏の拡大という随所に見られる事実の一例である。

伊賀盆地の神戸村下神戸の通婚に就き、明治以前から昭和二七年迄を七期に分ち、地域を距離に従つて八区に分つて分類整理すれば、次の頁のC表が得られる。茲に於ても部落内婚は逡減し、二乃至四料婚の割合は略々固定してをり、大正期から遠距離婚が見られ、それが昭和期から一層増加している事が知られる。

C 表

距離別	年次 実数と百分	明治以前	明治元一四	〃一五―二九	〃三〇―四四	大正元一五	昭和二一―六	〃一七―二七	計
		部落内	実数	38	18	10	8	8	10
	%	33	26	15	15	12	14	7	19
 2km	実数	29	23	16	17	21	16	18	140
	%	26	33	25	31	32	22	21	27
2 4km	実数	20	17	15	14	13	17	20	116
	%	18	24	23	26	20	24	22	22
4 6〃	実数	11	7	11	7	10	13	7	66
	%	10	10	17	13	16	18	8	12
6 8〃	実数	8	2	5	7	5	6	16	49
	%	7	3	8	13	8	8	19	9
8 12〃	実数	7	3	6	1	6	5	7	35
	%	6	4	9	2	9	7	8	7
12 30〃	実数	0	0	2	0	0	2	1	5
	%	0	0	3	0	0	3	2	1
30km 以上	実数	0	0	0	0	2	3	11	16
	%	0	0	0	0	3	4	13	3
計	実数	113	70	65	54	65	72	86	525
	%	100	100	100	100	100	100	100	100

農村山村に認められる通婚圏の変化は漁村に於ても亦認められる。一例を伊豆の妻良にとり、煩を避ける為に、出婚のみについて記せば次の如くである。先ず、現戸籍に記載された通婚の、地域的通婚圏の年次別変遷の表を作製すれば次頁のD表が得られる。この表を全体として通観するならば、部落内婚の比率が三九・三%となつてゐる。これを日本の他の地方の部落の内婚と比較するならば、今日の日本の村落としては、大体中位程度のもとの見る事が出来る。

出婚の表はここでは省略したけれども、入婚と出婚とに於ける夫々の地域的範囲の広狭を比較すれば、直ちに看取出来るのは、入婚圏は比較的狭小乃至封鎖的であり、出婚圏は比較的廣大乃至開放的であるという相違である。即ち入婚に於いては、部落内婚は県外通婚よりも二一・三%だけ多くなつてゐるが、出婚に於いては逆に県外通婚が部落内婚よりも一一・七%だけ多い。斯くの如き差異は当部落に限らず今日の村落に於いては殆ど普遍的に見られる現象であり、その原因も亦明白である。即ち出稼ぎ・就職・転職・就学などを契機とする人口移動が、主として村落よりする向都移動であり、それに比して、村落に向つて流入する移動が、遙かに少いという人口移動の基本的動向に添うもので

ある。特に経済的基盤が脆弱で人口包容力の小なる当部落の如きにあつては、男子の側で出稼ぎ移動が増大するのみならず、若年女子自身が多く出稼ぎに出動し、彼女等の出稼ぎ先の近辺の男性と通婚する蓋然性は大となり、出婚に於ける村外婚の比率は一層大である。他方部落に定住している者がその配偶者を求める場合には、職業上の等質性が極めて重要な意味を持つて来る。即ち部落の如く夫が漁業、妻が農業を主として受け持つ形になつてゐる所では、自ら農業経営の主力となる事が出来ると共に漁業にも十分理解を有する女性が、妻として強く要望される事は当然である。斯かる条件を具備する者が、同一の生活条件の下にあり且接触交渉を行つてゐる近接地域内に見出され易いのも又自

年次別、地域別通婚数（現戸籍に表われた入婚数）

D 表

年次	地域別	部落内		旧三浜村		南伊豆町		加茂郡内		県内他郡		県外		計	
		実数	%	実数	%										
明治13マデ		11	73.3	1	6.7	3	20.0	0	0	0	0	0	0	15	100.0
明治13～明治17		4	80.0	0	0	1	20.0	2	0	0	0	0	0	5	〃
〃 18～ 〃 22		11	68.8	1	6.3	2	12.5	0	0	0	0	2	12.5	16	〃
〃 23～ 〃 27		7	50.0	1	7.1	5	35.7	1	7.1	0	0	0	0	14	〃
〃 28～ 〃 32		6	46.2	1	7.7	4	30.8	1	7.7	1	7.7	0	0	13	〃
〃 33～ 〃 37		21	65.6	1	3.1	6	18.8	1	3.1	0	0	3	9.4	32	〃
〃 38～ 〃 42		9	39.1	1	4.3	10	43.5	0	0	2	8.7	1	4.3	23	〃
〃 43～大正 3		21	53.8	1	2.6	11	28.2	1	2.6	1	2.6	4	10.3	39	〃
大正 4～ 〃 8		19	40.4	4	8.5	12	25.5	4	8.5	2	4.3	6	12.8	47	〃
〃 9～ 〃 13		12	26.7	4	8.9	17	37.8	3	6.7	0	0	9	20.0	45	〃
〃 14～昭和 4		20	44.4	1	2.2	10	22.2	3	6.7	1	2.2	10	22.2	45	〃
昭和 5～ 〃 9		8	22.2	5	13.9	11	31.1	4	11.1	2	5.6	6	16.7	36	〃
〃 10～ 〃 14		15	28.8	2	2.8	13	25.5	3	5.8	5	9.6	14	26.9	52	〃
〃 15～ 〃 19		13	25.5	3	5.9	12	23.5	4	7.8	5	10.0	14	27.5	51	〃
〃 20～ 〃 24		25	39.1	2	3.1	14	21.9	6	9.4	2	3.1	15	23.4	64	〃
〃 25～ 〃 29		17	34.7	1	2.0	9	18.4	4	8.2	4	8.2	14	28.6	49	〃
〃 30～		5	33.3	1	6.7	1	6.7	2	13.3	3	20.0	3	20.0	15	〃
計	実数	224		30		141		37		28		101		561	
	%	39.3		5.3		25.1		6.6		5.0		18.0		100.0	

然の事である。又通婚する家と家との間に続けらるべき種々の交渉も、同一職種、同一地域の内であるならば、極めて便利でもある。斯うした事情から、婚入圏は概して部落の周辺の狭小な地域的範囲に限られざるを得ないのである。次にD表に就いて地域的通婚圏の時代的変遷を検討すれば、この表において認められる傾向は、部落内婚の減少と、郡外・県外通婚の増大であり、その間に部落外・郡内通婚の比率が、相対的に恒常性を維持している事が認められる。ここに「恒常性」と称したのは、各年次毎の変化が無いという事ではなくて、全体を通観した時に、増加の傾向も減少の傾向も、明瞭には認め難いという事を表わすのである。而してこれ等の傾向は独り当部落のみの事ではなく、我が国の農山漁村を通して認められるものなる事は、先に述べたところからも明らかであろう。

岡山県の山村上刑部村の通婚による人の出入の実数を明治初年以來五年毎に区切つて纏めれば次頁のE表となる。

この表によれば、近年になるに従つて部落内婚の減少及び遠方婚の増加傾向が認められる。遠方婚の増加は婚入ではなく婚出の増加によるといふ右の妻良に於けると同じ事実も、此の表によつて明らかである。隣村との通婚は同郡・他郡共に年によつて多少の差はあるが、概観的に言えば時代による変化の傾向は大して認

められない事も他の農村・漁村と同様である。ついでに、村落に比して一般に開放性が早くから一段と進んでいた町に就いて、開放性の度と通婚圏の広さとの聯関を見る為に、島根県の略々中央部に位する田舎町である那賀郡都野津町の通婚圏を考察するに、田舎の町であつても、

町として村落に比して交通通信の発達が早く、人や物の出入移動が旺であつたが故に、上記の島根半島北岸地区の農村・漁村に比し、都野津の近年の通婚圏は遙かに広い範囲に迄拡大されていた事が知られるのである。先づ封鎖―開放の点から都野津町の今日迄の変遷を見れば、此の地の耕作地の多くは砂地であ

E 表

実数と 距離別	年次	明治	〃	大正	昭和	〃	計	
		五―二五	二六―四五	二―一五	二―一五	一六―二四		
部落内	実数	27	67	63	50	55	262	
	%	38.1	33.6	23.7	17.7	24.1	25.0	
村内他部落	入	3	9	7	3	8	30	
		0	1	2	1	1	5	
	計	実数	3	10	9	4	9	35
		%	4.2	5.0	3.3	1.4	3.9	3.3
隣村	入	13	59	55	42	33	202	
		14	30	69	78	63	254	
	計	実数	27	89	124	120	96	456
		%	38.1	44.7	46.7	42.7	42.0	43.8
郡内	入	0	3	2	4	3	12	
		1	1	7	10	10	29	
	計	実数	1	4	9	14	13	41
		%	1.4	2.1	3.3	4.9	5.6	3.9
県内他郡	入	6	8	9	19	9	51	
		3	7	16	21	18	65	
	計	実数	9	15	25	40	27	116
		%	12.6	7.5	9.4	14.2	11.8	11.1
他府県	入	4	6	6	19	13	48	
		0	8	29	35	16	88	
	計	実数	4	14	35	54	29	136
		%	5.6	7.1	13.6	19.1	12.6	12.9
計	部落内	27	67	63	50	55	262	
	入	26	85	79	87	66	343	
		18	47	123	145	108	441	
	計	実数	71	199	265	282	229	1,046
%		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

つて、水田利用は不可能であり、農耕は必然的に麦・芋等の雑穀に限定されざるを得なかつた。然も耕作地が僅少なる為、全町民の食糧を自給し得ない実状にあつた。従つて町民は農耕によつて生計を維持し得ず、それ故に江戸時代に於ては賤業視されつつも漁業に依存せざるを得なかつたのである。然るに明治時代に於ては、交通機関の発達に伴う地域的移動の安易化によつて、直ちに漁類・反物等を附近の日本海岸や中国山脈の山間部に売り歩く行商に生業形態を変え、近隣村中第一の開放村として抬頭するに至つた。その後大正年間に入り、近隣村中第一の開放村として、山陰鉄道の開通が根本的原因となつて、行商が不振の傾向を辿つたが、行商によつて外部事情に明るくなつた事や、地域移動を嫌忌する気風を脱却しており、未知な土地での居住に自信を有つようになつた事等によつて、行商不況の打開策として大陸に進出するに至つたのである。

今茲には資料の都合上都野津の大正五年度に於ける婚姻状況と、昭和二年度におけるそれとの分析考察を試みる事とする。都野津は大正一一年に町制を

施行したので、大正五年といへば未だ都野津村であつたのであるが、既に都野津の人々が大陸に進出した時代の初期であつて、これによつて行商時代又はそれ以前の村内婚時代の婚姻状況を考察せんとするのは、勿論当を得たものではないが、併し同年度に於ては、猶幾分これ以前の時期の村内婚的な色彩も残存せしめてあるので、これによつて村内婚時代の模様を推知することは不可能ではない。次に昭和二年度の資料は大陸進出時代を経て後のものでもあり、町外婚の考察には有力な足場を提供し得ると思われものである。

大正五年度の婚姻状況を分析してみると、婚姻件数五五件の内、村内婚（夫婦共都野津を本籍とする者）三三、村外婚（夫婦の内何れか一方が都野津以外の町村を本籍とする者）二二となつてゐる。即ち村内婚六〇％に対し村外婚が四〇％も占めており、村外婚がかなりの高率を示しているのは、村外との接触交渉が当時に於いてすら可成り頻繁になつていた事の反映と見られる。これは実に江戸末期から明治年間にかけての行商による開放の結果である。村外婚

件数二二を更に分析してみると近隣村（都野津から五里以内の地域に存する村落）九件、県内（近隣村を除く他町村）三件、県外一〇件となつており、配偶者を県外に求めている者の割合が可成り多くなつてゐるのは注目すべきである。これ等県外婚は、ある若十の限られた県に限定されてゐるのでは決してなく、甚だ分散的であり各県に及んでゐる。即ちこれ等県外婚の相手の出身県と件数を分析してみると福岡・長崎・鹿児島・徳島・山口・広島・岡山・兵庫・大阪の各府県は夫々一、神戸市一となつてゐる。同年頃に於ては既に県外及び外地に進出してゐる者多く、これに対し近隣町村及び県内の居住者は甚だ少数である。斯かる事実を明らかにする為、更に同年度に於ける出生届を考察して見れば次の如くである。即ち、出生届によれば、届出数一三六件中一〇二件が村内から届けて居り、残り三四件が村外から届出されてゐる。村外からの届出数は、村内のそれに比して数的には遙かに少数ではあるが、これには県外及び国外からの届出数が大部分を占めてゐる事は注目しなければならない。即ち村外からの届出数の内訳は、近隣村四件、県内一件、県外一七件、国外一二件となつてゐる。死亡届に於ても全く同様の傾向が認められる。即ち死亡件数七七件中、村内を死亡場所とする者五五件、村外を死亡場所とする者二二件あり、後者を更に分析すれば、近隣村一、県内一、県外一一、外地九となつてゐる。大陸進出時代初期に於てすら斯くの如き状態であるから、その全盛期を経る後の昭和二〇年前後の様相は如何なるものであるかは、容易に想像され得るであろう。翻つて大陸進出の動機を考察するに、日露戦争終了後滿鉄会社が設立され、多数の邦人を滿州大陸が必要としたのが有力な動機で、海外へ進出するに至つたものであり、それと平行して県外各地への出稼ぎも為されたのである。従つて県外婚件数の発生をみるに至つたのは、斯かる県外及び外地出稼ぎの勃興の前後と見るべきであらう。

大正五年度に於てすら村外婚二二件中近隣村との婚姻は九件を示している状態であるから、行商時代にあつては、近隣村との通婚の件数は更に多数を示していたであろう事が想像される。行商の発生を江戸末期とみるならば、村外婚は既にその当時から発生を見ていたのではないかと思われるのであり、此の意味に於て都野津に於ける村外婚の歴史は可成り古いものがあるといえるであらう。併し乍ら明治時代にあつては、猶封建時代の封鎖的色彩が払拭され難く、従つて婚姻に於いても村外から配偶者を求める事は容易でなく、「何処の牛の骨

だやら馬の骨だやらわらんものを女房にした」と称して悪評の対象となり易かつた為、必然的に村内婚とならざるを得なかつたのであるが、行商時代を経過して大陸進出時代へと既に移行しつつあつた大正初期に於てすら、猶村内婚の傾向が強かつたであらう事は、前記大正五年度に於ける婚姻件数中約六〇%が村内婚であり、依然として村内婚が過半数を示してゐる事実よりして、容易に想像されるところである。

然るに大陸進出時代の後に至つては事情は全く一変してゐる。即ち昭和二二年度の婚姻件数七七件中町内婚の件数は僅か一四件であつて、総件数の約一八%に過ぎない。これに対し町外婚の件数は六三件八二%の多きを示してゐる。更に町外婚件数を分析してみると、近隣村（五里以内）九件一二%、県内二三件三八%、県外三一五〇%となつてをり、近隣村よりもそれ以外の県内の婚姻件数が多くなつており、県内よりも更に県外のそれが多くなつてゐる。斯かる現象は明らかに、町外居住者が近隣村より県内に多く、県内より県外に多い事をも示すものである。県外婚数を更に地域別に分析して見ると、広島県五、福岡県三、山口・大分・愛知・大阪の各府県夫々二、長崎・熊本・鹿児島・愛媛・岐阜・三重・富山・神奈川・埼玉・宮城・青森の各県夫々一、東京都一・門司市一・北海道一となつてゐる。即ち北は北海道から南は鹿児島に至る広汎なる地域に配偶者を求めているのである。大陸進出時代以来都野津が大陸及び、国内諸地域に向つて、如何に開放の度を高めて行つたかは、これによつてもその一端を推知することが出来るであらう。

朝鮮の如き近代化の遅れた所でも、村落の開放が最近に至つて急速に進み、従つて上記の大なる同族の集団も今や漸次解体の勢を示すに至つた。此の勢を生ぜしめた社会的事情としては次の如きものが挙げられる。(一)土地改良事業・水利灌漑施設・道路鉄道等の敷設・工場の設置の爲め同族部落の形態に変化を来し、(二)人口の増加に伴う耕地の細分化に依り、部落民の生活維持困難となり、(三)部落構成員中、教育の關係又は生活の必要上農業以外の他の職業に従事し、或いは官吏・会社員や商人又は職工・労務者となり、一家を挙げて他に転出し、(四)韓併合以来各種の部落団体が結成され、同族中心の団体勢力の失墜を来し、その部落統制力の減退したるものあり、(五)就中滿州移住又は北鮮開拓地移民及び日本内地出稼ぎの増加は、同族部落の戸数を激減せしめつゝあり、(六)晩近の鉱工業勃興に伴う農民の離村も亦、同族部落の崩壊を大ならしめてゐる

(善生永助、前掲書、一七九頁)。これ等の諸事情も究極に於ては、村落の地域の開放を促進する事著しい交通の発達によるところ大である。故に交通の変遷は同族部落の構造に影響を及ぼすことが極めて大であると言われる。(右同書、三一頁)。而して同族集団の崩壊は、家族及び同族を重んじ支持する儒教道徳の勢力を衰えしめ、社会思想に変化を見るに至つたので、同族觀念にも自ら影響があり、家即ち家族が社会構成の単位であると云う考え方がされるようになりつゝある。従つて同族団体の統制力結合力にも自ら変化が生じつゝあるとされる(右同書、三一―二頁)。斯くの如く朝鮮でも交通・経済・文化等の

一八 爾余の諸移動と開放

以上述べ來つた如き最近に於ける村落の開放によつて村落が蒙る影響は種々深刻なものがある。例えば一時的或いは永久的に村落を離脱する者の増加によつて、村落共有地の共同監理処分に関する不便が多くなり、その利用収益にも亦均衡が欠如するは自然であり、村落共有財の利用収益が減少するにつれて、之を各個人に分割する事が行われ、その個人の或者は一時の困窮の故に之を売却して共有財によつて媒介されていた彼と村落との結合を喪失し、やがて父祖以来所屬して來た村落から永く離れ去るに至る。或いはまた離村するに至らずとも、村外に職を有つ者は入会地の用益を適当な時期に行い難いが故に、此の入会地の恩恵を蒙る事が少くなると共に、之を大切にする氣持も薄らぎざるを得ず、更に化学肥料の普及によつて緑肥採取の必要が減じ、瓦屋根が一般化して萱場への依存が消失した事もあり、菓子が入手し易くなるにつれて、山の木の實を重んずる念も減ずる等々の事情によつて村民が入会地を尊重する度が低まると共に、之が保護手入れも不十分になつて、入会地が次第に荒廢する傾向を示すようになった。入会地を斯かる荒廢に委すよりは、寧ろ之を分割して個人の私有とすれば、それ等の土地は、依然として入会地に依存し又は入会地に対する特殊の利用方法を有つ者の所有に歸し、所有者は自己の個人所有地となつた土地に対しては往時以上の保護手入れを加える事が期待されるという事由から、国家が入会地の分割を奨励促進するところがあつたので、入会地は次第に減少して行つた。他方又諸部落を行政村に合併統合したところから、入会地を村有その他に変更する事が奨励された結果、その監理処分が村会を構成する一部富裕者によつて彼等の私利に合するようになつた。為に入会地利用によつて生活の一部を支えていた細民の受益が減じ、これ等細民が遂に生活難に堪えずして村を捨てるが如き事態も生じた。同様の事態は歐洲に於ても生じ、種々報告や論議の対象

發達せる地方では、近代化の進行につれて、人口が稠密になり、耕地は細分化して、大家族制度や大集団の同族部落は漸次崩壊衰微して行くのであるが、辺陲の地方では耕地も比較的広大であり、他の地方からの同族の者の入村は少く、従つて今猶原始的な社会組織が保存されて居る。濟州島や、珍島・莞島等の島嶼部に同族部落の多い事も、他の勢力の影響を受ける事が少く、同族の集団生活がよく維持されている結果であり、都会地に同族部落の少い理由は自ら明瞭である(右同書、三〇五―六頁)。

とされたところである。他方化学肥料による緑肥の減少・瓦屋根の普及等の如きによつて共有採草地の価値の低下したような所では、入会権が外来者にも容易に認可されるようになる。例えば「カドウチクリ」等と称する一定の割当て金を提供すれば、株を有つことが出来るといふが如く、株入が簡易化した所もあるのである。右の如く入会地の村人に対する重要性従つて又村人の入会地尊重の念が減弱するにつれて、入会地は次第に減少しつつあるが、今日と雖も入会地が村人にとつて大なる意義と価値とを有している所の少なからぬは勿論であり、昭和二四年の統計によれば、全国の部落有共有山面積は五六六、〇〇〇町歩である。

海の入会地たる地付海面への外来者の入漁の条件も亦、近時次第に緩和されて来た。此の傾向を決定的にしたものは、昭和二四年の漁業法の改正である。此の改正に基づき新たに伊豆の妻良部落の定款に定められた漁業組合加入条件は、次の通りである。即ち、組合員たる資格の必要条件は「この組合の地区内に住所を有する漁民で、一年のうち五〇日以上漁業を営み、又はこれに従事する者」となつてゐる。これ以上の必要条件は何等要求されていないが、その上準組合員として右の条件を充足し得ない者が組合へ加入する道すら講じられてゐる。斯くの如きは現在の漁業協同組合が有つ極めて開放的な側面を示しているものである。五〇日間の漁業従事という条件は、漁業をなす意志を以つて、組合に加入せんとする者にとつては当然の事であるから、その日数の最少限規定が極めて軽微であることと併せて、殆ど実際上は意味無きものであるから、部落内に居住しているという事が、組合員たる唯一の必要条件であるといふべく、外来者であつても現に部落内に居住するに至つた者であるならば、漁業組合に加入して、地先海面に一般村民と同様に入漁するのを拒否されない事を意味するのである。従つて漁民が一旦離村した後、再び帰村した場合、容易に組合に復帰することが可能であるのは勿論であり、村外転出は直ちに生業（漁業）の半ば永続的な放棄を意味するというような深刻な問題では無くなつてゐる。此の事は人や物の地域的移動性が著るしく高まつてゐる開放的な現代村落の現実的要請にも或る程度呼応してゐると見られよう。瀬戸内海の走島に於ける漁業協同組合加入条件を見れば（昭和二五年現在）、大体次の二項を挙げる事が出来る。即ち、(一)本島に居住し（居住年限には制限はないが、慣例上一年乃至二年連続居住しなければならぬ）、漁業経営者又は漁業従事者としての能力を有し、且つそれが一般に認知され得る実績（少くとも三〇日乃至九〇日以内程度の経営従事日数がある事）によつて実証されると同時に、漁業協同組合役員の認可を得る事が必要であり、(二)島外よりの帰島者で、漁業経営を有する者は、申込あり次第優先的に組合員となり得る。斯くの如く此処でも加入資格問題に就いてはあまりやかましく云つていないのが現実である。

既に村落の開放が進み、村民が外界の人及び物と接触交渉し、之を知ることが増大するにつれて、外界のものを直ちに嫌忌排斥する態度は自ら減弱し、従つて外来者の差別待遇も少くなる。村入りも講会に食事を出す位で済み、村人は之を排斥するような事はなく、傭人であつたからと特別な待遇が与えられるという事もない。時には蔭で悪口を言つても、単にそれだけの事であり、村の役職に対しても選挙形式が採用されて、就任に於ける世襲的固定性はなく、又新戸入戸が氏子総代にすらなり得る所もあるのであつて(福武、前掲書、一〇九、一六二頁)、例えば富山県神保村千里の如きでも、部落民は他人に依存して生活している外来者に対して特別に蔑視する態度を示さない。此処では引揚者の世話も親切に行われており、三軒の入植者が何等生活上の差別なく暮している。京都府の西南隅の東本梅村赤熊でも、概して村民は町や都市の者に対し既に以前から好感に似たものすら抱いていた。愛媛県関前村では外来者に対しては殆ど差別待遇を示さず、外来者を扱う態度は極めて公平であると言へる。差別は只村人を「所の人」、外来者を「旅の人間」或は「旅から来た人」と言う位なものである。株入り・氏子入り等の風もなく、外来者と雖も年金さえ納めれば農業会・漁業会にも加入出来、自由に入会地も利用出来るのである。上記の奈良県の雲梯に於ては養子縁組が割合に多い上に、養子を他村から迎える風がある。又養子を差別待遇することが無い点から見ても、開放性の進んでいる事が考えられ得る。又同部落では日頃の不平不満を述べるのが村の年初めに於ける総会の習慣であつたが、此の時でも外来者は自由に参加して、勝手な不平を並べることが出来た。併しこれ程外来者の扱いが無差別平等な所でさえ、外来者に如何に弁舌堂々の士があつても、外来者は一度も村の役員に選挙されなかつたという事は、従来に封鎖性が猶残存する事を物語るものである。此処では氏子入りも行われないので、この点でも外来者は区別される機会が少い上に、これ等外来者は大低近辺の町への通勤者であるので、彼等はむしろ祭その他の行事から免れて生活に就いての束縛が少い事を望んでいるのであつて、仮令氏子入りを拒まれても別に苦痛ではないであろう。又同部落では外来者との婚姻も特に忌避される傾向はない。同じく奈良県の昭和村の部落民は都会や町に対する憧れの心が強く、従つて町の人や都会人に対して敬意・尊重の念を抱いている程であつて、侮蔑の念を抱くということはない。兵庫県市野保でも現今の氏子入りは簡単に認められる。即ち移住して来てから三、四年を経て永住の見込があれば、氏神の祭礼の儀式の準備又その儀式そのものに参加させる事によつて、本當の氏子であるとの資格を認るに至るのである。熊本市に接する中緑村の如きも郊外村として早くから外界との接触が多かつたので、以前から村人の資格を云々した事はなく、来住者も一応完全に村人としての待遇を受け、古くからの村民が来住家族に対して差別的な感情乃至觀念を抱く様子も見受けられないとの事である。長野県の諏訪湖西岸

の或部落では、二〇年程前に移入した者で子供に前科者がある者でも、氏神や寺院の祭礼行事に指導的活動をしているという例もある。斯ういう風であるから、一般に今日でも「来り者」は卑下される傾向のある所でも、それが何等かの拘束となつて制度上に現われる事は余りなく、その家の素性よりもその個人の才能を重じ、通婚の關係に於ても、余り特別扱いを見ないとまで言われるに至つた（鈴木栄太郎、前掲書、五九五頁）。これ等は何れも村落開放の雄弁なる表現に外ならない。

先に記した如く愛媛県柳谷村荻荷部落は文化文政時代に既に人口の飽和度に達し爾来久しく戸数が増さなかつたが、明治以後漸次戸数の増加を見、殊に最近になつて農業に従事する外来者の来住を容れ得る様になつたが、これは、明治二〇年以後に於て有利な商品作物としての三椏が山畑に栽培される様になつた事、道路の整備索道の設置によつて立木が商品化され、為に林業賃労働・製炭労働等の兼業的な日傭労働に従事し得る様になつた事、道路拡張工事や発電所建設工事等の日傭労働で合間稼ぎが為され得た事等によるものと考えられる。尚これ等の定住して農業に従事した外来者の外に、教師・巡査・商人・樵夫・炭焼き・遊芸人等農業以外の職業を有つて一時此の部落に居住した者も存在した。現在部落に居住している二つの商店の主人は、何れも外来者であるが、二人共部落の女を妻としている。此の事実よりしても、外来者が忌避され、彼等と親しく交際する者が外来者と共に差別扱いを受けるが故に、外来者は忌避されて孤立せざるを得ないという様な事も全然ない事が知られる。斯くの如き外来者の忌避の欠如は、外来者と部落民との通婚を全般的に見れば一層明瞭になる。明治初期以後に來住して現在に到つている一一戸中本籍を此の部落に置いて九戸と部落現住民との通婚を検討すると、九戸中七戸が此の部落の本来の居住者一二戸との間に一四回婚姻關係を結んでいる事が知られる。部落民と婚姻關係の無い二戸は何れも当主が他地で妻帯した後に来住し、且つ子女を持たない老人である故、これを除外すれば、子女を持つた外来者の全戸が部落民と通婚している事になる。但しこれ等外来者との通婚の件数の時期的推移を表とすれば次の如くである。

	明治	大正	昭和				
	二〇一三〇	三一一四〇	四一一六	七一二	三一二	二二二二	二二二二六
○	一	○	二	四	五	二	計
							一四

即ち大正中期中から急に多くなつてゐるが、これは此の頃から当部落の開放が進み初めた事と対応する事は留意さるべきである。又外来者と婚姻關係を結

んでいる部落現住民一二戸は全部農家であつて、その経営の内訳は自作農七戸、小自作農二戸、小作農三戸である（昭和三年臨時農

業センサス中間報告)。此の数字が示す如く、これ等の中には経済的にも社会的にも普通である者が多い。更に又右の様に部落に定住した外来者ばかりでなく、一時他の業務を有つて往来した商人や、樵夫・炭焼き・日傭人夫等と関係を結び、これ等の者に連れられて転出する娘も少くない。斯くの如く外来者との通婚は忌避される事はなく、寧ろ部落の若い娘にとつては、農業以外の業務を有つ外来者との婚姻は、部落の青年と結婚して烈しい日々の労働に従事せねばならない事に比較して、彼女等の望むところであるのである。斯様に茗荷では外来者の来住を忌避排斥し差別待遇を与え、侮蔑乃至輕蔑したり、交際を忌避排斥する事が認められないのである。

以上種々見て来た事によつて知られる様に、村落に対して、封鎖的に作用していた因素が何れも時と共にその力を減じたので、村人は地域的移動に対する否定的乃至消極的態度を次第に喪い、父祖以来の居住村落への執着も薄らぐに至つた。奈良県篠原部落は山中に孤立して水田は全く無く、昔は杓子製造により今は山稼ぎによつて僅かに生計を立てるの外はない程生活条件の恵まれない所であり、開放の進むにつれて外部の生活様式が流入し、生活水準が高まる結果として、生活の困難が加わり、都会その他への出稼ぎが多くなつたのは自然の成り行きであるが、村人は「自分達の子供が一人のこらず、外に出かけて行つてしまふ様な事があれば、自分達もそれについて、大阪でも東京へでも何処へでも行つて、其処に住みつくことになつても、一向構わない」と言うに至つている。あこがれや投げやりの言葉と現実とは異り、幾山河の彼方なる大都会に山の中から急に出て、仕合せならで限らない苦難が待つてゐるばかりである。従つて村内で兎も角も生活出来る限り、実際に村人が村を去る事は容易には生じないのは勿論であるが、右の様な言葉が聞かれるという事は、人々と部落との結びつきが漸次的に減弱しつつある事実を示唆していると見られよう。

これまで述べ来た事によつて、今や村落が従前の封鎖的構造から新たな開放的構造に転ぜる事を一瞥した。村落の開放が早くから進行し初めた英国に於て、嘗ては移動を嫌忌し又移動に対する願望も関心もないらしいと言われた農民の村落が、今や旅行を通学同様の普通の事と考えるように慣らされた新しい移動性の世代の者によつて占められるに至つたのは、自然の事である。

(Thomas 前掲書、一九二〇頁)。併し乍ら此の村落構造の根本的転廻は最近の現象に過ぎず、また総ての村落に見られるものでない事は注意されねばならない。近代国家の早く整備されたのは英仏であつて、中欧に於てさえそれは一九世紀の後半に実現されたに過ぎない。又資本主義も所謂高度資本主義の時代に入つたのは産業革命以後であつて、先進国なるイギリスに於てさえ、資本主義経営が然らざる経営より広汎になつて、経済界に支配的地位を占めるに至つたのは一九世紀の中葉である。都市の發達も亦一九世紀以

後の事に過ぎない。従つて都鄙の交渉の如きも最近の現象に属する。ルイ一四世時代のフランスに於ては、哲学者や社会批評家は都市と田舎との住民の差異を、人種的差異の如くにさえ考えていたのであつて、当時極めて長く都市に居住していた田舎出の者も大都市の出身者とは殆ど別異な人々と看做され、野蛮人(*des barbares*)異人乃至外人とされた(*R. Michels: Patriotismus* 一九二九年、九六頁)。斯かる事は当時都鄙間の交通が如何に少く、為にまた都鄙の差異が如何に深く且大なりしかを物語るものである。従つてまた當時は労働者の村落を去つて都市に集る者も少く、一般にその郷土に愛着を抱くと共に都市生活を嫌忌する事が強かつた。ヂアン・バプチスト・セイが、多数の労働者をその家族と共に或地方から他の地方に移し、此の新たな地方に於ける彼等の生活を出来る限り心地よきものにせんとして、あらゆる施設を施し与えたのであるが、これ等労働者の故郷への愛着は頗る強く、数年の中にその殆ど全部が故郷に帰つてしまつたのであつた(右同書、六二頁)。これ即ち此の時代には、労働者がなほ隣接地に赴くのも外国に赴くに等しいとする離郷の病的嫌忌を抱いていた事を如実に示すものである。

現代日本の村落にも人及び物の出入が急激に増加したけれども、村落構成員即ち村落居住者の大部分の定住性は、今も昔も大差ない点に於て、村落開放の基本限定は依然として存立している。即ち一年に村落から他に転居する戸数の割合は、極めて微々たるものであつて、殆ど無に等しい。学校生徒の転出入の少い事が移動家族の少い事の証左である事は何人も認めるであろうが、琵琶湖東岸の平坦部にあつて、開放度の高い野州町久野部の如きに於てすら、一家全部の引越しの記憶されるのは只一件だけで、大正末期の生活困窮の為の夜逃げであるというが如き例によつても、如何に村落家族の移動の少いかが窺れよう。これに対して第一次大戦後のドイツの都市住民は一年に約六分の一が転出し、同じく約六分の一が転入するという事実を顧る時、現代と雖も村落と都市との間には開放の度に於て根本的な差異の厳存する事が認められるであろう。

昭和七年全国都道府県から代表的に選定された四六七部落、戸数二八、一〇八戸に就いての調査によれば、他郷に転住した戸数の割合は地主〇・二一%小作人〇・四五%両者を合しても〇・六六%に過ぎない。又国外移民地に移住せるものの戸数割合は〇・二%逃亡して行衛不明となれる戸数〇・一二%であつて、総てを合しても離村戸数の割合は一・〇二%に過ぎない(鶴沢忠、農村社会の一報告、日本社会学年報調査、第三輯、二二六―九頁)。これは勿論戸数であつて人数ではないが、これによつても農村家族が現在も猶極めて定住的な事が察知されるであろう。封鎖性の大きな滋賀県東草野村甲賀の如きは昭和二四年度の全部落人口二一六人に対し、転入は五人転出は四人であり、その内訳は次の通りである。

入			転			出			転			性	年令	職業	移動月日	場	所	
女	男		女	男	女	女	女	男	女	女	男							
一四	二	〃	三三	三三	一九	一四	一五	一九	二二	一四	一五	二二	〃	〃	〃	〃	〃	〃
学	無	〃	〃	〃	農	学	女	会	機	学	女	機	〃	〃	〃	〃	〃	〃
童	職	〃	〃	〃	業	童	工	社	関	童	工	工	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二二・二〇	〃	〃	一一・二五	五・一三	〃	一一・二二	九・三〇	四・四	一・二六	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
京都市	〃	〃	福井県	長浜市	〃	京都市	〃	長浜市	愛知県	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
京大病院	〃	〃	坂井郡	船山町	〃	京大病院	御堂前町	八幡中山	中島郡	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
入院	〃	〃	坪江村	稲沢	〃	入院	〃	長浜産業	稲沢	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

の尋常科一年から六年迄の転出入生徒数の和の在校生総数に対する比率を見れば、昭和六・七・八・九年の各年毎に、夫々一・八九%、二・〇二%、二・七〇%、二・二六%である。又福井県の平坦部坂井郡高椋村の小学校の昭和一六年度に於ける生徒の移動を見れば、生徒総数に対する転出転入の和の比率は二・一四%である。戦後の若干例を挙げるならば、京都市の西郊に位する嵯峨小学校の昭和二八、二九兩年度に於ける転出入生徒数の和の在校生総数に対する比率は、夫々六・六%、七・六七%で、稍々高いが、大都市の郊外の開放度の高い地区の学校としては、さまで高いとは言われない。更に京都府の亀岡の東南なる南桑田郡篠村小学校では、昭和二八、二九兩年度に於ける在校生総数は夫々、五三〇、五四二であるに對し、二八年度の転出は〇、転入は三であり、二九年度の転出は二、転入は〇である。従つて二八年度転出入の和の在校生総数との比率は〇・五六七であり、二九年度のそれは〇・三六九で、共に殆ど零に等しいのである。大阪市から奈良市に至る鉄道片町線に沿う大阪府北河内郡津田町の町立中学校に就いて見ても、昭和二八年度には生徒総数四三七に對して、転出三転入一であつて、総数に對する転出入の和の割合は〇・九一七、昭和二九年度には〇・九六九である。斯くの如く大都市に近い村落や町の小中学生の最近の移動も決して多くはない事が知られる。併し乍ら村民の移動には所によつて著しい差異がある事は忘れてはならない。一五の村の調査が、約五戸に一戸の割合で流入を受け入れており、多い部落では二戸に一戸の割合を示している所さえあると言われる(福武、前掲書、一九八頁)。

上の表中一四才の学童は同一人が転出し、また再び転入せる者なる故、これを除けば、転出入は極めて僅かになるのである。転出入数の低率は国土周辺の僻村に至つて一層甚しく、例えば南津輕の山形村大川原等では昭和二五年の調べによれば、小学生の転出入は一人も無いのである。斯くの如きは特別な場合であるとしても、通常の村落に於ける学童の転出入率も戦前戦後共に決して著しくはない。戦前の一例として、松本市に近く今は鉄道の駅もある農村長野県東筑摩郡広岡村の小学校

人口が飽和度に達して村内の過剰人口を都市その他に流出せしめている村落に、村外から永住的に入り込む者は主として結婚による入村者であるが、通婚の範囲が先に述べた如く略々一定し、現代と雖も飛躍的に拡大する事なく、都市その他から村落に入婚するものは例外的事例に過ぎず、交通路の開通その他によつて多少の変動はありながらも、決して多数に上らない事も亦、村落の開放性がその被限定性の礎石を未だ喪失していない事を示すものと見られよう。又村人が村外に出る機会も今猶頗る限定されていて、都市住民に比すれば村人の地域的移動が頗る少い。实例に就いて見れば、兵庫県の市野保の住民は一月平均三回位村から出る。但し男と女とは差があり、男の場合は月四、五回であり、女の場合は一年平均一〇回位に止まる。又村民が汽車・自動車を用いる事は汽車で通勤している者以外は非常に稀である。汽車の駅迄は約二〇町あり、又バス通りまでも大略同じ位であるが、併しバスを用いる事は全くないと言つてよく、利用する交通機関は全て汽車である。又村人が旅行に出る事は甚だ稀である。それは旅行に出ると経済的負担になる事が第一の理由であり、又一年中で農耕のない時期を選ばなくてはならないから、いきおい旅行に出る事を躊躇するようになるという制約は、農業そのものに根ざしている。その外更に勝手の分らない土地に出て行く事を恐れ心配する傾向があり、個人ではなかなか出掛けないで、団体旅行ならば行くのである。即ち現代の市野保の人は旅行が嫌いなのでなく、旅行に行きたい欲望は強い点で往年の村民とは異つてきているのであつて、上方見物・寺詣りの費用の積立を行つている程であるが、都市の人の如く時を選ばず、単独に何処へでも往つて来るようになっていないのである。又商取引や観光等で人間の出入の頻繁であり、出稼ぎも気軽になされる鳥羽沖の答志村の如きでさえ、村民は出稼ぎの外には遠くに旅行をすることがないと言われている。現代でも村落民の移動が少く又移動に対する嫌悪さえ認められる村もあるが、これは経済的な事情によるのみではない。移動せんとする願望も関心も共に存在しないのである。それ等が存しないのは交通の不便な事や今猶自給自足性が高度に存続するという事情にもよるのであろう。奈良県十津川村小原では、既に触れた様に遠隔地へ行く為には山峽を縫い峠を上下する事を重ねて七時間もバスに揺られるか、又は同様に七時間かかる船を使用せねばならず、更に一般農家では其の日の生活に追われて遠く出る暇もない関係から、遠隔地への旅行を好まないものである。事実本部落民の中で大阪は勿論の事、五条新宮等の都市へ行つた事のある者は稀である。農夫は地方の市場よりも遠くまで旅行する事は殆どない。大多数の者にとつてはその地方 (country) の外まで出る事は生涯の中の冒険事である (F. G. Thomas : 前掲書、一九頁)。と言われるイギリス農民の移動の少なさは、同時にまた少くとも少し前までのあらゆる国々に於ても認められたところであらう。此の村落の封鎖性は村民の離村の乏しさに当然直接現われているのであつて、

例えば宇治市の一部なる白川部落に就いて見ても、戦後でも疎開して来ていた人達が出て行つただけで、部落に以前からいた人が一家全部外へ移住したという事実は、昭和四年から以後無いのである。斯くの如く比較的移転の多い都市の近郊村でも過去二〇年三〇年に亘り、一戸の離村も見ないというような所が少くないのである。又上記の移入者の氏子入りを容易に認めない岐阜市郊外の席田村加茂の住民も、村外に出、遠方へ行く事は極めて少ない。此の事を示す一つのエピソードを挙げれば、村人の講仲間が高野山詣りをした時、その中の一人なる某妻女は岐阜駅を見るのは八年振りであると述懐した。八年前に汽車に乗つたのは重井の南宮神社へ戦勝祈願に行つた時の事だという。

之を要するに村落は有史以前から一九世紀中葉迄厳しい封鎖性を根底とし、周囲一定の近隣に対する限定された開放を附随的に伴つていたのであるが、文明国の村落に於ては人及び物の出入移動の増大昂進によつて、開放性が急激に多岐強大となつて、人間の定住性を基礎とする封鎖性と並立せんとする傾向を有するに至つて、村落はその構造を一新した。併しながら之を都市と比較すれば、此の新たな村落構造も、右の成員の定住性及び移動する人及び物の量に於てなお根本的差異を有している。それは正に旧き村落と現代都市との中間にあるとも見らるべき位置を占めていたのである。